

会 議 録 目 次

令和 4 年第 3 回曾於市議會臨時会

会期日程	1
○10月26日（水）	
議事日程第 1 号	3
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
承認案第 7 号	5
議案第77号	13
閉 会	22

会 議 録 目 次

令和 4 年第 4 回曾於市議會定例会

会期日程	23
○12月 9 日（金）	
議事日程第 1 号	25
開 会	28
開 議	28
会議録署名議員の指名	28
会期の決定	28
議長諸般の報告	28
市長の一般行政報告	28
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	29
議案第80号～議案第82号	35
議案第85号、議案第86号	43
議案第89号～議案第95号	51
議案第78号、議案第79号	54
議案第83号	62
議案第84号	63
議案第87号	63
議案第88号	64
議案第96号	68
議案第97号～議案第99号	91
議案第100号、議案第101号	93
散 会	97
○12月13日（火）	
議事日程第 2 号	99
開 議	101
一般質問	
渡辺 利治 議員	101
徳峰 一成 議員	118
上村 龍生 議員	136
片田 洋志 議員	149
散 会	162

○12月14日（水）

議事日程第3号	163
開 議	165
一般質問	
迫 杉雄 議員	165
鈴木 栄一 議員	185
出水 優樹 議員	194
今鶴 治信 議員	209
散 会	221

○12月15日（木）

議事日程第4号	223
開 議	225
一般質問	
矢上 弘幸 議員	225
瀬戸口恵理 議員	235
山中 雅人 議員	260
岩水 豊 議員	290
渕合 昌昭 議員	305
散 会	319

○12月23日（金）

議事日程第5号	321
開 議	324
議案第78号、議案第79号	324
議案第83号	326
議案第84号	330
議案第87号	331
議案第88号	332
議案第96号	335
議案第97号～議案第99号	346
議案第100号、議案第101号	348
陳情第8号	349
議会改革調査特別委員会の調査中間報告	351
閉会中の継続調査申出について	355
議員派遣の件	355
発議第7号	356

閉 会	369

令和4年第3回曾於市議會臨時會

會 期 日 程

令和4年第3回曾於市議會臨時會會期日程

會期 1 日間

月	日	曜	會 議	摘 要
1 0	2 6	水	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議案の上程・審議・表決 ○閉會

令和4年第3回曾於市議會臨時会

令和4年10月26日

(第1日目)

令和4年第3回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

令和4年10月26日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 承認案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度曾於市一般会計補正予算（第6号））

第4 議案第77号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	渕合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 吉田竜大 総務係長 梅木康
主任 富永大介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	中村涼一				
副	市	長	八木達範	教	育	総務課長	鶴田洋一			
副	市	長	大休寺拓夫	学	校	教	育	課長	平千力	
総	務	課	長	今村浩次	生	涯	学	習	課長	竹下伸一

大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 政 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 林 務 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	農業委員会事務局長	中 山 純 一
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥		
福祉事務所長兼福祉介護課長	笠 野 満		
土 木 課 長	上 集 基 志		
大隅支所産業振興課長	福 満 誠		
財部支所産業振興課長	池 上 武 志		

開会 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、令和4年第3回曾於市議会臨時会を開会いたします。

○議長（久長登良男）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、九日克典議員及び土屋健一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日10月26日の1日限りといたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 承認案第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度曾於市一般会計補正予算（第6号））

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、承認案第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度曾於市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、承認案第7号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

本案は、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第6号）を令和4年10月4日付け

で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入については、繰入金で財源調整による財政調整基金繰入金を1億293万9,000円、市債は、災害復旧債の現年発生農業用施設災害復旧費6,160万円、現年発生農林施設災害復旧費1,170万円、現年発生公共土木施設災害復旧費6,420万円をそれぞれ追加するものです。歳出については、台風14号の災害発生に伴う農林水産施設災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費を1億2,745万1,000円、林業施設災害復旧費を2,040万円、公共土木施設災害復旧費の現年発生公共土木施設災害復旧費を9,258万8,000円をそれぞれ追加するものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は2億4,043万9,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ285億8,330万2,000円となりました。よろしく御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

議長、マスクを外していいですか。

4項目にわたって質問いたします。

今回の補正は、ただいま市長報告にありましたように、災害関係でございます。2億4,043万9,000円ですが、今年は大きな台風等もなく、また被害が少なかったために、結果としてこのように臨時会でも例年に比べたら少ない金額であります。

質問であります。合併後、本年度のように災害が少なかった年があったかどうか、記憶に定かでないかもしれませんが、担当課長のほうでこうした2億円、3億円で済むような、そうした過去の事例があったかどうか、報告してください。

質問の2点目、歳入額はただいま話がありましたように2億4,043万9,000円ですが、この中で財政調整基金からの繰入れが1億293万9,000円と、さらに市債1億3,750万円となっております。今回の補正予算では、国の補助は使えないのかどうか質問の2点目であります。

質問の3点目、市債の内容について質問いたします。具体的に市債の名称・利率・返済期間、あるいは交付税措置など、概要について説明してください。

最後に第4点目、事業費の比較的大きかった災害がもしあったら、耕地林務課並びに土木課など担当課長のほうで報告してください。特に土木課関係はないかと思えますけれども、耕地林務課のほうを中心として二、三例の事例を報告してください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、まず、3点目ありました市債の内容についてお答えしたいと思います。

今回、予算措置しております災害復旧債の現年発生農業用施設の一般単独災害復旧事業6,160万円でございますが、これにつきましては、事業費の充当率が65%、次に、現年発生農林施設一般単独災害復旧事業1,170万円につきましても、充当率は65%。次に、現年発生公共土木施設一般単独災害復旧事業債の6,420万円につきましては、充当率が100%となっております。

交付税算入率につきましては、いずれも財政力に応じて47.5%から85.5%の間となっております。これにつきましては、償還が始まりました後に、交付税算定台帳の中でその数字が財政力に応じて出てくるものと考えているところでございます。

ほか、利率につきましては、申し訳ございません、今、ちょっと調べておりませんでしたので、それにつきましては後もって調べてからまたお答えしたいと思っております、現在の利率をですね。

それと、償還の期限ですが、償還期限につきましては、一般単独事業債につきましては10年の償還で、うち2年を据置きと考えているところでございます。

以上でございます。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

それでは、御質問のあった点についてお答えしたいと思います。

今年も災害が少なかったということですが、台風14号の今回、臨時会での専決ということになっておりますけれども、まあまあ大きな災害であったと思っております。過去におきましては、5年に1度には大きな災害が起きるというような感じで耕地災でも100件以上の補助災害が発生しておりますが、ここ数年におきましては、傾向としましては異常気象という中で令和元年、令和2年ということで、立て続けに大きな災害が発生しておりまして、昨年はまあ比較的少なかったところであります。

（「金額を聞いてるんですよ、前年に比べて少なかったと思うではなく実際はどうだったんですかと。一般論的な答弁ではいかんですよ。本会議だから」と言う者あり）

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

昨年度との比較につきましては、今、ちょっとこちらに手持ち資料がないところであります。

（「次から準備してきてくださいよ」と言う者あり）

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

分かりました。

それから、国の補助についてということですが、専決におきましては、国

の補助については見てないところでありますが、12月補正、それから3月補正というところで補助率等が暫定法では農地50%、施設65%ということになっておりますが、増高等がありまして補助率が上がってまいりますので、それに基づいてまた補正を申請してまいりたいというふうに思っています。今回の専決におきましては、応急作業、委託料と災害査定測量が主なものになっておりますので、そちらについては補助はないところであります。

あと大きな災害であります、3,000万円級の災害が道路災ということで1件発生しております。

あとは1,000万円以下のものとなっております。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

道路災害です。

(「場所は」と言う者あり)

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

場所は大隅のほうになります。

(「場所は具体的にどこかという、これ本会議だから」と言う者あり)

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

大隅の末吉との町境の、光神から大隅の折田のほうに抜ける過疎基幹農道がありますけれども、そこから田んぼのほうに降りる道路が河川のほうに高さ20mほど落ちておりまして、今後、復旧工法について詳細に詰めているところではあります、概算として3,000万円くらいということで考えているところであります。

以上です。

○土木課長（上集基志）

それではお答えいたします。

土木のほうですけれども、国の補助といたしまして3分の2、66.7%が国の補助となっております。

それと事業費ですけれども、道路災害が主でして、2,000万円を超えるのが7件ございます。道路は6件、河川が1件です。あくまでも報告額ですので、若干変わってくると思いますが、河川のほうが川原谷川、道路のほうが末吉の上高松・中尾谷線、大隅で笠木・かんじん松線、梶ヶ野・わらび谷線、市吉・梶ヶ野線、榎木段線と財部の壱比野・八ヶ代線となっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ちょっと時間の関係で再度、答弁漏れを含めて質問いたします。

合併後、本年度のような災害が少なかった年があったのかということでもあります。私は総体が今回 2 億 4,000 万円ですが、2 億 4,000 万円に比べて過去 17 年間の合併時、平成 17 年以降ですね、本年のように少ない年があったのかどうかという数字の確認を含めた質問でありますので、単純にこのような数字の小さいのがあったのかどうかの確認であります。もしあったら令和若しくは平成何年度に総体、どれぐらいの予算措置があったという、そうした具体的な、私にも分かる形での答弁が欲しいわけであります。どなたか担当課長が答えられたらお答え願いたいと思います。くどいようでありますけれども、即決でありますので、やはりもっと緊張感を持って材料揃えて答弁していただきたいと思っております、今後でもですね。

次に、質問の 2 点目ではありますが、これも繰り返しであります。この歳入の 2 億 4,043 万 9,000 円の中で、財調からの繰入金は 1 億円余、市債が 1 億 3,000 万円余であります。今回の補正では国の補正では付かないのか、あるいは今後、付かないのかといった、ここでは単純な質問であります。ほとんど今回の補正に限っては、国の補助が見られないんですよ。先ほどの答弁の中で、一応、交付税措置等は答弁が課長からありましたけれども、今回のような災害に関する予算では、基本的にはこの予算提案の段階では全額一般財源で、今後も結果として補助は一部を使わないのかどうかという単純な質問でありますので、どなたかお答え願いたいと考えております、2 点目。

次に、3 点目ではありますが、市債の内容についても財政課長のほうから充当率は全て 3 つの市債とも 65% であるけれども、しかし交付税措置についてはこの 47.5% から 85.5% ということで大きな開きがあるわけですね。それが結果見ないと分からんということは、今のこの時代において、地方自治体のありようから見て、このように国任せでいいのかどうか。もっと詰めて今回の場合、予算が少ないですけれども、市債もだから結果として少ないですけれども、約 2 倍も開きがあるようなことを本会議で議論するようなありようが本当にいいのかどうか、その点でも現状はそうであるのかどうかを含めてお答え願いたいと考えております。多少の交付税の措置の返還はありましようけれども、47.5% から 85.5% と 2 倍開きがあるわけですね。そういった曖昧模糊とした議会審議で対応していいのかどうか。これは議会を含めて残念なことでありますので、もっと詰めた説明が必要じゃないかという立場からも、答弁をしていただきたいと考えております。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

予算措置の状況につきまして、最初、答弁、質問がございましたが、これについ

ては、すみません、今現在、資料としてこちらのほうにないところでございますので、今のところ、私のほうではちょっとお答えできないところでございます。

国の補助がないかということで、これについては先ほど答弁があったと思うんですが、12月の補正予算のほうで、12月の定例会、そういったところで計上されるものと思っております。

今回、計上いたしましたのが、完全に単独事業の部分に係る部分でございます。これにつきましては、ですから補助がございませんので、市債、そして財政調整基金での財源充当したところでございます。

それから、市債の内容についてでございますが、先ほど質問がありまして私のほうで申し訳ございません、資料がありませんでしたが、償還につきましての利率でございます。10月1日現在でございますが、10年以内の2年制置きというのは0.2%という利率に今現在はなっております。ただ、これにつきましても毎月、毎月変わってまいりますので、今現在でしますと0.2%ということでございます。

それと、交付税措置率の47.5%から85.5%となっております。これにつきましては償還額が大きくなればなるほど、それに対して交付税の率が大きくなる、交付税の算定の仕組み上、そのような形になっております。今現在、ですから私のほうでも言えることは、国から示されている数字、この47.5%から85.5%の間ということでございます。ですので、償還額が決まって、そして、それを交付税算定台帳に載せたときに、はじめてその利率がはつきりする。でも、最低でも47.5%交付税措置があるということでございます。これまではこの一般単独事業債の適用が大分絞られておりました。ただ、近年、大きな災害が起きて、ここ二、三年ですかね、この単独債について大分国のほうも認めてくださるという形で今回、このような形で財源措置をしたところでございます。

以上でございます。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

先ほど全体で2億4,000万円ということで御質問がありましたが、今、財政課長からも答弁がありましたとおり、今回、専決処分をお願いしたのは測量委託費、それから応急作業委託費、それから災害復旧、応急作業に伴う原材料費ということで、緊急的に必要なもののみであります。それ以外の市単独災害復旧費、それから国庫補助災害を合わせまして、耕地課分としましては3億4,050万9,000円ということで考えております。国庫補助債につきましては、約2億円ほどの報告が来ているところでありまして、これにつきましては、先ほどお話ししたとおり、国の増高等を受けまして、最終的な補助率が決まりましたら、それを議会のほうに提出したいというふうに思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目であります、大体全体の概要は分かりました。財政課長の2回目の答弁にありましたように、今回は単独債を中心とした予算ということで、一応、国庫補助を含めた予算は、12月の定例議会で提案されるということで理解していいですね。その場合は総体ということで、12月では大体何億円くらいが提案が予定されているか、これが第1点。それから第2点目、市債の内容であります、くどうようであります、2回目の財政課長の答弁では、この47.5%から85.5%については、この借入額の金額に応じてこの変動があり得るという課長答弁だったですよ。最近、これが大分緩和というか弾力的になってるという答弁でなかったかと思うんですが、やはり経験則から見て、今回の場合は金額が小さいですので、この47.5%近い数字あるのかどうか、こういった事例もあったかもしれんけども、大体災害というのは過去、昔から交付税率が高いと理解・記憶いたしておりますので、やはり2分の1前後というのは少ないんじゃないかという私、印象を持ったんですよ。その点で、経験則から見ても今回の場合は起債額が小さいですので、やはりそう大きくはないということで理解していいのかどうか、以上2点の確認を含めた質問であります。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、借入額の償還の関係についてでございます。

起債の関係でございますが、議員から言われましたとおり、国庫補助の災害の対象になった部分、これにつきましては交付税算入率が95%と大変大きくなっております。ただ、一般単独債、今回のように応急作業、それから測量、そういったものになりますと、こういった形で交付税参入率が落ちてくる、47.5%に落ちてくるというところでございます。この額につきましても、幅が大きくあるんですが、借入額ではなくて、その年の償還額、この償還額がどれくらいのウェイトを占めてるかでこの財政力に応じてということで47.5%から85.5%という間になっているようでございます。

昨年の、これもあくまでも試算ですが、昨年の一般単独事業債を借りたときの初年度、利子のみだったときにはこの、やはり47.5%を少し上回る額になったところでございます。償還額が大きければ大きいほど、この財政力に応じてということでこの辺をカバーしていただけるという形になっております。

単独事業債につきましては、借り出したのはつい最近になってからですので、なかなかこの47.5%という数字に馴染みがないかもしれませんが、やはりこういった応急災害、そういったものにも手立てをしていただけるということでは、交付税としては措置率があるということは大変助かっているものと考えているところでござ

います。

以上でございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

（何ごとか言う者あり）

○議長（久長登良男）

それは、今、これを即決して県に申請をしてから。

（何ごとか言う者あり）

○土木課長（上集基志）

それでは、お答えいたします。

12月議会のほうに計上する予定額は、3億9,000万円程度を計上する予定でございます。

以上です。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

耕地林務課におきましても、2億円程度の工事費の補正をお願いしようと思っ
ているところであります。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案第7号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、承認案第7号について討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これより、承認案第7号を採決いたします。お諮りします。承認案第7号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案第7号は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第4 議案第77号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、議案第77号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第4、議案第77号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページ目をお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に8,784万2,000円を追加し、総額を286億7,114万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要を配付いたしました補正予算提案理由書により説明いたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、国庫支出金は、民生費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を3億7,145万7,000円追加し、県支出金は、農林水産業費県補助金の産地パワーアップ事業費補助金を3億3,064万4,000円減額し、市債は、農林水産業債のゆず加工施設整備事業を5,130万円追加するものが主なものです。

歳出については、価格高騰緊急支援給付金等の追加により、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業を3億7,139万2,000円追加し、ゆず搾汁センター搾汁機械設備工事等の変更により、ゆず加工施設整備事業を2億8,361万5,000円減額するものが主なものです。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、歳入の8,784万2,000円の市債について3項目質問いたします。

今回の補正予算で8,284万2,000円の市債借入れが予算計上されておりますが、これを行った理由について報告してください。当初、この事業を始めるに当たっての資金計画にはこの市債借入れの8,784万2,000円はなかったのではないかと思いますけれども、当初からあって、今、年度途中でのこの予算計上でもあるのか、確認を含めた質問であります。

質問の第2点目、歳入の中のゆず加工施設整備事業5,130万円の市債について、名称・利率と返済、交付税措置について報告してください。

3点目、このことで一般会計全体の市債の現段階での借入残高はいくらになっているか、報告してください。

以上、3点であります。

次に、歳出について、まずユズ関係から質問いたします。

質問の第1点、産地パワーアップ事業費補助金が3億3,064万4,000円を減額した理由、あるいは事情について、また事業途中にこれほど大きな補助金が減額される例は記憶にはないことですが、その理由についても経過を含めて説明してください。これが質問の第1点であります。

第2点目、減額されたこの補助金は同額が今後、いつの議会に提案の予定であるのかであります。

質問の3点目、事業終了は令和何年の何月の予定であるのか、このことで今回の補正があったとしても、事業終了には全く支障はないと受け止めていいのかどうかであります。

質問の4点目、関連して、製品在庫は現在何トンであるのか、それは年間販売量のおおよそ何割に当たるのか。在庫処分が一転前進したのかを含めての質問であります。

次に、電力・ガス・食料品等の支給事業の3億7,139万2,000円について4項目質問いたします。

まず、質問の第1点は、支出の根拠・名称を子育て世帯等の支給事業とした理由について、報告してください。

質問の2点目、このことに関連して、今回の補助対象の非課税世帯の7,301世帯の中で、子育て世帯は何世帯であるのか。この確認を含めた質問であります。

質問の3点目、またこのことに関連して、曾於市全体の課税対象世帯は1万4,000を超えと思うんですけども、対象世帯は現段階で何世帯であるのかの確認を含めた質問であります。

最後に4点目、非課税世帯等の7,301世帯の中で、特に申請等が困難な高齢者、

中でも県外の医療機関に入院されている方、あるいは県外の老人福祉施設等に入所の高齢者はおおよそ何世帯とみられるか、その方々が確実に漏れなく申請ができるためには、どのようなやり方を考えておられるかの質問であります。このことは、今年に入っての10万円支給の例があります。10万円支給では結果として支給されなかった事例があったかどうかを含めての4項目目の質問であります。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今ありました市債の関係についてお答えしたいと思います。

今回、市債の計上額が5,130万円となっておりますので、先ほど言われた数字とちょっと違いますが、今回の7号補正では借入れは5,130万円となっております。これは、ゆず加工施設整備事業の事業変更に伴うものでございます。ゆず加工施設整備事業につきましては、今回、2億8,361万5,000円の減額となったところでございますが、同時に県支出金も3億3,000万円ほど減額となっております。当初予算では約7億600万円ほどの事業費から県補助金を除きまして、起債対象事業分を市債として3億720万円充当しておりました。今回、今年度の事業費自体が減額となったものの、県補助金も減額となったことから、起債対象事業費額が増額となったということで、今回、市債額を5,130万円追加したという形になっております。

当初、過疎債として3億720万円を予算計上しておりましたが、今回、この5,130万円を足しまして、補正額のこのユズ加工施設につきましては、4億2,150万円という市債額になっているところでございます。

このユズ加工施設の起債につきましては、過疎対策事業債を考えております。充当率は100%、交付税措置率は70%となっているところでございます。借入利率につきましては、10月1日現在、今現在でございますが、過疎債は12年の償還、うち3年据置きとなっておりますので、利率のほうは0.3%、今現在で借りると0.3%となる予定でございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

申し訳ございません、答弁漏れしておりました。

今年度の全体の市債の見込額でございますが、当該年度の起債額としましては29億1,170万円でございますが、前年度の繰越分がございました。これが15億2,850万円ございましたので、合計でいたしますと、44億4,020万円が令和4年度中の起債の見込額でございます。

以上でございます。

○農政課長（竹田正博）

それではお答えいたします。

まず、産地パワーアップ事業の減額の理由についてということでございました。これにつきましては、令和2年度から単年度協議に頭出ししまして、令和3年度事業計画の協議を進めてまいりました。そして、令和4年の1月に事業申請という形を取りましたけれども、これにつきましては、最初のスケジュールが令和4年から令和5年度にかけての繰越しになる可能性があるということで、繰越しになると事業採択はできないということで県から通知を受けて、この産地パワーアップ事業につきましては、採択が見送られたという経過でございます。

それから、減額の同額がいつ計上されるのかということでございますが、現在のスケジュールでいきますと、今、県との協議を進めておりまして、今月末には農政局との確認をします。正式には1月申請ということになるかと思えます。国のほうが早ければ3月の来訪があるという情報はいただいております。そうしますと、当初予算の計上、あるいはもしかすると国のほうが、国の4年度補正という考え方でいきますと、今年度中に計上しなければならないという事態も発生するかというふうに考えているところです。

それから、事業終了はいつなのかということでございますが、事業終了につきましては、採択がされた場合につきまして、搾汁ラインの新たなラインに入りますのが令和5年の事業になりますので、令和5年度中、いわゆる令和6年の3月には完了という形で今、進めているところでございます。

それから、ユズの在庫の関係でございますが、先般、取締役会の中で食彩センターのほうからユズ果汁の在庫については今、このコロナ禍を過ぎまして大分引き合いが出てきているという状況でございました。大口の取引先がありまして、そこが100トンはまだ予約が入っているということで、残り200トン、これにつきましても順次販売ができる見通しが立っているということでございましたので、今年度産の分につきましては、今あります冷凍保管庫のほうに入れられるんじゃないかという見通しが立っているところでございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○農政課長（竹田正博）

果汁の販売量は、今、滞っておりますのが三百七、八十トンあったと思いますけれども、今、100トンほどはもう予約で入っているということでございます。ですので、今年度が恐らく200トンから250トン生産されると思います。その分を全部はかせられるかどうかですけれども、今の現状からいきますと200トンほどははけて

いくんじゃないかというふうに考えているところです。

○福祉事務所長兼福祉介護課長（笠野 満）

それではお答えいたします。

まず最初の御質問の、子育て世帯等臨時特別支援事業につきましてですが、こちらにつきましては、国の事業名がこのようになっておりまして、第1部が子育て世帯臨時特別給付金、第2部が昨年度行いました非課税世帯10万円給付分です。今回が第3部の非課税世帯の給付金なんですけれども、電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金として位置付けられておるところでございます。

2点目の、非課税世帯への7,301世帯のうち子育て世帯数ということですが、これが正確な数字ではないんですが、概ね500世帯ほどというふうに考えております。

それから、4番目なんですけれども、病院に長期入院、あるいは施設に入院されている方の世帯数ですが、ここもしっかり把握はできておりませんが、200世帯程度というふうに考えております。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、非課税世帯についてお答えいたします。

住民税非課税世帯が1万964人でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

答弁漏れは2回目お願いいたします。

質問の第1点であります、財政課長になろうかと思いますが、この市債の、先ほど言い間違えました5,130万円についてであります、課長のほうで詳しい答弁がありました。基本的には理解いたします。

その中で、これは今回のこの補正予算に伴う財源の調整と言いますか、穴埋めするための5,130万円ということで、課長、理解していいですかね。ですね。結果として、今後、この補助が基本的には全額が入ってくると思います。そうなった場合は、最終的には今後の予算対応で、また、この市債の借入れ分については、基本的には調整されるということで確認をしいいのでしょうか。この点が質問の第1点であります。

それから、第2点目であります、今回のこの市債借入れ等行う中で、令和3年度末の財政調整基金が22億8,900万円でありますけれども、これは昨年、一昨年を含めて過去数年間の財調の積立、取崩し、調整を含めて見てみたんですけど、年によって違いますけれども、昨年の場合が7億円から8億円、年が明けてですね。一

昨年場合は17億円ほどこの財源の繰入れを調整いたして、結果として最終的には年度末で約29億円から30億円のこの財調を積み立てております。

今回について、特に本年度の年が明けて2月から3月にどれぐらいの調整を行い、市長答弁も再三ありますけれども、30億円の財調の年度末残高に持って行きたいと財政当局では考えてるか、これが質問の第2点目であります。

次に、ユズ関係について、質問いたします。

課長答弁で基本的には納得いたしました。

質問であります、細かい確認で申し訳ないんですが、この課長の最初の答弁の中で、県との打合せの中で、当初の段階で、繰越しに予算措置がなると、この予算対応はできないという県からの回答であったという課長、答弁であったですね。このことは最初の打合せの段階で分かっていなかったのかどうか。過去にあったかどうか、過去10年来、こうした3億円も何億円もの大変な事業費が県との関係で先延ばしをせざるを得なかったというの、なかったというように記憶いたしておるんですよ。ですから、その点で、詰めが弱かったんではないかという率直な印象も持たないわけでもないんですけども、この点で今後、教訓としていくべきではないかという点での質問であります。これが第1点。

それから、最終的には、今回の予算が一応カットされましたけれども、この補助を含めて、基本的には当初の事業の段階で見越したような今後の補助金等の対応ができるということで確認をしたいんですけども、その点で答弁してください。これが質問の第2点目であります。

それから、一番大事な、これは全員協議会でも同僚議員を含めて質問があったと思うんですけども、事業終了が令和5年度末、遅くともこの稼働時期との関係で令和6年の6月には完了という課長答弁でありましたけれども、これは基本的には全く今回の予算対応によって事業が伸びるということは、この生産者との関係で支障・影響はないというふうに理解したいんですけど、その点で答弁をしてください。以上、3点です。

次に、子育て関係ですね。小さい答弁漏れで申し訳ないんですけども、本年度の曾於市民の納税対象者ですね、課税対象者、これ何世帯かといった私の1回目の質問だったんですね。だから1万4,000から5,000世帯だと思うんですけども、つまりこの税金を納める対象者、その中での非課税世帯が7,300世帯でありますので、そういった単純な質問、もう1回答弁してください。これ、質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目、一番質問したかった点でありますけれども、この7,301世帯の中で、特に市としても連絡がなかなか簡単にいかない、県外の入院さ

れてる方、あるいは老人福祉施設等に入所されてる方を含めて、そうした方々は約200世帯ということでありますけれども、その方々に対しては確実に、そして漏れなく申請ができるためにはどのようなやり方を考えているか。これを過去の課長答弁にありましたように、10万円支給の例もありますので、それも教訓とすべきではないかと思うんですが、その点でどのような方法、手立てを考えているかという質問であります。

そして、この10万円支給の場合は、結果として支給できなかった事例があるのか。1例でも、2例でも、3例でも。その点での質問でございます。以上、課長には2点目で、2項目の質問でありますのでよろしくお願いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

先ほどの市債の関係でございます。5,430万円、今回、起債を新たに追加しております。これにつきましては、当該年度の事業費、これにつきまして先ほど述べましたとおり国庫補助金等を引かれた残りの起債対象額について起債を当てております。また、翌年度以降の事業費につきましては、その予算措置がされた段階でそれに応じてそこをやっていかうと思っておりますが、今……。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

そこですが、まだその事業自体がどのようになるというのも、私どももまだ聞いておりません。先ほど答弁であったように、ひょっとするとという話がありましたが、今回、起債対象とするのは今回の事業費についてでございますので、もしそこで次に予算が組まれて補助金がそこに乗ったとしても、それが同じ事業であるかというのは、同じような事業ではあるんですけども、そこをまた市町村課のほうとも協議をしながら、そこについて起債が減額になるのか、そういったものは協議していきたいと思います。あくまでも今現在ありますのは、当該事業費の起債対象事業費についての市債額でございますので、その辺をそのように御理解いただければと思います。申し訳ございません。

それと、財政調整基金につきましてでございます。財政調整基金につきましては、やはりこれまでも申しておりますとおり、約30億円を目標にということでしております。今回、今現在、あと30億円につきましてもまだ足りない部分はございますが、これにつきましては、例年のとおり3月の補正予算、そういったところで繰戻し、それから専決予算で特別交付税等がまたありましたときには、それを積立て、または繰戻しにして、なるべくこの30億円に近づけていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○農政課長（竹田正博）

それではお答えいたします。

この事業につきまして、最初の打合せの段階で詰めが甘かったのではないかと
いう御質問でございます。これにつきましては、計画協議をまず市と鹿屋にあります
地域振興局のほうの担当と進めてまいります。それから振興局と大まか詰めた後に
県の本課と協議に入るところでございます。

そうした中で、県の本課との協議を進めている中で、県のほうと国のほうとの連
携だったと思いますが、繰越しはできないというような状況が発生したところでご
ざいました。私どももそこ、最初にこのスケジュール的なものも示しておりました
けれども、この繰越しができないということでございましたので、そういった形に
なってしまいました。そこの確認をしっかりと取っておけばよかったのかなという
ところは反省点かなと思っております。

それから、最終的にこの補助の対応、補助金の確実性というところなんでしょう
けれども、今、もう既に協議を始めております。計画協議としてはいわゆる1年前
の協議と同じ協議になっております。若干、資材高騰等の部分もございますが、県
のほうからもそのスケジュール的なものも示されておりますので、私どもとしては
確実に採択いただけるものというふうに考えております。

それから、終了年度でございます。一応、県のほうとの打合せの中でも令和6年
3月までの完了という形で今、協議を進めておりますので、資材等のいわゆる調達
ができなかったりとか、そういった事故的なものがない限り、3月までには終了が
できるものというふうに考えて、今、スケジュールを組んでるところでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉介護課長（笠野 満）

それでは、私のほうから2番目の御質問についてお答えさせていただきます。

県外入院、あるいは施設の長期入院等の方々には、こちら大変非常に難しい問題だ
と思うんですけれども、御本人様が郵便局に転送届を出しておれば、施設なり、あ
るいは御家族なりに届いて周知はできてるかと思いますが、こちらのほうも今後、
検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

また、3年度の10万円の受給者で受給できなかった方は205世帯でございます。

（何ごとか言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉介護課長（笠野 満）

205世帯です。この分につきましては、県外の方から市外の方から扶養されてい
て受給の資格がない方と、あと長期入院等が考えられますので、昨年度もFM放送
等で周知は行ったんですが、今年度の非課税世帯5万円の分も再度通知を出すなり

して周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それではお答えいたします。

先ほど非課税世帯を1万964人というふうに答弁いたしましたが、誤りでしたので修正をさせていただきます。非課税世帯が7,283世帯、課税世帯が1万234。

（何ごとか言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

非課税世帯が7,283世帯で、課税世帯が1万234世帯で、合計しまして1万7,517世帯でございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第77号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第77号について討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

この非課税世帯に対するこの特に入院、あるいは入所が県外を中心としてなかなか連絡が難しい方々に対して、当局は大変でしょうけども、前回も205世帯という予想を超える方々が結果として10万円の支給ができなかったわけでありますので、いろいろ工夫されながら、今後に生かす意味でも実態調査を含めた取組に、これははっきり言って困難が伴いますけれども、課長、大変でしょうけど、よろしく願います。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第77号を採決いたします。

お諮りします。議案第77号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年第3回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時57分

令和4年第4回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和4年第4回曾於市議會定例会会期日程

会期15日間

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	9	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・審議・表決・委員会付託
	1 0	土	休 日	
	1 1	日	休 日	
	1 2	月	休 会	
	1 3	火	本 会 議	○一般質問
	1 4	水	本 会 議	○一般質問
	1 5	木	本 会 議	○一般質問
	1 6	金	委 員 会	委員会
	1 7	土	休 日	
	1 8	日	休 日	
	1 9	月	休 会	
	2 0	火	休 会	
	2 1	水	休 会	
	2 2	木	休 会	
	2 3	金	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

令和4年第4回曾於市議會定例会

令和4年12月9日

(第1日目)

令和 4 年第 4 回曾於市議會定例会會議錄（第 1 号）

令和 4 年 12 月 9 日（金曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議會議場

1. 議事日程

（第 1 号）

第 1 會議錄署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長諸般の報告

第 4 市長の一般行政報告

第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

（以下 3 件一括議題）

第 6 議案第 80 号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

第 7 議案第 81 号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

第 8 議案第 82 号 曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（以下 2 件一括議題）

第 9 議案第 85 号 大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更について

第 10 議案第 86 号 損害賠償の額を定めることについて

（以下 7 件一括議題）

第 11 議案第 89 号 令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 8 号）について

第 12 議案第 90 号 令和 4 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

第 13 議案第 91 号 令和 4 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

第 14 議案第 92 号 令和 4 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

第 15 議案第 93 号 令和 4 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）について

- 第16 議案第94号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について
第17 議案第95号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

（以下2件一括議題）

- 第18 議案第78号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第19 議案第79号 曾於市職員の定年等に関する条例の一部改正について
第20 議案第83号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
第21 議案第84号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について
第22 議案第87号 指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）
第23 議案第88号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）
第24 議案第96号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

（以下3件一括議題）

- 第25 議案第97号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
第26 議案第98号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
第27 議案第99号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

（以下2件一括議題）

- 第28 議案第100号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について
第29 議案第101号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	刈合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩 次	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 政 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 林 務 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	農業委員会事務局長	中 山 純 一
福祉事務所長兼福祉介護課長	笠 野 満		
財部支所産業振興課長	池 上 武 志		

開会 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、令和4年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（久長登良男）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、原田賢一郎議員及び山田義盛議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月23日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

おはようございます。

総務常任委員会閉会中所管事務調査報告書。議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

1、調査地及び調査事項。（1）徳島県名西郡神山町、NPO法人グリーンバレーの神山のまちづくりと創造的過疎について、（2）香川県東かがわ市五名地区、五名活性化協議会の取組について。

2、調査期間。令和4年11月21日月曜日から22日火曜日、2日間。

3、調査委員。岩水豊、重久昌樹、瀬戸口恵理、片田洋志、山田義盛、渡辺利治、久長登良男。

4、調査内容。

（1）徳島県名西郡神山町。

神山町は、徳島県東部に位置し、山に囲まれた地域であり、人口4,878人、面積173.3km²、町の中央を東西に流れる鮎喰川流域に農地と集落が点在し、その周囲を山が取り囲んでいる自然豊かな地域であります。平成の大合併時には、隣町から合併を断られた経緯があるとのことでした。

神山町では、町内全域にケーブルテレビと高速ブロードバンド網を整備した利点を生かし、サテライトオフィスを検討するIT企業への誘致を展開しました。

NPO等の民間と町役場が「まちを将来世代につなぐプロジェクト」策定を通じて、まちづくりのビジョンを共有し、民間主導で「若者移住支援プログラム」の実施、「仕事を持ち運ぶ暮らし方を体験できる滞在宿」の運営、「地方創生を担う若手人材育成塾」などの取組を進めています。

2011年、2019年は、転入者が転出者数を上回り、誘致企業は若者を中心とした地元雇用の受皿となり、ビストロ、カフェ、パン屋、ピザ屋が続々と開業し、新旧住民の消費が移住者の収入につながることで地域経済が回る「イノベーションが生まれる町」として、企業が企業を呼ぶ、人が人を呼ぶ好循環につながっています。

また、神山町はお遍路の地で、訪れた人を自然と受け入れる地域性があり、地域住民と移住者の関係性も良好で、新たな事業を展開しています。

NPO法人グリーンバレーの前身からここに至るまで、約30年余りの時間を要し

ているとのことでありましたが、サテライトオフィスを整備し、そこで活躍するICTベンチャー系企業が一部上場する企業に成長したこともあり、この小さな町に、来春には私立の高等専門学校（全寮制）が開校される予定となっています。

高等専門学校開設に必要な資金は、誘致企業が中心となり資金調達に奔走し、必要額の2倍の約24億円を企業版ふるさと納税で集め、さらには奨学金基金を創設し、基金100億円を大手企業から集め、運用益5%で運営資金5億円を捻出するなど、給付型奨学金による学費の実質無償化にも取り組む予定であり、家庭の経済状況に左右されず、誰もが起業家等を目指せる学校として、次世代を担う子供たちの育成にも取り組んでいました。

サテライトオフィスにしても、移住者の住宅探しにしても、グリーンバレーが中心となり、専門性のある移住者と共同で進めるようにリノベーションしているところなど、綿密な計画だけでなく、行政主導の政策でなく、地域でバイタリティーのある方々が、それぞれの得意分野を生かし、協力し合い、「人との御縁」が事業の実現につながっていました。

次に、（2）香川県東かがわ市五名地区は、徳島県との県境付近で山間部に位置し、公共交通は、路線バス平日3本、土日は1本のみの運行、市内中心部までは約30分を要する地域であります。人口は、昭和40年代前半までは1,000人を超えていましたが、現在は132世帯、283人で、高齢化率約56%と極めて高齢化が進んでいます。

平成13年7月、地元の農産物や特産品を販売する直販所として、旧郵便局舎を利用し「ふるさとの家」を開設、女性3名で運営を始める交流拠点となりました。

その後、平成17年、小学校廃校を契機に地域活性化を目指し、五名地区活性化協議会を立ち上げています。特徴として、廃校跡地に「産直カフェ五名ふるさとの家」をオープン。鳥獣被害対策のためにイノシシ・鹿肉を加工販売し、カフェでのメニューにも生かしています。

また、カシの木やクヌギなどを活用し、太い部分は割ってまきに、中太部分は原木シイタケ用に、細い部分は炭にするなど、地域資源を余すことなく特産品として販売し、ふるさと納税の返礼品としても好評で、最高で年間約3,000万円を売り上げているとの説明がありました。

五名地区では、各地から来た人を温かく迎え入れる地域住民に好意を持って移住された方が、住み心地の良さを友達や家族に伝えることで、その生活に憧れた方が次々に移住している好循環になっております。

移住者は、地域内で林業や産直カフェのスタッフとして雇用されたり、地ビール生産、木工業などの職種で起業されており、移住体験宿泊施設の整備やイベントを

行うことで、これまで14組34人の移住が実現していました。

今回の調査では、2か所ともやる気のある指導者と人のつながりが重要であることを実感いたしました。本市においても、人を受け入れる懐の深さや温かい人柄の多い地域性は群を抜いていると考えられます。また、地域に眠っているすばらしい人材も多いと思います。曾於市の持つポテンシャルには期待しかありません。

ただ、現在のところ、残念ながら、様々な理由により行政主導に頼らざるを得ない現状も見受けられます。

地域活性化の施策を展開する上では、今後は行政主導ではなく、地域へのアイデアの提供やきっかけ作りのサポートをするような体制へ移行していくことで、他地域との差別化につながると考えられ、地域コミュニティ協議会や市民提案型まちづくり事業などが、その一端を担っていくことが期待されます。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料は、事務局に保管しておりますので御参照願います。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

- 1、調査地及び調査事項。（1）熊本県熊本市、国指定重要文化財熊本城の復興について。（2）熊本県宇城市、不知火美術館・図書館の運営について。
- 2、調査期間、令和4年11月14日から15日、2日間。
- 3、調査委員、上村龍生、湊合昌昭、山中雅人、矢上弘幸、土屋健一、大川内富男、徳峰一成。
- 4、調査内容。

（1）熊本県熊本市、国指定重要文化財熊本城の復興について。

熊本県熊本市は、県の西北に位置し、人口は73万8,000人、世帯数は32万7,000世帯で、九州では福岡市、北九州市に次ぐ3番目の大きな都市です。平成24年には、政令指定都市に指定され、九州中央の拠点都市となっています。

熊本城を臨む中心部は、商業施設や繁華街が栄えており、サービス業などの第3次産業が主要産業となっていますが、一方で農業が盛んな地域でもあり、農業産出額は全国第9位で、全国有数のナスやスイカ、ミカンなどの産地となっています。

平成28年には震度7を超える地震が2回も発生し、熊本市は甚大な被害を受けま

した。まちのシンボルとなっている熊本城もかなりの被害を受け、完全復旧に向けての復興が継続されていました。

今回の研修では、その平成28年4月の熊本地震で被災した熊本城の文化財としての復旧状況について、熊本城総合事務所より現場案内と説明を受けました。説明の主な内容について報告します。

①被災箇所、熊本城内石垣崩壊箇所50か所以上、建物崩壊箇所多数。

②復旧済み箇所、天主閣のみ令和3年4月に復旧。

③復旧方法、石垣崩壊箇所上の建物解体、次に、建物解体をした資材を別場所へ保管、次に、石垣の修復、その次に、その後に建物の復元。

④復旧期間、今後20年を要するとのこと。

⑤復旧費用、全体で634億円を積算。財源内訳は国庫が9割、熊本市が1割、日本財団の支援もあるとのこと。

復旧作業用の特別見学通路として仮設の道路である橋が設置され、被災以前より熊本城全体の見学がしやすくなっていました。観光客も多くなっており、復旧作業の現場の様子を見ていただくことで、復旧作業自体そのものが観光になることを感じました。

令和3年に復旧を終えた天主閣では、プロジェクションマッピングやスマートフォンを使ったARを活用するなど、最新の機器も導入しながら熊本の歴史の縮図を感じることができました。

本市における郷土の歴史や文化財保護の大切さ、後世への伝承の大切さを改めて感じることができました。

(2) 熊本県宇城市、宇城市は県のほぼ中央部に位置し、熊本市と八代市のほぼ中間にあり、人口は5万7,000人、世帯数は2万1,000世帯の農業が基幹産業のまちです。トマトやメロン、ミカンが主要作物で、明治期に三角炭鉱の石炭を中国上海に輸出していた三角西港が世界文化遺産に登録されています。

今回研修した不知火美術館・図書館は、令和4年4月にリニューアルオープンしてから、入館者・利用者が大幅に増加しています。今年4月以降、6か月間の利用者は28万人に上ります。宇城市の人口が5万7,000人で、本市の人口が3万4,000人であるのに対し、本市の図書館の利用者が令和3年度は5万5,000人であることを考えると、不知火美術館・図書館の来館者がいかに多いかが分かります。

研修の中での主な説明内容を報告します。

①令和3年に6億3,000万円を掛けて建物を全面的にリニューアルしており、その際、指定管理者の意見を大幅に取り入れていました。

②指定管理者であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）が地域密着

型の運営を行っていました。内容的には、地元住民の意見をアンケートや協議を行うことで運営に取り入れ、住民全世代を取り込める工夫をしており、指定管理の職員もわざわざ宇城市に住所を移して生活していました。

③運営内容を大幅に改善し、年中無休で夜9時まで開館、スタッフも20名と多いことを感じました。指定管理者は、スターバックスコーヒーのフランチャイズ権を有しており、蔦屋書店の運営を行っていたことから、スターバックスコーヒーとの連携により出店。本屋のノウハウを生かした図書の配置等により、利便性が大幅にアップしていました。

利用者大幅増の対策について、本市で取り入れられる要素もかなりあることを感じましたが、リニューアルと運営関係の見直し等を含め、これらには思い切った予算措置を行う決断が必要であると感じました。

なお、これらの事務調査についての詳しい資料等は、事務局に保管してありますので、御参照願います。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

産業建設常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

1、調査地及び調査事項、（1）有限会社ファームオアシス、6次産業化の取組状況について、（2）一般財団法人笠間市農業公社の業務内容及び取組状況について、（3）道の駅しもつけ、道の駅の概要及び運営状況について。

2、調査期間、令和4年11月9日から11日、3日間であります。

3、調査委員、九日克典、鈴木栄一、出水優樹、今鶴治信、原田賢一郎、迫杉雄。

4、調査内容。

（1）有限会社ファームオアシス。

同社は、茨城県の中西部に位置する筑西市にあり、市の面積は205.3km²、人口は約9万9,000人であります。市の南東部には筑波山がそびえていますが、市域はほぼ平坦で肥沃な田園地帯が広がり、その耕地面積は約1万1,200haと総面積の54.6%を占めており、県・全国平均を大きく上回っています。主要作物は米のほか、キュウリやトマトなどの野菜が主なものです。また、都市近郊であり、工業団地もいくつか整備されております。

同社は、平成18年4月に設立された有限会社であり、水稻18ha、うち7haはWC

S、小麦 5 ha、繁殖和牛56頭、ジャージー牛 5 頭、イチゴ23 a の複合経営で、地域と連携した循環型農業を目指し、近隣の休耕地を再生、利用の拡張をしておられ、また、「こだわり」と「安心」を兼ねた「本物のおいしさ」を提供するという信念で、地域の「根」として地域の活性化を目指すため、平成24年度農産漁村 6 次産業化対策事業の助成を受けて、平成26年に洋菓子店をオープンさせ、自社生産した減農薬の完熟イチゴやジャージー牛乳を使用した洋菓子を製造・販売されております。商品は大変好評で、購買者は遠方からも来られていますが、近隣住民が多数を占めており、リピーターも徐々に増えているとのことでした。

6 次産業化に当たっては、「一発逆転を狙う挑み方は非常にリスクが高い。まずは大本の経営の基盤となる生産部門を安定させ、営業、商品力やクオリティの向上などの勝負ポイントを作ることができれば成功する可能性が高くなるのでは」との説明がありました。

（２）一般財団法人笠間市農業公社。

同社は、茨城県のほぼ中央に位置する笠間市にあり、市の面積は240.4km²、人口は約 7 万2,000 人であります。丘陵地帯と平坦な台地が広がっており、古くから笠間稲荷神社の門前町で笠間焼の産地として栄え、全国有数の栗の産地でもあります。

同社は、平成26年12月に笠間市が全額出資して設立された一般財団法人で、①担い手への農地集積・集約化事業、②担い手育成事業、③農産物販売、特産物の開発事業、④農作業支援事業、⑤グリーンツーリズム推進事業など、大きく九つの事業に取り組まれています。

市の特産である栗の生産農家の高齢化による耕作放棄が問題となっていました、同社が遊休農地等を借り上げて栗の生産を行い、収穫作業時の人手不足解消及び障がい者の社会参加促進を図るために農福連携に取り組まれ、市内の社会福祉法人に収穫作業を委託されています。

これまで、笠間市の栗は多県で販売されてきた経緯があったそうですが、「笠間の栗」としてのブランド確立及びPRに取り組まれ、首都圏を中心に認知度が高まっている笠間の栗のPRや栗を使用したスイーツなどを提供するため、令和 3 年 9 月、道の駅かさま内に栗専門カフェショップ「楽栗La Kuri」をオープンさせ、連日大盛況とのことでした。

特色ある事業として、グリーンツーリズム推進事業の一つである酒米田んぼのオーナー制度があります。この制度は、自然の営みによって大切に育まれたお酒を手にすることで、地域の食文化や自然環境を守り、環境保全型農業に取り組んでいる生産者や地域全体を応援することを目的として、全国から田んぼのオーナーを募集し、江戸時代の水質や環境に戻すべく無農薬栽培に取り組まれている農家や地元

の酒蔵の協力を得て、収穫したお米で製造した日本酒をオーナーへ返礼する事業となっており、毎年多くの申込みがあります。

また、笠間台湾交流事務所運営事業として、台湾国内に市単独で事務所を設置し、笠間市の認知度向上、観光客の誘致、文化・教育面での交流、台湾産農産物の販売促進などに取り組まれており、この点が特に際立っていました。

(3) 道の駅しもつけ。

同施設は、栃木県の中南部に位置する下野市にあり、市の面積は74.59km²、人口は約6万人であります。江戸時代には日光街道の宿場町として栄え、農業は近郊農業と肥育牛との複合経営で、特産のかんぴょうの生産は日本一であります。

同施設は、総面積約3万3,000m²、駐車台数336台で、直売所やフードコート、テナント施設等があり、直売所は新鮮な野菜や梨、ブドウ等が多品種かつ多量に販売されており、多くの買物客ににぎわっていました。

また、直売所で販売されている食材などを利用して調理体験ができる体験学習室や、プロジェクターやスクリーンを完備しているコミュニティ施設を備えておりましたが、現在はコロナウイルス感染症拡大防止のため、両施設とも貸出しは行っておりませんでした。

委員より、本市にもユズの特産品があるので、ブランド化に力を入れて販売力の強化、高齢化に伴う遊休農地解消等へ農業公社も取り組んでいくべきではないかとの意見や感想が出されました。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は、事務局に保管してありますので、御参照願います。

○議長（久長登良男）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

_____・_____・_____

日程第6 議案第80号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第81号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第82号 曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第6、議案第80号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正についてから日程第8、議案第82号、曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、議案第80号から日程第8、議案第82号まで一括して説明いたします。

日程第6、議案第80号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について説明いたします。

国は、令和4年8月8日の人事院勧告に対し、同年10月7日に一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額を改定することを閣議決定し、同年11月18日に法律が公布されました。

本市においても、国の給与改定に準じ、曾於市特別職の職員及び議会議員の特別給の給与改定を行うものであります。

第1条による曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と、第3条による曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、12月に支給する特別職及び議会議員に係る期末手当の支給割合を、100分の152.5から100分の157.5に、0.05月分の引上げを実施するもので、令和4年度分から適用するものです。

第2条による曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び第4条による曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、期末手当の支給割合を平準化するもので、6月においては、100分の152.5から100分の155に、12月においては、100分の157.5から100分の155に改めるもので、令和5年4月1日から施行するものです。

次に、日程第7、議案第81号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

令和4年8月8日の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員の給与の額を改定することが同年10月7日に閣議決定され、同年11月18日に法律が公布されました。

令和4年4月分の月例給において、国家公務員給与と民間給与を比較した結果、民間給与が国家公務員給与を上回ったため、月例給と特別給の勤勉手当を引き上げることになりました。本市においても、人事院勧告に準じて給与改定を行うものであります。

第1条による曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は、同条例第18条第2項に規定する一般職の職員に係る12月期の勤勉手当に係る支給割合を0.1月分引き上げるとともに、別表の改正については、行政職給料表を平均改定率0.3%引き上げるため、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものです。

第2条による曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は、第1条による曾於市職員の諸給与に関する条例の改正により、令和4年12月期の勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げたところですが、この引上げ分を含めた勤勉手当の支給割合を改正するものであり、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、日程第8、議案第82号、曾於市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。

会計年度任用職員の給与については、市職員と同じ給料表を基に、年度内の任用期間と日給額を明記した任用通知書により通知しております。

今般の人事院勧告により、市職員の給料表は改定されますが、会計年度任用職員は年度単位での雇用契約であること、短期間での任用契約もあることから、改定後の給料表については翌年度から適用させるものです。

以上で、日程第6、議案第80号から日程第8、議案第82号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

マスクを外して質問をさせていただきます。

議案第80号、第81号、第82号は関連性がありますので、まとめて質問いたします。

ただいまの市長答弁にもありますように、人事院勧告に準じる今回の条例改正であるというのが前提であるようであります。

人事院勧告は、単純な質問であります。特別職についても、先ほどの市長答弁では勧告がされているというふうに受け止めていいのか確認をしてください。

2点目、この人事院勧告に基づきまして、曾於市は今回、報酬等の審議会を開いたのかどうか、開いたとしたらいつか、その結果について、また、報酬審議会のメンバーについても報告してください。

次に、ただいま市長答弁に、報告にありましたけども、特別職については0.05月分に引き上げておりますが、その考え方、根拠について説明してください。0.05の考え方であります。

次に、特別職については、御承知のように、本市の場合、曾於市の場合は、平成28年と30年の2回、議会は改正の提案を、いわゆる引上げを否決した経過があり、この2回の否決によりまして、これまで0.15月分曾於市の場合は、例えば志布志なんかよりも低いといえますか、凍結された状態が今まで続いておりますが、市長に聞きたいんですが、この0.15月分は今後も当面凍結する考え方であるのか、質問で

あります。

次に、議案第81号の職員について、改正点は市長答弁にも報告がありましたけども、勤勉手当の0.1月分引き上げでございます。そして、もう一つは若手職員を対象とした給料引き上げでございます。百数十名が対象となるようでありますが、これは報告にありました人事院勧告に基づく点であります。

質問であります、勤勉手当も非常に大事なんですけども、それ以上に大事なものは、職員にとっては給料でございます。今回、人事院勧告が給料の引き上げを行わなかったのは、勧告しなかったのはなぜであるのか、人事院の考え方を一応報告してください。

次に、職員は今の時点では355名ということで考えていいのか、これは補正予算との関連もありますので、確認をさせていただきます。

次に、議案第82号の会計年度についてでございます。

現時点での会計年度職員、パートとフルタイムがありますけれども、それぞれ、そして合わせて何名が雇用されているのか、これが質問の第1点であります。

第2点目は、今回、職員や特別職と違って、会計年度は単年度雇用であるために、人事院勧告でも扱わなかった。翌年度に一応回したいといった意味内容の市長報告でありましたが、その意味内容について具体的に詳しく答弁してください。

現状では、特別職と職員については、令和4年度から、つまり遡って、遡及しての引き上げでございますが、会計年度はそれがなされておりません。もともとがフルタイムあるいは常用職にしても、市職員に比べて給与の格差が年間大分あるのじゃないでしょうか。それが、本年度は本日の今の提案でも、会計年度はいわば据え置かれている。これではいけないんじゃないかという立場から、この点についての市長の考え方を、会計年度職員も引き上げていくという基本的な姿勢での考え方があるのかを聞かせてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

基本的には、第1回目の答弁である程度お答えいたしました、細かい点も含めてたくさん質問されましたので、分かる範囲で担当課長から答弁させます。

任用職員の問題も、先ほど答弁いたしました。このことについてはいろいろと御意見もあるでしょうけど、また、今回の値上げについては、人事院勧告に基づいた基本的な考え方でいたしました。

あとは、担当課長から答弁させます。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

そのことについては、全くまだ議論しておりませんので、今のところお答えができません。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたします。

今、市長のほうの答弁のありました0.15月の差でございますが、事前に徳峰議員に話をするとき間違っておりまして、平成27年にも0.05月ありましたので、合わせて0.2月、今、国のものより、ほかの市町村よりも低いというところでございますので、そこにつきましては、訂正させていただきたいと思います。平成27年にも0.05月がありましたので、3回否決で0.2月でございます。失礼いたしました。

まず、1つ目の人事院勧告の特別職についても勧告されているのかということでございますが、人事院勧告につきましては、国家公務員の給与の関係を勧告するものでありますので、特別職についてはその勧告はないところでございます。

これは、いつものことでございますが、これにつきましては、職員の、国家公務員の給与の差額が、例えば0.1月上がれば、それに準じまして、今までの例からいきますとその半分、0.05月ぐらいを、期末手当を特別職等で引き上げるというのを政府の中で決定いたしまして、法律としまして、国会としまして、議決して公布されるという内容でございますので、人事院勧告の中の勧告には、特別職についてはないところでございます。

報酬等審議会を開いたのかでございまして、これにつきましては、報酬等審議会につきましては、議員の報酬、特別職の給料について変更する場合が開くことになっておりますので、今回は期末手当の部分でございまして、開いていないところでございます。

特別職0.05月の引上げの考え方につきましては、先ほど申し上げました国の法律によりまして、国の、国家公務員の特別職、例えば総理大臣とか、そういう方々の特別職の期末手当も0.05月引き上げられましたので、これに基づきまして、準じまして0.05月、本市においても引き上げるという考え方でございます。

それから、勤勉手当、職員の関係でございまして、職員につきましては、給与の引上げをしなかったのではなくて、給与の引上げも平均で0.3%引き上げました。これが、若手職員を中心ということで、先ほど申し上げましたけれども、本市においては、今回、355人のうち150人がその引上げの対象となったところで、1月当たり400円から4,000円の間で引上げがなされるというところで、特に若手職員、給与の低い職員について分厚い増額がされているというような内容でございます。

ですので、勤勉手当そして給料、それぞれ引き上げられているという内容になっております。

現在の職員の、この条例に係る職員数は355人でございます。

会計年度のパートとフルタイムの職員数でございますが、今現在というところで申し上げますと、フルタイムが6人、パートタイムが207人でございます。パートタイムにつきましては、いろんな国の特別の事業等が入りましたので、その都度その都度短期間の雇用を任用しておりますので、そのような人数に現在のところとなっております。

それから、会計年度任用職員につきまして、短年度の雇用、翌年度に回す意味内容ということでございます。

格差というところでございますけれども、これにつきましては、市長の答弁にもあったところでもありますけれども、会計年度任用職員につきましては、年度当初4月1日から3月31日まで勤務する会計年度職員あるいは短期間に、例えば4月から5月までというような職員もあるところでございます。

今回の場合は増額でありますので、よろしいんですが、これが減額であった場合に、例えば6月の期間手当を受領してその後引下げ勧告がなされて引き下げた場合に、一旦支払いを支給いたしました期末手当をまたもらわなければならない、何千円か、1万円か2万円か、そういう作業が出てまいります。

ですので、まず人事院勧告の内容が、非常勤職員について調査したものではないというのが1点目、それから、途中で退職された場合には、支給済み分に関して減額分を徴収しなければならないというのが2点目、それから先ほど申し上げました1年度内の任用で、日額単位で任用通知を行っていることから、このような対応をさせていただいたところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

確認を含めて質問いたします。特別職については0.2月分の本市の凍結については、当面今後も、議論していないので考えていきたいということでございます。了解いたします。

市長の先ほどの報告の中で、私の聞き間違いでなければ、特別職についても人事院勧告という表現があったという記憶がしているんです。それはおかしいんじゃないですかということで、今、総務課長答弁も、特別職はうたっていないということだったんですが、ちょっと私が聞き間違いだったら、もう答弁よろしいんですけれども、市長の最初の冒頭の議案第80号の報告の中で人事院勧告に基づいてというのが、表現になかったですか。それはおかしいんじゃないかということで、単純な1回目質問したんです。だから、その分はカットしてください。人事院勧告は、特別職はうたっていないはずだから、対象外ですから、これ質問の第1点であります。

それから、議案第81号の職員も、基本的には大きな部分としては答弁でありましたように、勤勉手当そして給与については、若手職員の150名ほどを対象とした給与の改定であります。それは伺っております。

私が質問したのは、基本的には全職員が対象となっていないというか、若手職員を重視した点はもちろん大事なんですけども、ですから、勤勉手当を中心として人事院勧告を行って、職員に対する給与の改定は前提となっていないという、今年の人事院勧告の考え方はなぜそうなったのかという単純な質問なんです。当然承知してあると思いますので、答弁をしてください。これが質問の2点目であります。

それから、最も質問したいのが議案第82号の会計年度職員でございます。

今、答弁がありましたように、フルタイム職員は僅かに6人です。パートが207人です。鹿児島県内の市町村を見ましても、この制度の発足時、もともとがパートは多かったんですけども、しかし、年々、何年もたっていますか、パート職員が非常に増えております。特に本市の場合は顕著であります。わずかに6名です、フルタイム職員は。

ですから、これは市長の考え方にもあろうかと思うんですけども、ここでは一般質問になりますので、議論しませんけども、少なくとも会計年度職員についても、この12月議会は別にいたしまして、やはり職員や特別職員に準じる形で引上げを行うべきじゃないかと思うんですけども、その辺りが答弁で見られませんので、今後の引上げの立場からの会計年度職員についての考え方を聞かせてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

会計年度職員の考え方ということでありますが、基本的には、その職員が正職員の仕事を補佐するという役目があります。

今、市の職員を今後320名に減らしていく方向で考えておりますが、当然ながら任用職員も減らす方向で努力をしていきますけど、必要な者については、やはりフルタイムと、また、本人さんの希望によりパート的なものが、ほとんど希望がありますので、そのような形でいきますけど、基本的には、今後人口減少に伴って職員も任用職員も減らして、職員の質の向上を図ってまいりたいというふうに思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

市長の最初の提案の中で、人事院勧告に伴うというのが特別職のほうも入っていたというところかというふうに思います。

直接人事院勧告の中身には触れられてはおりませんけれども、人事院勧告によりまして、通常国家公務員を0.1月引き上げるというのがありまして、それを鑑み

まして、国のほうでその半分程度0.05月を特別職につきまして引き上げるということでございますので、表現が、それがよかったのかどうかというのはちょっとありますけれども、若干関連はあるということを思いまして、そのような記載をさせていただいたところでございます。

それから、全職員が対象となっていないというのはなぜかということでございますが、これにつきましては、それぞれの考え方、人事院勧告の中で、年代別にもいろいろ調査をされているようでございますが、一番大きな点は、現在、国家公務員への成り手が、総合職等への希望者が少ないというのがあるのではないかと考えております。

というところで、若手職員の給料を上げることで、そういうところをカバーしようというところも見えてはいるところでございますが、全体的には、国がそのような方向で改定をしましたので、地方自治体におきましては、地方公務員法第24条第2項におきまして、国等と内容の一つにするというところがありますので、それに準じまして、本市におきましても改定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

市長に会計年度職員について、1点だけ質問いたします。

私の2回目の質問というのは、会計年度職員についても給料あるいは賃金を含めて、労働条件の引上げ、改善が必要じゃないかって、その考え方はないのかというこの1点の質問なんです。もう一回答弁してください。

○市長（五位塚剛）

今までの任用職員、一般的には臨時職員と言われておりましたけど、そういう職員については、1年単位で進めて雇用していましたが、その辺りを連続して任用職員として採用することができるように法律改正がされました。当然、それに伴って期末手当を含めて、勤勉手当等を含めて増額がされて、認めるようになりました。

そういう中で、その人たちの基本的な雇用の在り方については、前向きにずっとしてきているというふうに思っております。

今回の提案については、先ほども答弁いたしましたが、職員とは違ってパート的な要素がありましたので、そのことについてはいじらなかったところでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案3件について討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案3件を一括して採決いたします。お諮りします。議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案3件は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————

日程第9 議案第85号 大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更について

日程第10 議案第86号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（久長登良男）

次に、日程第9、議案第85号、大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更について及び日程第10、議案第86号、損害賠償の額を定めることについてを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第9、議案第85号及び日程第10、議案第86号を一括して説明いたします。

日程第9、議案第85号、大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更について説明いたします。

令和3年9月30日に議決を頂きました大内田地区頭首工災害復旧工事請負契約について、堰体工及び護岸工における仮設鋼矢板の追加等に伴い、当初契約金額2億9,920万円を3,990万円増額し、3億3,910万円に変更するとともに、工期を令和5年3月27日まで11日間延長するため、11月28日付けで契約の相手方である川畑建設株式会社と変更仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負変更仮契約書、平面図等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第10、議案第86号、損害賠償の額を定めることについて説明いたします。

令和4年5月13日に売買契約を締結した上町地区宅地分譲地の曾於市末吉町上町6丁目1番2において、地中から産業廃棄物等の埋設物が発見され、宅地改修の示談に伴う損害賠償の額を定めるため提案するものです。

以上で、日程第9、議案第85号及び日程第10、議案第86号を一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第85号の大内田頭首工の契約変更について質問いたします。

2億9,920万円から3億3,910万円の変更であります。先日の全員協議会、あるいはただいまの市長報告でも、非常に変更した理由が素人には分かりづらいというか、私には分かりづらいんです。なぜ、ほぼ工事の最終段階になって、工事費の増額をせざるを得なかったのか、分かりやすく担当課長のほうで説明してください。

2点目、今回増えた分を含めて3億3,910万円、基本的にはほぼ全額国の補助というふうで受け止めるといいのか、国の補助は幾らであるのか、これ2点目であります。

3点目は、私も毎日のようにあそこは通っているんですけども、この工事の工法、技術的な工法、これ非常に難しいのか、それともそう難しくないのか。地元の業者

が、今、市長答弁にもありましたが、請け負っておりますが、工法的にこの種の事業というのは非常に難しいのかどうか。単純な質問でありますけれども、答弁してください。

完成は、今答弁にありましたけれども、延長いたしまして令和5年の3月まででありますけれども、3月までに本当に完成ができるのかどうか確認をいたします。

次に、議案第86号の損害賠償についてでございます。

これも、全員協議会で説明がありました。質問の第一点であります。

今回の損害賠償については、市の基本的な考え方、一応売買契約をして、その後、建物を建てようとしたら、地中からいわゆる産業廃棄物が見つかった。それに対する市の損害賠償ですけれども、こうした場合に市の損害賠償の基本的な考え方、法律上含めて、こういった根拠に基づいての損害賠償での議会への提案であるのか、法律論からであります。

2点目、関連いたしまして296万1,200円の考え方についても、算定の考えを聞かせてください。

3点目、先日の全員協議会でも、時効は、どの業者がこれを、いわば乱暴な形でやったのかが定かでない。これに類する市の書類の保管は5年間ということでありましたけれども、この5年間という法律上の根拠も明らかにしてください。

5年間については原則であって、例外規定はないのかどうか。私は例外規定があると、一般論から見て考えているんです、この種の場合は、それも答弁してください。いずれにいたしましても、こうした大事な問題が僅か5年間で、いわばもう書類が廃棄されているというのはいかなものか。

関連して質問ですけれども、このほかにも産業廃棄物が地中に埋もれている箇所があるのかどうか、これは調べる考えはないのかどうか、あるいは調べる余地がないのかどうかを含めて答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

基本的な考え方についてお答えしたいと思います。

市は今回、宅地分譲という形で、上町の区画整理を、販売をいたしております。これはもう徳峰議員が一番詳しいように、旧末吉町時代に、田崎町長時代に区画整理が行われたものであります。

当然私たちも、今回も、その事業を請け負った企業はどこであるのかということ进行调查いたしました。全然今のところでは資料として見つからなかったところがございます。

もう以前も、市はいろんなこともありまして、おおむね10年間くらいは資料とし

てはちゃんと保管しているもの、いっぱいあります。当然ながら行政の、私は大事な役目だと思っておりますので、なるべく保存期間を長くできるようにしたいと思います。

ただ、全て、何といたしますか、文書で保管するとなると、かなりの保管庫が必要でありますので、データ化しながら今やっているところでありますけど、データ化すれば、それほど難しいものではないなと思っております。

今回の場合は、市が宅地分譲ということで売買するのに、これは買うほうにとっては、当たり前状態で買うのが当然ですので、その中に不良品といたしますか、そういうものが入っていたことについて、当然それは市が補償すべきだというふうに思っております。基本的な考え方でございます。

あと、頭首工の問題については、耕地林務課長から詳しく説明をさせたいと思います。

以上です。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

それでは、議案第85号、大内田地区頭首工災害復旧工事契約変更の内容につきまして、今御質問がありましたので、答弁をさせていただきます。

今、徳峰議員からありましたとおり、今回の大きな主な変更の内容につきましては、市長答弁のとおり、仮設鋼矢板の追加というものが大きなものになっております。施工延長としましては、225mを追加しているところであります。

これにつきましては、当初、頭首工の災害箇所が右岸側と左岸側両側にあるということで、川を大型土のうで仕切って、川の流れを右と左に分けて、それで施工するということが計画しておりましたが、当初掘削を始めたときに川の掘削した中から、川の中から湧水等が大量に発生したため施工ができないということで、国との協議の中で仮設鋼矢板が認められたものであります。これを施工することによりまして、施工ヤードの中に水が入ってきにくくなるということで、施工ができるということで、このように大きな変更となっているところであります。今回の変更の約80%弱が、この仮設鋼矢板ということになっております。

それから、補助であります。これは令和2年の災害査定を受けて補助率が決まっておりますので、約98%の国庫ということで、ほぼ全額国の補助となっているところであります。

それから、工期の話が出ましたけれども……。

（何ごとか言う者あり）

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

工法的には、特殊な工法ではありません。ただ、今回のように湧水ということで、

水が多量に出たりとか、そういう場合についてはこのような仮設鋼矢板というのを使うというのが、一般的な工法ということになっております。

それから最後に、3月までに、工期内に間に合うのかということで御質問がありましたが、今、本体のゲートの製作工事と、それからこの堰体、ゲートを取り付けるためのコンクリートの工事、こちらを両方やっておりますけれども、約70%の進捗率でございます。

3月末、もう工期内までに終わらせるということで、今、施工業者さんと担当のほうと鋭意努力しながらやっているところであります。

以上です。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、まちづくり推進課のほうをお答えさせていただきたいと思います。

まず、市の基本方針ということですが、先ほど市長が申しましたように、これにつきましては、弁護士さんのほうにも相談をいたしております。法律的なことでもありましたので、相談をいたしまして、今の見解ということになっているところでございます。

特にその中で、市が造成地を、あの分譲地を造成したという形になっておりますので、それについての責任が発生するということがありましたので、今、示談でお願いをしたいということになっているところでございます。

あと、算定内容につきましてですが、金額につきましては、今ある土砂の部分、その部分についての撤去という形になります。

あと、そのほかに、基礎工事に入っておりましたので、一部基礎工事に入っていましたので、それに対する復旧費という形も含まれているところでございます。

なお、これにつきましては、相手方にも示しているところでございます。

それから、その当時の業者はどこだったのかという質問だと思いますけども、こちらのほうもいろんな資料を調べてみました。議会にある資料なども参考にさせていただいたところだったんですけども、結局、その資料が見つからないということでした。

その土地については、どのような土地なのかというのも調べてみたところでございます。そこについては、今のところから原地盤より大体1 mぐらい低い土地だったというのは分かっているところでございます。

あと、市の保管の関係ですが、文書保管につきましては、市の規程がございます。その規程は、文書取扱規則というのがございまして、市のほうの補助事業としましてやっている工事は、10年間一応保管という形でやっているところでございます。

あと、ほかに調べるところはなかったのかというところですけども、隣地にもやはり保留地がございます。その保留地につきましても、試掘をいたしました。試掘をした結果、やっぱり出てきましたので、その部分は今後また販売に合わせて何らかの対策をしていきたいと、一応思っているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

議案第80号、1点だけ、もう完成は年明けて来年の3月ということで、ただ、課長答弁で、今現在70%の進捗、30%に残っているわけですね。市長の報告の冒頭にありましたように、去年の9月議会で、議決で、もう1年以上たっているんです。逆算から見てあと3か月、そして、今回のまた3,000万円を超えるこの補正増額でしょう。ですから、逆算的に考えて、本来に来年の3月で大丈夫ですかということ、単純な質問ですけども、質問しているんです。再度、確認でありますので、答弁してください。

それから、損害賠償については、私は幾つかの教訓点を今後に生かすべきだという立場で、3回目でありますけども、質問いたします。

宅地については、どの業者が行ったのかが定かでないって、その前に課長、この種の、もし、そしたら予期せぬ問題が生じた場合、今回の場合は産業廃棄物ですね。市としては、遡って業者には何年まで、業者に損害賠償の請求ができるのか。できないのに、幾ら過去を遡ったって意味がないんです。

ですから、何年まで遡って、この種のトラブルというか、業者には、市としては賠償請求ができるのですか。法律上、条例上の根拠を含めて説明してください。

その関連性で、過去5年間しか保存していないという、これも矛盾点がないのかどうかということです、法律上何年まで遡るって。だから、それが、尺度が全てじゃないんですけども、少なくともその期間は保存しなければならないというのは当然の帰結でしょう。

ですから、その関連性については、5年間というのは何を根拠にしているんですかって。法律上の、民法かどうか分かりませんが、根拠をここで明らかにしてくださいというのが質問の第2点目なんです。弁護士事務所に行ったら、5年間って言われたということですけど、本当に5年間なんですかということのも、私の単純な疑問点なんです。

仮に5年間としても、原則5年であって、これは例外があるんじゃないかと、私は一般論としては考えております。5年間として、あまりに短過ぎると、現代の今の社会においては、その辺りを含めて、法律上、答弁ができたなら答弁してください。

いずれにしても、宅地行政だけじゃなくて、市の書類の保管、10年間ということ

ですけれども、これも10年間というのは原則10年間で、単純化してはいけないと思うんです。今のもろもろの法律体系から見て、実はこれも今後総点検が必要ではないか、見直しが必要ではないかと思っております。

これは、関連して、大休寺副市長にも関連がありますので、もしお答えできたら、この保存期間の関連性についても、教訓として生かす意味で答弁をしてください。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

この種の譲渡契約といいますか、請負契約がございますけれども、瑕疵があった場合はということで、時効がある場合と、あと、時効なく市が損害を賠償しないといけないという場合がございます。

時効があったからといって、それで済むかというケースもございます、そういう場合は社会通念上、どうしても市がそこについては負担をしないといけないというのもございますので、今後は、先ほど市長が申し上げたとおり、10年を超えたものについても、今後そういう問題が起きそうな書類等については、なるべくデジタル化して保存をしていきたいと思っております。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

それでは、工期の件について再度御質問がありましたので、お答えいたします。

今回の変更の内容であります、これは災害査定ということで、見えるところについては最初の査定のときにさせていただいて、その後掘削とか、そういう予期せぬことが発生した場合に、国と協議をしながら行っておりますけれども、協議をして、国との協議が整った段階で、施工自体はさせていただいている部分もあります。

既に右岸側のほうはほぼ完成しておりますけれども、そこについての仮設鋼矢板についてはもう終わりまして、全部完了しているところであります。

今回の増額分の半分以上については、もう既に施工済みということになっております。

残り30%ということですが、今、左側、前に養魚場があったほうの工事をしているところでありますけれども、今大きな矢板の設置が終わりまして、堰体を造るためのならしコンクリートを打っております。それから、これからどんどん工事が進んでいくふうにあると思います。3月までには終わらせるということで、最大限の努力をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、法的なことについてのお答えをしたいと思います。

まず、民法のほうの改定がされております。民法が2020年に改定されておまして、これが請負人の担保責任の保存期間というのが第638条にあります。これつき

ましては、これまでの建物、その他土地等の工作物の請負人は、その構成物又は地盤の瑕疵について引渡し後5年間、それから、石造、土造、コンクリート造に類する構造物の工作物については、10年という規定がありました。

けれども、これつきましては、先ほど申しましたように、2020年に改定されて、今は削除されているところでございます。

先ほどの件につきましては、もう造成後30年近くなるんですけども、それについては、そのときの規定が生きているという形になっているところでございます。

それで、現在はどうなっているかと申しますと、まず、瑕疵の定義につきましては、改正前の定義としましては、通常備えるべき品質、性能を有しないか又は契約で予定した品質、性能を有しないこととされているところでございます。それが改正後は、契約不適合という形で名前が変わっております。

契約不適合につきましては、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものという形で、今からは契約による、契約の中身での不適合、今はもう瑕疵といわないんですけども、それに合わせた形の内容となっているところになってございます。

以上でございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

すいません、1点訂正をさせていただきます。

徳峰議員より補助率のお話がありましたが、私が約98%ということでお答えしましたけれども、99.1%ということでした。訂正をさせていただきます。

○議長（久長登良男）

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案2件について討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案2件を一括して採決いたします。お諮りします。議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案2件は、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第11 議案第89号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について

日程第12 議案第90号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第13 議案第91号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第14 議案第92号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第93号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第94号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第95号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第11、議案第89号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第8号）についてから日程第17、議案第95号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの以上7件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第11、議案第89号から日程第17、議案第95号まで一括して説明いたします。

日程第11、議案第89号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2,305万9,000円を追加し、総額を286億9,420万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明しますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、繰入金は財政調整基金繰入金を2,305万9,000円追加しております。

歳出については、給与の改正により、給料、職員手当等、共済費、繰出金を2,009万7,000円、宅地改修費用賠償金の追加により、都市計画総務費を296万2,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第12、議案第90号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に38万1,000円を追加し、総額を56億1,811万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、4ページをお開きください。

今回の補正予算は、給与の改正による追加であり、歳入については、繰入金は38万1,000円、歳出については、総務費を38万1,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第13、議案第91号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に19万3,000円を追加し、総額を6億4,651万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、5ページをお開きください。

今回の補正予算は、給与の改正による追加であり、歳入については、繰入金を19万3,000円、歳出については、総務費を19万3,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第14、議案第92号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に54万5,000円を追加し、総額を62億408万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算は、給与の改正による追加であり、歳入については、繰入金を54万5,000円、歳出については、総務費を54万5,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第15号、議案第93号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に7万5,000円を追加し、総額を6,826万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、給与の改正による追加であり、歳入については、繰入金を7万5,000円、歳出については、総務費を7万5,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第16、議案第94号、令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に60万6,000円を追加し、予定額を5億6,716万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、給与の改正による追加であり、水道事業費用を60万6,000円追加しております。

次に、日程第17、議案第95号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額に11万3,000円を追加し、予定額を2億81万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、9ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、給与の改正による追加であり、下水道事業費用を11万3,000円追加しております。

以上で、日程第11、議案第89号から日程第17、議案第95号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

さっきの議案と関連があつて、もう入っておりますので、その中に。質問カットいたします。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案7件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よつて、議案7件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案7件について討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案7件を一括して採決いたします。お諮りします。議案7件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よつて、議案7件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第78号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第19 議案第79号 曾於市職員の定年等に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第18、議案第78号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び日程第19、議案第79号、曾於市職

員の定年等に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第18、議案第78号及び日程第19、議案第79号を一括して説明いたします。

日程第18、議案第78号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。

令和5年4月1日施行の地方公務員法の一部を改正する法律により、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、国家公務員と同様に管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入のほか、当分の間60歳を超える職員の給料月額、60歳前の7割水準に制定する等の措置を講じるため、関係する曾於市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ほか8件の条例の一部改正し、曾於市職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

次に、日程第19、議案第79号、曾於市職員の定年等に関する条例の一部改正について説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年年齢を65歳とし、令和13年3月31日までの間は段階的な定年年齢の引上げを行い、管理監督職勤務上限年齢制の対象者を定めるとともに、当該上限年齢を60歳とし、降任等を行うに当たり遵守すべき基準を定め、また、60歳に達した日以後に退職した職員について、短時間勤務の職として採用することができる定年前再任用短時間勤務職員について定めるものです。

以上で、日程第18、議案第78号及び日程第19、議案第79号を一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

まず、議案第78号からです。第78号と第79号はダブっているところがあると思いますので、まとめて質問させていただきます。

第78号のところでは、定年延長と給与の関係について説明をしてください。雲をつかむような話なんですけど、これまでと、定年延長に伴ってどのように変わってくるのかというのが主な内容です。

それから、議案第79号、1番目が定年制度の経過措置が定められておりますが、

この最終確定年度についての説明をしてください。

2 目、管理監督職、これは管理職でいいんですよね。管理職の上限年齢制限と経過措置の関係、変わりがあるのかないのかの確認です。

3 目、管理監督職任用制限の特例が定められていますが、この中身についての説明をしてください。

4 目、再任用職員の任用期間と経過措置の関係、これも、これまでとどのように変わってくるのかを中心に説明を求めます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

まず、定年延長と給与の関係についてお答えしたいと思います。

国家公務員もですけれども、民間企業における高齢期雇用の実情を調査した結果を踏まえまして、当分の間、全国一律に60歳を超える職員の俸給月額を60歳時点の7割水準に設定するということにいたしております。

このことから、本市におきましても、60歳時点での給料月額に100分の70を乗じて、7割を乗じまして定年する年まで支給することになるところでございます。でするので、60歳になりましたら、要は7割という考え方でございます。

それから、定年制度経過措置と最終確定年度についてお答えいたします。

定年年齢は、段階的に2年度間に1歳ずつ引上げを65歳まで行います。令和5年度と令和6年度の定年年齢は61歳、令和7年度と令和8年度は62歳、令和9年度と令和10年度は63歳、令和11年度と令和12年度は64歳となりまして、令和13年度以降は65歳で決まるということになりますので、最終確定年度は令和13年度、それまでは経過措置ということになるところでございます。

それから、管理監督勤務上限年齢制限と経過措置の関係でございます。

60歳に達した管理監督職の職員、本市でいいますと、課長級でございますが、その職員は、次の年から、60歳を過ぎた次の4月1日からは下位の職に降任するというものでございます。これにつきましては、やはり組織そのものの新陳代謝を図る、若手を育てるとかそういうところがあるところでございます。下位の職に降任する、課長職から降りるというものでございます。これにつきましては、経過措置との関係はないところでございます。

管理監督職任用制限の特例についてお答えいたします。

特例につきましては、管理職につきまして、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより、この管理監督職勤務上限年齢を適用することが著しく不相当と認める職であること、あるいは、例えばでございますが、病院長

など一般の公務員より定年年齢が高い職であることが想定されているところでございます。

現時点におきまして、本市におきましては、このような該当がないというふうに考えております。

最後でございますが、再任用職員の任用期間と経過措置との関係につきましてお答えをいたします。

再任用職員の制度につきましては、今回の議案によりまして条例廃止を提案しているところでございます。

しかしながら、この制度につきましては、暫定再任用制度といたしまして、令和13年度まで措置されることになるところでございます。

この内容は、段階的に定年の年齢が引き上げられても、その定年年齢から65歳までの間は、暫定再任用職員として、これまでの再任用と同様1年を更新期間として再任用することができるものでございます。

このことにより、現在の再任用職員で来年度の更新を希望する職員、あるいは来年度から新たに再任用職員となることを希望する職員は、来年度以降は暫定再任用職員に名称が変更されますが、給与等の内容は現在と変更がないものでございます。

また、今回、新たに定年前再任用短時間勤務制度が導入されることになります。この内容は、60歳に達したときから定年年齢までの間に一旦退職をいたしまして、フルタイムではなく短時間勤務職員、例えば週2日から週4日の間で勤務することができるようになるものでございます。

以上でございます。

○8番（上村龍生議員）

再任用期間が、暫定再任用ということで残ると、65歳まではこれまでと一緒にということですね。

もう一つ確認したいのが、定年延長ということですので、定年が今まで60歳だったというのが基本で、再任用があったんですけども、退職手当の支給時期の話、これまでは60歳で退職金が支給をされていたんですけども、定年延長になった場合には、延長が終わった時点で支給になるのか、給料との関係があるから、一番高いのは60歳時点だろうと思うんですけど、その絡みと、それから共済組合等への共済費の支給かれこれというのもどうなるのか。多分60歳までの掛金と定年までは、そのまま掛金が、その給料に応じて支払うようになるのか、それと関係あるのはやっぱり共済ですから、年金との絡みもちょっと説明をしてください。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

まずは退職定当の支給時期でございますが、あくまでも定年をいたしまして支給されますので、61歳で定年される職員につきましては、61歳を過ぎてから、4月ぐらいに支給されると思いますが、その支給の計算につきましては、通常は退職する年の給料月額、標準報酬月額、これに月数を掛けるんですけども、これは特例といたしまして、一番高い時期のものにその月を掛けます。さらに、例えばそこから1年また勤めるわけですので、その分は若干だとは思いますが、加算をされるというふうになっているところでございます。

共済費の掛金につきましては、当然給料月額は下がりますので、下がってくると思います。

年金につきましては、当然その分については、加入する金額が、年数が増えていきますので、分は加算されるものというふうには考えております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

最後ですけど、再任用と暫定の再任用ということで、今後も65歳までは年金支給年齢までは対応できるということでしたけども、これまでも一緒ですけど、再任用をされる職員の割合といたしますか、どの程度今なっているか、ちょっと説明をしていただけますか。

○総務課長（今村浩次）

令和4年度の再任用職員につきましては、16人でございますので、割合といたしましては4.5%になるかと思えます。令和5年度につきましては、今、再任用職員は毎年増えてくる状況でございます。今の時点では22名を予定いたしておりますので、6.2%になるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

上村議員の質問に重ならない形で質問いたします。

質問の第1点は、今、質疑のやり取りにもありましたように、今回の条例改正で、本格的というか、定年制を延長するための一つは条例改正でありまして、課長答弁では、最終的には令和何年だったですか、ともかくは2年刻みで行っていくということで、最終的にこの2年刻みで行った場合に、その間何名の方々が再任用の定年延長に影響してくるのか、全体的な総体人数、これを答えていただきたいと思います。ただいまの答弁でも、現在がもう16人、5年度が22人と増えておりますけども、かなりの数になるんじゃないかと思えますけども、お答え願いたいと考えて

います。

2点目、関連いたしまして、再任用を希望する方々は、基本的には全員、市としては、一応引き続き継続して雇用する考えであるのか。基本的にはそれが非常に大事だと思うんですけども、全員が、一応希望者は再任用する考えであるのか、これが第2点目であります。

第3点目は、課長職については、先ほどの答弁でありましたように、一応定年が62歳、3歳延びたとしても60歳で課長はもう降りていただくということですが、ただ、60歳以上については、給与の70%に減額されると。これは、これまでもそうでありましたよね。これは条例の何条で7割と規定してあるのかどうか。これは、これまでも変わらないと思うんですけども、教えてください。

再任用の場合は、ほかの手当の場合はどうなるのか、定年後はどうなるのか。勤勉手当を含めてもろもろの手当を含めて、これは60歳前と全く変わらないのか、あるいは変わる分があるのかも教えてください。

最後に、今後このように、これは市の責任じゃないんですけども、国の制度が共済年金の支給年齢等の間で、こうした5年間の開きがあったためにこのような経過を行って、地方自治体はいかんともしがたい点があるんですけども、このことによって、新しい、新規採用の職員等への影響は今後考えられないのかどうか。当然、今後の中長期の採用計画を市は持っておりますけども、それには全くあるいはほとんど影響がないのかどうか、これが最後の質問であります。

○市長（五位塚剛）

退職される職員が再任用を希望した場合は、基本的には法律で認められておりますので、それは、基本的に採用は可能だというふうに思っております。

今質問がありましたように、当然退職者が再任用でずっと増えた場合に、定数は減らす方向でいますので、当然新規採用に支障があるわけです。それはもう当たり前のことであります。

ですから、今後は新規採用が非常に少なくなるという意味では、将来的な市の職員の年齢構成が一部変わってくるおそれがあります。そういう意味では、現状としてはやむを得ない部分があるというふうに思っております。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

最終的に、2年刻みで再任用の数に影響していくのではないかとということでございます。これにつきましては、やはり現在では、5年間は再任用できるというところまでできましたので、このままいきますと、最終的には三十数名から40名ぐらいは再任用職員になるのではないかと考えております。ですので、職員の1割を超える

中で再任用職員が存在するということになるのではないかと予測はいたしております。

それから、課長職が60歳で7割の規定でございますが、今回の条例改正の中で、定年に関する条例改正があります。その中で、今回新たに7割というものを位置付けているものでございます。

ですので、この7割につきましては、今回の条例改正で載ってきているところでございまして……。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

大変失礼いたしました。今回の条例改正の中で、市職員の諸給与に関する条例の中で、新たに附則の第10項におきまして、その7割支給が明記されているところでございます。給料月額に100分の70を乗じた額、50円未満の端数を生じたときは切捨て、50円以上100円は切上げというところで、規定を今回提案をしているところでございます。

あと、手当の関係でございますが、通常の方につきましては、正規の職員と変わらないところでございますが、再任用職員の場合は、期末勤勉手当の月数が低いものでございまして、先ほど条例を可決していただきましたので、正規職員は年間4.4月となりますけれども、再任用職員につきましては2.3月というところでございまして、この部分が大きく違うところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

今後の新規採用だけじゃないですけども、曾於市として、今の355人を最終的には320人とか、近い将来に削減する中で、一方での職員の再任用制度の条例改正でありまして、その側面からだけ見ますと矛盾する内容でありまして、市としても非常に、今後の職員の適正化に対する考え方において矛盾点がそもそもありますので、対応が非常に複雑というか、難くなる側面があるかと思います。

質問の単純な第1点であります。そうすることによって、財源問題ですけども、7割支給、削減となりましても、若手職員が総体としては少なくなるわけでありまして、人数的にも、年間を通したらこの職に支給する総額の給与関係、これは今後見通しとしては若干高くなるのじゃないかとも考えられますが、その辺りは試算していますか、これ第1点。

第2点目は、基本的に市職員の給与は、交付税措置で算定されると思うんですけども、これはおおむね、現在何割程度が交付税で措置されると理解していいのかわかるか。これも、非常に難しいというか、地方自治体としてはつかみにくい点がある

うかと思うんですが、分かる範囲内で答弁をしてください。

それから、最後に手当関係です。課長答弁ありましたように、期末勤勉手当は4.4が2.3に減らせますけども、ほかの手当はどうなんでしょうか、このことを含めて答弁してください。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

7割支給となった場合の試算でございますが、現時点で試算は行っておりませんが、例えば定年時に40万円の月給をもらう職員が、7割支給で28万円になります。新規採用職員を雇用いたしますと、大学卒で18万円くらいでしょうか、となります。そこに10万円くらいの差が、月給で生じてくるということになります。それに期末勤勉手当等もろもろ、共済費等を加えますと、やはり200万以上……。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

いや、試算はしていませんが、今おっしゃいましたので、1人当たり200万円から250万円というふうに考えますと、それが四、五人いたときに1,000万円の差になるというのが年間の差になってくるかなと。ちょっと大ざっぱな計算で申し訳ございませんけれども、そのようなふうに考えております。

交付税措置につきましては、これは単位表で、それぞれの費目におきまして、職員数を何名というところで措置をされているというふうに考えておりますので、これにつきましては、何割が措置されているということは、ちょっと答えができないところでございます。

ほかの手当でございますが、先ほど申し上げましたとおり、期末勤勉手当以外につきましては、扶養手当なりいろんな手当、住居手当なり時間外勤手当、通常の職員と同様でございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は、おおむね1時10分、再開いたします。

休憩 午後 零時 09 分

再開 午後 1 時 10 分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○総務課長（今村浩次）

先ほどの定年延長に関します徳峰議員の質疑の中で、答弁に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思ひます。

再任用職員の手当支給の中で、期末勤勉手当以外の手当支給について、一般職員との変更はないというふうに答弁いたしましたが、各種手当の中で扶養手当そして住居手当、この2つにつきましては除外される、支給がないものでありましたので、訂正しておわびを申し上げたいと思ひます。誠に申し上げございませんでした。

日程第20 議案第83号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第20、議案第83号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第20、議案第83号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

国民健康保険法第82条の2に基づき定められている鹿児島県国民健康保険運営方針により、国民健康保険課税方式を現在の4方式から3方式に変更、これに伴う税率及び税額を変更することから、関連する規定を改正するため提案するものです。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第84号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第21、議案第84号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第21、議案第84号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について説明いたします。

曾於市地域振興住宅譲渡条例に基づき、平成20年度建設の深川団地1戸及び柳迫団地1戸を譲渡することに伴い、別表を改正するため提案するものです。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第87号 指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）

○議長（久長登良男）

次に、日程第22、議案第87号、指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第22、議案第87号、指定管理者の指定について説明いたします。

本市が設置する財部温泉健康センターの管理運営について、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、曾於市に本店を有する株式会社メセナ末吉を指定管理者として指定したいので提案するものです。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第87号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第88号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）

○議長（久長登良男）

次に、日程第23、議案第88号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）を議題といたします。

ここで、議長席を副議長と交代いたします。

（議長交代）

○副議長（今鶴治信）

地方自治法第117条の規定により、久長登良男議員及び渡辺利治議員の退席を求めます。

（久長登良男議員、渡辺利治議員 退場）

○副議長（今鶴治信）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第23、議案第88号、指定管理者の指定について説明いたします。

本市が設置する曾於市ゆず搾汁センターの管理運営について、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、曾於市に本店を有する株式会社メセナ食彩センターを指定管理者として指定したいので提案するものです。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○副議長（今鶴治信）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

4項目質問いたします。

ゆず搾汁センターのこの数年間の経営環境、厳しいと思うんですけども、収支状況を含めて教えてください。

2点目、関連して、現在、今後考えていきたい大きな課題は何と何があるか、これが2点目であります。

3点目、指定管理料は5年間ゼロ円ではありますが、ゼロ円とした基本的な考え方について聞かせてください。

最後に４点目、メセナ食彩センターの現在の役員の構成について、併せて役員報酬は払っているのかどうか、払っていないのかどうか教えてください。

以上です。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

収支状況ということでございました。収支状況につきましては、搾汁センター単独での収支の状況は出ませんので、食彩センターの本体の売上げということでいきますと、平成29年が２億9,711万8,000円、平成30年度が２億8,996万5,000円、令和元年度が２億9,973万3,000円、令和２年度が２億2,871万2,000円、令和３年度が２億6,870万3,000円。

コロナ禍での収支ですが、令和元年度までは順調に黒字収支となっておりました。コロナ禍に入りまして、令和２年度２億2,871万2,000円という売上げでございまして、令和２年度は非常に厳しい状況でございました。

したがって、令和３年度も同じような状況であったわけですが、令和２年度につきましては、使用料を減免措置をしております。

それから、令和３年度におきましては、補正予算の中で500万円の運営補助という形をお願いをしたところでございます。

それから、課題でございます。今後の課題といたしましては、ラインの増設もいたしますが、そうした中で、やはり果汁の流通体制、これが一番かなというふうに考えております。果汁の流通体制を確立していかなければ、やはり母体である株式会社メセナ食彩センターの安定的な経営につなげていけない、それがひいては生産者の所得安定につながっていくというふうに考えております。

それから、ゼロ円の考え方でございます。これにつきましては、先ほど申しましたとおり、約３か月間の稼働をいたしますけれども、この搾汁センター単体で収支が出ませんので、食彩センターの相対的な収支という考え方でいっております。

この搾汁センターに係る経費が年間約1,400万円ほど掛かる計算になっているようでございます。こういった形で、その1,400万円については母体である食彩センターのほうが負担をしているわけございまして、この経営状況が、前回の指定管理期間、そして令和３年度から今年度にかけてやや上向きになってきておりまして、こういった部分を考えますと、ゼロ円という考え方で提案をしたところでございます。

それから、役員でございます。役員につきましては、会長が五位塚市長でございます。それから、社長がナンチクの狩長社長、それから常務取締役は、これは常勤でございます食彩センターの釘村常務でございます。あと、取締役が園芸振興会の

渡辺利治氏、ゆず栽培同好会の松永安雄氏、そお鹿児島農協の理事であります山之内義定氏、それから株式会社ナンチクの役員でございます南喜一氏、それから曾於市議会議長の久長登良男氏、それから監査役として大休寺副市長、そしてナンチクのほうから新留監査役という役員になっております。

報酬につきましては、今回の株主総会の中では、報酬の件につきましてはなかったというふうに記憶しております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

曾於市の運営するといいますか、事業所の中でも非常に大事な役割を果たしておって、また搾汁センター自体も、大きなお金を掛けて増設を行っておりますが、ただいまの課長の答弁では、令和元年度までは黒字でやったけども、2年度、3年度、売上げ自体はほぼ変わっていないんですよね。2億6,000万円、2億から3億以内であります。

ただ、経営環境は厳しいということで、令和2年度、3年度、4年度を含めて、具体的にどういった形で、内容で経営環境が厳しくなっているのか。売上げはそう大きな落ち込みはないんですけども、具体的に収支のどういった内容で厳しくなっているのか、これが質問の第1点。

それから、質問の第2点目は、課題としては流通体制の改善といいますか、あるいは確立といいますか、ということで、もっと具体的に説明してください。

併せて3点目、関連いたします在庫製品、これは一定改善がされているのかどうか、以上3つです。

あとの答弁は了解いたします。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

収支の厳しさの中の具体的なものということでございます。

一番は、令和2年度は、やはり売上げが落ちたということがございます。その中で、やはり経費そのもの自体は変わらないわけでございますので、そういった環境があったということでございます。

令和3年度につきましては、申しました2億6,800万円の売上げの中には、市の運営補助も入っておりますので、それを入れた中での推移ということになっております。

令和3年度につきましては、結果的には若干の黒字にはなったところでございますが、経費的にはやはりこれぐらい、2億6,000万円ぐらい掛かってしまっているという状況でございますので、今後、やはり令和元年度あるいは平成30年度並みの

2億8,000万円、2億9,000万円という売上げが出ていかなければ、原料高、燃油、燃料、そういったものも高騰しておりますので、非常に厳しい環境というふうになっております。特に令和3年度厳しかったというのは、やはりストックしておりました果汁の保管庫の経費が大分掛かっているようでございます。

それから、流通の具体的なところということでございますが、やはり2次加工品というのが売上げを伸ばせればいいんですけれども、現在、食彩センターの売上げの主体は原料販売が主体となっております。ユズの果汁と皮でございます。皮につきましては、全国的に引き合いが強くて、皮のほうは完売をする現状でございますが、御存じのとおり果汁につきましては、今年度当初は370トンほど在庫がございました。その抱えた在庫をどうやって売るかということが、一番のネックでございます。

しかし、先般11月に今年度の上半期の取締役会が開催をされまして、おおむねこの在庫が全て販売できるめどが立ったということでございます。これにつきましては、今年度、高知県、徳島県、前例のない不作ということだそうです。例年の4割から6割というようなことで、今、全国的にユズの果汁、皮、両方ともかなり不足してきている状況で、もう食彩センターが持っていた在庫分も、全て予約が今入ったということを聞いておりますので、今年度の売上げについては、少しは期待ができるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

指定管理料はゼロ円として、一方で使用料の減免とか固定資産の500万円免除とか、あるいは運営補助とかを行っています。微妙なかじ取りというか、財政補助でありますけれども、令和4年度あるいは5年度以降は、今の、ただいまの課長答弁で、見通しはどうか。今後5年間のいわゆる指定管理という期間でありますので、5年間のやはり一定の見通し、計画を持った上での、もちろん今回の随意契約であろうかと思うんですが、今後の見通し等は、計画立てていますか。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

食彩センターの取締役会の中で、目標設定をされます。そういった中で、上半期の目標設定でいきますと、今年度は3億円を目指したいということでございました。

今後、果汁の販売そして皮の販売、これが順調にいく計画でいきますと、十分にその部分はカバーできるというふうに考えております。

私どもも、面積的な部分が今97haございまして、毎年今1,000トンほどの収穫がございました。将来的に1,300トンから1,500トンという収穫量を見込んでおりますの

で、その部分を1次加工品、そして2次加工品の販売ということを考えて、また、搾汁センターの増設によって、1次加工の効率が上がる。この部分については、非常にコストも若干下がるだろうというふうに考えておりますので、そういったものを加味しまして、ゼロ円という考え方でいかせていただいたところでございます。以上です。

(何ごとか言う者あり)

○農政課長（竹田正博）

はい、5年間の数字上の計画は立てておりません。

○副議長（今鶴治信）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（今鶴治信）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第88号は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

久長登良男議員及び渡辺利治議員の入場を許可します。

(久長登良男議員、渡辺利治議員 入場)

○副議長（今鶴治信）

ここで、議長席を議長と交代します。

(議長交代)

日程第24 議案第96号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第24、議案第96号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第24、議案第96号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に12億4,333万8,000円を追加し、総額を299億3,754万1,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正であり、6ページの第2表のとおり、南九州畜産獣医学拠点事業の競馬振興特別事業分ほか8件について、翌年度に繰り越して使用する

ることができる経費を定めております。

第3条は、債務負担行為の補正であり、7ページの第3表のとおり、財部温泉健康センター指定管理料について期間及び限度額を定め、清流の森大川原峡指定管理料の期間及び限度額を変更しております。

第4条は地方債の補正であり、8ページ及び9ページの第4表のとおり、南九州畜産獣医学拠点事業ほか1件について限度額を追加し、庁舎改築事業ほか3件について限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明しますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、国庫支出金は、民生費国庫負担金の過年度施設型給付費負担金を2,035万5,000円、災害復旧費国庫負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業負担金を2億3,725万1,000円、県支出金は、農林水産業費県補助金の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金を1,922万7,000円、災害復旧費県補助金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金を1億5,057万2,000円追加するものが主なものです。

寄附金は、指定寄附金の企業版ふるさと納税寄附金を5,590万円追加しております。

繰入金は、財政調整基金繰入金を7,271万4,000円、諸収入は、雑入の企画政策課分を2億円、市債は、総務債の南九州畜産獣医学拠点事業を2億850万円、現年発生公共土木施設災害復旧費を1億3,480万円追加するものが主なものです。

歳出については、馬舎等新築改修工事等の追加により、南九州畜産獣医学拠点事業の競馬振興特別事業分を4億1,329万円、測量設計業務委託料等の追加により、南九州畜産獣医学拠点事業の周辺整備事業分を3,512万9,000円、障害者給付費国庫負担金返還金等の追加により、障害福祉サービス費を4,284万円、傷病見舞金等の追加により、新型コロナウイルス感染症対策事業を4,472万1,000円、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金の追加により、活動火山周辺地域防災営農対策事業を1,922万7,000円、台風14号の災害発生による工事請負費等の追加により、現年発生農地・農業用施設災害復旧費を2億8,954万4,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費を3億8,112万5,000円それぞれ追加し、繰出金の減額により国民健康保険特別会計繰出金を1億122万4,000円減額するものが主なものです。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

それでは、総合振興計画の点から質問させていただきます。

南九州畜産獣医学拠点の競馬振興特別予算が1億5,680万円、その他財源から2億5,590万円を支出されております。この経緯と詳細についてお伺いいたします。

2点目として南九州畜産獣医学拠点について、令和4年度には地方債が3,500万円計上されておりますので、この経緯と詳細についてお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきますが、委員会説明資料を御覧いただきますと内容がよく分かりやすいので、御覧いただきたいと思います。

1点目の御質問、まず、47ページに該当する部分でございます。

歳出の主な事業が、馬舎新築の1億1,698万5,000円、それから屋外馬場新設の7,440万3,000円、屋内馬場改修の8,091万6,000円となっております。

補正予算自体の事業費は4億1,329万円なんですけれども、この対象事業費のうち、日本中央競馬会からの助成金2億円と企業版ふるさと納税の5,590万円、これがその他の財源というところに当てはまるんですけれども、この合計額を事業費から差し引いた1億5,680万円が過疎対策事業債を予定しているところでございます。

よって、一般財源の支出は59万円となるところです。

それから、2点目の御質問ですが、こちら48ページを御覧いただきますと分かりやすいんですけれども、補正予算、提案させていただいております事業費が3,512万9,000円なんですけれども、今回、タブレットのほうにも参考資料といたしまして、こういう馬事業全般という3部作になっております参考資料を添付させていただいておりますが、①の馬事業全般というところの12ページに、馬事業の可能性というものを記載してございます。

この中に、より多くの人流を呼び込むため、馬を活用した遊客を図る事業を展開したいと考えております。エントランス整備に加えて、ホーストレッキングコースを整備いたしまして、令和4年度において用地取得、それから測量設計業務を行う予定としております。

周辺整備の内容ですが、人と馬が触れ合うような1km程度のトレッキングコースを整備いたしまして、拠点に観光的要素を持たせる遊客を図るものでございます。

用地取得については、地目が、田が5,327㎡、山林地目の部分が814㎡、合計で6,141㎡購入予定でございます。

御質問のありました3,500万円の内容ですが、この事業費全体のうち3,500万円を過疎対策事業債を予定しておりまして、残りの12万9,000円が一般財源となる予定

でございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、関連して質問させていただきます。

お話の中にあった日本中央競馬畜産振興助成金なんですけれども、私もネットでこれを調べますと、大体上限が8割で、単年度が4,000万円といったものが出てきて、ただ、今回の予算支出を見てみますと、補助金の割合が5割くらいで、8割行っていないんです。理想を言えば、これは8割くらい、上限が一番高いのが理想だと思うんですけども、現状5割という補助率になった理由について伺いたします。

○企画政策課長（外山直英）

日本中央競馬会の補助要項がございますが、この中に明確に補助率について記載がございませんで、事業費の全額あるいは予算の範囲内において一部を助成するという記載がございます。

これまで中央競馬会と事業費について協議をしておりますけれども、今の段階では5割というお話で協議をさせていただいているところから、2分の1の2億円を計上したところでございます。

○1 番（山中雅人議員）

そもそもの話なんですけれども、これは、鹿児島大学のもともとは事業でして、何といいますか、曾於市が5割負担というのは正直大き過ぎる。当初、令和3年度予算のときに、事業分を見たんですけども、大体3億3,000円程度で、今は事業分を見ると4億5,000万円になっていまして、1年で1億2,000万円くらい大体上がっていると、事業費が。

そういう中で5割負担というのは、正直大分しんどいところがあるんですけども、向こうの、競馬会の言い分として、5割というものに取りまとめが決まった、その交渉の内容など、5割というものの試算の根拠、その点について伺いたします。

○企画政策課長（外山直英）

これまでJRAとの協議を行ってまいりました中で、先ほど申しました先方の要項の中では、明確な補助率というのはいないんですけれども、これまでの事例の、先例といいますか、という内容から2分の1が適当だろうというような協議を行っておりますので、今の段階では2分の1を計上させていただいているというところでございます。

ただ、先ほどから申しますように、明確な補助率は明記してありませんので、変動する可能性もあるというところでございます。

○議長（久長登良男）

次に、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第96号、一般会計補正予算（第9号）について順次質問をさせていただきます。

まず66ページ、財部保健福祉センターの管理費の中で、財部保健福祉センター施設修繕費について、具体的な場所と修繕内容についてお伺いいたします。

続いて73ページ、地域子育て支援拠点事業について、すえよし子育て支援センターのキッズルームにおきまして、LED照明改修について2台、23万6,500円が計上されておりますが、こちらの具体的な内容を教えてください。

また、それに付随して、その他の支援センター等は、LED改修に関して完了しているかどうかについてお尋ねします。

続いて83ページ、観光総務費の溝ノ口洞穴駐車場用地取得費についてお伺いいたします。

まず、場所の詳細について教えてください。

取得において作業等は発生するか、お伺いいたします。

それに付随して、観光客への悪影響はないか教えてください。

また、その中で立木補償について試算内容を詳細、教えてください。

続いて100ページ、事務局費、小学校統合学用品等購入補助について、学用品等として紅白帽子、体育服、ネームの記載があります。それ以外に新たに購入が必要なものなどないか、それについての補助等は考えているかどうか教えてください。例えば学級費で、今まで購入してきたものを次の学年で使う若しくはそのほかで授業に使うものなど、今までにそれぞれの学校とは違うものを持っていた場合、それを把握しているか、その購入についてどうするか、考えがあれば教えてください。

続いて、103ページの小学校管理費と106ページの中学校管理費は、まとめて質問させていただきます。

まず、電気料について、電気料が今後、どこの部署でも上がってきていると思うんですけども、小学校、中学校でLEDの照明改修がされていない場所がまだあると思います。蛍光灯の製造が今後縮小していく中で、市としてほかのところは照明改修をされる予定があるのか、現状どれくらい改修が進んでいるのか教えてください。

入札について記載がありますが、こちらの内容について詳しく教えてください。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、66ページの財部保健福祉センター施設修繕費について、具体的な場所はどこかということでございました。

この保健福祉センターの修繕費につきましては、令和4年度座置として当初30万円を持っておりました。その後、空調機の故障ということで、予備費からの流用を39万6,000円を行いまして、予算をほぼ使い終わったところでございます。

今後、あと12月から3月まで4か月ほどありますので、今後の突発的な発生する修繕に対応するために、今回、補正をお願いしたものでございます。

以上です。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、73ページの地域子育て支援拠点事業のLED照明改修についてお答えをいたします。

今回、改修につきましては、先ほどありましたように、すえよし子育て支援センターのキッズルームのところでございます。ここの天井に設置してあります照明器具の安定器が不良によりまして、明るさが不足しているところであります。

それで、修理についても検討したところでありましたが、安定器が既に製造が終了しておりましたので、今回、新しい照明器具への設置についてお願いしたところであります。

また、財部・大隅地区のLEDにつきましては、財部のほうが事務室、同じくキッズルームについては、それぞれの蛍光灯とLEDがまだそれぞれあるところであります。大隅地区につきましては、まだ蛍光灯が使える状態でありまして、LED化はされていないところでございます。

以上であります。

○商工観光課長（佐澤英明）

83ページの商工観光費の溝ノ口洞穴駐車場用地取得の場所についてお答えいたします。

溝ノ口洞穴周辺整備事業に関わります駐車場用地の取得費になりますが、場所につきましては、市道溝ノ口線から林道岩穴線に入ります。溝ノ口洞穴までの距離は約1,300mであります。入り口から約900mの地点になります林道の左側に隣接しました山林でございます。

続きまして、取得において作業は発生するのかについてお答えします。

今回の補正予算につきましては、用地取得費でありますので、作業は発生しないところであります。

続きまして、観光客への悪影響についてお答えいたします。

作業が発生しないために、観光客への影響はないと思われれます。

次に、立木補償費の試算内容についてお答えいたします。

立木補償費につきまして、総額で6万1,135円の内訳でございますが、杉2本で2,786円、ヒノキ1本で3,439円、桜2本で3,982円、雑木82本で5万928円であります。

以上です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

それでは、私のほうから、教育委員会関係の小学校統合用品等の購入補助について説明をさせていただきたいと思います。

今回の補助につきましては、小学校の統合による学用品等が違う場合、そういうものが起因して発生する学用品等に補助を行うものでございまして、財部北小学校と財部小学校の間で協議をいたしまして、今回ここに掲載してある3つの用品が決定したところでございます。

続きまして、小学校管理費、中学校管理費の電気料でございますけれども、これにつきましては、電気料につきましては、昨年、令和3年12月現在で高圧電気を使用しております末吉小学校、笠木小学校、月野小学校、財部小学校の小学校4校、それから市内の3中学校について、入札による契約期間が満了したため、その増額分を今回の補正予算で計上しているものでございます。

入札につきましては、令和3年10月に実施した入札が本年の1月から12月までとなっておりまして、令和5年1月以降の入札につきましては、財政課で入札を行いましたけれども、不調となっているようでございます。

LEDの交換に関する考え方ですけれども、現在ある蛍光灯の施設については、使えるものにつきましては今後も使っていきたいと。さらに蛍光灯が今後製造されないとか、それから、思わぬ故障によるものにつきましては、LED化を進んで実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（久長登良男）

次に、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

予算委員会説明資料8ページの歳入について1点だけ質問いたします。

財調関係の基金繰入れ後の基金残高の額と、それから2番目が、例年と比べての残高の比較の報告、それから3点目が、財調の年度末での積立目標額のめど、それのところの説明を求めます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員から質問のありましたことにお答えいたします。

今回の補正予算の歳入におきまして、財源調整といたしまして、財政調整基金の繰入金を7,271万4,000円計上しているところでございます。

財政調整基金につきましては、令和3年度末の基金残高が29億9,417万8,000円でございます。令和4年度当初予算から今回の補正予算（第9号）までの繰入金を12億5,467万円、同じく今回の第9号までの積立金を4億5,374万9,000円計上しておりますので、現段階での令和4年度末の基金残高見込額は、21億9,325万7,000円となるようでございます。

昨年と同時期と比較いたしますと、令和3年度の12月の第9号補正予算が20億213万8,000円でしたので、1億9,111万9,000円の増となるようでございます。

財政調整金につきましては、財源調整を行う上で大変利便性のある基金ですので、今後も計上経費の抑制に努めながら、最終的には30億円を目標として、できるときには少しでも繰戻し、それから積立て等を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

分かりました。この数年来、かなり大型の財政出動が続く中での、多分新年度の予算編成も今は進んでいると思うんですが、かなり窮屈な部分があるんじゃないかと。特に、補助事業を行うにしても、この一般財源がないと、なかなか最終的には編成ができないんだろうと思うんです。

今の説明でいくと、大体例年どおりぐらいで推移しているんだろうなという話です。ですから、この辺のところは注意深く見守りながら、今後ともチェックといいますか、確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○11番（今鶴治信議員）

先ほど、山中議員の質疑と重複するところがございますので、そこは割愛させていただきたいと思います。通告には、最初の46、47ページと言っておきましたけど、48ページまで含んで質問いたしますのでよろしくお願いします。

財源内訳についてというのを上げていしましたが、先ほどの説明で分かりましたので、今回、歳出の48ページのホーストレッキングコース、ホーストレッキング用クラブハウス等の用地取得と設計委託料が新たに出ていますが、当初のときはこの最初の47ページの馬舎新築とか堆肥舎新築とかこういうのが主だと思っていたんですけど、今回、用地取得を含めてこのトレッキングコース等も当初の計画からあつ

たのかどうかと、またこの用地取得トレッキングコース等が新たに出てきた経緯について質問いたします。

○市長（五位塚剛）

計画自体は、牛の部分と鶏の部分と馬の部分ということで計画が当初からありました。ただ、具体的な予算の提案は今回が初めてですけど、当然、土地の取得につきましては、この施設に隣接する、今、もうほとんど遊休地になっている水田と山を取得してトレッキングコースをとということでしまして、今回、提案するということになりました。

これについては、地元の方々の御支援もいただきながらしてまいりますけど、ほとんどの方々がいいことであるから、ぜひ頑張ってもらいたいというような声が多いところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

この中で私も先ほど資料を見たんですが、この用地取得の中に水田等の5,327㎡があるということで、今、市長の説明ではほとんど遊休地化しているということでございますが、やはり地目が水田であれば、農振除外等の手続もいるのではないかと思います。

それで予定でいくと、令和6年3月までには完成予定であるという資料でございますが、そういう手続上、時間的に十分大丈夫な計画であるのかということと、これではクラブハウス、トレッキングコースも測量設計委託になっておりますが、実際、建屋またコースを造成するに当たっては、次回、また当初予算で組まれるのかどうか、その辺の計画はどうなっているか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

御質問のまず1点目、クラブハウスについてですけれども、こちらについては今の拠点にある空きスペースを利用してクラブハウスを建てたいというふうに考えております。

それから周辺整備のトレッキング用のコースですが、大がかりなコース改修というのは余り基本的に考えておりませんで、現状の自然のままをとといいますか、できるだけ自然を壊さないような形でのコースを今のところ考えております。

今回、お願いしております補正予算で測量設計をお願いいたしまして、来年度の当初予算で一部工事費等のお願いをしたいというふうに考えておりますが、まだ確定したわけではございませんが、県の地域振興事業を、今、県のほうと協議をしておりますので、採択になればこちらの有効な事業を使えるのではないかと思います。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

当初の計画より相当事業費が伸びていくんじゃないかということを危惧しております。観光開発の拠点事業もあるということで、期待される事業であるところではありますが、その中で説明書の中で見たんですが、最初はJRAですかね、その勇退された馬の余生を過ごすためにということで、そういうことで非常に補助が高いという、ほとんど助成でできるんじゃないかという感じを抱いておったんですが、50%ということでございます。その中で説明書を見た中では、サラブレッド系は観光用の人を乗せてあれするにはちょっと危険を伴うという説明がございます。20頭の中のそういう乗馬用に使うのを何頭ぐらい、JRAから預かるそういう競走馬の勇退馬をどのぐらいという説明はあったのかどうか伺います。

それと、先ほど漏れておりましたけど、農振除外等のそういう手続等については、農業委員会とも打合せをされて期間的に間に合うのかどうか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

それではお答えいたします。

議員が、今、読まれました、多分参考資料の12ページに記載してございます。御指摘のとおり、当初はサラブレッドの引退馬の預託料20頭計画しておりました。その後、ここの課題1というところに出てくるんですけども、サラブレッドは競争馬の特性上、調教が難しい。それから馬術や観光乗馬への活用に時間を要する。体高があるため子供や低身長の方への乗馬はしづらいと。こういったことが主な理由でございまして、現時点ではサラブレッド10頭、それからそれ以外の種類の馬を10頭、合わせて20頭計画したいというふうに考えております。

それから、先ほどありました用地についてですが、現時点では所有者との事業についての説明を行っている段階でございまして、明確に契約に関するお話をまださせていただいておりませんので、その辺が進んだ段階で確認することになると思いますけれども、今のところでは令和5年度中に完成できるというふうに考えておるところでございます。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

質問は14項目ですので、答弁漏れのないように答弁してください。

質問の第1点、まず歳入の6ページの企業版ふるさと納税寄附金5,590万円。まだこの寄附金制度ができてから3年目ですかね。毎年の寄附金金額について説明してください。本年度分を含めて。

2点目、本年度特に力を入れた点、あるいは特徴点があったら報告してください。

3点目、今年をはじめとして、今後の毎年の目標額を持っていると思うんですが、目標額を示してください。

次に質問の2点目の2億円は歳出で質問いたします。

質問の3点目、8ページの財調7,271万4,000円ですね。これは上村議員が質問いたしました、昨年を含めて今年はそう厳しい状況ではないんですけれども、質問の第1点、本年度、今後、比較的金額の大きい取崩しが計画されているかどうか、あったら報告してください。

関連いたしまして、財調は本年度は苦勞しないとして、ほかの基金への積立て、年度末において、特に今後、末吉小学校の改築が大きいんですが20億円からです、これらを含めて年度末における基金残高の基金への繰入れは、特にどういった基金にこの積立てを考えているか聞かせてください。

次に、質問の4点目、ふるさと基金の繰入れが1,200万円減であります。これは初めてのことでないでしょうか。金額は大きい金額じゃないんですが1,200万円を減額とした理由について報告してください。

質問の5点目、南九州関連の事業であります、これは歳出で質問いたします。

次に質問の6点目、森林環境譲与税、本年度は307万7,000円増で、6,871万8,000円、これは制度発足から令和8年度までのこの間の実績、あるいは今後の見込み、そして今後の活用計画について、一応、毎年の状況を示してください。

次に、7点目、27ページの地域振興住宅の売払収入の709万円。

質問の1、709万7,000円の算定の考え方、場所はどことどこか。

2点目、今後のこの振興住宅の売払いの見込み、見通しが一定あるのかどうか、2点目でございます。

次に、8点目、歳出の45ページの系統バス燃料高騰関係の補助47万7,000円。この路線はどことどの路線であるのか、そして47万7,000円の予算計上の数字の考え方について聞かせください。このほかの路線は、今後、考えられないかでございます。あったら報告してください。

次に、9番目の質問、47ページでございますけれども、南九州畜産獣医学拠点事業ですね。これが先ほど質疑ありましたように、馬関係周辺整備が特に今回の提案であります、質問の第1点目、同僚議員の質問にもありましたが、ずっとこの間事業費が増え続けております。現在、提案されている段階ですね。これらを含めてこの全体の事業費は20何億円となっているか、その20何億円の中の財源内訳について、現段階での財源内訳を分類して報告してください。これが1点。

それから2点目。馬関係でございます。この間、担当課としては幾つか調査した

と思うんですけれども、こういった地域を調査あるいは参考としたのかですね。これは2点目。

それから第3点目。今回のこの中には、財部への案内板の設置の一応、予算が入っております。例えば、このシミュレーション計画でも相当大きな利用者を見込んでおります。これは、今後、一般質問で同僚議員が質問するでしょうけれども、この鹿児島、霧島方面から財部に行くには、例えば大川原を経由しての県道、それから高速道路で柴立から馬立を通る道路、あるいは末吉の道の駅から財部に行く道路、あるいは柳迫から財部に行く道路、4か所ほどが大きくは考えられますが、市としては案内板を設置するという指定も羅列的、並立的な捉え方ではなくて、どこをメインとして財部に来ていただきたいと考えているか。それをもとにしてのこの案内板表示、あるいは今後の完成後の宣伝を含めて、どこのルートをメインとして捉えているか、議論がされていると思うんです。その点で、メインルートを示してください。

次に、こういった市外、県外から財部に訪れる人たちは、馬関係の利用でありますので、滞在時間としては半日以上、1日の利用客が中心となると思われます。そのために休憩所やレストハウスという、これは先ほどの同僚議員のクラブハウスということでもいいんですかね。クラブハウスの考え方についても、説明してください。

せっかく財部に行って、そして休みを含めて食事を取って良かったと、1日過ぎて良かった、もう1回、2回、3回行こうかというためには、やはりそうした関連の一定の整備も必要であります、この点での考え方を聞かせてください。

次に、10番目、49ページの都市交流事業、台湾との交流についてでございます。

初めてこの予算計上で名前が出てきましたけれども、台湾の屏東県里港郷と友好都市を目指すということで出てきますが、まず質問の第1点、事業の概要で故山中貞則先生とゆかりのあるとありますが、これは人によって受け止め方が違うと思うんですが、一般的にこの山中氏をどんな名称で呼ぶかは、先生と言っても別に問題はないんですが、このように予算の説明書に故山中貞則先生、先生という表現でいいかどうかという個人的な違和感があります。だから、全てを先生先生という表現で、こうしたしっかりした予算の中でも書いていいものかどうかですね。違和感があります、これは。議会の質疑で山中先生、山中先生と質問したり答弁するには差し支えないと。しかし、こうした市のしっかりした文章の中で、ここまで先生呼ばわりしなきゃいけないのかと、これはもっと整理する必要があるんじゃないかと思うんです。今後もどんどん出てきますので。ですから、その辺りはどう考えているか、議論はこれからかもしれませんが、一応、答弁してください。これは質問の第1点であります。

それから質問の２点目でございます。

この屏東県の里港郷、これは台湾で場所的にはおおむねどの辺りに位置しますか。面積、人口、産業、もっといって高齢化率はどうでしょうか。先ほど、休憩室で同僚の迫議員が２万ちょっとじゃないですかねということでありましたけども、どれぐらいのそうした町であるのか、これが質問の第２点目。

それから、第３点目は、日本の場合は、地方の行政組織は都道府県がありまして、市町村があります。台湾の場合はどうなっているのでしょうか、地方の行政組織は。そして、その中の今回交流を今後深めたいと言っているところは、どういった行政上の位置付けになるのかどうかですね。これも示してください。

次に、いきなり友好都市という考え方もあるでしょうけども、やはり根を張ったやり方が必要じゃないかということを、まだ私たち議員を含めて、おそらく市長をはじめとして、ここのことはよく分かんと思うんですが、この行政、市民がお互いの自治体について知ってもらうことが大事じゃないかと、私たちも知る必要があるということで、どういった点を今後予算計上を含めて考えているか。

最後に、ここに台湾語の通訳料が入っていますけども、台湾語を話さなければいけないんでしょうか。ちなみに曾於市内には台湾語を話せる市民がいるのかどうかですね。おられるんだったらそういった方たちにも、一応手伝っていただくということを含めて、やはり考えていく必要があるんじゃないかと思いますので、以上、その点での質問であります。

次に、53ページの11番目にありますけども、大隅支所の事業費の1,198万円、今回、基本実施設計が出されました。説明では支所、公民館、図書館があります。そして、造成費、土地購入費を含めて、全体事業費が幾らになるのかでございます。さらに現支所と中央公民館の解体費を含めた事業費は幾らになるのか。この全体事業費の中で、財源内訳はどのような財源内訳を考えているのかでございます。

総合振興計画の５ページでは、この事業費を７億7,174万8,000円と計上されていますが、これはとてもとても少ない金額といえますけれども、いずれにいたしましても、全体事業費とその財源内訳についても示してください。

次に、79ページの12番目の活動火山周辺の地域防災営農対策事業1,122万7,000円の代表者名と地域名ですね。どの辺り、どの地域になるのか。

次に、13番目の91ページ。現年発生農地災害２億8,950万4,000円、今年は規定予算を含めて６億3,861万9,000円ですが、これは例年に比べて少ないのかどうか、これが１点。ですから、今回計上された中で、特に復旧額の大きいのがあったら、どこどこであるのか説明してください。

次に、95ページの現年発生土木災害の３億8,112万5,000円、これも規定予算を含

めると6億2,665万7,000円ではありますが、これも例年に比べて少ないのかどうか、これ1点。

第2点目、この土木災害の中で、特に復旧費の大きいところがあったら示してください。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時28分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（五位塚剛）

まず、私のほうから財部高校跡地の拠点事業について、令和6年度の4月に開校に向けて、今、進んでいるわけですけど、その中で看板の設置の在り方の問題を質疑されました。

基本的な流れといたしましては、鹿児島大学さんをはじめとする全国の学生さんがこの土地に年間500名ぐらい学びに来られるというふうに思っております。そうなったときに、近隣の方々は、鹿児島大学の場合は東九州自動車道で末吉財部インターで下りて、道の駅のところを過ぎたところから左側のほうに回っていくか、柳迫まで行くかの2つのルートが基本だろうと思っております。

あと宮崎からの場合は都城志布志道路でつながりますので、平塚インターで下りて財部に向かう、車のコースはこうなるだろうと思っております。

今、考えているのは、何といたっても日豊本線を使って曾於市に来てもらうというためには、当然、鹿児島空港、宮崎空港で来られた方々が財部に電車で使って来てもらうために、今、JRとも交渉しながら、特急を止めてもらうというお願いを続けたいというふうに思います。そうなったときは、電車を使った形で財部駅まで来ればもうすぐに分かりますので、そういう方向になるだろうと思っております。

今後は、将来的には国道10号線の都城までのバイパスということで、新たな事業が、今後、展開されると思います。当然、これになったときは財部のこの拠点のところに、高速道をつなぐという形でのことを今後進めていきたいというふうに思っております。

あと、台湾との交流の問題ではありますが、これについては全協でも大方説明をさ

れているというふうに思っております。今回、故山中貞則氏の生誕100周年に伴って、全国各地から、また台湾からも曾於市に来られて、山中先生の功績をたたえることができました。

そういう中から、私たちの曾於市と台湾とのつながりが非常に深いということで、山中先生が教鞭を執られたところが先ほど提案されたところでございます。詳しい内容については企画課長のほうから答弁させますが、今後はその友好都市を結ぶための準備として、今回補正をお願いしております。正月に、私たち当局と議員の方々と一緒にまず現地に行って状況を見たいというのが基本であります。全体的にはいろいろと質問をされましたが、内容的に予算提案でありますので、予算の中で答弁させたいと思います。基本的にまたほかの問題については、一般質問等でまた質問してもらえればありがたいと思います。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほど議員のほうからありました財政調整基金についてでございます。

財政調整基金につきましては、基本的な考え方としまして、災害復旧や予算編成時の予算不足の際に財源調整として活用する基金でございます。今現在のところでは、大きな繰入れ等は計画はないところでございますが、今後、国の補正予算等もありましたので、新型コロナウイルス感染症対策の関連経費に一般財源を要するということが出てきますと、この基金を使っていきたいと考えているところでございます。

それから他の基金への積立てをどのように考えているかということでございますが、他の基金につきましては、今現在15の基金がございます。この15の基金の中でも、これから続きます大型事業、これを加味しますとやはりハード事業に適用できますふるさと開発基金、それから先ほど議員の言われた市立学校の施設整備基金、それからまちづくり基金そういったものもございます。

最終的には、決算3月末の余剰金等を見ながら、三役と打合せをしていきながら、最終的には基金の積立てを考えていきたいと考えているところでございます。

それと、今回、思いやりふるさと基金の関係で1,200万円の歳入の繰戻しをしておりますが、これにつきましては、今回の補正予算の歳出におきまして、にぎわい「そお生」事業900万円及び青少年育成費531万8,000円の予算減額があったところでございます。この事業に財源充当として1,200万円ほど充当しておりましたので、これを今回、事業が中止若しくは縮小されたことに伴いまして、繰戻しをしたというところでございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

それでは、私のほうから漏れがあったときは御指摘いただければと思います。

まず、最終のほうの45ページ。47万7,000円についてですが、市内に14の路線バスが走っております。

（何ごとか言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

14です。14の路線バスが走っておりますが、今回提案しておりますのはそのうちの4つの路線でございまして、地域間幹線系統バスと呼んでいるものでございます。

路線の名称といいますか、起点と終点を申し上げます。都城から鹿屋まで、それから2番目が岩川から志布志駅まで、3番目が志布志駅から鹿児島空港まで、4番目が志布志駅から都城まで、この4つの路線でございまして、比較的利用者が多いこの4つの路線なんですけれども、燃料高騰によりまして、この4つの路線にのみ補助を行うものです。

残りの10路線につきましては、運行しておりますバス会社の赤字部分まで含んで補助金を交付しておりますので、今回はこの4つの路線のみということになるところでございます。

それから、47ページのほうで、まず全体の事業費を申し上げます。

全体の事業費は今回の馬エリア整備、それから周辺整備等も含んでおります。事業費全体で25億8,465万8,000円でございます。このうちの財源ですが、地方創生拠点整備交付金が9億9,504万9,000円。地方債が2種類ございます。補正予算債こちらが9億9,500万円、それから現時点での予定ですが、過疎対策事業債が2億850万円、その他といたしまして3億520万円、これは先ほどありましたJRAの助成金2億円、あるいは企業版ふるさと納税を合わせた数字でございます。

一般財源が8,090万9,000円となっているところでございます。

次に、先進地の研修はどのような範囲でということでしたので、令和4年4月から直近でいいますと12月5日まで、日本全国有数の乗馬関係、あるいは馬の産地等々を視察しております。市長以下両副市長も乗馬等の体験もしていただいておりますのでございます。

それから案内版につきましては、先ほど市長から申したとおりでございまして、クラブハウスの考え方になりますけれども、議員が指摘されましたもちろん休憩等も加味しておりますが、乗馬や馬術には安全性を考慮しまして、ヘルメットあるいはエアバッグ機能のついたベスト、それからブーツ等をフィッティングしなければなりません。ですので、お持ちでないお客さんが来られたときに、レンタルで対応したいというふうに考えております。そのフィッティングルームなどを部屋の中に

造って、あるいは休憩等ができるような場所を整備したいというふうに考えております。

次に、49ページです。

まず、予算説明資料に、先生という表現がいかにかというところでございました。こちらにつきましては、また市長、両副市長とも協議しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

都市交流準備事業としまして考えている場所が、台湾の屏東県里港郷というところでございまして、台湾の最南端の県に位置する町でございます。屏東県というのが台湾の県に値するところでございまして、面積が約69km²、曾於市6分の1ぐらいでしょうか。人口が2万5,661人、高齢化率が18%となっているところでございます。

（「産業」と言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

農業が主だというふうに聞いております。

それから、どのような形で交流を考えているかというところでございました。今回、予算提案と一緒に曾於市海外都市交流準備事業実施要綱（案）というものを添付させていただいております。今回の提案はいきなりその、議員御指摘のとおり、都市交流を進めるということもそうなんですけれども、どのようなレベルで交流ができるかというところを模索するために準備段階として行くものでございまして、今後につきましては、そういう部分も含めて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから通訳について、曾於市にいらっしゃるかということでしたが、それにつきましては少し確認が取れておりませんので、いらっしゃるかどうかは分からないところです。

あとすみません。前後いたしますが、企業版ふるさと納税につきまして、令和3年度に11社から4,430万円、令和4年度に今現在ですが23社から6,090万円、今後の目標額といたしましては、年間1億円程度、寄附をいただければというふうに考えておりますが、現時点では令和6年度をもって、この制度が今のところ終わるというふうに聞いておりますので、6年度までの目標ということでございます。

以上です。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

それでは、歳入の22ページ。森林環境譲与税の307万7,000円の増額についてお答えいたします。

森林環境譲与税の交付算定基準は、人工林面積50%、林業就業者数20%、人口

30%の割合で試算をされておりますが、今回の増額につきまして、前回の国勢調査の調査結果によりまして、林業就業者数がその前の調査の130人から比較して32名増加したため、交付額が増額となるということで県から通知が来たため、今回補正をするものであります。

それから、森林環境譲与税の制度発足時から令和8年度までの歳入の実績及び見込み、それから活用計画についてということでしたので、お答えいたします。

歳入のほうであります、令和元年度が2,456万1,000円、令和2年度が5,219万2,000円、令和3年度が5,057万円、それから令和4年度と令和5年度が6,871万8,000円の見込みです。令和6年度から令和8年度までが8,439万1,000円ということになっております。

活用計画であります、これにつきましては、再造林等の森林整備の促進をするため、あとそれを整備するための担い手対策のために活用しております。今現在、曾於市で年間平均500haの人口林の伐採実績がありますことから、森林パトロール員2人によりまして、伐採時の調査と伐採後の再造林の調査を実施しているところであります。

続きまして、歳出91ページの現年発生農地・農業用施設災害復旧費の2億8,954万4,000円の増額についての質問にお答えいたします。

例年と比べてどうかということですが、過去の平均としまして1億6,000万円ほど多い状況であります。

続きまして、大きな災害のところですが、大隅の道路災害が3,500万円程度、それから末吉の水路災害が1,000万円程度となっております。

以上です。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、まちづくり推進課の関係のものをお答えいたしたいと思えます。

委員会説明資料の27ページにあります709万7,000円並びに地域振興住宅の今後の見通しということで、まず算定方法はどうかというお尋ねだったと思えますけども、これにつきましては、地域振興住宅譲渡条例に基づいて算定したものでございます。

それから、この中身はということでしたので、2棟、今年度は処分をいたす計画でございます。1棟目が平成20年度建設のほうでございまして、柳迫団地2棟2号でございます。これが敷地面積が454.72㎡、建物面積が80.74㎡でございます。譲渡金額としまして、365万1,000円となっております。

もう一つが、深川団地でございまして、これが2棟2号の分でございます。敷地面積が412㎡で、建物面積が90.29㎡でございます。譲渡金額としまして344万6,000円となっております。

あと、今後の見通しということですけども……。

(「この金額の考え方、算定についても、365万と344万のこういった算定で」と言う者あり)

○まちづくり推進課長（園田浩美）

地域振興住宅の条例に基づいて算定したものでございまして、中身としましては、まず譲渡価格の設定を第7条のほうで出しております。それには複成価格というものを求めるわけですけども、この複成価格に市町村立地係数を掛けます。これにまた利便性係数というものを掛けたところでございます。これに基づいた形で算定をいたしたところでございます。これに基づきまして、土地代は前の条例でも申しましたように、ゼロ円という形で設定をしているところでございます。

続きまして、今後の収入の歳入の見込みはどうなっているのかということですけども、全部売れば21棟、今、ある予定でございます。それが全部譲渡ができとなりますと、7,535万6,000円となっているところでございます。

以上でございます。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

それでは、大隅支所庁舎の新しく新築しますけれども、その予算等について御質問がありましたのでお答えいたします。

まず、今回補正をいたしております基本それと実施設計の委託料であります。合わせまして委員会説明書にも書いてありますけれども、総額が4,685万5,000円になるところです。委員の質問の中で、今後のスケジュール等ということでありますけれども、まず令和5年度に基本実施設計をいたします。そして造成工事、そして地質調査を令和5年度に行います。令和6年度に庁舎建設工事、それと倉庫、車庫の建物の建設工事、それと外構工事、それと備品の購入を計画しております。そして、令和7年度に新しい庁舎での業務開始ということと考えております。

その中で、全体事業費という形で質問がありましたけれども、その中では解体も含めてという形でありました。解体につきましては、令和7年度に新庁舎で業務を開始するわけですけども、解体の年度につきましてはまだ決定いたしておりません。その関係で、全体的な事業費、総合振興計画には令和4年度、5年度、6年度、今回の補正まで合わせますと7億8,372万8,000円という形で記載になるわけですけども、全体事業費については今のところまだ決定いたしておりません。

以上です。

○農政課長（竹田正博）

それでは、79ページの1,922万7,000円のその内容についてということで、代表者と地域ということでした。

活動火山周辺防災営農対策事業で乗用型のお茶の摘採機能付き除灰機をそれぞれ曾於財部茶生産組合のほうに1台、曾於北部茶生産組合に2台導入するものでございまして、曾於財部茶生産組合は構成が5名でございまして、代表者は野田美和子氏となっております。地区につきましては、財部の北地区が中心でございまして。

それから、曾於北部茶生産組合は3名の構成で、代表者は桐原俊朗氏、地区につきましては、桐原地区と中谷地区が中心になっているところでございまして。

以上です。

○財部支所産業振興課長（池上武志）

それでは、95ページの3億8,112万5,000円の内容についてお答えいたします。

9月17日からの台風14号によります集中豪雨のため、被災しました公共土木災害復旧としまして、今回、河川が1件と道路31件、それから市単独災害復旧としまして河川が5件、道路が20件の工事費、また工事に必要な用地費、工事の際支障となる立木と電柱の補償費となっております。

主な箇所でございますけれども、末吉管内におきましては河川でありますけれども、川原谷川で2,700万円、それから大隅管内でございまして市道の梶ヶ野・わらび谷線で3,100万円、それから財部管内でございまして、市道で奎比野・ハヶ代線で3,860万円となっております。

それから予算規模でございまして、例年から比べますと約3億から増えているということでございまして。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

何点かに絞って2回目の質問をいたします。

まず、森林環境譲与税でありますけれども、今後、令和7年度までの見通しが出されました。おそらく今後、曾於市の森林行政の財源的には、この環境譲与税が大きな柱の一つになることはもう間違いない感じでありまして、これを大事にしながら予算を立てていくと、そのための今回の金額は大きくないけれども増額でございまして。

課長答弁にありましたけれども、この国の考え方が人口が50%でありますけれども、これは国会を含めていろいろ問題点が指摘されております。例えば、私の典型的な調査では、横浜市は曾於市と面積がほぼ変わりません。けれども人口は三百数十万です。ですから、曾於市の何倍もの環境譲与税が、曾於市の10分の1の面積しかないんですよ、山の面積が10分の1。けれども、譲与税は曾於市の何倍、数倍以上であります。毎年。ですから、全国の特に曾於市はじめとして、地方の人たちはこの50%は変えるべきだということで、変える方向であると思うんですが、現時点では課長は

どのようにこれを把握しておりますか。当然、変わらなければ、これを柱に据えた今後の計画的な林道整備をはじめとした対策がなかなか立てにくい状況じゃないかと思いますので、その立場からこの問題についてこの点について答弁してください。これ質問の第1点。

それから、南九州畜産獣医学拠点事業についての質問であります。これはどなたでも責任ある方が答弁してください。25億8,465万8,000円、もうこれ以上は増えないということで確認を取ってよろしいですか。これ以上は増えないということで。どんどん雪だるま式に増えております。これ以上は増えないということで確認していいんでしょうか。これが質問の第1点であります。

それから、具体的な質問で、地方債が2つあって過疎債は分かります。もう一つちょっと聞き取りにくかった9億9,500万円のこの地方債ですね。これをもう1回この交付税率を含めて答弁してください。10億円近い非常に大きな地方債であります。これが質問の第2点目であります。

第3点目は、令和4年4月から先月までいろいろ調査されたということですが、特にどこのところが、地域が、いろいろ調査訪問されて、曾於市には参考になったか答弁してください。

最後に第4点目。クラブハウスの考え方は飲食、喫茶もできるようになるのかどうか、当然そこも視野に入れた検討が必要だと思うんですが、この点での質問であります。

次の質問。この台湾との交流については、一般質問で同僚議員の迫議員がかなり突っ込んだ質問をされると先ほど伺いましたので、一応期待したいと思ってもう譲ります。

それから、次に、大隅支所の整備事業ですね。全体事業費が分からないということではいけないと思うんですよ。だから基本的な考え方として、もう既に設計関係の予算が計上されているわけですから、もう始まっているわけだから、わずか3か年事業だから、だから3か年に全体の事業費が幾らですよと計画を立てて、そして議会審議に臨むという、これはもう基本の基本、いろはのいろはと思うんですね。過去の事例から見ても。ですから、この解体費用は一応入れないとしても分かりました。しかし、この図書館、公民館を含めた土地造成を含めた3つの事業の全体事業費は何億円で、その中の財源の内訳は現段階では幾らですよというのは答弁してもらわんと、もうこれはおかしいと思うんですね。そうすると、やはりどんどん事業費が膨れ上がっていくということを心配しているんです。ですから現段階での全体事業費は、解体は除きまして幾らであるか。これは答弁できるでしょう。答弁できなきゃいけないですよ。こんな10億円近い大変な金額でありますから、これは答

弁してください。基本の基本だから、これはですね。

以上、絞りまして、これだけよろしくお願いします。

○市長（五位塚剛）

財部の南九州畜産獣医学拠点事業については、今、提案をいたしました金額を超えることはありません。また、大隅支所の工事費については、図書館の移転費用というのを入れておりませんでしたので、途中から庁舎の中に図書館まで入れて公民館も併設するという事業になってきましたので、金額が流動的になってまいりましたが、図書館についてもちょっと見直しをかけて少なくする方向で、また検討したいと思いますので、それを含めて現段階のことを、大体のことを報告をさせたいと思います。

後についても、基本的には予算の、今、提案いたしました中で進めていきたいというように思っております。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど議員のほうからございました市債の関係でございます。

この市債につきましては、補正予算債と呼ばれるものでございますが、正式名称でいきますと一般補助施設整備等事業債でございます。これにつきましては、充当率100%、交付税の算入率が50%という記載になっているところでございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

先進地の中でどこが参考になったのかという御質問でございました。

特に、市長、両副市長ともですけれども、大分の由布院にあります乗馬クラブ、あるいは熊本県阿蘇にあります牧場、こちらでホーストレッキングなどを体験したり、コースを確認していただいております。特に、この点が参考になったというふうに考えております。

それから、クラブハウスについて、飲食が可能なのかというところでしたが、飲食につきましては、今、改修しております校舎の中に設置する予定でございます。ですので、このクラブハウスでは飲食は伴わないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○耕地林務課長（朝倉幸一郎）

森林環境譲与税の試算の見直しについて、御質問がありましたのでお答えいたします。

これにつきましては、議員が言われるとおり、人工林が少ないところでも人口が多ければ金額が上がるという仕組みがあるということで、いろいろ出ているところ

であります、今のところ県とかから情報は入っていないところであります。また、来年度の予算編成及び税制改正等の議論の中で、また審議されるのではないかと、うふうに考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

くどういようですけれども、1点だけ。大隅支所、図書館関係がまだ十分検討されていないということで、これを譲りまして、現段階での全体事業費は幾らということで考えているか。これはもう財部支所にも関係するんですよね。わずか2か年で設計を除きましてやっていこうということでありますので、これが迫っておりますので、やはり全体事業費を定めてその中で財源内訳もしっかり決めた上で、やはり大事な施設であればあるほど対応していくというのが非常に大事じゃないかということで、現段階での大隅支所の全体事業費は、一応、図書館は除きまして、まだ検討されていなかったら幾らであるのか、その財源内訳は幾らであるか、これは基本でありますので答弁してください。

○議長（久長登良男）

暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時05分
再開	午後	3時16分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

申し訳ありませんでした。全体事業費の件です。

今、皆さん御承知のとおり、物価高とか資材の高騰とか、いろいろな要因があるので、今後も金額については変動があるということをまず御了解いただいて、今、図書館部分を除いての大隅支所庁舎の分ですけれども、総体事業費が11億7,047万8,000円、それに過疎債の対応としましては5億4,870万円、それと合併特例債ですけれども5億2,130万円、残りが一般財源と、約1億円ほどが一般財源と見込んでおります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで企画政策課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○企画政策課長（外山直英）

先ほど、拠点関係の全体事業費について25億8,465万8,000円と申し上げました。これ以上、事業費が膨らまないのかという御質問でございましたが、今回、周辺整備につきまして設計の予算を提案させていただいております。この設計予算が確定した段階で来年度当初に工事費をお願いしたいというふうに考えております。現時点での概算費用が1億3,000万円ほどというふうに予想しておりますが、設計の段階でまだ概算ですので、確定した段階で確定しますが、それを足しますと27億1,400万円という全体事業の予定になるところでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第96号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第25 議案第97号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第26 議案第98号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

日程第27 議案第99号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第25、議案第97号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから日程第27、議案第99号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第25、議案第97号から日程第27、議案第99号まで一括して説明いたします。

日程第25、議案第97号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお書きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に8,399万1,000円を追加し、総額を57億210万3,000円とするものです。それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書に

より説明をしますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、普通交付金返還金の追加等によるものが主なもので、歳入については、繰入金のその他の一般会計繰入金を1億円減額し、繰越金を1億8,521万5,000円追加しております。歳出については、諸支出金の保険給付費等交付金償還金を2,533万4,000円、予備費を5,808万2,000円それぞれ追加するものが主なものであります。

次に、日程第26、議案第98号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に75万5,000円を追加し、総額を6億4,726万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算は、後期高齢者医療保険料の追加によるものが主なもので、歳入については、繰入金の人件費繰入金を4万7,000円、繰越金を70万8,000円それぞれ追加しております。歳出については、総務費の後期高齢者医療総務職員給を4万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を70万8,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第27、議案第99号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に5万3,000円を追加し、総額を62億414万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、9ページをお開きください。

今回の補正予算は、職員手当等の追加によるもので、歳入については、繰入金の人件費繰入金を5万3,000円追加し、歳出については、総務費の介護保険総務職員給を5万3,000円追加しております。

以上で、日程第25、議案第97号から日程第27、議案第99号まで一括して説明をしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第28 議案第100号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第29 議案第101号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第28、議案第100号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について及び日程第29、議案第101号、令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）についてを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第28、議案第100号及び日程第29、議案第101号を一括して説明いたします。

日程第28、議案第100号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に77万円を追加し、総額を6,903万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算は、繰越金確定によるものが主なもので、歳入については、繰入金金を299万9,000円減額し、繰越金を376万9,000円追加しております。歳出については、総務費の施設管理費を77万円追加しております。

次に、日程第29、議案第101号、令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第2条は、予算第4条に定めた資本的支出の補正であり、資本的支出の既決予定額に3,960万円を追加し、予定額を4億6,439万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算は、資本的支出について、取水設備改良費を3,960万円追加しております。

以上で、日程第28、議案第100号及び日程第29、議案第101号を一括して説明しま

したので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

水道事業の橋野の浄水場の発電機を取替えについて質問いたします。

先日の全協でも課長から説明がありましたけれども、それを踏まえて4点質問いたします。

第1点は、今回、3,960万円の予算計上をしておりますが、計上するに至った経過、理由ですね。もうちょっと詳しく全協の説明を踏まえて、そして教訓点があると思うんですけども、答弁してください。

2点目、この施設は設置後、何年たっておりますか。40年ぐらいですかね。何年たっているか報告してください。

それから質問の3点目、水道事業でこのように老朽化した発電機を含めた施設は何箇所あるのでしょうか。当然それらは今後の予防対策としての点検が必要であります、点検作業を行っておりますか。これが3点目。

最後に4点目。先日の全協では、工事が終わるのが来年度、令和5年度の8月までと考えているという課長等の説明でありました。一般会計ならば、当然、繰越明許を含めた手続が必要であります、企業会計の水道事業ではそれが不必要ということであったんですね。これは法律上のないという根拠はあると思うんですが、法律上は、何の法律をもって企業会計の場合は議会へのそうした繰越しの提案は必要ないと受け止めたらいいいのでしょうか。

以上、4点です。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。3,960万円を予算計上するに至った経過ということでございますが、経過、理由につきましては、今年の9月の台風14号時におきまして、橋野浄水場の停電により非常用発電機で運転しておりましたところ、長時間の停電でありましたので、非常用発電機が老朽化の原因により使用不能となったものでございます。

教訓点といたしましては、重要な施設につきましては点検、結果等を勘案しまして、施設整備等の更新時期について、より見極めていきたいと考えております。

施設が何年経過しているかということでございますが、橋野浄水場の概要としましては、昭和55年に完成をいたしております。10年ほどかけて完成に至ったという経過があるようでございます。ですので、発電機につきましても、1980年、昭和55

年の製造でございますので、完成と同時に設置された発電機でございます。

点検につきましてですけれども、点検につきましては毎月実施をしております、点検時におきましては30分程度の稼働をしております、その時点では異常はなかったということでございます。

水道施設につきましては、昭和40年から50年ぐらいにできている施設が多くございますので、橋野と同等の施設が財部、大隅にもございます。点検につきましては、毎月実施をしております。

予算の繰越しについての御質疑でございますが、予算の繰越しの根拠といたしましては、地方公営企業法第26条第1項に予算の繰越しがございます。こちらに基づいて予算の繰越しをしたいと考えているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

課長答弁がありましたように、昭和55年以降ということです。私はその時はもう議員になっていて、当時知っているんですけれども、40年からもっと細かくて43年ぐらいたっていると思うんですよね。厳密に言ったらですね。あるいは43年近く。ですから、当然、末吉町に限らないと思うんですが、末吉町の場合ももう大体それから10年ぐらいの間でどんどん新しく施設整備を行っておりますので、30数年から40年以上たっております。ですから、点検は行っているところではありますが、何箇所ぐらい、そうしたいわゆる老朽化したところがありますか。これらの対応年数は基本的には何年と捉えたらいいんでしょうか。お聞かせください。これが今後の教訓課題と思いますので。

それから、水道事業は私の受け止め違いで、やはり議会への3月議会までの繰越しについては提案が必要なんですか。第26条第1項で計上したいということで。再度答弁してください。来年度の夏まで掛かるとなったら、予算と議会との関係は、議会に繰越明許の、企業会計であっても提案が必要なんですか。確認させてください。

以上です。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。予算の繰越しにつきまして、議会への提案が必要かということでございますが、今、申し上げました地方公営企業法第26条第1項におきまして、建設又は改良に要する経費のうち年度内の支払い義務が生じなかったものがある場合においては、管理者はその額を翌年度に繰越して使用することができるとなっておりますので、こちらのほうで議会への予算に定めるところによりというような文言もございませんので、こちらは議会の議決は必要ないというふうに考えておりま

す。

あと老朽化した施設がどれほどあるかということでございますが、ほとんどの施設が老朽化が進んでおりますので、ただいまの橋野浄水場にいたしましても、令和7年度から5年間ほどをかけまして整備を、再構築事業ということで、移転での整備を考えておりますので、そして財部、大隅につきましても、先ほど申し上げましたように、大体、昭和40年、50年頃の施設ですので、ほとんどの施設が古いんですが、ただいま水源地、配水池等の古い施設の故障等が発生した場合のバックアップ施設を主に整備中でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目ですけれども、通常は企業会計を含めて会計年度というのが4月から3月までであるわけですね。ただやり方が一般会計あるいは企業会計というやり方の手法の違いだけであって、基本的にそれは議会は関係ないことですよ。当局、行政の問題ですから。それもやはり議会に予算を提案したって4月、3月まで事業が終わらなかったといったら、一般的にはやはり議会に一応何らかの提案になるか分からんですけれども、一応、議会に説明して、議会の了解をもらうというのは基本だと思うんですね。ですから、議会に別にもう説明は、繰越しは必要ないというのは単純化して考えますと、ちょっと理解に苦しむんですけれども、本当に議会に繰越分については手続は不要なんですか。もう3回目の質問でありますけれども、はっきりと教えてください。書いていないから不要というのは一つの解釈であって、全面的な解釈としてはちょっと理解に苦しむんですね。もっと精査して答弁してください。3回目でありますので。

○市長（五位塚剛）

橋野の水源地のこの発電機は、担当課長から説明がありましたように、本当に四十四、五年前の古いタイプでありました。ただ、これはディーゼルエンジンでありまして、運転時間はそんなに長くはないんですね。要するに停電があったときにしか動きません。通常、点検は30分ぐらいはしますけど、そういう古いもので、今回は黒煙を発生しまして、これは途中で止まるのかなという心配をしておりまして、3日連続の停電でありまして、連続運転が長かったためにディーゼルエンジンが故障いたしました。そういう経過があります。

それでほかの施設もありますが、ほかはもっと能力的に小さいものであります。ですから、小さいものについてはリース会社のほうで大体50kVA、場合によって80kVAの発電機をすぐ借りて対応ができます。

今回の場合は、特に橋野は非常に大きな発電を要しましたので、リースの対応が

できなかったということで、すぐに九州電力と相談いたしまして、緊急的につないでいただきました。

そういうことがありますけど、今の予算の問題については、当然、今回予算を提案するわけですから、年度内に完了するのは基本だと思っております。ただ、この発電機は特別な型式でありまして、注文して半年掛かるということでもありますので、当然このことについては議会の承認を求めるものだというふうに思います。当然、また委員会で詳しい説明をさせたいと思います。

以上です。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。今、議員のほうからございました予算を繰越しする時点での議会の議決は必要ございませんけれども、それがございましたので、先日の全員協議会で繰越しをする見込みであるというようなことで、全協で報告をさせていただいたところでございます。

また、地方公益企業法第26条第3項におきまして、予算を繰越しした場合においては、事後のことになりますけれども、管理者は地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならないとなっておりますので、この条文からいたしますと、報告しか議会の中では出てこないということになっております。

（「議会に報告するわけでしょう」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

はい。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、12月13日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時40分

令和4年第4回曾於市議會定例会

令和4年12月13日

(第2日目)

令和4年第4回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月13日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 渡辺 利治 議員

通告第2 徳峰 一成 議員

通告第3 上村 龍生 議員

通告第4 片田 洋志 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	渕 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	大川内 富 男	17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	久 長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩 次	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 政 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 林 務 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	ま ち づ く り 推 進 課 長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	新 澤 津 友 子
こ だ も 未 来 課 長	福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 介 護 課 長	笠 野 満		
土 木 課 長	上 集 基 志		

開議 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○17番（渡辺利治議員）

17番、創政会所属、渡辺利治です。

通告に基づいて、市民からの意見を基にして質問いたします。

まずは市道管理について伺います。

市道延長953km、これを市民が安全に通行でき、また市民の生活環境を保全するために適正な維持管理を行い、延命を図ると規定されていますが、集落内は自治会に委ねていますが、今の地域の現状を見て、市長の今の道路清掃についての考えを伺います。

次に、道路清掃の中で、法面をコンクリートで覆うことにより、以後の管理が助かっています。毎年少しずつではありますが、整備されております。当初予算での取組を伺います。

ちなみに第2次総合振興計画第7期によりますと、4年どおり、5、6年は4,000万円の減額です。

③で市道に限らず民有地でも、境界を超えた樹木剪定、伐採は、関係する担当者は難儀を強いられておりましたが、令和5年4月1日より施行されます民法233条では、相手方に催告して、催告期間経過後に切らないときは、自分たちで切ることが可能になり、裁判と強制執行の手続が不要となりました。

今回の法改正において、市民が要望している市道に覆いかぶさったり、通行の妨げになる樹木伐採の対応について伺います。

続いて、2項目めとして、市民は常日頃、消防団員にお世話になっております。地域の行事では、駐車場係をお願いしたり、火災予防では各家庭への訪問、年末警戒に至っては、それぞれ仕事を終えてから夜中まで、市民のために御苦勞されてお

ります。各分団一丸となって頑張ってくださいと思いますが、定数に対して約1割56人の欠員が生じている現状を、どう考えているのかを伺います。

市内各分団にはそれぞれ後援会があり、分団を支援されておりますが、後援会会費はほとんど自治会加入者が負担されておりますが、同じ目的なのに格差がある後援会会費の在り方について伺います。

次に、指定管理者制度について伺います。

これまでも、何回も問題点、疑問点など、議会で指摘されておりましたが、指定選定後に改善された点について伺います。

②の清流の森大川原峡の指定管理者が辞退されますが、いきさつを含め対応を伺います。

次に、曾於市が、多くの施設等の管理を外部に委託されておりますが、指定は提案された案件の議会の議決をもって執行されますが、選定後の市の対応について伺います。

大きな4番で、南九州畜産獣医学拠点事業について伺います。

この事業も紆余曲折しながら今日を迎えることができましたが、前の財部高校の面影はなくなりつつあります。今、鳥インフルエンザにより養鶏関係者は大打撃を受けておられます。早い収束を願うばかりでございます。

3月には和牛牛舎施設等の工事が終わります。最大400頭の飼育計画であります。和牛飼育管理者の選定方法、時期について伺います。

②で獣医学学生が期待されているこの施設に、病理学研究に最低限必要とされるMRIとかCTそれぞれレントゲン施設を整備しなかった理由と、今後の計画について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

1、市道管理についての①自治会に清掃作業を依頼している現状をどう考えているかについてお答えいたします。

本年度は、末吉185自治会、大隅109自治会、財部84自治会の計378自治会に市道清掃をしていただいているところです。

市と市民及び自治会が環境美化及び道路愛護の推進に努め、安全できれいな道路環境の形成を図ることを目的に、各自治会に依頼し、報奨金をお支払いしているところです。

各自治会においては、自治会員の減少と高齢化で運営が難しくなっているところもあるようです。それぞれの自治会と協議しながら、清掃区間の延長見直しも行っ

ております。また、FMなどを利用し、熱中症などの予防なども呼び掛けを行っているところです。

1の②法面への張コンクリート工法はもっと延ばすべきではあるが、当初予算での考えについてお答えいたします。

現在、道路改良工事や排水路整備工事などでは、除草などの作業省力化のため、路肩や法面をコンクリートで覆う工事を行っています。

しかしながら、市道延長は958kmあり、必要な箇所は多く、道路改良工事等以外については、道路維持費を利用し、見通しの悪い箇所や集落付近で交通量の多い箇所での市道の敷地について、法面をコンクリートで覆っているところであります。

今後も市民の意見を聞きながら、必要な箇所を工事してまいります。

1の③市道にはみ出す樹木伐採に関して、令和5年4月1日から法改正されるが、どのように対応していくのかについてお答えいたします。

令和5年4月1日施行の民法第233条の改正により、これまで隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その所有者に切除させることができると明記されていたものが、一定の条件が整えば、越境された側で切除が可能となります。

市道の場合は、道路法第30条において自動車や歩行車の安全な通行を確保するために、道路上に入ってはいけない空間が定められており、これを基準として、所有者への伐採依頼や道路管理者としての伐採を行っています。

今回の民法改正でも、越境して実害があること、相手に通知して一定期間設け、期間内に切除しない場合にできることなどを考慮すると、これまでと同様、市道については、道路法の範囲での対応が基本となります。

2、消防団活動についての①消防団員の定数に対して56人欠員している状況に対する考えについてお答えいたします。

令和4年9月末日時点では56人の欠員でありましたが、その後入団者があり、12月1日時点では52人の欠員となっておりますが、欠員が生じている分団は27分団中18分団であり、多くの分団で新入団員の確保が課題となっている状況にあります。

各分団においては、地域内居住者や出身者をはじめ、勤務先や知人を通じて、1年を通じて新規入団者の確保に御尽力をいただいております。

市においては、入団後、準中型免許等を取得しやすい環境を作ることで、少しでも消防団員の確保につなげたいと考え、令和3年度から消防団員運転免許取得費補助制度の創設、令和4年度からは、消防団員の処遇改善として出勤報酬と費用弁償を見直しましたが、その成果はまだ出ていないところです。

今後、さらなる処遇改善や、団員の負担となっている操法大会の在り方などを検討し、団員の確保や退団者の減少を図っていきたいと思います。

2の②消防後援会会費に対する考えについて、お答えいたします。

消防団は、火災や台風、大雨時の警戒や広報、倒木等の撤去などの災害時の出動はもちろん、これらの活動に備えるための訓練、資機材や水利施設等の点検等、市民の生命、財産を守るために日々御尽力いただいております。

消防後援会は、こうした消防団の活動を支えるべく、地域の方々に組織された任意の団体であり、市といたしましても大変感謝すべき組織であると考えております。

消防後援会費については、財部町では1戸当たり1,000円に統一されていますが、末吉町及び大隅町では各消防後援会で金額が異なり、末吉町では600円から2,500円、大隅町では1,000円から2,000円と伺っております。

後援会費は、基本的にはその地域の方々や企業などが、地元の消防後援会に会費を納めていただき、地元の消防団を支援する活動の費用に充てられているものであり、これまでの経緯や後援会費等の使途も様々であると認識しております。

3、指定管理制度についての①これまでに改善された点についてお答えいたします。

指定管理者の選定につきましては、これまで指定管理者選定委員会の委員を副市長をはじめ、行政側の委員で選定を行ってまいりましたが、今回の選定委員会より外部の3委員を選定委員にお願いして実施しております。

また、今回より非公募施設についてもプレゼンテーションを行い、評価の中に、これまでの地域の発展の貢献度として地域配慮という項目を設けました。そのほかでは、指定管理者選定委員会での評価点につきまして、公募施設については、今後議会の議決を経たのち、市のホームページで公表を行っていくように考えております。

3の②清流の森大川原峡についてお答えいたします。

清流の森大川原峡につきましては、現在、財部北校区公民館に管理等を行っていただいております。指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でありましたが、令和4年5月25日付けで雇用者の人員確保が難しい状況となり、指定管理施設の管理継続が難しいとのことで、指定管理期間の変更願いが提出されたことによりまして、財部北校区公民館と協議を行い、残念ではありますが、令和5年4月からの指定管理施設の管理の継続が困難と判断いたしまして、令和5年3月31日限りで指定管理者の指定を取り消すことにいたしました。

3の③指定管理者指定後の市の対応についてお答えいたします。

今回、提案しております議案の議決を経たのち、指定管理者の指定の告示を行い、指定された団体に対して通知を行いますとともに、公募施設については、指定管理者選定委員会での評価点について、市のホームページで公表を行います。

また、指定管理施設担当課は、指定された団体と施設の管理に関する基本協定書について協議を行い、協定書を締結します。その後、4月1日に指定された団体と年度協定書を締結することとなります。

4、南九州畜産獣医学拠点事業についての①和牛飼育管理者の選定、時期についてお答えいたします。

管理者選定と時期ですが、和牛の搬入や飼料の調達、農業用機械の準備など、一定の期間が必要だと考えております。

今後、拠点事業の公募に関する内容をよく理解する管理者を、拠点開設の1年前の来年4月頃には決定したいと考えております。

4の②レントゲン施設の整備と今後の計画についてお答えいたします。

これまで鹿児島大学と様々な協議を行っておりますが、拠点の在り方については、健康な動物を飼育する実習の拠点を整備したいと考えております。このことから、拠点内に診療施設の整備は考えていないところですが、獣医師会からの要望もあることは承知しておりますので、拠点以外の場所を含め、関係機関と協議しながら検討したいと考えております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

ただいま、一通り答弁をいただきました。

市道につきましては、これは昔から関係自治会が自分のところはやはりきれいにしようという、それが人間でございますので、その考えで行っているわけですが、やはりどうしても、そういうことは拭えないということでありましたので、こういう質問をしたわけですが、今、市が自治会等に委託している総額、だいたい距離では500kmが近いのかな、それぐらいと思っておりますけれども、その金額は幾らになっておりますか。

○土木課長（上集基志）

それでは、お答えいたします。

令和4年度の支払い総額といたしまして、2,239万1,280円が、今年度の支払額となっております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

約2,239万円、大したお金でございますが、それによって市道がきれいになって、市民生活がよくなるということは本当にありがたいことですが、予算上では、これ業者に委託するよりはだいぶ安くつくと思います。マインドロード清掃のこの状況を見ると、今年から2地区が辞退されました。

理由は、私が今言っている人材不足です。我が自治会もしっかりとできないのに、隣まではできないというような考えから、もう危険性も考えながら、高齢者の方ばかりですので、だから辞退されましたけれども、ここも辞退されたら、結局はどこかの組織に願います。結局お金が上がる。それを考えたときに、市道のほうも、それは考えになってくると思いますので、これまでどおりより多分管理をするのが、自治会数が、距離数が少なくなっておりますから、この道路は自治会以外の方も利用するわけですから、しないというわけにはいきません。

だから、そのときに予算的にどのようなことを考えておるかを伺います。どんどん増えていくわけですから。

○市長（五位塚剛）

今後、基本的には、今までどおりの各地域の自治会の方々に協力をお願いしながら、どうしてもできないところについては、市のほうからシルバーを通じて清掃もしております。状況に応じて対応をしてまいりたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

何回かこういう質問をしたことがありますけど、全ていつもの同じ答えですが、地域は地域で守るのは当たり前なんですけど、やはりそこは市のほうも、もっと介入していただくことを願っております。

次に、今回、第2次総合振興計画の第7期の実施計画の中では、先ほど言いましたけど、5年、6年は、4年度に比べて4,000万円の減額を計画されておりますけど、実際は来年度がどうなるかわかりませんが、この減額される理由は何でしょうか。

○議長（久長登良男）

暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時20分

再開 午前10時28分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（大休寺拓夫）

道路維持費の予算の関係についてお答えいたします。

令和元年度、災害が多く出ました。相当の大きな災害が出まして、令和2年もある程度出ましたけれども、あと3年なくて、あとまた、皆さんのほうからも高所伐採とかそういう要望が非常に多かったものですから、ある程度、一般財源が若干余

裕が出ましたので、5,000万円、今年多くしたところであります。そういうことで、来年度以降には、また平年ペースに戻すということで、そういう数字になっております。

○17番（渡辺利治議員）

この予算の中身は、ほとんど維持費なんです。災害の場合は別途ですから維持費なんです。だから、市民からの要望が多くて、そういうのに使ったならそれなんですけど、あまりにも減額が多過ぎるんですよ。災害は別ですよ。災害は、また別途、出すわけでしょう。災害が起きた場合は、査定で。そこまで予算に入れないでしょう。

（何ごとか言う者あり）

○17番（渡辺利治議員）

関係ないでしょう。今さっきの答弁であつたら。

（何ごとか言う者あり）

○17番（渡辺利治議員）

いかないよ、うん、うん。だから、さっきの答で、副市長は災害もありましたと言ったから、だから、そういうのは含まれていないんですよ。災害が含まれていない中での今度の減額というのは、あまりにも大き過ぎるから、だから、市長もさっき答弁したように、枝打ち等もする、法面もするということですから、だったらこんなに減額されるはずがないと思ったからの質問でありますので、市長にもう一遍伺います。そこら辺りをしっかりと、また前年並み若しくは以上でやっていかれますか。

○市長（五位塚剛）

年間の市道、また農道を含めた道路維持というのは非常に大事な予算でありますので、基本的には、もう何千万円も減らすということはありません。前年度並みか、それ以上に予算も今までもつけておりますので、今後も努力したいと思えます。

○17番（渡辺利治議員）

それでは、樹木伐採剪定等で伺いますけど、これは今も市民からの要望があつた場合は応えてくれておりますけど、なかなか暇が要るといふか、相手方があることですから、相談してからのことですから、日にち的には掛かるとは思いますが、これまでに所有者に経費を請求されたことはありますか。多分全て、これは市のほうでやっていると思うんですけど。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

そういう案件は、ございません。

○17番（渡辺利治議員）

相手は、よそから帰ってきてするということは経費も掛かるから、もう当然、市のほうで先にやったほうが、これはいいと思いますが。これまでに、もめ事とかで裁判沙汰とか強制執行等はないですね、どうでしょうか。

○土木課長（上集基志）

ございません。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

樹木伐採等については、また、今後とも、早急な対応を望むところでございます。次に、消防団のほうに入ります。

本当に、団員確保に関しては、どの地区でも苦慮していると思いますが、今いろんな御答弁の中にありましたように、免許の取得制度、あるいは、その他いろいろな形での優遇措置がありましたけど、今のままでは、やはり見えない、成果が出ていないという答えですので、そこに何らかの優遇措置を、もうちょっと、もう一歩進んだ中での処遇改善なり何か考えることはないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

消防団のいろんな分団のところがありますが、一つは、その地域の消防団の方々が地域に出向いていただいて消防団に参加してもらうということの熱意が、ある程度伝わっているところは、ほとんど定員が減らないところもあります。市としても、消防団活動を支援するために、いろいろこれまでも考えてきましたが、消防団のほうから幹部会の会議もありますし、その中でこういうことをしてほしいという要望等が出てきたら、まずそれを検討して、加入がしやすいような支援は考えてみたいと思います。

○17番（渡辺利治議員）

もっともそのとおりでございます。実際は、入りたくても、もう人がいないんですよね、そういう分団もあります。本当、分団の方々には頭が上がりません。今後ともよろしく願いしたいと思っております、分団には。

後援会費の件についてでございますが、今、市長の答弁では、財部が1戸当たり1,000円で、末吉、大隅は600円から2,500円と、大隅で2,000円、最高、この格差があります。この格差についての私の質問でございますが、本当、市民の方々から大分伺っております。同じ市民でありながら、消防団員は、会費をもらうときに、巡回するときに、自治会加入者というのは分かりません。だから、分け隔てなく、ちゃんとして頂いております。感謝します。

ところが、この会費を納めてしっかりとやっている中には、こんな格差があって

いいのか。だったら本当は、これは市も考慮すべきだという考えもあります。じゃあ、その考慮すべき点は何かというとな財部方式なんです。ここでは、基本的には、その地域の方々の企業、あるいは地元の方々と答えておりますけど、財部の場合は、財部支所の地域振興課がやっていると思うんですけどね。財部支所地域振興課総務消防係が庶務を行っていますよね。それを、自治会の会長に加入世帯分を依頼されて、1世帯当たり1,000円集めてもらって、事務局が後援会6支部に運営交付金という形で基本額2,000円、これは、団員1人ですかね、ですよ、団員2,000円と戸数割、これは、自治会加入戸数ですよ、自治会にある戸数じゃなくて加入戸数だと思います。これを、300円を掛けて交付されておりますが、大隅、末吉方面では全く違う、地元任せ、地元分団後援会の方々が全て執り行っている。これから考えると、やはり不公平も市民の声も分かります。これを、市長は、どのように考えておるんですか。

○市長（五位塚剛）

1回目で答弁いたしましたように、財部の1,000円に比べたら、末吉、大隅の分は、非常に倍以上会費を納めている方々もおられます。考え方としましては、その地域の3町の消防後援会の活動については尊重したいというふうに思っております。

ただ、今提案がありましたように、行政が協力できるものがあれば、財部方式のほうを参考にしながらできないかということ、今後、検討をさせたいと思います。

○17番（渡辺利治議員）

やはり市民から考えますと、そこに、私は600円、あなたは2,500円となりますと、相当な、これは価格の不公平があります。だから今、市長が答弁したように、「考えます」がいつになるか分かりませんよね、「考えます」では。これは早いうちに何かの形で話し合いをして答えを出すべきなんです。そのような考えでよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

消防後援会という組織がありますので、当然、また年末、新しい年に向けて、消防団の幹部の方々、また後援会の幹部の方々と会う機会がありますので、総務課を通じて、このような提案もされたんですけど、ぜひ前向きに、市内一律のほうが非常にいいわけですのでできないかということ、当然ながら後援会の方々の同意がないとできませんので、そういう方向で話し合いを進めていきたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

これは、各分団とも習慣やしきたりが、それぞれありまして、なかなか問題としては大変だと思いますけど、やはりそこは早い答えを出すべきだと思います。

次に入ります。未加入者については、もう省きます。

3の指定管理者制度。審査員の中に3名、今回新しくというか、変えて3名入るようになりましたよね、それは本当に歓迎します。

しかし、私の考えから言いますと、過半数を外部が超えるのが理想と思います。選考委員会、それに審査委員会の考え方としては、内部が過半数を超えるんじゃないかと、外部が超えるべきなの。多いほうがいいんですよ。そのような考えは、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

指定管理の選定委員会については、当然、行政の施設をお願いするわけですので、また、いろんな全体的なことを含めて進めていきたいというふうに思います。

ただ、市役所以外からも選定委員に入れたらどうかという提案もありましたので、各町ごとの代表を公民館長さんをお願いをいたしました。これで当分、進めていきたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

公民館長が、多分代表で3名という答えを頂きましたけど、やはり、行政がするから行政のほうが多い。しかし、行政は、仮に11人で審査委員を決めたとしても、その中に3名外部が入っていても、しかし、8名おらなくても、多分これは、中身は勝手知ったる我が家のことなんですから、そこまで要る必要はないと思いますよ。十分説明もできる。ましてや副市長も入るわけですから。担当課長も入るし、附随する課長も入るでしょうけど、そこまでは入る必要はないと思いますよ。だから、やはり、過半数を超える外部の方々が入ったほうがいいんじゃないかということです。どう思いますか。

○市長（五位塚剛）

特に、今の状況の中で、市の職員が、まだたくさんいるからということで問題はありませので、当分の間は、この状況で進めさせていただきたいと思います。

○17番（渡辺利治議員）

ちょっとね、一つ漏れました。先ほど、消防後援会会費の件について、市長が幹部会やらいろいろ話をするのは、そういういろんな形で会う機会があるからと言われましたけど、その中に、公民館長も入れとってください。公民館長はちょっと言葉が出てこなかったような気がしました。やはり公民館長が、その分団、校区分団の重要な位置にもおられますので、そこ辺りも参加者の中に含めておいていただきたいと思います。

次に、指定管理の中の清流の森大川原峡のことですが、これは、協定の中身を見ますと、第26条において、今業務の実施報告を毎月ごとに10日までにしなさいとな

っていますけど、これは確実に報告はされておるのでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えします。

毎月翌日の10日までには報告がされております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

それは当たり前ですよ。

では、4月分が報告されて、5月の二十何日かな、変更願が出されておりますが、4月分は5月の10日までに提出、多分されていると思いますけど、報告されて間もなく変更願ということでもありますけど、何かそこら辺り、財部北校区公民館の総会なり、内容等が分かるようでしたら報告をしてください。

○商工観光課長（佐澤英明）

この変更願につきまして、まず、会のほうが行われたのかですね。大変申し訳ありません。令和4年5月19日に開催されました財部北校区公民館運営審議会で、指定管理期間の変更が決定されたと同っております。その中で代表者名の変更がされたと同っております。

そこで、その会の中で、この指定管理につきましての審議がされまして、ここにしましては、清流の森大川原峡の雇用に関しては厳しいということでの決定がなされまして、指定管理の変更のお願いをされたというふうにと伺っているところであります。

○17番（渡辺利治議員）

ちょっと確認します。今、財部北校区公民館での総会の状況を今、聞いたわけですが、令和4年5月19日の総会の中であつたと、運営審議会だと言いますけど、変更願は1年前じゃないですか、代表変更願。その場でちょっと違うと思いますけど、どうでしょうか。6月の2日になってるよ変更通知は。今年の5月19日じゃなくて。

○商工観光課長（佐澤英明）

大変申し訳ございませんでした。財部北校区公民館の変更につきまして、ごめんなさい、代表者の変更なんですけども、財部北校区公民館と令和3年4月に指定管理の基本協定を結びまして、年度間協定を締結しております。当時は、指定管理者の代表者は、副館長の田畑廣利さんでございました。

代表者が副館長でありました理由につきましては、令和2年6月に、当時館長をされていまして富岡英治氏がお亡くなりになられまして館長が不在であったために、次の総会まで会長任務を代行されたと同っております。

その中で、次の総会というのが、富岡英治氏がお亡くなりになられました翌年の

令和3年5月21日に総会で役員改選が行われまして、書面決議がされております。ここで富岡浩一氏が館長に就任されたことによりまして、指定管理者、代表者等の変更通知書を、令和3年6月2日付けで公民館から頂いております。そのことで、この代表者が変更されました日は、総会の書面決議がされた令和3年5月21日であるということとなっております。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○商工観光課長（佐澤英明）

代表者の変更につきまして……

(何ごとか言う者あり)

○17番（渡辺利治議員）

今、総会の状況を聞いているわけですけど、その中に、課長が、今年の5月19日に変更願も言われたから、それはちょっと違うでしょうと言って、私、言ったところですよ。だから、5月19日のやつは、辞退する形を、その運営審議会の中で決まったというのが、それであって、この代表の変更は前年度ですから。はい、いいです。

次、伺います。市が指定管理をして選定しますよね、そのときに市として管理団体、そこには、どのような形での立入りとか、いろんな形の指導等を行っているのか、それを伺います。これは大川原峡に限らず。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今の議員の質問にお答えいたします。

指定管理につきましては、管理担当課の方が、しっかりと業者、また、その団体と打合せをして行って、いろいろな協議を進めて、また、管理運営していくところですけども、年に1回、年度末になります。委員長である八木副市長と指定管理の選定委員の庶務をしております財政課、それとその施設担当課とその指定管理施設に出向きまして、そこでいろいろな質問、協議、そういったものを行っているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

やはり、市が途中で入ることが、一番大事だと思います。

それでは、今度の7期の振興計画では、結局、もう5年度は市が直営ですよ、直営という形になりますよね。そのときに、市が直営した場合と民間がした場合の、この差額はどれぐらいなのか、ちょっと伺います。今、805万円でやっていますよね、年間。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。指定管理をした場合と直営の場合等の予算額ということでお

答えいたします。

令和4年度の清流の森大川原峡の予算額につきましては、備品を除きまして840万2,000円でございます。これは、この中に指定管理料805万円が含まれております。令和5年度につきましては、現在、予算要求をしている状況でございますが、直営での積算となりますと、歳出額が総額で1,390万円ほどを今要求しているところでございます。その中に、今度は入ってくる歳入のほうの使用料等がございます。160万円ほどございますが、これを差し引きますと、1,230万円程度が一般財源となるのではないかというふうに見込まれております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

やっぱり直営は高くつきますよね。令和3年度の、これは2年度か、3年度で、2年度からは繰越しも58万円ほど入っておりますが、売りもありますけど、200万円ぐらいありますけど、やはり直営した場合、相当な市の持ち出しです。これもやはり税金からの投入という形になりますから、そこら辺り、やはり指定管理を選定するに当たり、いろんな勉強になると思いますので考えておいてください。

第2次総合振興計画の第7期実施計画で、清流の森は、5年度にミニバンガロー2棟新設、それと既設の屋根塗替工事、4年度より2,488万9,000円の増額で3,351万1,000円となりますが、この計画性、方向性は、どのような考えでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

総合振興計画の中で、令和5年度につきましては、事業費としまして3,351万1,000円の、一応、事業計画が出されておりますが、この中に今おっしゃいましたとおり、バンガロー2棟、それから屋根の塗装等が入っております。この分が2,517万5,000円でございます。こちらにつきましては、来年度につきましては、今のところ翌年度に、また見送ろうということで担当課の方で計画をいたしまして、この総合振興計画の方も、翌年度に、また先送りしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

施設を民間に管理委託をするならば、やはり来年度は、しっかりとした、市が直営ですから、しっかりときれいに立て直した上での再公募、それが私は理想だと思うんですけど、これいかがなんでしょうか。お金がない、お金がないだけじゃ済まされる問題じゃないんですけど。

○市長（五位塚剛）

指定管理の中で、特に私たちの曽於市の中で、キャンプ場というところは非常に魅力があるところであります。当然、直営よりは民間の方に指定管理をお願いしたほうが活性化できるだろうというふうに思っております。

今後、いろんな人たちのアドバイスを受けながら、また指定管理ができるように努力をしたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

やはり建物が古いと人は寄り付きませんよ。まして、よそからでも来る人も結構います、今の利用者としては、地域だけでなくして。やはりそこがきれいであれば集まります。そうすると利用料も増えます。それがいい方向への循環です。やはり計画は計画をもって、早い段階での実施をお願いします。

次に、今回の財部北校区公民館の契約途中での辞退ですけど、これについて何か、市として何か教訓点がございましたら教えてください。

○市長（五位塚剛）

以前、森林組合さんが指定管理をしておりましたけど、地域の活性化を推進するために、地元の人たちが、ぜひ指定管理を受けてやりたいという声もありましたので、そのようにいたしました。非常に経営的にもうまくいっておりました。

ただ、ここ二、三年、コロナの状況もありまして、非常に来客も少ない部分もありましたけど、今、非常に持ち返ってきております。ただ、前公民館長さんを中心として、小動物を入れ込んで、お客さんを増やそうという努力を計画しておりましたけど、いろんなことでできませんでしたけど、今後、またいろんなアイデアを出しながら、したいと思いますが、せっかく受けていただいた方々が、また新たな形で指定管理をできますように、また、いろいろと検討したいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

議長を通じまして資料を頂いております。それに基づいての質問でございましたけど、やはり、これを私が目を通したところ、ちょっと1点だけ気になる点がございました。備品管理については、もうちょっと考える余地があるんじゃないかと思っております。

では、次に移ります。南九州畜産獣医学の点でございますが、指定管理をする場合は、半年前に大体、公募をし、議会で議決をするわけでございますが、今回、市長の答弁でございますように、いろんなものがそろってから、一定の期間が必要と思っておりますということでございますけど、この指定管理の時期は大体を、答えられるものでございましたら、答えには4月頃には決定となっておりますけど、そのいきさつ等についてお答えください。

○企画政策課長（外山直英）

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

市長の1回目の答弁にもありましたけれども、和牛の導入計画の搬入、それから牛の飼料の調達、それから農業用機械の準備などに一定の期間が必要だというふうに考えております。

現在、この管理者につきましては、議員がおっしゃいます指定管理業務ではございませんで、畜舎といいますか、畜産部門の管理者という考え方でございまして、若干、指定管理とは業態が異なるものでございます。

しかし、いろんな準備期間が必要ですので、令和6年4月の開校前の、1年前の4月頃には決定したいというふうに考えておりますが、まだできておりません財団の設立を、今、最優先で行っておりまして、その財団ができた後に、いろんな公募の内容ですとか公表したいというふうに考えている状況でございます。

○17番（渡辺利治議員）

今、準備期間ということで、公募の内容等については、まだ公表できないということでございますので、次に移ります。

鶏のほうに関しましては、鹿児島大学のほうで行いますから、こっちが関知するところはないかと思いますが、牛に関しまして、今回、全国のと牛大会が行われて、本県も素晴らしい成績を収めたわけですが、この牛舎での種雄牛の飼育や、種雄牛の制約、種です、種の制約や、子牛、肥育牛の販売等の条件はあるのでしょうか。やはり鹿児島県は鹿児島県の銘を打った鹿児島黒牛、しかし世界で見れば和牛、日本だけではない和牛ですから、でも、鹿児島県にとっては鹿児島黒牛です。そこら辺りのいろんな制約があるのか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

議員がおっしゃるように、そういった内容につきましても、今検討中でございますが、県内にできます唯一のこういう拠点でございますので、その分も十分に加味しながら内容を詰めていきたいという段階でございます。

○17番（渡辺利治議員）

今回の施設は、本当に魅力的なものでありますが、同じ施設を整備する中に至って、鹿児島県もこの前の誰かの一般質問でありましたように、この施設を見越しているのか分かりませんが、全国的な獣医師不足の課題解決に、県家畜保健衛生所の獣医師への手当の額も3万円、初任給の総額も全国トップになると見込んでいますが、やはりこうした立派な建物を造る、中身を整えていく。一方では、曾於市でも獣医師は不足しておると思います。人間の場合は、人口は当然減るんですけど、牛の場合は、飼育者は減っても頭数は横ばい以上でございますので、そこら辺りのこ

とを踏まえての答えを求めます。

○市長（五位塚剛）

今回の事業は、私たちの曾於市だけのものではないというふうに思っております。やはり鹿児島県と宮崎県、特に、この南九州地域が、和牛の一大産地でありますので、それに関わる人たちが、今、全国に広がっております。そういう意味では、全国の方々も、今回の事業について非常に興味を持っておられますので、特に、獣医学を目指す人たちの中で、産業動物を診察できる獣医師を育てたいという鹿児島大学の熱い思いに、私たち曾於市が行政として一緒に進めるということは、大きな役目があるというふうに思っておりますので、引き続き、この実現に向けて、また進めていきたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

この事業は、馬の事業も間もなく始まりますが、この施設は、決して動物園ではございませんよね。南九州のみならず、日本の畜産獣医学の大事な鍵を握っているところでございます。

先ほど1回目で質問いたしましたように、CT、MRI等を装備しない、回答の中では、獣医師からの要望があることは承知していると答えておりますけど、市長は、これ以上の増額はしないとこの前の質疑の中で答えておりますけど、やはり、町なかのお医者さんでも、ちゃんとこういうのを持っているわけですから、今回、これを獣医師の卵を育てる大きな役割なんですよ。そのためにも、どうしても必要なんですよ。

市長は、ここで述べておりますが、拠点の在り方については、健康な動物を飼育する実習の拠点を整備する、これは当然なんですよ。これが当たり前なんですけど、動物です、人間です、我々も。いついかなる病気にかかるか分かりません。こけて骨折、いろんなのが考えられるわけですから、それを想定しての勉強、獣医師の卵の育成なんですよ。

ここに来て、相当に夢を膨らまして全国から集まると思いますよ。そのときに、大崎町から持ってくる可搬式、間に合いませんよ。一刻を争うことは十分予測されるんですけど、私には、これを整備しないこと自体に対して、何か間違っていると思っているんですよ。そこら辺り、やはりどう考えているんでしょうか。しない、しないでは駄目なんですよ。

○市長（五位塚剛）

その問題につきましては、鹿児島大学さんとも、よく協議をしております。当然、今後の課題として、そのレントゲンの問題は出てくるだろうと思っております。このことについては、また今後、施設についても、財部に畜産の指導をしていたとこ

ろがありますので、そういうところを利用して、何らかの形もできるのではないかと
思っております。それは、鹿児島大学、また保健所、県も含めて、今後、検討を
させていただきたいと思えます。

○17番（渡辺利治議員）

施設の整備については検討という答えがございますけど、同じ敷地内でないと、
人間は車椅子で運びますよ、担架でも。大動物ですよ。人間はレントゲンを撮ると
きに、右向いて左向いて半回転してできますけど、そう簡単にはできませんよね。
この施設は莫大なお金なんです。1億円、2億円の金額じゃないですよ。漏れも
防がないといけないから。それを、「今後、考えます」では、それでは、ちょっと
おかしいと思えますよ。おまけに、空き地はありますよね、財部の向こうのほうに
元家畜市場、場所が、そこはちょっとまずいんです。同じ敷地でないと歩けない動
物をどうして運ぶんですか。空想的なことを言っちゃ困るんですよ。どうお考えで
すか。

○市長（五位塚剛）

今でも、市内を含めて、動けなくなった牛とか豚とか鶏とかそういうのは、牛も
含めて馬も含めて、ちゃんと移動手段というのはあるんですね。だから、それにつ
いては心配しなくても大丈夫だというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

獣医を学ぶ学生たちが、その場で、すぐ勉強ができないと、滞在期間は限られて
いるし、普通の民間の獣医さんとは、また違いますよ。民間がやっている牛馬が病
気とか、それとは違うんですよ。一緒くたにしちゃ困るんですよ。だから、あそこ
に備えなきゃならない施設なんです。これ以上言っても、多分そのままの答弁逃
げと私は受け止めますから、今後この施設が本当に意義のあることを祈って一般質
問を終わりますが、仏を作って魂を入れず、そのような状況にならないことを祈っ
ております。

以上で終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時08分
再開 午前11時18分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して、大きく3項目の質問をいたします。

最初に、物価高から市民の暮らしを守る支援策について。

今、市内では、食料品をはじめ物価高が市民生活を直撃しています。市民生活を守る立場で、以下の3点を質問いたします。

1、この1年間の市内の次の物価の動向について報告してください。具体的な品目として、食料品の中の野菜、乳製品、果物、ドリンク、肉類、調味料、酒類、洗剤、紙類、衣料、電化製品、燃料の中のガソリン・重油・灯油、さらに肥料・飼料、建築資材の品目であります。

2、合併後、この17年間の中で、今日のような物価高騰は市内では過去なかったと思いますが、どうでしょうか。

3、市民が困っているときに支援するのが市の大きな仕事ではないかという立場での所見をお聞きます。

曾於市は、今、令和5年度の予算編成に行っておりますが、5年度当初予算をはじめとして、今後、市はどのような物価高に伴う市民に対する積極支援策を検討しているか所見をお聞きいたします。

質問の大きな2点目、課税世帯にも市独自のコロナ支援をについて。

1、市民の非課税世帯には、今年に入りまして国の交付金を使いまして、1世帯10万円、そして今、5万円の支援を行っており、2回行っております。ところが、課税世帯独自の支援は見られません。

例えば、東串良町では、今、町の財政調整基金を1億円以上使って、ちなみに東串良町は人口が数千人であります。1億円以上を使って、町独自の支援を1世帯5万円、ですから非課税世帯と同様に5万円を同時並行で行っており、お聞きしたところ大変喜ばれております。後で市長答弁にもあると思いますが、曾於市の課税世帯の多くは所得額が少ない市民ではないか、億万長者は一人もおりません。このため、課税される市民も、コロナ禍と今の物価高で生活や仕事に大変困難を抱えております。ですから、今後、市は何らかの独自の支援を行うべきであると思いますが、市長の所見を聞かせてください。

2、このことに関連して、曾於市の市民税課税世帯を、以下の税額に分けて、世帯数を報告してください。1つは1万円未満、そして1万円から10万円未満、10万円から50万円未満、50万円から100万円未満、そして100万円以上の世帯、以上の5つのランクに分けて報告してください。

3、このことに関連して、令和2年、3年、4年度は11月までの年度途中であり

ますが、1頭100万円以上の子牛価格の出荷頭数と、繁殖農家数を報告してください。誤解のないように、例えば、令和2年度、3年度も、会計年度ではなく1月から12月、3年度も1月から12月、4年度も1月から11月ということで事前にお聞きしておりますので、その立場で報告してください。併せて、令和3年度、あるいは4年度は難しいかもしれませんが、いずれにしても、3年度、4年度どちらか、1頭100万円以上出荷の繁殖農家で市民税の所得割を納めている農家は、おおよそ何割程度であるか報告してください。

質問の大きな3点目、新庁舎の開館と組織再編で見直しすべき点は見られないかという立場で質問いたします。

今年の10月から、市役所再編に並行して、末吉本庁舎の南棟が業務を開始いたしました。総事業費は、最終的には15億数千万円であります。まだ2か月しかたっておりませんが、今後、末永く市民に利用していただくために、見直しすべき点は、今の早い段階から見直しを行う、私はそうした弾力的な対応が必要であり、その立場からの次の諸点をお聞きいたします。

1、10月、11月の2か月間に市役所本館と北棟のいわゆる旧館と、そして南館を、それぞれ訪れた、利用されたおおよその人数を伺いたい。

2、南棟の1階は、5つの課が入っておりますが、窓口から課長までの距離があまりにも長い。ここは大都市ではありません。誰が課長であるかが窓口からは分からないといった印象、あるいは市民の声があります。改善の余地があります。

質問の3、南棟2階の市民協働広場、多目的室の1、2、3の3部屋、さらに、防災対策室の1、2、3の3部屋合わせて7つの部屋について、この2か月間の利用回数、利用人数、利用内容を伺いたい。

4、南棟に新しいJAの窓口が設置されましたが、一方、会計課は、従来どおり北棟にあり、離れております。この2つは、お金を取り扱っており、本来ならば前のように同じ場所の設置が望ましいと考えます。改善の余地がないかであります。

質問の5、次に、福祉介護課の南棟に、一方、福祉介護課の生活福祉係は北棟の隅っこにあります。1つの課が分散するのは望ましくない、不自然な配置でありまして、改善の余地があります。

次に、質問の6、本館3階の教育委員会の3つの課は狭過ぎるのではないかと、これが私の印象であります。特に、せっかく移設したのでありますから余裕を持たせるべきではないか。ちなみに、3つの課の従前の床面積と、そして今回の移設した3つの課の床面積について伺います。この点では、教育長への質問であります。

最後に、このほかに今後、見直し改善が必要と考えている点があるならば伺います。私の下にも昨日の夕方まで、私が一般質問を行うということで直接、全く見識

のない私の知らない方も私のところに意見を言いに来ておられます。恐らく曾於市には、たくさんの意見要望、あるいは苦情等があるかと思いますので、それを踏まえた、もし改善点があるとしたら、お聞かせをお願いいたします。

以上、私の1回目の質問であります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の3の⑥以外は、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の3の⑥については、教育長に後から答弁させます。

1、物価高、くらし守る支援策をの①この1年間の市内の以下の物価動向についてお答えいたします。1年間の市内の物価動向につきましては、各事業所からの聞き取りにより確認いたしました。品目によりましては上昇していないものもありますが、平均で報告させていただきます。

食料品の野菜は14%上昇、乳製品は9%上昇、果物は15%上昇、ドリンクは23%上昇、肉類は7%上昇、調味料は14%上昇、酒類は7%上昇、生活雑貨用品の洗剤は3%上昇、紙類は変動ありませんでした。衣類は13%上昇、電化製品は10%上昇、燃料のガソリンは3%上昇、A重油は5%上昇、灯油は5%上昇、農業関係の肥料は、6月から10月に使用されます秋肥は46%上昇、11月から5月に使用されます春肥は36%上昇、畜産の飼料は22%上昇、建築資材は15%上昇となっているようです。

1の②合併後、この17年間の中で今日のような物価高騰の過去の事例についてお答えいたします。合併後におきまして、このような物価高騰はなかったと思われます。

1の③市民が困っているときの支援への所見及び令和5年度当初予算をはじめ、物価高騰に対する今後の具体的な積極支援策についてお答えいたします。

現在、エネルギー高騰や物価高騰の影響を受けられた市民の皆様への支援及び地域消費の喚起による事業者支援といたしまして、国の交付金や県の補助金を財源としました支援事業を活用させていただき、9月に実施いたしました経済対策配布型商品券事業第4弾や、10月には30%付加のプレミアム商品券の発行を行っているところであります。

また、令和5年度の当初予算編成中ではありますが、国からの交付金等を活用させていただき、支援策等を協議してまいります。引き続き支援策等につきましては、国へ要望してまいりたいと思っております。

2、課税世帯にも市独自のコロナ支援をの①課税世帯への市独自の支援を行う考えはないかについてお答えいたします。

曾於市では、課税世帯を含む市内全世帯へのコロナ支援策として、9月に実施した経済対策配布型商品券事業第4弾で、市民1人当たり1万円の商品券を配布したほか、10月には30%付加のプレミアム商品券を発行を行っております。東串良町と同様の施策は、現在のところ考えておりません。

2の②市民税課税世帯の段階ごとの世帯数についてお答えいたします。市民税課税世帯の税額別の世帯数は、1万円未満が1,447世帯、1万円から10万円未満が3,498世帯、10万円から50万円未満が4,817世帯、50万円から100万円未満が387世帯、100万円以上が109世帯となっております。

2の③1頭100万円以上の子牛価格の販売頭数と繁殖農家数及びおおむね何割程度の繁殖農家が市民税の課税世帯となっているかについてお答えいたします。

令和2年の販売頭数は57頭、繁殖農家は46戸、令和3年の販売頭数は69頭、繁殖農家数は56戸、令和4年は、11月末時点で販売頭数は25頭、繁殖農家数は23戸となっております。1頭100万円以上の子牛を出荷した繁殖農家で市民税所得割の課税世帯は、おおむね7割となっております。

3、新庁舎の開館と組織再編で見直すべき点は見られないかの①10月、11月の2か月間に旧館及び南棟をそれぞれ訪れたおおよその住民の人数についてお答えいたします。旧館は約1万400人、南棟は約1万1,300人です。

3の②南棟1階は窓口から課長までの距離が長過ぎる印象があるが、改善の必要はないかについてお答えいたします。南棟1階の課長席は、窓口カウンターから見て約13mの距離にあり、これまで配置した課長席と比較すると約2倍の長さとなります。南棟に事務机を配置するに当たり、課長席は課内の全ての職員を見ることができるよう現在の位置に配置いたしました。これまで課長席が窓口から離れていることによる問題は生じておりませんが、市民サービスの向上を図るため、課長席の現在の位置が適正であるか、今後、検証してまいります。

3の③市民協働広場、多目的室及び防災対策室の利用回数、利用人数、利用内容についてお答えいたします。

市民協働広場は、10月1回、11月6回の計7回、多目的室①は、10月15回、11月14回の計29回、多目的室②は、10月15回、11月18回の計33回、多目的室③は、10月14回、11月17回の計31回、防災対策室Aは、10月36回、11月32回の計68回、防災対策室Bは、10月30回、11月22回の計52回、防災対策室Cは、10月28回、11月23回の計51回の利用があったところです。

内容については、会議や研修、打合せなどで利用しており、利用人数について、延べ人数の記録は取っていないところではありますが、1回当たりでは、少ない場合は3人程度の打合せから、多い場合は80人ほどの研修で利用しているところであり

ます。

3の④南棟のJ A窓口と会計課が離れていることに改善の余地はないかについてお答えいたします。

南棟が開庁し、市民の皆様が市税等を納付しやすい環境を作るため、J A窓口を、これまでの会計課の横から現在の市民環境課の横に配置しました。一方、会計課は、課内にあった金庫などの施設を有効に活用するため、これまでと同じ場所に配置しております。新庁舎開館直後は、市税等納付のために会計課を訪ねてこられる方も見受けられましたが、日がたつごとに少しずつ減っていることから、市民の皆様にとって不都合は少ないと考えております。

しかしながら、市職員と指定金融機関職員との連携がこれまでどおりいかない点は見受けられますので、改善策を模索しながら、必要がある場合は、今後検討してまいります。

3の⑤福祉介護課は南棟に、生活福祉係は北棟に配置してあるが、改善の余地はないかについてお答えいたします。

生活福祉係は、窓口に来られる市民の皆様のプライバシーを守り、相談しやすい環境となるよう配置するべきと考えております。福祉介護課の障害福祉、高齢者支援、介護保険、地域支援部門は、来庁者が多い南棟1階に配置しましたが、生活保護を担当する生活福祉係は、来庁者の少ない入り口から入っていただくため、あえて棟を離して配置したものであります。現時点では、適正な配置であると考えております。

今後、業務を進めていく中で不都合な点が顕在化した場合は検討してまいります。

3の⑦その他、今後見直しを検討したいと考えている点についてお答えいたします。

今回の新庁舎の建設と組織再編を実施するに当たり、可能な限り建設事業費を抑えるとともに、将来の市職員数の縮減も視野に入れながら、既存庁舎を含めて、各課の執務スペースや会議室等の効率的な配置などについて、長い時間を掛けて議論をし、実行に移したものであります。

しかしながら、実際、開館し、業務を進めていく中で、様々な改善点が出てくることも想定しておりますので、その場合は弾力的に対応して改善していきたいと考えております。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

3の⑥本館3階の教育委員会の3課の床面積と大隅支所当時の3課の床面積、また、改善の余地はないかについてお答えいたします。

現在の教育委員会の床面積については、教育総務課44㎡、学校教育課38㎡、生涯学習課62㎡、全体で144㎡でございます。大隅支所のときは、教育総務課が51㎡、学校教育課49㎡、生涯学習課80㎡、全体で180㎡でしたので、執務スペースとしては少し狭くなっています。

今後、限られたスペースを有効活用するためには、文書のペーパーレス化や物品の整理等によるキャビネットの撤去を進めていく必要があります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。

まず、物価高対策でございます。

市民がその時々において大変困っているときに、これを全面的に支援するのが行政の大きな役割、仕事であります。もちろん私たち議員にも一定の役割があります。そうした立場で、もう答弁はよろしいですので質問をいたします。

ただいま1回目の答弁にもありましたが、各種の物価が、この1年間、上がっております。特に、飼料とか、あるいは肥料、建築資材は、わずかこの1年間に、答弁では15%から、高いものでは農業関係の肥料は46%、半分上がっているんです、5割。異常とも言える高さでございます。これも、これで終わりではなくて、こうした食料品をはじめとして、まだ今後も確実に、専門家の話では、今上がっていない物価を含めて上がることは、もう避けられない必須の物価状況であります。これはもう答弁よろしいですが、認識は共通しているところでございます。

ですから、いかに物価高から守るかでございます。例えば、1点だけ気になったのでありますが、紙類は今のところ上がっておりません。全く私はこれ理解できないんですね。私、紙、しょっちゅう買っておりますけれども、例えばB4の紙は3割上がっていますよ。これは店によって違うでしょうけれども、在庫があるところは、そうでないかもしれませんけれども。

ですから、いずれにいたしましても、例外なく物価は上がり、そして今後も上がるでしょう。その立場で、市長がどのような舵取りを行うかでございます。具体的な質問に入る前に、物価の動向については、今何課が担当しておりますか。どの課が。

○商工観光課長（佐澤英明）

商工観光課で担当しております。

○19番（徳峰一成議員）

今、商工観光課の役割は、非常に重要であります。市民を取り巻くあらゆる物価ですね、やはりこれは客観的にどれだけ上がっているか、つかんでいますか。つか

んでいないんじゃないですか、時々において。

○商工観光課長（佐澤英明）

市内の状況に関しましては、その都度は確認がとれていないところであります。

○19番（徳峰一成議員）

現代社会においては科学の時代でありますから、最も市民にとって切実な物価の問題ですね。これは、やはり物価が上がっていないときを含めて、定期的に目的性を持って、科学的な立場からの、やはり物価の動向については、しっかりと把握する。これはもう今の現代社会から見たら、当然のことでありますよ。ですから、これはぜひ研究して、早速これは取り組んでいただきたい。決意を含めて、やり方は、方法はお任せしますので、決意を含めて答弁してください。

○商工観光課長（佐澤英明）

今後につきましては、市内のいろんな事業所等もございますが、その辺も含めて調査をしてまいりたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

もう時間の関係で、市長、副市長の答弁は、これはよろしいですけれども、やはり客観的な実態をしっかりと把握して、その上での具体的な協議を含めて、検討を含めて、そして具体策を打ち出していく。これが地方自治体にとっても非常に重要じゃないかということで一点申し上げました。今後、見てまいりたいと考えております。

次に、そうした中で、やはり大事なものは、それを本来だったら踏まえた上で、今後、市として何ができるか、限られた財源の中で、国の交付金も使って、あるいは単独の財源も使って何を進めていくか、そうした、本当だったら協議と、そして予算編成での市長をはじめとした方針、これを出すべきじゃないか。今回の新年度予算では、そうした方針出していないんじゃないですか、まずそこからお聞きいたします。物価対策に対する支援策。

○市長（五位塚剛）

今回の物価高に対する市独自の予算は、まだ出していないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

物価対策は、緊急課題でありますよ、これは農家をはじめとして。ですから、当初予算で、やはり骨格予算の中に物価対策の何と何を入れたらいいか。当然、今からでも、まだ査定が始まった第1段階でありますので、間に合いますので。ですから、財源対策も見ながら、やはり何ができるかを、国の交付金だけを当てしないで対応すべきじゃないかと思います。改めて市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

物価高につきましては、国のほうも何らかの形で支援をしたいというふうに表明されております。飼料高騰についても、今後、国からの指示があるというふうに聞いておりますので、国の動向を見ながら、また、国の交付金は当然頂けるものがあれば、それはもう100%活用することが基本でありますので、また今後、検討させていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

今の時点では、この新年度において、市としてどういった物価高対策が大事である、必要であるかは、市長の頭の中には、まだないんですかね。私は、その市としての基本的な現段階での考え方を聞きたいんですよ。まだそれは協議されていないわけですかね。

○市長（五位塚剛）

物価高にいろんな業種がありまして、これをこうしたらいいというのは、なかなか見つからないところでありますけど、この間、地域の商品券の事業を、曾於市は特に、ほかの市町村よりたくさんやってきまして非常に喜ばれておりますので、今後また、そのような商品券について、また検討はしたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

基本的には、やはり、戻りますけども、市が独自に、曾於市内の物価の動向を、系統的にこれまでつかんでいたら、今のような答弁はないと思うんですよ。市のトップのほうでも、客観的な物価の動向を見ながら、やはりこれが緊急的に必要だということがあり得ると思うんですけども、そうした基礎資料がないから一般的な答弁に残念ながら終わっていると受け止めております。

例えば、3週間ほど前の南日本新聞でありますけど、今日持ち合わせておりませんが、南日本新聞の見出しでも、鹿児島県の12月議会に対して、今の県知事は物価対策を中心として折り込んでおりますというのが見出しに入っていますよ。鹿児島県でも12月の議会で、県当局の提案の中の一つの柱が物価高対策ということが、地元新聞の見出しにも書いてありますよ。

私は、12月議会は言わなくても、少なくとも新年度の当初予算、骨格予算には、やっぱり国の財源だけ当てにしない独自の緊急策を、やはり各課に指示して、そして出すべきじゃないかと。何が大事か、これは私も分かりません。具体的な基礎資料がないから私も分かりません。

ですから、少なくともまだ間に合いますので、1月、2月の予算編成の最終段階まで。ですから、やはり議会を含めて、市民からよい提案だという、喜ばれる、これは金額は関係なく、いいものはいいいという評価が恐らく出るでしょうから、ぜひその方向を、市長を先頭に物価高対策を出すべきだと期待しておりますので、再度、

市長の考え方をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

1 回目の答弁で、大体10%前後、いろんなものが値上がりしております。これは、もう事実であります。ただ、それに対して、どういう形で支援ができるかというのは、非常に難しいものがありますので検討させていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

ぜひこの点は、お二人の副市長ですね、これまで五位塚市政を本当、しっかりと支えて、私も評価いたしております、八木さん、大休寺さん。その力も本当に大したものでもありますので、ぜひ市長を支える意味でも、提案をどんどん、前向きな提案をやっていただきたいと思いますと思っています。もう答弁よろしいです。

次に、課税世帯にも市独自のコロナ支援、物価支援ということでもありますけども、お聞きをいたします。答弁にありますように、曾於市内の課税世帯と言いましても、ほとんどが低額の所得者でございます。億万長者はお一人もいません。

例えば、答弁にもありましたけれども、100万円以上納めている方々は109世帯、全体が、課税世帯が1万250世帯であります。ちなみに1万250世帯は、曾於市内の全世帯の中で6割でございます。4割が非課税世帯、そして6割が答弁がありました課税世帯。この課税世帯の中で100万円以上の109世帯は1%であります、1%。ちなみに、市民税を納めている50万円以下の方々が、答弁では9,762世帯、全体の95%であります。さらに狭めて、10万円以内の課税世帯が4,945世帯、48%、つまり課税世帯の中でも2世帯に1世帯は10万円以内なんですよ。

このように客観的な数字を見ましても、曾於市内の税金を納めている所得割の方々は、多くが低額の所得者なんです。いわば、非課税世帯と、表現が悪いですが、皮一枚でつながっているというか。

これまでの曾於市の独自の非課税世帯の支援策は、国の給付金を使って10万円とか5万円の支給がありました。しかし、そうした課税世帯の1万人の世帯には独自の施策は行っていない。市長答弁でありましたように商品券だけで対応しているといえますか、極端なところですね。これは全国どこでも行っているやり方ですよ、国の給付金。それがいけないということではなく、それはそれでいい。しかし、独自の支援策が必要じゃないか。

私は、その点では、東串良は本当に感心いたしました。わずか数千人の人口、1億円以上使って財政調整基金も崩して、今、国の給付金を使った非課税世帯と並行して課税世帯にも5万円支給を行っているって。これは、もう誰が見ても喜ばれているんですよ。よく私たちのことを考えているって。私は、曾於市でそのことをやるべきだということは一言も提案しません。財源的にこれは厳しいからでありま

す。数億円掛かるからであります。

私が申し上げたいのは、そうした低額の市民税を納めている方々にも、何らかのやっぱり支援策を独自に行うべきではないかと。恐らくこれを行ったら、評価が一気に五位塚市政、高まると思いますよ。もう私たちのことをやっぱり考えてくれている、心配りがありがたいて。金額や内容の問題じゃないんですよ。今、市民の皆さん、みんな困っているんだから。その点で検討する余地はないか、市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

非課税世帯と課税世帯の支援策の問題、実際、私自身も非常に矛盾点を感じております。国がそういう形でやってきておりまして、もっと国が積極的に、その辺りを緩和してもらえれば、非常に、またやりやすいんですけど、現状において、私たちも議論はしましたが、なかなか大きな負担が、財政的負担が発生するものですから。

しかし今後、先ほども言ったように、皆平等に、地域の商品券というのは大変喜ばれておりますので、そういう形のほうが、一番皆さんが積極的に受けてくれるのではないかなと思っておりますので、そのことについては、私は今後も検討したいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

市長答弁は一つの考え方であります。私が東串良町で、やはり感心したのは、同時並行的に行っている、これは大事なんです。例えば、時間を空けて、課税世帯独自の施策をやったら、市民からは評価、意見が若干分かれるでしょう。なぜ課税世帯だけやるのかって。だから、非課税世帯に行っている同じ時間帯で、課税世帯にも、全面的とは言えなくても一定の財源も見ながら対応していくという、そうした点を私は提案しているんですよ、そういった細やかな心配りをですね。ですから、今すぐやりなさいということでもないんですよ。

しかし、この物価高の中、今後、恐らくコロナ対策に加えて、国の支援事業は確実に出てくるでしょう。これだけ物価が上がっているんだから。その中で、非課税世帯でなくて課税世帯にも、もし国の給付事業がなかったら、独自に市の財源も見ながら、やはり考えていくという、そういったささやかな提案を私は提案しているんですよ。再度、これ答弁を頂けないでしょうか。確実にこれは五位塚市政に対する評価が高まりますので、絶対的に、これは。

○市長（五位塚剛）

国のほうが、本当に今の日本の物価高の上昇というのは、国自体が認めております。このことによって商売を中止せざるを得ない事態も発生しておりますので、当

然、国のほうは、このことについての手立てをしてくるだろうと思っております。その状況を見ながら、市独自でできるものはないかというのは、今後詰めて、場合によっては議会にまたお願いをしたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

市長やお二人の副市長を含めて、もちろん十分知っておられると思うんですけども、先ほどの曾於市民の課税世帯の多くが低額の所得者であると。これは数字上、市長から答弁がありました。

例えば、角度を変えて、身近な例で言いますと、畜産課の1回目質問した100万円以上の子牛農家ですよね。畜産課長、一枚、もう手のひらに乗せておりますけども。コロナ禍で、令和2年が57頭46戸、3年が69頭で56戸、それから4年、もう12月だけが残しておりますけど25頭、非常に厳しくなっております。この価格の暴落の中で。こうした100万円以上の方々は、答弁であるように7割、私も大体7割と経験的に思っているんですけども、市民税を納めておられます。課長、もう答弁よろしいですけど、多くが小規模の、しかも高齢の農家の方々も結構これの中に入っているでしょう。ですよ、もう答弁よろしいですよ。高齢者の方々が、たまたまといいますか、100万円以上の牛を売った。しかし、7割の方々は、市民税だけでも大体数万円、数万円の市民税を納めているんですよ。これは小さいようで実は大きいんですよ。

企画政策課長、企画政策課長は統計しているかどうか分かりますけれども、曾於市のこの数年間の、まあ2年前までですけども、市民所得は、ほかの県内の市町村よりは、大体、類似団体、同じ人口規模の、若干やっぱり上がっていますよね。例えば、南九州と比較しても。それはなぜかって、ぜひ分析してください。確実に、この100万円以上が、やはり寄与しているんですよ、全面的とは言わなくても。これは国民健康保険税、税務課長。あるいは介護保険料、これのやはり保険料や税金の増額、これも100万円以上の子牛農家の、やはり市民税が課税されたために、これがよくも悪くも税金の収入に大きく寄与しているんですよ。これも調べてください。客観的な事実でありますから。

ですから、私が申し上げたいのは、たまたまといいますか、一生懸命努力されて100万円以上の牛を売ったって。105万円でも110万円でも。しかし、所得税が、大体5万円から8万円ですよ。そして、市民税が数万円。さらに、介護保険料、そして、高期高齢まで入っておりますけども、さらに、国民健康保険税に、かなりのやはり税金を払っているって。ですから、こうした方々は、まあ典型例でありますけども、やっぱり課税世帯にも、何らかの、やはりささやかであっても、独自の支援策が必要ではないかと、これは私の質問の原点なんですよ、出発点。ぜひその点は、

客観的な状況を見ながら、今後、当初予算も含めて考えていただきたいと思います。答弁はよろしいです。

最後に、大きな3点目の質問であります。新庁舎の開館と組織再編で見直しすべき点は見られないかでございます。

市長答弁にもありましたけども、新しい新館の南棟と、それから本館、それから北棟の、この2か月間の利用者数は、大体同じ数、1万400人と1万1,300人でございます。大体個人的にも予測したとおりでございます。ですから、数字の上でも、南棟も非常に大事ですけども、本館と北棟も、やはり利用者が非常に多いといいますか、利用者がですね。多いということは、私たちは、やはり考えていくべきじゃないかと。その上で、今後の利用の在り方を含めて考えていくべきじゃないかと申し上げます。答弁はよろしいです。

その中で、1つは、この南棟には5つの課が入っておりますが、市民が利用される窓口から課長席までがあまりにも遠過ぎるって。これが私の第一の印象でありました。ですから、これは市民からも、私の下にも、当然、意見が寄せられております。私たちの曾於市は、人口が3万数千人、これから3万人を割るんですよ。鹿児島市や福岡市なんかと違っての、やはり市役所の配置。市民から課長が目が届くところの範囲内、大きな声で言ったら届くような距離範囲が、私は、やはり曾於市の場合は望ましいんじゃないかって。今後、10年、20年、30年の、やはり配置でありますから。誰が課長であるかですね、課長の、いわば、この名札だけでは誰も分からんとですよ。課長席って大きく書いてあるわけでもないんですよ。

ですから、その点は、早急に在り方については、せつかく、このお金を掛けて造った大事な施設でありますし、窓口事業でありますので、これは早急に検証が必要じゃないかと。今後検証という、のんきな答弁じゃなくてですね、ぜひ前向きな答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

1回目の答弁でいたしましたように、課長というのは、その課全体を見て、いろいろと対応してまいりますけど、課長に相談又は要件がある方は、課長を呼んでくださいと言えば、もうすぐに対応して、課長も窓口に出てきて話をしたいというふうに、当然、今までもそのようにしております。

また、個別的に相談される方は、会議室等も含めて十分対応できると思っております。

今後、課長が、今のところで、いろいろと市民の方々と不都合があるのであれば、検討はしたいというように思います。

○19番（徳峰一成議員）

次の質問であります、この2階の市民協働広場、多目的室、そして防災対策室でございます。これは、私は、これまで二、三回、一般質問で取り上げたことがありました。あまりにも会議室が多過ぎるんじゃないかという立場で取り上げましたけども、私が何回か足を運んだ限りでは、やはり利用者が少ないです。特に、市民協働広場と多目的室は少ないのではないのでしょうか。もっと一工夫、二工夫が必要ではないかと思っております。

質問であります、これらのこの広場や部屋については、年間の利用計画の目標を持っておりますか。そして、前後いたしまして、これを担当する課は、どの課でしょうか。この2つを併せて質問いたします。

○市長（五位塚剛）

特に、年間、市民の人たちをどれだけ参加させるという目標値は持っていないんですけど、今私が知る限り、この2階の多目的広場があって、来られた市民の方々が、ここが使えるんだということが、今までに大分広がってきているようでございます。このことについて、もっと積極的に活用の方法を、市報やらFMを通じて、また各公民館長さんなんかを通じて、いろんな形で市民に広報をして、ある程度の目標値が出せるように、また努力したいと思います。

（「担当課は決まっていますか」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

これらの部屋につきましては、総務課のほうで申請、あるいは許可等を出しておりますので、総務課が担当いたしております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

使用のための、いわば窓口は、受付は総務課としてですね、私が質問したいのは、もっと踏み込んで、せっかくお金を掛けて造った市民協働広場、これ1階についても言えるんですけども、1階もまだまだ、この大きな広場スペースはありますけども、使い方が不十分でありますけども、この市民の協働広場、そして多目的室というのは、市民が活用するための部屋でしょう。これがこれまでの一般質問の答弁も、そういった答弁だったんですよ。

ですから、担当課が総務課であつたら、総務課は、課長として、いかに利用促進を進めるか協議をして、そして年間の、あるいは、数年間の利用計画を作るべきじゃないかと思うんですよ。これが提案と質問の第1点。

第2点目は、そうした利用計画に基づいて、やはりこの検証を行っていくって。やはり目的性がないと、いわば、あまり進まないと思うんですよ。その点で、利用目的を持って、そして、目的姿勢を持って進めていくというか、この2点を提案を

いたします。課長かどうか分かりませんが答弁してください。

○市長（五位塚剛）

昨日、大阪の音楽を目指す若者が2人、曾於市に来られました。その方々に、ぜひこの市民広場で、昼時間でもいいですから音楽を聴かせてくださいという提案もいたしました。ぜひやりたいという声もあります。そういうことやら、今、子供たちが、塾に行けない子供たちがいらっしゃいますので、そういう子供たちを、この市民広場で定期的に、いろんな形での学習の場を支援するとか、いろんな方法が準備を今、検討中でありますので、もっと中身を精査しながら、市民の皆さんたちに活用ができるという内容を、もっと積極的にやっていきたいと思います。

また、年間のいろんな目標も、また、検討したいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

利用目的については、私、この間の一般質問の中で、当時は、課長は財政課長だったですよ。財政課長も答弁していますよね。これまでの各旧館を含めた利用状況、そして今後の、あまりにも部屋数が多いんじゃないかという観点からの見直しを求める私の質問に対して、利用はどれだけやっていきたいって。私の記憶では、課長答弁、課長記憶ないですか。あるかないか分かりませんが、当然そういった目的姿勢を持った、私も質問をいたしておりますよ。前向きな私の質問なんですよ、前向きな提案。せっかく作ったからには、やはり、より多くの方々に利用してもらおうというか。そのためには、やはり計画と目標をしっかり持つというか、数字を含めて。そして、そこに向かって、やはり検証を行いながら、思うようにいかない点もあるでしょうから、やっていくというか。市長がそういった答弁がありましたので、ぜひ課長、残りわずかですけども、一応そうした種をまいて、一応退職してください。課長の答弁、一言お願いします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、施設は造って終わりというようなものではないというふうに考えます。これからどのようにして市民の皆様方に有効に使っていただくか、楽しみを持ちながら使っていただくかというのが重要だというふうに思いますので、計画を作りまして、さらに、市長が言われました広報活動をいたしまして、使っていただけるような方向を目指していきたいと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

今村課長とは、もう40年間付き合って、もう力は十分、私、知り尽くしておりますので、できますので、私が市長に成り代わって、これはもう大変、できますので、

ぜひせっかくのあれでありますので、努力して財産を残してください。これはもう課長だとできますので。

次の質問。この福祉介護課が、特に生活福祉係が北棟の一番隅っこに置いてあると。答弁では、「あえて」という言葉ですね、あえて棟を離して配置したものである、現時点では適正な配置であると考えておりますと。もちろん一つの考え方ではあります。私もその点は否定いたしません。しかし、私の印象、あるいは私の下に寄せられた意見、昨日わざわざ見えた、面識のない方でありますけども、やはり離れ過ぎている。ほとんどが課長、利用者は高齢者ですよ。それで、中には障がい者もおられるでしょう。ですから、あまりにも、この「あえて離れた」というのも全面否定はしたくないんですよ。しかし、訪れる方々のことも考えていただきたいんですよ。その辺りの配置の在り方は研究が必要です。やはり生活保護を受けておられる方が多いのです。しかし、あまりにも遠過ぎるんじゃないかと。その途中に職員の休憩室もあるんですよ。ですから、その点は、今すぐとはいかなくても、考える、検討する余地があるんじゃないかと。

そして、特に、同じ課が南棟と北館にあまりにも離れております。これが物理的にどうしようもない、いかんともしい難いのであったら、当面、旧館に残すとしても、北棟のほうに。この配置については、研究の検討の余地があるんじゃないかと私は思っております。今すぐ結論は出なくても、市長、ちょっと答弁を考えていただけないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

10月3日から新しい体制でスタートいたしました。いろいろと問題点が出てくるかもしれません。そういう状況を見て、どうしても集約したほうがいいというようになれば、また、そういうことも含めて検討したいと思います。また、今、課をある程度の人数によって、部屋の区割もいろいろ工面しながらしてまいりました。旧館のほうの改修工事等も今後出てきますので、その中で、もうちょっと、元の市民課辺りにそういうのができるのであれば、そういう方法もあると思います。今後、検討させていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

市長も、非常にその点は弾力的な考え方で対応していますので、私も期待感を持ちたいと思います。この今の質問に限らず、そうした弾力性が、私は大事だと思うんですね。

次の質問であります。あと、このJAと前後いたしますけども、この会計課ですね、これが離れている。これも私は最初に違和感を感じました。お金を同じ取り扱っているJAの窓口と会計課であります。正直言って、私もJAの職員にも聞いて

みました。不便があることは当たり前ですよ。課が離れているんですから。ですから、直接、会計課に行って連絡をする。場合によっては電話で会計課に連絡を取るということでありました。せっかくできた、当初から、そうした不便性が生じております。これは職員間だけの不便性ではないと思うんですね。私たちの分からない、目に見えない不便性、あるいは非効率性もあろうかと思います。私も詳しくは分かりませんが。

ですから、その辺りは、長期的には、やはり併設して配置するのが望ましいんじゃないかと考えます、これはですね。長期的に10年、20年、30年という長い目を見た場合は、同じお金を取り扱う施設でありますので。この点で、今すぐ改善は難しいとしても、やはり検討課題じゃないかと思えますけども答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

市民の皆さんたちが市にお金を納める場合は、ほとんどJ Aの窓口で支払い、また受け取ったりしております。また、会計課のほうは、直接、市民からはお金を受け取っておりませんので、当然、事務的な取扱いが中心になってくると思っております。

先ほども言いましたように大型金庫がありますので、それは、もうああいう形で残したほうがいだろうということで、いろいろ検討した結果、いたしました。最初から今のこの南棟の中に入れられるようなスペースがあれば、まだよかったんですけど、ある程度の部屋の大きさを検討した結果で、このような形にいたしました。今後、またいろんな支障が出てくるというのであれば、また、検討もさせていただきたいと思えます。

○19番（徳峰一成議員）

私は、今回、あえてこの問題を取り上げたのはですね、私も戸惑っておったんですよ。今、市長答弁がありましたように、もちろん物理的な点があることは、もう聞くまでもなく、私もそうだろうなということで想定いたしておりましたので。

ただ、今度の答弁にありましたように、南棟と本館、北棟を利用する市民の方々は、ちょうど半分半分なんです。ですから、南棟の方だけが、より多く窓口を利用するわけでもないんですよ。ですから、その辺りで、やっぱり10年、20年の長期的に見た場合は、やっぱり会計課とセットのほうがいいんじゃないかということなんですね。ですから、もう答弁はよろしいですけども、これも検討課題じゃないかということで提起をいたします。

次に、これでもう最後になりますけども、教育委員会。教育長の答弁では、現在の、この移設後の本館にある教育委員会の部屋が144㎡、そして、大隅支所時代が180㎡、少し狭くなっていますって。本当に少し狭くなっていますか。私、電卓で

はじいたと、ちょうど10割と8割、2割減っていますよ。2割はですね、ちょうど2割ですよ、少しじゃないですよ、2割というのはですね。2割というのは大分少なくなっていますよ。

それで、もうはっきり言って窮屈ですね。教育相談室も、部屋は必要ないから相談部屋もないですよ、教育相談部屋もですね、このスペースじゃ。せっかく移設して、今後10年、20年、30年使うわけでありますので。ですから、これも議会が入っています。あるいは委員会室が入っていますという物理的な問題はありますけれども、だからといって、今後10年、20年、30年我慢していいのかどうか。私もいろいろ考えた上での、あえての質問なんですね。1年、2年だったら辛抱するとして、10年、20年、30年後、このままでいいのかどうかということであります。

曾於市の人口は、今後、3万から2万5,000とか、もっと減るんですね。ですから、ほかの課は、南棟にかかわらず、大分余裕がありますよ。企画政策課なんかは特にそうだと思うんですね。あるいは財政課にいたしましても。

ですから、その点は、やはり今すぐとは言わなくても検討の余地があるんじゃないかと。もちろん市長部局との協議も必要であろうかと思いますが、教育長もいろんなあの手この手で努力されておりますけども、一番身近な、この仕事をする場については、やはり我慢していいのかどうかは疑問であります。教育長の率直な考え方を聞かせていただけないでしょうか。

○教育長（中村涼一）

お答えします。

確かに、大隅支所のときに比べたら、狭くなったということで、現在は、効率的な執務ができるぎりぎりのスペースだと思っています。これ以上狭くなると、なかなか厳しいだろうなと。

執務に関しては、今後、職員、教育委員会が今後どうなるか分かりませんが、人員、職員の適正規模ということで、今後、ある程度、また、課内のいろんな役割分担なんかも、今後変わってくると思うんですが、私が一番今回の移転でこれが必要だったなというのは、先ほど議員のほうから御指摘のあった、いわゆる相談室ですね。いろんな保護者からの、また地域の方からの相談もありますので、そういうのができるスペースが近くにあれば、よかったかなと思っています。教育長室は倍増になったんですが、ここが、職員には申し訳ないなと思っているんです。

今後、そういう相談室の増設も含めて、また、市長のほうといろいろ、今後、協議ができたかなと思っています。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

教育長の正直なところだと思うんですよ。私もそう思っているんだから、最初からですね。

最後に、今の問題で、市長の見解ですね、明確な答弁は難しいと思うんですけども、考えていただきたい。これは議会との関係で、委員会室が3つありますよね。ですから、この3つの委員会の有り様を含めて、これは私を超えて議会の問題でも、議長、ありますけれども、かねがね毎日、委員会室を使っているわけじゃないです。その辺りを含めて、一応、大きな立場で、長期的な立場で、市長も、この点は、せっかく教育委員会が3階に移設して、そして教育長を先頭に一生懸命頑張っておられますので、相談室を含めて検討の余地があるんじゃないかということでの質問でありますので、一言、市長の答弁をください。

○市長（五位塚剛）

教育委員会の隣に市民からの相談のできるところが、今ありませんけど、同じ3階でも、議会事務局のこの隣にも部屋がありまして、相談事は、もう幾らでも対応ができるというふうに思います。せっかく議会の皆さんたちの控室を縮小するわけにはまいりませんので、今後、今の状況で頑張ってくださいですけど、基本は、ここに、本庁に教育委員会がまとまったということで、非常に職員の方も、また市民の方々も、非常にいい方向で進んでいるということの評価を受けておりますので、また、いろんな問題点が出てきたら、引き続き考えてまいりたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

私が申し上げているのは、この委員会室の一部屋を、やはりもっとリフォームするというか、改装するというかですね、気軽に教育相談室で使えるような、1回1回使用許可をもらうんじゃなくて、そうした形で、議会の委員会室でもあるけれども、しかし、教育委員会の教育相談室でもあるような、併設した部屋を、教育長室の隣にも気軽に入られるように、やはり工夫すべきじゃないかという考え方を含めた質問だったんです。答弁よろしいですけども。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は、おおむね1時30分再開いたします。

休憩 午後 零時24分

再開 午後 1時30分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

創政会の上村龍生です。通告に従いまして、大きく3項目について質問をいたします。

1項目め、大隅弥五郎伝説の里、桜の木などの管理について。

①大隅弥五郎伝説の里の開園から約30年を経過をします。市民から様々な声が届いております。特に、桜並木について、植林後30年といえば、最も桜がきれいに咲き誇る時期であるが、現状は、咲き誇るどころか枯れ木が出るほど見るに忍びない状況である。なぜこのような状況になったのか、市長はどのように考えているのか質問をしてくださいとの強い要請がありました。そこで、市長の見解を伺います。

イ、弥五郎伝説の里の桜の種類と本数を報告してください。

ロ、寄附による桜の植栽本数を報告してください。

ハ、県道から弥五郎伝説の里に入り、左折後、グラウンド方向へ向かう途中の桜並木の育成状況が非常に不均一である原因をどのように考えているか。

ニ、寄附による桜の植栽木が枯れた事案はあるか。

ホ、枯れた植栽木が弱った状況を寄附者が目撃し、当局に抗議があったとの情報があるが、確認ができるか。

ヘ、これまで樹木医による病気等の診断を受けたことがあるか。あれば、その結果を報告してください。

ト、今の状況について市長の見解を伺います。

チ、私への情報では、弥五郎伝説の里の土壌が造成部はほとんどシラス地であり、桜の木の植栽には適していないとの指摘があるが、どのように考えるか。

リ、土壌の入替えなしには現状と変わらない。さらに、部分的にではなく、大規模な土壌入替えを行って桜の木を元気にすれば、弥五郎伝説の里は南九州有数の桜の名所になると思う。これは市民の方々からの声であります。市長の見解を伺います。

2、弥五郎伝説の里公園への入り口の階段ですね、降り口の、は年配者にはきつく、スロープ設置の要望がグラウンドゴルフ利用者からある。どのように考えるか。

次に2項目め、市道等の復旧工事・舗装工事について。

①八合原セブンイレブン裏の市道馬場・竹山線の通行止めについて。

イ、この市道は、地元住民や大隅南地区農業生産者の農産物搬送トラックの主要道路である。現在、通行止めの状況が約3年続いており、大型トラックは月野から大鳥経由の大回りで迂回している状況です。多くの苦情が寄せられています。今後の見通しを説明してください。

ロ、県の事業で、かなりの期間、あと四、五年を要するとの情報がある。地元住民の生活や農業振興にも相当の影響が出ている。地元の声を県に伝え、一日でも早い復旧を望む。市長の見解を伺います。

②セブンイレブン裏からニシムタに向かう市道の舗装工事。3年前後、通行止めが続いているが、今後の見通しを説明してください。

③今年の台風被害で、当時の建設課長に何件か復旧依頼をしたが、現状での復旧状況を報告してください。

3項目め、イノシシ等有害鳥獣被害対策について。

①、近年の被害状況・傾向について報告してください。

②、有害鳥獣保護活動整備事業の内容・実績について報告してください。

③、②の事業を行う際の注意点・問題点等は報告されていないか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の質問にお答えしたいと思います。

1、大隅弥五郎伝説の里の桜の木等の管理の①桜並木の現状についてのイ、桜の種類と本数についてお答えいたします。

弥五郎伝説の里は、平成8年度の開業以来、幾度となく植栽を行い、現在の桜の本数は、約1,500本以上となっております。

なお、弥五郎伝説の里は、約2,000本の桜の名所としてPRをしているところがあります。また、桜の種類についてですが、ほとんどがソメイヨシノであります。そのほか河津桜が約60本、八重桜が約40本、しだれ桜も数本あります。

1の①のロ、寄附による桜の植栽本数についてお答えいたします。平成27年度に実施した曾於市市制施行10周年記念植樹祭で100本分、平成30年度に50本の寄附がありました。そのほかにも、平成28年度に鹿児島トラック協会から約20本の桜の木を頂いております。

1の①のハ、生育状況が非常に不均衡である原因をどのように考えているかについてお答えいたします。

御質問のとおり生育が非常に不均衡になっております。その要因として、台風などの雨や風で樹木の枝が折れたり、長年、桜の木の幹周りを人が踏み固めたことにより、根元付近の地盤が固くなったことも原因の一つと考えられます。

1の①のニ、寄附による桜の植栽木が枯れた案件があるかについてお答えいたします。

平成8年の開業以来、本数は把握しておりませんが、弥五郎伝説の里全域で、枯れたり倒木した桜の木はあります。また、寄附により植栽した桜を確認したところ、

枯れたり根元から折れたものが10本ほどありました。その桜の木は、植栽時期を考慮して、今年度植え替えを行う予定です。

1の①のホ、枯れたり、植栽木が弱った状況に対する寄附者からの抗議についてお答えいたします。寄附された方や来場された方々から、毎年、2ないし3件の御意見を頂いております。その内容としては、桜の木の生育に関することが主なものであります。その都度状況は確認しております。

1の①のへ、これまで樹木医による病気等の診断を受けたことがあるか。あれば、その結果についてお答えいたします。正式に樹木医に調査や診断の依頼はしておりませんが、樹木医の資格を持っている市の職人から、桜の木の特徴や生育などの知識を得るためにアドバイスをもらったことはあります。

1の①のト、今の状況についての見解についてお答えいたします。弥五郎伝説の里を桜の名所にするために、これまで桜の木を植栽し、PRもしてきました。桜の花が咲く時期には多くの方々に来場していただき、大変賑わっております。しかし、桜の木の生育が良くないもの、また枯れてしまったものがあつたりします。中でも多目的広場付近の車道沿いに植栽してある桜の木の生育状況が、特に悪いと思っております。

1の①のチ、弥五郎伝説の里内の土壌が、造成部はほとんどシラス地であり、桜の木の植栽については適していないとの指摘があるが、どのように考えるかについてお答えいたします。

造成前の弥五郎伝説の里の地形は、幅の狭い迫田が県曾於庁舎の駐車場南側から、弥五郎伝説の里敷地南側を抜けて、現在のフォレストアドベンチャーおおすみ付近まで続いていました。そのようなことから、弥五郎伝説の里の大部分は、切土と盛土を造成したシラス土壌であります。このシラス土壌が桜の生育にどのような影響があるか、また、その場合、どのような改善方法があるかを含めて、専門家に判断を仰ぎたいと思います。

1の①のリ、大規模な土壌入替えについてお答えいたします。弥五郎伝説の里を桜の名所にするために、桜の本数も増やし、今までPRしてきましたし、今後も何らその考えは変わることはありません。また、来場される方々が、桜の花の時期は桜を楽しんでもらい、それ以外の時期でも弥五郎伝説の里が憩いの場になるためにも、桜の木の管理が大切であることを認識しております。まずは、桜の木の生育の観点から、シラス土壌がどのような影響があるのか、専門家の診断を仰ぐ必要があると思います。その診断結果によって、必要な手立て、処置を行いたいと思います。

1の②弥五郎伝説の里広場へのスロープについてお答えいたします。

多目的広場に行くためには、国旗掲揚台付近の階段を下りるか、歩道から芝生の

斜面を下りていくことになりますが、芝生の斜面も急で歩きづらい所もあります。安全面を考えると、多目的広場の最寄りの駐車場から横断歩道を通して、国旗掲揚台付近の階段を利用するほうが良いと思います。

また、年配者の方々や様々な方が利用するスロープを設置する場合、どのように設置すればいいか検討したいと思います。

2、市道等の復旧工事、舗装工事の①市道馬場・竹山線の通行止めについてのイ、今後の見通しについてお答えいたします。

別府谷は、砂防流路を含む山腹崩壊により、市道馬場・竹山線のすぐ脇まで崩壊している状況です。崩壊したところは、直高で50mを超え、道路からすぐの所では、ほぼ垂直な崖となっております。御質問にもありますように、大隅南地区への主要な道路であり、地域の方々に御不便を掛けています。斜面下の工事の安全確保のため、崩壊面にはモルタル吹付けがされてはありますが、斜面が安定しているとは言えず、特に大型車による振動、降雨による影響などを考慮すると、通行止めの措置が妥当と判断しております。県としても、必要な事業費の確保と早期完成に御尽力いただいているところです。今後、砂防事業の進捗を見ながら、通行止め解除を検討してまいります。

2の①のロ、地元の声を県に伝え、一日でも早い復旧をについてお答えいたします。

私といたしましても、大隅南地区の方々の御不便を考えますと、一日でも早い復旧を望んでおります。鹿児島県への要請はもとより、様々な機関を通じて要望していきたいと思います。

2の②セブンイレブン裏からニシムタに向かう市道の舗装工事の今後の見通しについてお答えいたします。

この路線については、鹿児島県により発注された農村地域防災減災事業農地保全整備竹山地区の工事により、市道下に暗渠を布設する工事のため、令和2年11月より通行止めを行っていましたが、令和4年2月初旬に通行止めは解除となりました。今年度はマンホールと舗装の工事のため、市道通行止めの申請では、10月24日から令和5年3月3日までの通行止めを予定しているところです。

2の③台風被害の依頼、復旧状況についてお答えいたします。

9月の台風14号の被害については、公共土木災害32件、市単独災害復旧25件を予定しております。12月12日の週から災害査定が実施され、その後、順次、工事を発注してまいります。崩土や樹木等の除去につきましては、おおむね作業は終わっておりますが、早期の道路開放のため、土砂等の仮置きをしているところなどがあるため、今後、確認し、対応してまいります。

3、イノシシ等有害鳥獣被害対策についての①近年の被害状況及び傾向についてお答えいたします。令和3年度における市内の被害状況は、イノシシによるものが全体の8割を占めております。傾向としては、市内全域で被害が確認されており、水稻、カンショ及び飼料作物による被害が大きな割合を占めております。シカについては、主に財部町での被害が多く、飼料作物や野菜への被害傾向があります。タヌキ、アナグマについては、市内の全域で被害が発生し、主にトウモロコシ等の飼料作物への被害傾向があります。カラス等の鳥類による被害は、市内全域で被害が発生し、野菜への被害傾向があります。

農作物以外にも水路や畦道など、いわゆる農業用インフラをイノシシが崩壊させる被害も発生しております。近年ではイノシシによる被害が大半を占める状況です。

3の②有害鳥獣捕獲活動整備事業の内容及び実績についてお答えいたします。

事業内容につきましては、荒廃した里道の奥にわな等を設置するため、設置箇所までの経路を応急的に復旧するため、重機等の借上げ経費を補助する事業になります。令和3年度は大隅町の内越添、飯田、久木山、岡別府及び天神の5地区、総延長3,900mの荒廃した里道を、58万7,000円の補助で整備しました。これにより、わなの設置や猟犬を使用したイノシシ猟の活動で、イノシシ約20頭を捕獲したという報告を受けております。

今年度は大隅町の渡地区で総延長710mの里道を5万7,400円の補助で整備し、現在わなを設置する等、イノシシの捕獲活動を実施しております。

今後は、大隅町の岡別府及び伊屋松の2地区、総延長1,840mを実施する予定です。

3の③有害鳥獣捕獲活動整備事業で注意点・問題点等についてお答えいたします。現時点においては、大隅町のみを実施しておりますが、今後は市内全域にも広げていければと考えております。

また、荒廃した里道の応急的な復旧経費に対する補助ですので、大規模な復旧については借上料だけでは復旧できないという点もあります。その可否については、捕獲隊員と担当職員が現場の状況を確認した上で判断しております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

1回目の答弁を頂きました。2回目の質問に入らせていただきます。

弥五郎伝説の里の桜の管理の件のところですが、全般的には、今言われたようなことなんだろうと思うんですが、その桜の木の、全般的に言えば、生育不足があるのは事実です。台風等の被害もあるんでしょうけれども、もともとが生育不足と、特に弥五郎の里に入って広場に向かう道路の左右のところが、ものすごく、

ほかの木に比べて成長していないですね。単に、台風等の被害だけではないよなという、これは一般のあそこを利用されている市民の方々も感じておられることだろうと思うんです。

私のところにも、その前からそういう話があったんですけども、直接お話を伺ったのは、先般、大隅町岩川校区のグラウンドゴルフで集まったときに、その場所でグラウンドゴルフをされている方から、「何でこんなことになっているのかよ」という話を聞きました。大体30年ばかりすれば、一番桜が咲き誇る時期のはずだけど、何でこんなことになっているのかと。なかなか難しい面もあると思うんですが。そこで出たのは、この原因が分からないのであれば、樹木医か何か頼んで、診てもらったことがあったかと、どうなっているのか聞いてくれというお話でした。

1回目の質問をしましたが、そういうことで質問をしたところですよ。もう一遍お伺いしますが、その一番の原因のところですね、原因のところ。生育不足というのは、何らかの原因があると思うんですが、もう一回そこを答弁していただけますか。

○市長（五位塚剛）

弥五郎の里の全体的な桜の木は、旧大隅町時代に造成をしてスタートした事業での中での桜の木を植えていただきました。大きく成長しているのもありますし、また、今答弁いたしましたように生育不足もあるようでございます。市の職員にもアドバイスしてもらいましたが、市民の寄附による桜が、成長が非常にバラバラでありましたので、植栽を木を提供してもらった造園業者に、なぜこういうふうにはばらけるのかということを行いましたら、やっぱり排水が少し悪いのかもしれないとか、肥料不足かもしれないとか、いろいろ意見がありましたけど、肥料についても、随時、毎年入れ込んでおります。こちらの入り口のほうの生育状況については、確固たる確証はありませんから、今後、樹木医の方々、また業者の方々の指導を仰ぎたいというふうに思います。

○8番（上村龍生議員）

今、寄附による植栽木のところの話も出ましたが、特に寄附をいただいた方々から話が、苦情といいますか、聞きにこられたというのを僕も耳にしております。せっかく植えたのに、やっぱり気分を壊して帰られたら、元も子もないわけなんですけれども、そのところの原因も、今、水が、水はけが悪い、いろいろありましたけれども、要は、やっぱり土壌の問題を一番聞くんですよ、もう情報としては。土壌が、やっぱり水はけも含めて悪いと。植栽をするときに、その土を全部、そのところだけ入れ替えて植栽をしたら、もっと良かったんじゃないのかなというような話等も聞いております。専門家からの話ということではありませんが、そ

の辺を含めて、私たちも期待をしております、桜の名所になるということをですね。

コロナ前三、四年ぐらいまでは、ああ、きれいになってきたな、これやったら、まだきれいになるなという期待感があったんですが、最近、特にこの枯れたりという状況が出てきたのを、やっぱり危惧していると。これは私だけの話ではなくて、そういう方々がいっぱいおられますので、そこはぜひ専門の方とよくお話をされて、木の生育、水はけ、土壌を含めて、少なくとも今のままでは同じことになるというか、枯れていくのが一番可能性としては高いという気がいたします。ぜひその辺を、大きく育っている木のように育てていく段取りをしていただきたい。樹木医やら専門家の方への調査というか、依頼は、いつ頃されますか。

○市長（五位塚剛）

来年度の春先に、桜がどういう状況で咲いていくかというのを、まず見て、専門家の方に立ち会ってもらってアドバイスを受けたいというふうに思います。

○8番（上村龍生議員）

その内容等は、また報告をいただければと思いますので、ぜひそのように取り計らっていただきたいと思います。

2点目の市道関係のところに入ります。セブンイレブンから大隅南への裏側の市道ですね、大隅南地区への主要道路のところ、私個人的にも、かなり苦情をもらっているんですけども、市の当局にもかなり来ているんじゃないかと思うんですが、中身をちょっと紹介してもらえますか。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

議員が申されますように、そういう通行止めの解除はいつなのかという苦情は、たくさん来てはおります。件数的には、ちょっと数えておりませんので分かりません。

（「内容は」と言う者あり）

○土木課長（上集基志）

内容は、通行止めの解除をしてくれというのが一番多いのですが、私どもとしては、ちょっと先ほどから申しますように、路肩がとても不安定ですので、車の荷重というのは真下だけでなく45度の方向に荷重が掛かります。ですので、今のこの横断図を見ますと、とてもこの路肩側の崖のほうが不安定ですので、とても大型車を通せる状況ではありませんということでお話ししているところであります。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

苦情の中に、私が具体的に受けていることを、ちょっと紹介してみますと、まず

は、生産者の方々から、南地区ですね、トラック4トン車以上、あそこは通らないでくれという看板がありますけども、あの迂回路のところですね、迂回路というか、末吉から八合原に上がってセブンイレブンの信号を右に曲がるのが、今通行止めなんだけど、手前側に右に回る迂回路があるんですけども、あそこを車が非常にたくさん通るもんですから、付近の住民からもものすごい苦情が来ます。大型は通れないんですけども、通行量が多いですから道路は傷みます。騒音とその振動で家もガタガタで壊れてしまう。これは付近の住民の話の苦情です。

それから、大隅南地区の農業生産者の方々からは、特に4トン車は、あそこをもう通るなということだけでも通らせてもらっていると、時々。そのための苦情も多いんですが。でも、10トン車も使うんですよ、白菜、スイカ。で、迂回路等、それはもう遠回りをして月野方面の小学校から先の大鳥トンネルがありますけど、あの手前から大鳥の上にとずっと上がって、大隅南地区まで行くんです。地元の人しか分からないかもしれないんですけどね。手前にも2つぐらい路線があるんですけど、月野小学校、中学校のところからと岩元のところから右に行く道路が。とてもじゃないですけども、大型車はもう通れない。離合ができないので。枝等もあつてですね。

トラック運転手さんからもものすごい苦情が来ているらしいです。南地区、たくさん出さないといけないのに。今年もありました、スイカの時期に。もうものすごく苦情が来ました。どうにかならないのかと。

今言われたように、その現場は50mぐらいの崖でよく知っています、私も。その前の年ですかね、その近くが落ちて、あれも連続で崩壊したんですよ、崖が。迂回路、大型片道車線だけでもいいから通るようにできないのか。前もこれ相談したんですけど、なかなか厳しいというようなことでした。

方法としては、2つ考え方があったんですけどね。1つは市長サイドから県のほうに地元のこの状況を、やかましくしっかりと伝えていただいて、これは砂防工事だというふうに、私、聞いています、工事内容は。あと四、五年掛かるんじゃないかと。四、五年といたら、もう3年ばかりやったら8年、約10年近くなりますよ、この通行止めが。やかましく県のほうに、この内容を説明していただいて県の事業を急いでいただくか、それか、市道を、仮設でもいいから落ちない市道をつけていただいて、通れるようにとりあえずすると、2つしかないんじゃないかと私は思っているんです。担当課の説明では、今の状況では危なくて通れないということ、これはもう理解しているんですが、お金を掛けてでも仮設で片側通行ができる道路をするのか、それか県のほうに、どうしても急がせる説得を、市長からしていただきたいと私は思っているんですが、市長どうですか。

○市長（五位塚剛）

やはり私たちの地域は、農業のまちでございますので、生産農家をはじめ、運搬に関わる方々が大変困っている状況でありますので、まず県のほうに、この事業の早急な完成を目指して予算をつけていただきたいということで、強く、まず申し上げたいと思います。

○８番（上村龍生議員）

もう、そこを強く、本当に強く要請をしていただきたいと思います。駄目だからそのままの状況で放っておいたら、これも南地区の農業生産にも影響してきますよ、このままだったら。運転手の方々の要請がなかなかできないというような、いろんな影響があります。地域のストレスもたまってきます。そういう状況は、ぜひ理解をして伝えていただきたいと思います。

それから、この同じ路線ですけども、今度はニシムタに向かうところの道路ですね、これももう３年ぐらい。私の情報では、地元の現場の話では、12月いっぱいの通行止めということを最初聞いたんですが、今の答弁書では、来年の３月いっぱいとなっていますよね。ここは前も３回か４回ぐらい工期延長が、もう何回もやってきているんですが、これは年度内までの完成予定ということで、課長、確認もう一回お願いします。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

今言われますように、うちの市道の部分に関しては、来年の３月までで完了するとの報告を受けております。

以上です。

○８番（上村龍生議員）

このところも苦情がかなり来ているんですが、内容をちょっと話しておきます。あそこは、竹山交差点の手前の渡辺ガソリンスタンドのちょっと先、横断歩道から右に入ってニシムタに抜ける道路なんです。もともとは、セブンイレブンから後ろ、真っすぐ行ける旧道があるんですが、あそこの道路はどういう使われ方をしているかといえば、竹山の信号の手前の通り抜けの道路なんですよね。あそこは、ものすごく車の通行量が多かったんです。あそこが通行止めになった関係でどうなったか。通り抜けをする車が、あそこの竹山の信号の手前に田脇自動車ってあるんですが、そのところに農道があるんですよ。あそこにバンバン入ってきてしまって、農道、材料費だけ頂いて、側溝と農道を整備したところなんですけど、そこに、もうものすごい車が入ってきてしまって、私が覚えているだけでも、当時の建設課にですね、側溝が壊れてしまうんですと３回ぐらいは要請しました、側溝を付け替えてもら

ように。もうそれで追いつかないんですよ。

地元の人たちだけではなくて、本当はそこを通行止めにしたいぐらいなんですけれども、通行止めが1年、2年ぐらいなら、まだ我慢もできるんでしょうけど、3年、4年と続くと、さすがに私のほうも建設課に何回も行くのも非常に気を使うんですよ。対応はしてください。だけど何回も県の事業との、これも関連ですよ、排水関係の事業だから。これも県との話なんだけど、その辺のところも考えていただいて、工期内に終わらせて、もし下の工事が終わらなくても、もう仮舗装でもいいからしてくれというふうに、私はお願いをしたかったんですけどね。ぜひその辺のところも考えながら、工事は舗装だけでも先にやっていただけるように考えてください。ちょっとその辺、答えてください。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

先ほどから申しますように、一応県のほうからの報告によりますと、通行止めのほうが3月3日までとなっておりますので、それ以上、早く終わるとは思いますけれども、一応、通行止めのほうが、警察のほうに出しているのが3月3日までということですので、それ以前には終わるのではないかと考えております。一応、県のほうには打合せいたしまして、そういう返答を頂いておりますので大丈夫だと思います。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

工期前に終わるように、またそれが延びるようであれば、今言った農道も整備してください。もう何回も行くのは、本当に地元民に対して、私も説明をしないといけないものですから非常に難儀しております。

それから、この場所でよかったのかな、建設課のときに市道関係で災害関係の復旧依頼をお願いをしていた、今報告がありましたよね。なかなか目につきにくいところも、まだ残っているところがあるんですよ。早急に、その辺のところも点検をしていただいて、安全に通行ができるようにしていただきたいというのが要請なんです。市長、その辺のところ、まだ多分行き届いていないところもあると思うんですが、市長のほうからもそれ指示を出していただいて、早急に安全に運行ができる体制を作るようにしていただきたいんですが、どうですか。

○市長（五位塚剛）

今日は土木の課長が来ておりませんが、基本的には、もう全て内容は把握しておりますので、私からも本当に一日も早い復旧と、また安全対策も含めて、指導してまいりたいと思います。

○8 番（上村龍生議員）

市道関係は、多分キリがないと思うんです、なかなかですね。だから、市道関係になれば、今度は枝の伐採等も出てきますので、これもなかなか進まないんですよ、何回要請しても。ですから、台風の後には特に悪くなっているのも実情です。なかなか予算を取っていただいて通れるようにはしていただいたということなんですけれども、なかなか目が届かないところが、まだあるようです。何回も要請しますけれども、市道関係はいろいろと出てきますし、今度は、耕地課関係のほうも道路関係はまたありますから、そこは、ぜひまた配慮してください。また要請に行きます。

イノシシのところ、いいですか。これは、被害関係は推移的にはどうなんですかね、やっぱり傾向的にはどうなんですか。増えているとか減っているとか横ばいとかいうふうにしていくと、どういう分析をされていますか。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

被害でいきますと、毎年、県のほうに農作物の被害状況調査の報告をするようになっておりまして、令和2年度の鳥獣被害が、県に報告した数値が1,315万8,000円でございます。令和3年度につきましては1,028万1,000円と、若干、これ減っているんですけれども、実情としては、その対策をとった関係で、その農作物の被害というのは減っているとは思いますが。

しかしながら、頭数ということになりますと、イノシシが令和2年度の捕獲が719頭、それから令和3年になりますと950頭ということで増えております。令和4年度、今年度が10月までで855頭ということになっておりますので、この勢いでいきますと、昨年を優に上回ってくるかなというふうに思っております。農作物の被害については、まだ年度途中ですので出ないところでございます。

○8 番（上村龍生議員）

イノシシに絞って、ちょっと質問をすれば、これも私が聞いた話では、財部地区のほうで、かなりイノシシ被害が少なくなってきたと、捕獲が進んでいるのではないかというような話もあったんですが、その辺はどう捉えていますか。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

旧3町別でいきますと、イノシシの捕獲、今年度ですが、末吉地区が現在まで105頭、それから大隅地区が446頭、財部地区が247頭ということで、捕獲的には大隅のほうが多いところではございます。

○8 番（上村龍生議員）

いい数字が出ました。そしたら、この2番目の今の捕獲活動の整備事業との関連

なんですけども、俗にいう赤線、赤線と言われている、赤線について説明してもらえますか。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

いわゆる赤線というのは、管轄としては国の管轄になるんでしょうけれども、いわゆる里道と言われるところです。里道ということでございますが、市内にも、私もちょっと数は把握はしておりません。そういった山林とか、そういったところのいわゆる昔の山あいの道路になっているところが、多いところであるというふうに認識しております。

○8番（上村龍生議員）

今言われた赤線、里道を整備の人助けとして、整備をしてそこからイノシシのわなとか捕獲ができる状況を作っていくのがこの事業ですよ、内容的には。

今のところは大隅地区が多いということで、この捕獲頭数にもやっぱり影響があったのかな、成果が出たのかどうかをちょっと聞こうと思ったんですけど、その辺、印象的でいいんですけども、お答え願いますか。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

この効果につきましては、大隅地区で実施しておりますので、その成果は出ているんじゃないかなとは思っております。先ほど、この事業でイノシシが約20頭捕獲したということで、1回目の市長の答弁で答弁しておりますけれども、やはりそういった里道の奥には、耕作放棄地そういったところもございますので、そういったところがねぐらになっている関係もあって、捕獲頭数が上がっているのかなと思っています。

○8番（上村龍生議員）

捕獲者といいますか、捕獲をしてもらえる隊員の方々からの話によれば、この補助で、その道路を整備していただいて、イノシシがいるところへの侵入ができないと、なかなか捕獲が難しいけれども、この事業によってもものすごく助かっていますと、この事業が進めば、まだまだ捕れるんじゃないかというお話も伺っているんです。

隊員の方々からいろいろ話も聞いているんですけども、この事業、これに限らずほかのことでもあるんでしょうけれども、とりあえずこの事業について、事業しやすくするように、また働き掛けもしていただきたいという要請も来ているんです。なかなかやりにくい点もあると聞いているんです。

3番目に、この事業を行うときの注意点とか、問題点等は把握されていませんか

という質問もしたんですが、担当課で何かその辺の話聞いたことはないですか。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

この整備事業につきましては、機械の借上料だけの助成ということでございます。もちろん里道の中には、どうしても応急の作業だけで済まない部分、どうしても工事を伴った復旧をしなければならない部分も出てまいりますので、そういった部分につきましては、この事業ではなかなか対応しきれないところでございます。

ですので、あくまでも今まで通っていなかった、その里道を通せるようにするための重機の借上料であったり、そういったものの助成でございますので、工事を伴わない助成ということになりますので、それ以上の事業費部分が助成できないというところはございます。

○8番（上村龍生議員）

事業に限界があるということ、1つは。

それと僕が聞いているのは、なかなか隊員の方がほかの地域のところまで行って、勝手に整備ができないという状況があると聞いているんです。この捕獲隊の方々と通常の猟友会の方々は、ダブっているところもあるんでしょうけども、縄張がいろいろありまして、勝手にされるといろんな問題が出てくると。その辺のところの調整もしていかないといけないのかなということを聞いて、それもそうだなと思っていたんですが、何らかの会合なり、機会があれば、その辺のところも共通理解をしていただいて、この方々が仕事がしやすい環境を、ぜひ行政サイドのほうも一緒に共通理解を図っていくということもやっていただきたいと思いますと思いますが、それはどうですか。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、捕獲隊につきましては、失礼いたしました、市内で1つの組織を昨年立ち上げております。今までの隊が末吉、南之郷、岩川、月野、恒吉、財部と、この6つの隊がありまして、この方々の捕獲隊の代表者の方々が、一堂に集まっていいただいて、年に3回ほど協議をしていただいております。

これにつきましては、箱わなの、市で購入した分の支給であったりとか、あと捕獲隊の方からの要望であったりとか、そういった協議をしていただいております。

今、議員おっしゃった部分につきましても、確かに、昔はこの地域はこの捕獲隊が入るんだから、よそからは入らないでくれというのがあったようでございます。

そこをやはり緩和していかないと、なかなか有害鳥獣の捕獲が進まないという部分もございますので、今おっしゃられた件につきましては、今度また捕獲隊の役員

会がございますので、そこについては、またそのことを議題にしていきたいと思っております。

○8番（上村龍生議員）

ぜひその辺のところも、皆さんの共通理解をいただきながら、この事業も一緒に進めて、イノシシ駆除に効果が出るようにしていただきたい。

最近というか、かなり前からですけども、民家の近くまで、もう堂々と来て、最近では、昔はシシ肉といったらもう希少品だったんですけど、最近はある、もらっても、うれしくあるのかなのか、分からないような状況になるぐらいなので、ぜひその辺も、いい状況ができるように、一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時34分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、片田洋志議員の発言を許可いたします。

○5番（片田洋志議員）

5番、れいわ会所属、片田洋志。私は大きく2つの項目について質問いたします。

先般、南日本新聞の記事の中で、県内移住された2,077人と、大きく見出しが掲載されておりました。記事を拝読しますと、鹿児島県や市町村の支援策を活用して、県内に移住する人が増え、2021年度は2,077人で、過去最多を記録した。新型コロナウイルス下で地方移住へ関心が高まり、リモートワークも進んできたことが背景にあるとみられる。県と市町村は相談態勢や情報発信を強化し、さらなる移住、交流人口増加を促す、と掲載されておりました。

こういったことから、全国的に移住者の動向が激しく動いている中で、本市における定住促進事業について質問をいたします。

もう一点は、現在、総務省が力を入れているマイナンバーカードについて伺います。

それでは、通告書に従って質問をいたします。

1、定住促進事業について。

①さくら並木ニュータウンの販売状況を伺います。

②さくら並木ニュータウンを購入した市内・市外の購入者内訳と年齢層及び子供の人数を伺います。

③さくら並木ニュータウンの分譲を第1回と第2回に分けて販売した、その理由は何か伺います。

④曾於市住宅取得祝金支給要綱と曾於市市有地活用定住促進補助金交付要綱についての違いは何か伺います。

⑤曾於市住宅取得祝金支給要綱及び曾於市市有地活用定住促進補助金交付要綱について、今後改正を考えているか伺います。

⑥今後の分譲地について検討しているか伺います。

2、マイナンバーカードについて。

①現在、曾於市民がマイナンバーカードを所有していることで、便利となるサービスを受けられるものは何か伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、片田議員の質問にお答えしたいと思います。

1、定住促進事業についての①さくら並木ニュータウンの販売状況についてお答えいたします。

令和4年5月から販売を始め、現在で18区画を販売しております。

1の②市内・市外の購入者内訳と年齢層及び子供の人数についてお答えいたします。

購入者18世帯のうち、市内の方が8世帯、市外の方が10世帯です。

市内の8世帯は20代が1世帯、30代が7世帯です。市外の10世帯は20代が3世帯、30代が2世帯、40代が2世帯、50代が3世帯となっております。子供の人数は全体で27人ですが、市内が14人、市外が13人となります。

1の③第1回と第2回に分けて販売した理由についてお答えいたします。

第1回は5月30日から6月30日の31日間募集を行いました、1回目で完売できなかったため、2回目の募集を行ったところです。

1の④要綱の違いについてお答えいたします。

祝い金支給は民有地を含め、住宅を新築又は購入した場合、現金と商品券を支給し、定住促進と商工業の活性化に寄与することを目的としております。

一方、市有地活用補助は、市有地の有効利用と定住促進を目的としております。

また、いずれの補助金も末吉小学校、岩川小学校、財部小学校学校区域内の分譲地を除くものであります。

1の⑤要綱改正を考えているかについてお答えいたします。

人口減少が進む中、それぞれで不支給となる対象者について、要綱改正を行い支給対象にできないか、担当課に指示したところでございます。

1の⑥今後の分譲地の検討についてお答えいたします。

今後については、人口減少対策を改善するような、適した場所を検討していきたいと考えております。

2、マイナンバーカードについての①曾於市民がマイナンバーカードを所有していることで便利となるサービスは何かについてお答えいたします。

マイナンバーカードを所有することで便利になることは、写真付きの本人確認書類として利用できること、政府が運営するマイナポータルを利用することにより、行政機関が持つ御自身の情報や行政手続がオンラインでできること、保険証としてマイナンバーカードを利用することにより、本人同意のもと特定検診情報や薬剤情報が共有でき、より良い医療が可能となることが考えられます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

今、答弁いただきました。さくら並木ニュータウンについて、お伺いさせていただきたいと思います。

現在18区画の販売をしているというところでございますが、今回第2回の申込期間が今月16日までの終了期間だったということで、よろしかったでしょうか。

今回2回に分けて販売をして、もうすぐ2回目が、申込みが終了するんですけれども、あと何日かでございますが、この期間までに完売しなかった場合、今後新たな形で公報するのか、またどのような形で広報をしていく予定なのか伺います。

また、販売期間の内容といつぐらいからとか、期間的なものを具体的にお分かりでしたら、御答弁ください。

○市長（五位塚剛）

今18区画が販売できましたので、建物の建設が今もう始まっております。当然この状況が行くならば、たくさん建ってくると、またいろんな方々からの問合せも出てくるだろうと思います。それについては、随時、今後は早く売れるような対策を取りたいと思います。

後については、担当課長から答弁させます。

○企画政策課長（外山直英）

販売方法についての問合せでございました。まず第1回目で完売しなかったのという理由を申し上げましたけれども、第1回目につきまして問題となったところは、同じ場所に複数の方が申込みをした場合に、抽選をしなければならないという

ことがありましたので、第1回目の期間を区切ったところでございます。

それ以降はずっと2回目ということで延長しておりますが、重複した状況がございませんので、そのように、その都度その都度、延長するというような取扱いを行っているところでございます。

○5番（片田洋志議員）

よくわかりました。

これから、先ほど市長の答弁にもあったように、人気の場所ではあると思います。当初市長がおっしゃっておりました、移住定住対策促進事業の中に都城市等のベッドタウンとしての役割を發揮するという、そういった形で定住人口の拡大に向けて、宅地分譲の造成、計画を行ってきたんだというふうには思います。

今後、このさくら並木ニュータウンの販売に当たって、この今の状況が当初よりも計画として、いつぐらい完売の予定、当初計画と比べて今どのような感触でいらっしゃるのでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

今年度の予算で、歳入のほうで計上しておりますけれども、20世帯と試算しておりました。現在販売しておりますのは18世帯ですけれども、今週中にも1件お問合せを頂いております、19世帯になる予定でございまして、それでいきますと、当初の目的どおりの達成かなというような感じでございます。

○5番（片田洋志議員）

かなり順調にきているんだなと今思いました。

やはり転入増加というのが、1つの目的であろうと思います。この転入増加に關しまして、これが先ほども何度も申し上げますが、市長がベッドタウンの役割を果たす場所であるというところで、お考えでやられたと思うんですが、今後もやはり曾於市のあるべき地域というか、それが曾於市はベッドタウンとして、今後はやはり考えていくような事業なり、計画をされているのか、その考えをお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市は、都城、鹿屋、霧島、この3つに囲まれている町で、農業の町であると同時に、私は十分曾於市に移住ができるような条件があると思っております。

そういう意味では、子育てがしやすいまち作りということを、さらに分かりやすく、また予算上も何らかの形での取組をして、曾於市内で企業を起こす方、農業する方、その方々も含めて、また都城、霧島、鹿屋で働きながら、曾於市で住むというような役目を、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○5 番（片田洋志議員）

そこから曾於市の転入者が増えればとは思っております。

先ほども申し上げましたが、冒頭に、2021年鹿児島県内の移住者が最多というところでなっております。2018年から見ると、毎年上昇しながら、コロナの影響で地方が見直され、地方移住が大きく動いているわけですが、この流れは全国的に大きいわけです。この流れに乗り遅れてしまつては、曾於市の移住者も増えるわけではないです。

だから、ほかがやっていると同時に同じようなこともしなくちゃいけないんですけれども、これを今やっている事業自体を脆弱させるんじゃないかと、ここから強化またしていく必要があるんじゃないかと考えている、私はそういうふうに思っております。

そこで、企画政策課長にお伺いしますけれども、過去3年ぐらいで結構なんですが、曾於市の転入者、転出者の人数が分かつたらお聞かせください。

○市民環境課長（上村 亮）

それでは私のほうでお答えをいたします。

まず転入者でございます、令和元年度、転入者1,099人、転出者1,285人、186人の減でございます。

続きまして、令和2年度でございます。転入者1,034人、転出者1,185人、151人の減となっているところでございます。

続きまして、令和3年度でございます。転入者914人、転出者1,158人、244人の減となっているところでございます。

以上です。

○5 番（片田洋志議員）

市長、どうでしょうか。この数字からいって転入、転出に関しては、まだ曾於市としては、力を入れて取り組むべきなのかと私は思いますけど、今後の市長の計画とか考えの中で、どのくらいまでやはり近年進めていかなくちゃいけないかとお考えか、答弁ください。

○市長（五位塚剛）

転出はやはり高校、大学が終わったら、一旦都会を求めて外に出ていく方がどうしてもあります。そういう方々が、早い時期に私たちの曾於市にまた帰ってきていただきたいという、願いを今しているところでございます。

基本的には、転入と転出が逆転できるように、要するに転出より転入をいっぱい増やせる施策を、もうちょっと分かりやすくやる必要があるだろうと思っております。

○5 番（片田洋志議員）

何度も申し上げますが、全国では本当にこのように地方へ向けた移住者というのが動向が激しいわけです。曾於市はやはりそこに、本当に高齢化率も高い、いろんな議員の方々から、人手の少なさから、地域の発展にすごく苦勞されているというところがあります。

だから、まず今このコロナ禍ではやりではないんですけど、動いているこの定住移住というのは、注目をして本腰、今も入れているんですけど、計画でもっと強化していかなくちゃいけないんじゃないかなと、私は考えているところですので、ぜひそのような計画でまた考えを立てていただきたいと思います。

その中で、先ほど曾於市の住宅取得祝金支給要綱と、それから曾於市の市有地活用定住促進補助金交付要綱について答弁いただきまして、大まか、大きなことは大体分かったところでございます。

そこで、ひとつ伺いたいんですが、曾於市の住宅取得祝金支給要綱、これを制定されたのが、平成24年の7月からの制定でよろしかったですか、そこをちょっと確認させていただければと思います。

○企画政策課長（外山直英）

制定につきましては、平成23年3月告示となっているところでございます。

○5 番（片田洋志議員）

失礼しました。23年の3月31日ですね。

この曾於市の住宅取得祝金支給要綱の中で、新しく建物を建てた場合に、非常にいろいろと補助を受けられるということになっておるんですけども、この要綱の中でちょっと確認ですが、第6条の中に曾於市立小学校及び中学校の学校区に関する規則に規定する末吉小学校区、岩川小学校区及び財部小学校区に曾於市定住促進住宅分譲地条例の規定により、整備した宅地の分譲を受けた場合というのは不支給となっているんですが、この中で伺いたいんですけども、現在今の学校区域の規定に関するところを確認させていただきたいんですけども、先般、大隅南小学校が閉校になりましたけれども、あそこの今この要綱の中でいわれる大隅南小学校の通学区域というのは、どこの学校区になるのでしょうか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

大隅南小学校は本年の4月に岩川小学校と統合しました。通学区域については岩川小校の通学区域になります。

○5 番（片田洋志議員）

こうなってくると、大隅南小学校は、この要綱の中では、今分譲されている大隅

南の宅地分譲地はここには該当してくるわけです。そうすると、補助金はもらえないという、その要綱の内容でよろしかったですか。確認ですけど、よろしいですか。

○企画政策課長（外山直英）

はい、そのとおりでございます。

○5番（片田洋志議員）

そういったことも踏まえて、多分、この要綱の改正を考えているところに来ているのではないかと思います。

ですから、今後これから統合する財部北小学校、それから高岡地区の小学校区に関しましても、ここもこれから末吉小学校区というところになってくると、まさしく大隅南小学校区のところに該当してくるわけです。そこも踏まえて、今後やはり改正する必要があると、私は思います。

何がかというと、これが先ほど制定された、当初、平成23年、今、平成も終わって令和も4年になって、もう次は5年が来ようとしております。

当時制定したときには、本校区というのは、多分まだ子供が多かった時代です。さらには、またコロナ禍で出生率も下がったりとか、人口減少がさらに加速している中であるということであれば、この最初の条文制定時のときからすれば、やはりこれはもう改正する時期に来ているなというふうに思います。

当然、学校区が統合されると、統合された学校区になってくるわけです。ほかで分譲してしまえば、いくら離れていても、本校区という扱いになるわけですから、この条文からいけばですね。ここを今後は通学区域というのは、今後は外していかななくてはならないんじゃないかと思います。

こういうところを撤廃しながら、曾於市全体で人が集まるような要綱を作って、そして、さらには今度、分譲している財部のさくら並木ニュータウン、この辺もちょうど今販売をしているわけですから、これも少しでも早く完売していけば、あそこはすごく早く完売したよというアピールにもなるわけです。

そして、申し訳ないですけど、都城は生活圏かもしれませんけれども、そういったところで少しでも人口を増やしていくというのは、喫緊の課題だと思っています。

後でまた大隅南の分譲、財部北の分譲には、また話させてもらいますけど、まずはそのベッドタウンという形のところに関しましては、ぜひここは改正を、市長、どうか早い段階で、いつ頃ぐらいには検討できるか、答弁いただけますか。

○市長（五位塚剛）

来年度予算に向けて住宅取得の支援も大幅に見直しをしたいなと思っております。それに併せて、今言われるような矛盾点も出てきておりますので、この新年度の予算に併せて提案をしたいなと思っております。

○5番（片田洋志議員）

していただけるというところで、それと併せて先ほど言った曾於市の市有地活用定住促進補助金の交付についても、同じようなことが載っております。第2条には小学校区、通学区域の件が入っておりますので、ぜひここも同じようにちょっと検討をしてというか、もう早急にここは要綱の改正をしていただけるということでしたので、前向きにやっていただけると、すごく市民の方も、これから市外の方も、新しい募集条項の特典に飛び付くのではないかと思います。

そこで、今現状でお聞きしたいんですが、地域振興住宅の販売が始まっておるかと思う、2か所ですか、深川と柳迫がその話があると思うんですが、今この方々が住宅取得した場合には、この住宅取得祝金の要綱は該当するんでしょうか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

今のところ、市の振興住宅を買った場合に祝い金ができるかということについては、私たちはまだ検討しておりませんでした。値段的には、本当に3分の1ぐらいの値段で売却をするわけですので、これが条例上、今の段階でできるかというのは、今の条例上はできませんので、また今後の新年度予算の中で、今後そういうのは出てくるでしょうから、検討させていただきたいと思います。

○5番（片田洋志議員）

これは該当しないんですね、今のところは。

そうすると、本当に矛盾点が出てくるので、これは4月からはもうぜひ改正をしていただければと思います。

さらに、そのお話であれば4月からということですから今、販売しているさくら並木ニュータウンに関しても、やはりこれは販売して、これから住宅を取得すると、そこからまた補助金が出るわけですから、ここに関しては遡及して、祝い金なり、補助金を出していただけるものというふうに考えてよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

振興住宅、昔の旧末吉町がやっていた活性化住宅も、譲り受けたという方があってもう譲った経過がありますので、遡及するというのは非常に難しい問題もありますので、今回のことが遡及できるかというのは、今後十分検討しなきゃならないというふうに思っております。

○5番（片田洋志議員）

4月から改正を、先ほど言った要綱改正していただけるという話でも、4月から始まるとして、さくら並木ニュータウンが売れ残って、その後買った人とか出てきた場合は、やはりそこは何箇月かの違いで差が出てくるのであれば、例えば今

分譲はさくら並木ニュータウンが一番新しいわけです。そうするのであれば、何年度からの分は遡及して払うとかというところも、やはりこれは検討しないと今買っている人たちからも、かなりクレームとか、どうなっているんだという話も出かねないと思うんです。

その前の分譲地となると、大分先になりますから、せめて令和になってから、最近の1年ぐらいを考えて、支給する方向も考える必要があると思うんです。市長もう一度御答弁お願いします。

○市長（五位塚剛）

今回の財部のさくら並木ニュータウンの購入についても、やはり買った方が本当にここに、曾於市に住んで良かったと言えるような、やっぱり施策にすべきだと思います。

私たちも、この間そのことについても議論をいたしましたが、当然新年度の予算の中で、住宅取得祝金とか、いろんなお祝い金については、大幅に見直しをして取り組んでみたいというふうに思っておりますので、条例上の問題がありますので、また検討させていただきたいと思います。

○5番（片田洋志議員）

今後、要綱を改正した後に、そんなまた大きなトラブルがないように、やはりそこは十分検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

今後、分譲地について検討しているかというところで、人口減少の対策を改善するのに適した場所を検討していきたいというところがございます。

まずベッドタウンとしてのものを考える、曾於市は例えば、私も総務常任委員会で先日報告があったと思いますが、所管事務調査で四国のほうに行ってまいりました。そこに移住している方というのが、報告にもあったと思うんです。

人里離れたところの山奥にみんな住みたがるというところが多いんです。そこで十五、六人とか、20人というところで、逆にそういうところを求めて住まわれたり、例えば仕事をする場所、起業家だったり、アトリエだったり、そして音楽を制作する事務所のスタジオとか、いわば古民家を再生して、そこに移住したりとか、仕事を求めてきている。IT関係もそうです。

先日、南日本新聞にも載っていたと思うんですけど、今、DX移住という言葉も出てくると思うんですけど、やはり環境さえ整えばどこでもいい、逆に、コロナ禍で移住が多いというところであれば、これは分譲という形ではなくて、古民家の、曾於市で空き家バンクですか、あそこ曾於市では3件ぐらい今登録がされているのかなと思うんですけども、そういわず、例えば市有地でもしとか、若しくは貸家

をもうちょっと探しながら、人里離れた場所、あとは先ほどちょっと話をしましたけども、大隅の南と北の分譲地なんか、場所を来てもらうために、例えばこういうところで起業してみたらどうですかとか、もしか住むにはこういう環境で、宿泊体験の仕方いろいろあるんでしょうけれども、その場所に例えばキャンピングカーでも、今あるコンテナハウスみたいな移動ができるようなものを持ってきながら、こういう分譲地で仕事ができますよとか、それは分譲ですから定住するのが目的でしょうけれども、今後そういう場所もやはり今申しましたけど、大分時間がたっているわけです。なかなか販売に至っても。

とすれば、山奥若しくは本当の田舎を求めているという人は、曾於市のベッドタウンを見ているんじゃないくて、曾於市の山奥を見て、仕事をしたいとか、そういうところが出てくると思います。

今後やはりベッドタウンとしての人口増も、当然これから増やしていく必要があります。地域で、この辺で完売していつている分譲地というのは、例えば柳迫なんかは、申し訳ない、自分の住んでいるところは完売は早かったです。ああいいうところもまだたくさんあるわけです。そういうところはもう分譲して、これからはやはり計画を持ってやっていただきたい。又は末吉の、ここでは財部の境もこれからいくつもまだあると思います。それはそこで一ついいんです。

これから求める全国の人たちを相手に、起業家やIT企業、それからスタジオを使って、アトリエをして芸術家だったりとか、それから音楽をするのに当たって、曲を作ったりする事務所とか、そういう場所というのを、もうちょっと今はやりじゃないんですけど、山奥で何か仕事をできるというところも、今後考えていく必要があるんじゃないかと思うんです。市長、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

曾於市は自然豊かといいますか、そういう地域であります。ただ、それはもうちょっとPRの仕方が不足しているだろうと思っております。

ただ、人が住むとなれば、まず水と電気、少なくとも近くにやっぱり側溝といいますか、合併浄化層にしても側溝がないと許可が出ない部分がありますので、いろいろハードルが高い部分がありますが、曾於市をアピールするという意味では、まだ私たちも努力が足りないと思っております。

やはり曾於市のホームページの在り方も含めて、もうちょっと曾於市のPRに努めて曾於市に来ませんかというのはできると思いますので、引き続き担当課を通じて努力をさせていきたいと思っています。

○5番（片田洋志議員）

新しく分譲という話も出たんですが、例えば空き家とか、たくさんあると思うん

です。そういったところでもいいというところが多いわけです。

だから水路や水の関係もあるんでしょうけれども、空き家をもうちよっと調べてみて、財部だったり、さっき言った大隅北とか、南とか、非常に環境に恵まれて、都会の人たちからしてみれば、もう仕事をするんなら、こういうところでも仕事をするんだ。それはやはり仕事のできる環境、ネット環境が整っていれば、どこでも今できるという。だから目を向けるのは企業家だったりとか、IT産業、IT関係の仕事とか、芸術家なんかを相手にしていくというところも、やはりこれからアピールしていくところだと思います。

そういったところで、いろんな方が曾於市に集まるというところで、今回分譲について検討しているかということで質問させていただきましたけれども、人の移住について、今後大きくやはり乗り遅れてしまったら、人が1回そこに利用してしまえば、正直言って曾於市みたいな田舎は、全国たくさんあると思うんです。

でも、その中でどうやって曾於市をアピールして、定住させていくかというなれば、いろいろとやはり工夫をしていかななくてはいけないというところを考えていきたいと思います。また今後の曾於市の移住の仕方をいろいろと考えてやっていかないと、この動きが止まってしまうと、また先が大変なことになると思いますので、どうぞいい御検討していただきたいと思います。

次の質問に行きます。

マイナンバーカードについて、先ほど御答弁いただきました。

実は市民の方からちょっとお話がありまして、マイナンバーカードについて、いろいろとサービスを受けられるの何かということで、一番簡単なところで、住民票の取得がコンビニエンスストアでできないんですかという問合せがあったんです。

そこで、今現況、曾於市は住民票の取得がコンビニで取られることができるんでしょうか。そこをもう一度確認で、多分できないんでしょうけれども。若しくは、住民票の取得ができないんだけどというような問合せがあったかちょっとお聞きしたいんですが。

○市長（五位塚剛）

私が市長に就任したときに、コンビニでも住民票が取れないかということで検討いたしましたが、そのときはかなりまだ費用が高くて、それだけ投資しても採算が全く合わない状況でありました。現在は、国の支援事業がありますので、検討したいと思いますが、苦情というのはないんですけど、問合せ等はあったんだろうというふうに思います。

○5番（片田洋志議員）

やはりそういう問合せは多分あったんだろうと思いますが、これから住民票をコ

コンビニで取得するに当たって計画はございますよね。

その中で、長い時間、市長が前からおっしゃっているというところで、ただやはり住民からいつになったらこれが使えるようになるんだというような意見も出ております。

なぜそんなに時間が掛かるのかなというところもあるんですが、それを実用化するには、実際どのような流れで、どのような計画、予定で今後、曾於市の市民が住民票の取得に関しまして、コンビニで取れるようになるのか、期間とか今後の手続とか、そういった流れをちょっと分かったら、お聞かせください。

○総務課長（今村浩次）

では、お答えをいたします。

コンビニ交付につきましては、現在検討しているところでございまして、来年度令和5年度の当初予算に計上しようと考えております。

その中で、委託契約を業者と結びますけれども、そこから大体7か月ぐらいシステムの改修といいますか、システムの設置まで至るということでありまして、来年度当初予算でしたときには、令和6年の2月から、議決を頂ければの話ですけれども、令和6年2月から使えるようになると考えているところでございます。

なお、いろいろ今、新聞紙上であります、デジタルの交付金のほうが今あります。それをできれば活用したり、国の2分の1の補助事業を活用して、それに乘せて導入をしたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

ぜひマイナンバーカードを作って、住民票が取得するのに、これから早くても来年の6月、当然議会を通してからでしょうけど、来年じゃないですね、再来年です、2月ぐらいというところでございますので、ぜひどこからでも取れるように、曾於市が遅れがあるというのは、やはりイメージ的にはマイナスですので、近くのとこのような話をすると、市長は耳が痛いでしょうけど、隣はもう素早くやっつけらっしゃるようですので、早急にこのことは進めていただきたいと思います。

それから保険証代わりに使えるというようなことも、出てきておると思います。いろんな保険証として使えたりとか、あとはオンラインで行政手続ができたりとかというようなことがいろいろございますが、今、保険証として曾於市内の病院で使えるところというか、保険証として使える状態で、曾於市内の病院とか医療機関はございますか。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えします。

曾於市内の医療機関全部で16医療機関ありますけれども、その中で4つの医療機関が、4か所が使えるようになっています。あと歯科のほうで、歯医者の方ですけども6つ、あと薬局の方が9つ、9店舗が使えるということで、合計19の医療機関、歯科、薬局が使えるということで、12月1日現在で確認しているところでございます。

○5番（片田洋志議員）

今19ですね、まず医療関係の設置があるということですが、これは行政サイドでは、ほかの医療機関等に、使えるようにできませんかとかという、そういう促すようなことはあるんでしょうか。

例えば、使えたら、やはり市民の方はどこ行っても使えるわけですけど、そういった市からの要請とか、そういったものはございますか。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

行政のほうから、こちらの市のほうから、医療機関のほうに、そういう要請はしておりませんけれども、国のほうで、補助事業で使えるような補助はありますので、そちらを導入してくださいというようなほうで、推進をしているということです。

今、国のほうで言われているのが、来年の3月いっぱいまでには、全医療機関、おおむねの全医療機関が使えるような形になるというふうには聞いているところでございます。

○5番（片田洋志議員）

大体来年の3月には保険証も使えるというところで、いろいろと行政側としては、マイナンバーカードがあると便利なおところがあるんですけども、市民側からしたら、やっぱり便利な1枚となるように、行政側が促してできるようなことは、率先していただければと思っております。

最後にちょっとお聞きしますが、このマイナンバーカードの申請に当たって、申請というか、手続、総務省が力を入れてやっているところですが、今後の全ての手続、さっき言った住民票、コンビニで取れたりだとか、保険証もそうですけれども、いろいろなオンラインで行政手続とか、給付金の受取とか、いろいろなものが、本人確認のものとして使えるというようなことで、チラシではこううたっているんですけども、今後のマイナンバーカードについて、市民向けに何か行政、総務省から通知が来ておりますでしょうか、伺います。

○市民環境課長（上村 亮）

それではお答えをいたします。

免許証につきまして、令和6年度ということで報道があったところでございます

が、免許証等の一体化につきまして、総務省のほうからまだ通知は来ておりませんが、情報が届き次第、皆様にお知らせしたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

一応、質問は以上で終わりますが、これから曾於市、いろんな課題がたくさんあると思うんですが、人がいない中、行政サービス大変だと思いますが、人口減少に伴う対策はもう喫緊でございます。

先ほども南九州畜産獣医学拠点事業の話も出ておりましたけれども、そういった事業も一つ一つ、住宅や分譲地だけが1つでは解消できない部分が多いと思います。いろんな要素を含めて移住定住、そして地域の発展になると思いますので、ぜひまた今後とも、市も議員の力も、皆合わせて曾於市を盛り上げて頑張っていきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、明日14日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時21分

令和 4 年第 4 回曾於市議會定例会

令和 4 年12月14日

(第 3 日目)

令和4年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月14日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 迫 杉雄 議員
通告第6 鈴木 栄一 議員
通告第7 出水 優樹 議員
通告第8 今鶴 治信 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	渕 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	大川内 富 男	17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	久 長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 梅 木 康
主 任 富 永 大 介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩 次	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 政 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
税 務 課 長	山 中 竜 也	水 道 課 長	吉 元 健 治
市 民 環 境 課 長	上 村 亮	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	農業委員会事務局長	中 山 純 一
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥		
福祉事務所長兼福祉介護課長	笠 野 満		
土 木 課 長	上 集 基 志		
大隅支所産業振興課長	福 満 誠		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

18番議員、迫です。私は、12月定例会の一般質問におきまして2項目を7点の要旨に分けて、市長と教育長に質問いたします。

まず、長引くコロナ禍は第8波の様相で、社会の変化に文化、経済の変化は著しいものがあります。一方、今年2月よりロシアがウクライナに侵攻していることは、国際的に物価高騰が逼迫しており、また円安が続いており、一方で国際的人口増が食料危機まで問われている。いよいよ曾於市の発展には、新しい視点の下にあらゆる施策に取り組むことが、曾於市の発展につながると思います。

まず、通告の1で、ユズ振興についてであります。①令和3年、4年度の生産量並びに現在の同好会の会員数、平均年齢、今年度のユズ面積の状況を伺います。

次に、②であります。搾汁センターの整備により今後のユズ振興は、どのような見通し、計画が立てられているのか。今後の市長はどのようなビジョンをお持ちであるのか伺います。

次に③、事業の効果について、県内では曾於市のみが取り組んでいるユズ振興であり、特産品として県内外に曾於市のユズ認知度アップに努力すべきであり、生産者に所得向上等についての研修会等を新たな角度から進めるべきと思います。市長の見解を求めます。

次に、通告の2で、教育振興についてであります。①目まぐるしい国際社会の中、今後、現中学生が30年後、社会の中心となります。中学生が国際的な感覚と広い視野を持つ教育について、鹿児島グローバルクラスルーム事業を本市の中学校に導入する考えはないのか伺います。3年間の県の事業であります。教育長に伺います。

次に②であります、10月1日から機構改革により、社会教育課から生涯学習課に名称変更となりましたが、内容的に令和4年度の教育行政要覧の事務分掌が、令和5年度はどのように変更が予想されるのか、言葉遣い等全ての市民に受け入れられる時間が掛かるのではないかと思います、特段の広報はどのようななされているのか、見解を伺います。

次に③であります、本市のスポーツ振興にどのように対応されるのか。まずは、中学校の令和5年度以降の運動部活動にどのように対応されていくのか伺います。現状はどうであるかも伺います。また、令和3年9月の一般質問で議論しました、本市のスポーツ活動実態アンケートは対応されたのか伺います。

次に④であります、令和5年10月7日から開催されます、燃ゆる感動かごしま国体が、現在、鹿児島県としてはあらゆる分野で準備が進んでおるようですが、本市においては、公開競技武術太極拳が開催されるようですが、どのような受入れ体制で開催されるのか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の1については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2については、教育長に後から答弁させます。

1、ユズ振興についての①令和3年度及び令和4年度の生産量、会員数、平均年齢、現在の面積についてお答えいたします。

令和3年度のユズの生産量は1,013トンで、令和4年度は1,005トンになる見込みです。

同好会の会員数は367人で、平均年齢は72.42歳となっており、現在の栽培面積は97.4haとなっております。

1の②搾汁センターの整備による今後のユズ振興のビジョンについてお答えいたします。

搾汁センターの増設により、搾汁能率が1.3倍程度向上する計画です。現在、集荷最盛期には搾汁が追い付かない状態で、腐敗する果実も出ております。増設後は、適期に搾汁できるようになり、腐敗果も少なくなると見込んでおります。当然、品質的にも向上していくと考えられますので、輸出の取組など付加価値の高い販売に向けて、食彩センターと協議しながら進めていきたいと考えております。

また、果汁の原料販売は需要に波があり、2次加工による商品開発も進めていく必要があると考えております。

1の③本市のユズ認知度アップに努力し、生産者向けに所得向上の研修会を新た

な角度から進めるべきについてお答えいたします。

ユズ振興については、平成元年から本格的に取り組んできており、九州でも有数の産地になっております。今後は、買取単価の高いA品率を高めていくことが、生産者の所得向上につながっていくと思います。そのための栽培講習や肥培管理等を充実していくことが重要であると考えております。

後は教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それではお答えいたします。

2、教育振興についての①時代を担う30年後の社会の中心となる中学生が、国際的な感覚と広い視野を持つ教育について、グローバルクラスルーム事業の対応は考えられないのかについてお答えいたします。

グローバルクラスルーム事業とは、語学力の向上と国際意識の醸成を目的とし、外国の学校とのオンラインによる交流を行うものであります。本年度、県教育委員会が県内8中学校、10高等学校を指定して実施しております。

現在本市も、グローバル社会で活躍できる人材を育成することは重要なものだと考え、ALTの配置、青少年海外派遣事業やイングリッシュキャンプなどを実施し、国際交流活動の充実に努めております。議員御指摘のように、今後、国際的な感覚と広い視野を持つ人材の育成が重要であり、本市においても独自のオンラインによる海外との交流事業ができないかを研究しているところでございます。

次に、2の②今後、生涯学習課と社会教育の言葉遣いについて、事務分掌等は市民にどのように受け入れられていくのかについてお答えいたします。

社会教育法第2条に、社会教育とは、主に青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動の一つです。それに対して生涯学習は、社会教育における学習、学校における学習、家庭教育における学習等、個人的な教育活動を含み、社会教育より広い活動を対象とする概念であり、社会教育は生涯学習の理念を実現するための教育の一つであると考えられます。

事務分掌等については、社会教育課から生涯学習課に課名を変更しましたが、実務を行う係名及び仕事内容は変更がないところでございます。

2の③中学校の運動部活動・文化部活動の状況と、今後、部活に対してはどう対応されるのか。また、市民へのスポーツ振興に対してのアンケート調査についてはどうかについてお答えいたします。

令和4年6月時点での曾於市の3中学校には、合計で運動部活動が26、文化部活動が4ございます。曾於市全体では489人が部活動に参加しており、入部率は60.9%でございます。少子化やクラブチームへの参加等による入部率の低下もあり、

部活動を維持できない状況も見られます。

これらの状況から、今後の対応ですが、まずは専門指導者の確保やクラブチームとの連携等を視野に入れております。さらに、これらの地域人材の活用を通して休日の部活動の地域移行を計画しており、令和8年度をめどに完全地域移行の実施を目指しております。

スポーツ振興に対してのアンケート調査は、現在行っていないところです。スポーツ振興を進める中では、今後、市民の方々のスポーツに対するニーズ調査は必要であると考えているところでございます。

次に、2の④かごしま国体の公開種目武術太極拳の受入体制はどうであるのかについてお答えいたします。

公開種目武術太極拳は、曾於市末吉総合体育館を中心に令和5年9月23日及び24日の2日間にわたり開催されます。

今年度は、県太極拳連盟と打合せを3回実施しているところであり、宿泊体制、選手役員の輸送体制、会場内の設営について検討したところでございます。

市としては、横断幕設置、のぼり旗の作製、選手団・来客者に対するおもてなしについて計画しているところであります。

開催まで10か月余りですが、今後も県太極拳連盟と密な打合せを行い、かごしま国体が盛り上がるように努力してまいります。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは2回目の質問に入ります。

まず、1番目の生産量並びに同好会の会員数等について答弁を受けましたが、生産量についても、昨年からすれば今年度は若干少ないということはもう致し方ないことですが、面積についても、現在が97.4haであるということが示されております。ここ直近二、三年の間に増えたなという感じがしております。

質問ですが、今後、来年以降に搾汁ラインの増に鑑みれば、どうしても現段階での取組は、設備の予算を投入するわけですので、どうしても計画を立てて進めるべきだというふうに考えます。現状を維持するのは今後のユズ農家の所得向上にややどうかなというところですが、いろんな方法があると思います。特に、今後の整備に対しての計画を、市長はどのように考えているのか。特に言えば、設備の整備の予算というのは大きいわけですので、それにかなうような曾於市独自のユズ振興を考えるべきだと思いますが、まず市長の面積と設備に対する見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市は、旧末吉町時代からユズの振興を進めてまいりました。ユズに

については、収穫時期が11月から12月の初めということで短期間となりますので、農家の方々、特にお年寄りの方々が副業的な状況の中で進めてきましたが、今後は若い人にも声を掛けて、やはり今のところは九州一ということになっておりますが、生産ラインも機械装置が設置されれば能力的にもアップしていきますので、またユズを植える方を増やしながら、また、曾於市の特産品として中身の製品の改良も含めて、今後また力を入れていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今、市長の見解ということですが、曾於市におけるユズ振興は、考えますところ、この庁舎が建った1980年のときの町民各家庭戸数に1本ずつ記念樹という形か分かりませんが、ユズの苗が配付されて、指折り42年はたつわけですね。この間、旧町時代も一生懸命努力され、そして来年以降に整備される現段階のところまでを考えますと、3回目の大きな整備だなというふうに私は理解しております。そういうことから、平均年齢等も示されましたが、やっぱり幾ら長寿社会といえども、人間社会には限りがあります。そこら辺りから、やはり今後の整備に関して等々で何かこの計画を出さなければいけないと。ただ、増えることは実感しているし、けど以前のこの議論では、ユズという木は大きくなればなるほど生産量は増えると、これが基本的な見方なわけですね。そこから考えて、市長の考え等々にもうちょっと計画性を議論したい、答弁してもらいたいというふうに考えております。ですから、やはり現段階で見渡して、市内を見渡して、今申しましたように、旧末吉町に始まったものが、聞くとところによりますと大隅町にもやっぱり農家が増えているという段階まで来ていて、そして答弁にありました97.4haまで増えた。これをもうちょっと増やすこと。市長が答弁されたように、九州ではということですが、順番に並べれば全国を並べると全国4番目につけているわけです。私は以前、質問のとき、宮崎県のほうがちょっと生産量が多いなと感覚でしたけど、どう調べてみても、宮崎県の上に4番目についています。1位が高知、2位が徳島、3が愛媛ということで、ユズで認知度があるところですよ。そこら辺りの目標を計画すると、もう端的に言います。この今後の対応に、目標は考えていないか、面積の目標ですね。面積の目標を議論すると、当然、農家の件もまた議論になるかと思いますが、面積はどう考えていますか。そこに100haぐらいというよりも、もうちょっと方向付けを考えてみて、そして四国の3県、4県を見渡してどういうふうに整備されてきたのかについて、もし市長にそういう見解があれば、もう一回答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

何にしてもそうですけど、面積拡大をした場合に、ユズの加工したものをやっぱり自分のところでも加工品を増やして、そして果汁と皮も確実に加工しなければい

けないというふうに思っております。そういう中で、今、西原商会さんが青玉をユズこしょうとして今販売をされておりました、非常にこのことが、生産農家にとっても、ある程度どんどん取ってもらうということが今できましたので、そういう意味で、西原さんが出している全国向けのユズが私たちの曾於市のものであるということにやはりなれば、知名度も上がってくるだろうと思っております。そういうふうにしなから面積を、やはり高知県が最も大きい面積を持っておりますけれども、将来的には、向こうとこちらとしたら、条件が私たちのほうがずっといいですので、確実な面積はちょっと今は言えませんが、今後は高知県を超えるようなものを進めていきたいなと思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

端的に、議論ですので質問をするわけですが、やっぱり今議論を、質問しているのは、設備を増築するということがもう目の前ですね。それにちなんで、面積を増やすことも一つのその方向付けであるし、また生産量若しくはその対応する内容、今、高齢化社会で平均年齢も出ましたが、そこら辺りを3本立てぐらいで対応していくべきではないかと思います。

ちなみに、販売とかなりもそれも一つの計画です。西原商会が最近取引ができていうことで、所管のほうからの説明等については、一応、一昨年の搾汁の余りも済ませてしまったということの報告もありましたが、そこら辺りからもう一回、立場を変えて、鹿児島県ユズといったらもう曾於市、大崎とか伊佐という何かあるみたいですが、私は全然その眼中にありませんけど、特に鹿児島県といえば曾於市しかないぐらいのユズを知名度アップでやれるわけですね。だから、それにちなんで計画を立てるべきだというふうに考えます。

そしたら、今質問しているように、面積を広げましょうと、増やしましょうというのであれば、いろいろ方法はあるかと思いますが、現在、遊休農地、耕作放棄地を一応対応するべきだと思います。耕作放棄地、遊休農地が、地目が田となればいろいろ考えられますが、せめて山際の畑やれば、畑であれば、十分対応ができると思います。そこら辺りに目を向けて進めるのが面積の増につながると思うんですが、ちょっと質問を変えるみたいですが、現在、農業委員会でどの程度の遊休農地、若しくは耕作放棄地を把握、把握といいますか、何か答弁ができれば、曾於市の遊休農地、状況も分かっているはずですので、今質問とします、ユズ果樹園に転化できる、できないぐらいの状況でもいいですから、答弁を求めたいと思います。農業委員会事務局長、よろしいですか。

○農業委員会事務局長（中山純一）

ただいまの質問にお答えいたします。

遊休農地、耕作放棄地でございますけれども、今、12月に今年の分については整理中でございます、面積がちょっと把握できておりません。ただ、遊休農地、耕作放棄地に関しては、やはり山際に関しては、そういう今議員がおっしゃるような形もいいのかないかなというふうには思っております。遊休農地、耕作放棄地につきましては、現在、非農地通知という形で処理をいたしておりますので、農地ではなくなるというのが現状でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

とにかく現状を見渡せば、遊休農地、耕作放棄地はかなり目立つのではないかなと思いますが、今後、97.4haをまだ伸ばそうと思えば、そこら辺りに一回目を向けるのが今後の方向付けだと思います。とりあえずその面積拡大を一本の柱として、今質問しています、今後の面積拡大をどうか、市長の見解をもう一回、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

公務員についても、定年延長が今進んでおります。そういう中で、市の職員、また消防署の職員の方々が定年後にやはりユズを栽培したいということで、今、何人かの方が将来を見据えてユズの植付けをされております。そういう方々が広がってくれば、面積的にも拡大ができると思っております。農政課長がこのユズのことについては、長いこと頑張ってきておりますので、目標値を含めて考えていると思いますので、答弁をさせたいと思います。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

面積につきましては、今、97.4haということになっておりますが、毎年今、新植の希望を取っております。その希望の数だけ増えていってはきているんですが、まず植えられる方はお一人当たり20aまでということで制限させていただいております。と申しますのが、やはり永年作物でございますので、自分でどれだけ栽培のいわゆる手入れができるか、作業ができるか、そういったところをしっかりと習得いただいてから面積拡大してくださいという形でお願いしているところでございます。

この事業を取り入れますときには、目標としては100haということで掲げております。現在、処理能力が1日当たり20トンという既定の能力でございます。実際は1日当たり30トン近く絞っているんですが、その算出上でいきますと、約1.3倍ほど能力が上がりますので、1日26トン。実情でいくと30トン以上絞るだろうというふうに思っております。ですので、1,300トンから1,500トンは十分搾汁ができる状況になっていきますので、当面はやはり100haというのを事業の計画上は掲げてや

っているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

100ha何がしらにしろ、やっぱり目標は高く大きく上げるべきだと思います。だから今議論しているように、曾於市内の耕作放棄地やら遊休農地の有効活用と、これはユズ面積を増やしましょうというだけの問題ではないんです。農業を基幹産業とする曾於市ですので、やはり環境的な問題もあります。このままいったら、山は材木がぎゅっと最近上がりましたが、皆伐が進むとなるといろんな問題も出てきているし、くるだろうと思うし、それと併合した環境的な問題も視野に入れながら、先ほどから市長に答弁をもらっています、今後、ユズ振興を新たな計画の下でやるべきではないかというふうに思っております。そういう中で通告の①②がダブって質問をしておりますが、やはり答弁されれば私も質問が変わるわけですね。とりあえず、先ほどから言うように、面積を増やすことと、できますなら生産量を増やすこと、その中について市長が答えられましたが、青ユズをと。今年度の青ユズは、一昨年、その前からすればちょっとは集荷が大きかったのですか。

それと、やはり目指すはA品をどうかできないものかということで、青ユズは早い時期に、夏場8月等に集荷できるから、そのままそれだけが作業が早く進むわけです。A品をといえ、ちょっとでもこう金目が上がると。ここら辺りを研究というか、努力がどうもユズ農家に聞き出すと聞こえませんので、そこら辺りを農政課は考えているのか、取り組むことは。ただ、量が出るだけというのは、再三言いますが、設備投資に費用対効果につながらないような気がします。せめて費用対効果を曾於市のユズ振興にぜひ表してもらいたいんですが、いろいろ知識専門的に農政課長は持っていらっしゃると思いますので、ここ一番、今後のユズ振興を答弁願いたいと思います。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、青ユズの出荷量でございますが、令和3年度が45トン出荷をされております。今年度が10トン増えておりまして、55トン出荷されております。これは食彩センターのほうが約34トンほど、それからあとは西原商会さんのほうに出しております。単価的にも1kg当たりが173円という価格でございます。西原商会さんの分は若干下がるんですけども、こういった形で青ユズの対応につきましては、非常に単価が上がると。ただ、玉が小さいですので重量的には若干、相対の重量的には下がりますけれども、ただ、途中を摘果するという意味からすると、ユズの木のためには非常にいい出荷の形態だと思っております。

それから、A品でございますが、A品は約3.7トン、今年度出ております。申し

訳ございません。昨年度のデータがちょっとなくて、なんですが、A品につきましては、黄色のA品が170円という1kg当たりの単価で引取りをしていただいております。このA品を作るためにどうすればいいかということなんですが、一番にやはり大事なのは、春先の防除、花が咲く前の防除が一番大事なのではないかなというふうに思っております。同好会でもちょうど剪定講習会を年明けに行っておりますけれども、そういった中で、やはり春先の防除、ここの徹底をすることと、適正な着花、いわゆるなる実の量を制限していくということが一番大事なんじゃないかというふうに思っております。今後、そういったところを食彩センターのほうもA品率、それから青玉、取扱いを増やしたいということで言っておりますので、その辺には重点を置いていったほうがいいというふうに考えているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

青ユズについては55トンということですが、これを今後伸ばすことが、そしてまたA品についての努力といいますか、これを伸ばすことが、高齢化社会でも平均年齢が出ている中で対応できると思います。端的に言いますが、ユズ振興は農業振興のほかの作物からすれば、言葉で言いますと、案外と取り組みやすいんですね。トラクターが要るの、何が要るの、機械が要るのではないわけですよ。ビーバーとか、もう体一つでできるぐらいの対応で、あとは言葉は悪いですが、あと薬管理とか、農薬管理、薬等が要るだけで、少し高齢者でもまだ対応できる。けど反面、田舎暮らしというような言葉をよく使うんですが、都会から曾於市のユズを目掛けても、曾於市の農業振興を目掛けても、呼びやすい言葉じゃないかなと思っています。この近辺では、宮崎県のサイトもあるんだけど、さっきから言いますよね、鹿児島県は曾於市だよ。南九州にユズと並行に田舎暮らしという言葉も、せめて何人か引っ掛ければ、それだけまた今後の振興が進むわけですが、そういう話も議論の中にしてみるんじゃないかと思うんですが、質問ですが、A品若しくは青ユズを作るための研修会は同好会でしていると。反面、ユズに対してそういう知識的なノウハウを、あそこのたからべの森の学校あたりでは、そういうのには対応できないものか。どこかに拠点を置いている、若しくは農政課が鉢巻き締めれば済むことだけど、今後、ただ一生懸命、増産を目指しますとかそういうだけでは人は動かないんじゃないかなと思っています。今の質問ですが、たからべの森の学校との関連はつなげられないわけですかね。若しくはあそこで、特別でもやけどユズについての勉強ができるものなら、そこからまた全国に発信ができるんじゃないかと思いますが、現在は全然タッチしていないだろうと思いますけど、何か見解はないですか。

○市長（五位塚剛）

森の学校さんは、農業をやりたいという方々を含めて、研修生が来られておりま

す。そういう意味では、一般的な野菜作りになっておりますけど、ユズについてはまだ、森の学校さんとはちょっと話しておりませんが、財部の北校区にもユズを栽培されている方もいらっしゃるし、また、今後広げることも可能だと思っております。まず、曾於市のユズ同行会がありますので、ここの中で今後のユズのこの生産と、またユズをやってもらおうという方をやはり全国にどういう形でPRできるか、このあたりは取り組んでみたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

ここで議論することが一歩前進になると私は思って一般質問を通告しているわけですね。案外と、私も長いこと議員活動をしていますが、どこかでいろいろ話したり、議論したことはなかなか前に進まないなという、私自身の能力のなさを感じていますが、やっぱり議会の本会議でこの場で議論することは、ぜひ一歩前に、そして検討しますという言葉も返ってきます。けど検討するということもやっぱり努力なんですので、そういうのを一歩前進してそれに積み上げるような姿勢に、施策に持って行ってもらいたいと思います。こういうのは、1年前の昨年9月の定例会で似たような通告で質問をしたんです。こう計算して、前回の答弁書を見て、あんまり答弁と変わっていない。若しくは面積がちょっと増えたな。1ha、何ha増えたなということぐらいと、一つは、生産量については、それはもう裏表があるわけですので、これについて問うわけではないけど、けど全国的に見渡したとき、さっきから四国の3県を口に出していますが、今気がつくのは、宮崎県、大分県の上にやっと立っているなという感じです。パーセントのグラフを見れば、高知は断トツですよ。52%は高知が賄っている。その下に徳島が10.何%ですかね。そして愛媛。曾於市が6.2%のエリアで、宮崎県が5.5%の生産量だというふうに見ておりますが、ここら辺りで、最初に言います曾於市を際立てることを考えてもらいたい。いろいろな形から、先般の全共でも、曾於市、曾於高校とか曾於市とか全国に知られましたが、この舞い上がりにやっぱり乗っていかないかんと思います。でなければ、やっぱりどこも一緒ですよ。一生懸命やっていることや、どこかのタイミングやら機会を捉えて、チャンスを捉えて、舞い上がるために、今言う、県内の中でも曾於市のユズを位置付けるという考えです。端的に見渡しますと、隣の志布志、若しくは都城、志布志、都城、霧島に囲まれています、ユズは全然手を出していないですね。こういうところで、やっぱり隣との見比べやら、やっぱり都城は何しても全国断トツです。だからそれに引き換えるような名前を売り出すと。同僚議員もやっぱり認知度アップはどうかということですが、捉えて全国的に発信できるようなことで認知度を発信してもらいたいと思いますが、市長が今日までの認知度アップにも努力されてきましたが、今申しました畜産の考えがありましたけど、

それと並行して、再度、ユズ振興において認知度アップを図ることに對して、見解でも答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回、ユズの搾汁についても機械の導入をしていきますので、当然、今後は商品化、またユズを生産できる体制作りを今しなければいけないというふうに思っております。今回の和牛の共進会で曾於高校が非常に全国的に曾於市の名前を売っていただきましたので、非常に今、そういう意味ではチャンスが訪れていると思います。そして今後の財部高校跡地の拠点事業も含めて、曾於市の名前が出てくるでしょうから、ここにユズも含めて何かセットができないか、いろいろと企画、また農政課を含めて検討して前に進めていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

そういうふうにあらゆる、農政課長と議論するのがなかなか機会もないし、今後の問題としてでも、私は今質問に立っていますので言わせてもらいますが、やはり今言う農業を基幹産業にする我が曾於市ですので、その角度から、一方、角度を変えれば、牛肉は、畜産はもう外に出ているわけですよね。ナンチクを通じていろんなコンソーシアム等でですね。今後、ユズをいかに、課長から言葉に聞いたのですが、海外輸出について、一回話されたことがあると思うんだけど、その辺はどういう見解なのか。できますなら何かに便乗して、ナンチクでも便乗して一挙に海外というような方向付けは持っていないか、再度、課長に答弁を求めたいと思います。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

この輸出の関連につきましては、食彩センターが今取組を進めているところでございます。現在、輸出の原料といたしましては、フィリピン、それから今年度からスペインのほうに原料の果汁のほうを輸出を始めております。それから製品、ユズの製品ですが、マカオ、シンガポール、アメリカ、香港、台湾、この5か国に今輸出をしているということを報告を受けております。ただ数量的なものはちょっと出していただけなかったんですが、ナンチクさんのルートと合わせた形で、この7つの国に今輸出をしているということを聞いているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

先般、そういうような話をされたなと思っておりますが、1点だけ、農政課はどういう、海外輸出の件だけど、どの立場におるのかなと。あくまでも食彩センター独自でやっているのか。食彩センターがナンチクという形でやっているのか。できますなら、やっぱり農政課として一つやって、一つ机を持ってでも対応する考えはどうか。市長。もう今一生懸命、農政課長が答弁をされていますが、海外輸出につ

いて、一方、行政の机からでも食彩センターと抱き合わせて、事を進めてみたらどうかと思います。

答弁では、食彩センターがやっているということで、今しゃべられたんじゃないかと思いますが、曾於市として、農政課としてやる方向はどうか、市長の考え一つだと思いますけど、今後の、どうしてもやろうと、どうしてもこの設備投資するんだからという考えの下に進めてもらえばどうか、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

今、答弁をいたしましたように、基本は食彩センターが中心になっておりますが、やっぱり、そこに対して、行政は一緒になって支援していくのがもう基本だろうというふうに思っております。

今後、台湾との交流も深まってまいりますので、曾於市のユズを含めて、また、畜産のものを含めて、外国にもどんどん出せるような体制作りを農政課としても推進をしていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

そういうふうに、やっぱりもう行政が一步前に出て事を進めることが、先の見通しが利くという基本的な立場で質問をしています。ぜひ対応してもらって、結果がよかっただけでなくて前進したらいいんじゃないですかね。

次に、この件はまた、私、所管でもありますので、いろいろ議論ができるかと思っています。2項目めの教育振興について質問を変えたいと思います。

今、教育長から答弁がありましたが、1項目めの、もう早速、鹿児島グローバルクラスルームの事業についてを質問したいと思います。

答弁では、まだ対応されたような答弁には聞こえないんですが、教育長、曾於市の中学生、子供たちを国際的に教育するのは、この答弁を聞きますと、これは何ていいますか、文字を列記しただけじゃないかなと思います。ちょっと読みますよ、教育長の答弁を。

「現在本市も、グローバル社会で活躍できる人材を育成することは重要なことだと考え、ALTの配置、若しくは青少年海外派遣事業やイングリッシュキャンプなどを実施して、国際交流活動の充実を務めております」、これは答弁のそのまま、もうこの中にコロナ禍が3年続いたわけですね。だから、3年間は、これには全然タッチしていないと、前に一回質問をしたときもコロナ禍で動けませんと。

そして、おまけに、この青少年海外派遣事業については五百何十万円ですね、予算化はされましたけど、これは執行していないでしょう。そこら辺りを、私はそうだろうと思ったから質問して、いよいよもう今日から、今後の問題だというふうに通告しているんですよ。

ですから、この県が持つ事業ですので、ぜひ飛び込んでいって、この鹿児島グローバルクラスルーム事業を対応したほうがいいんだけど、教育長が対応されていないというふうに私は受け取りますが、どうですか。年明けはもう令和5年度になります。できますなら、この3つの事業、私はどういう事業か分からないわけですよ。けど、学校教育課においては、当然調べたりして、やればいいのかとか、どういうふうにできますかということを準備された経緯を答弁求めたいと思います。

ただ、ここに文言が書いてあるだけでは、私の通告には合いませんので、もう端的に、この事業はもう取り掛かるとか、できませんとか、そこ辺りの答弁を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

迫議員のほうからありましたように、確かにこの3年間、コロナでこういう事業がなかなかできませんでした。一方で、コロナに対応する新しい学びとして、いわゆるオンライン授業とかオンラインZoomとか、いろいろそういうデジタル機器を使った新しい教育の形が出てきております。残念ながら、曾於市として、我々のほうはそれに追いついていない状況もございます。

このグローバルクラスルーム事業については、県のほうから昨年度希望があり、本市も3中学校に下ろしましたが、残念ながら、3中学校ともそういう希望はないということで、そのまま県のほうに上げてしまいました。もう少し前向きに各学校に検討してもらって、曾於市でこういうのができればよかったなと思っておりますが、ただ、今後、こういうインターネットを使ってオンライン授業という形で海外とできないかなというのは非常に我々も考えているところでございます。

コロナ禍がいつまで続くのか状況も見通しが立たない中で、海外派遣事業とかこういうのを今後も継続していくべきなのか、そういう議論も踏まえて、これからの時代に合った、こういうグローバル教育というのを在り方を考えていきたいと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長が現状を正直に答弁されているなと思います。だから、早速というか、このグローバルクラスルーム事業は、県に手を上げるのですか。そうすると、現段階で言えば、もう3年事業ということですので、令和5年度に手を上げるという位置付けではないわけですか。もう4年度はどこそこに決まっているわけ、ここにも資料がありますが、出水中学校とか、それから日置の北中とか、いろんな形で高校も取っていますよね。これを、端的に言いますと、この事業に参画するという手立て

はどうなんですか。もう間に合いません、もうできませんですか。ちょっと答弁を求めていると思います。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

この鹿児島グローバルクラスルーム事業というのは、議員御指摘のとおり、令和4年度から始まった県の事業でございます。この事業の内容は、ある学校、1学校の40人程度の生徒が海外の40人程度の生徒とオンラインで年5回程度交流学习を行う。そして、その指定された学校の生徒1名がその交流先に実際に行って交流するというふうな事業でございます。本年度は、コロナ禍で海外に行っているということとはちょっと控えているところでございます。

これは、議員がおっしゃいましたように、こちらから希望を出して、そして県が、8教育事務所単位がございすけれども、その教育事務所の中から1校、バランスを考えて指定をしているということでございます。

ですから、希望をしたら通るということでもない事業でございますが、学校教育課といたしましては、令和4年度はそのまま学校から希望がなかったものですから、そのまま上げて、今はないということでございますが、これは、毎年1回、希望がまたありますので、まだその時期ではないんですけれども、学校に学校教育課としても丁寧に説明をして、また、学校から希望があれば上げていきたいと考えているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

今、答弁された内容じゃないかなと、私はこう読んでいるわけじゃないんですよ。大体事業というのはそんなもんですよ。だから、今、答弁されたように、今年は、4年度は間に合わなかったと。途中から、9月からということだからですね。

それで、今、質問をしているのは、早速5年度に向けて手を挙げるという感覚で可能だと思うんですが、今言う8つの教育事務所関係であれば、現段階で、大隅教育事務所関係は手を挙げていないんじゃないかと思って。手を挙げているんですかね、調べてあるんですか。

そういうことを、また、これが一歩前の努力だと思います。だから、手を挙げる。そしたら、相手が要ることだということで、相手も。今から尋ねるわけですが、相手もまだ私がこう言う、質問ですよ、何箇所かあると。

端的に言えば、今出ている台湾の屏東県にある国民中学あたり、それから、教育長も一番分かるはずのアメリカのシアトルの神崎めぐみさんところですね。あそこは、子供が、一昨年は末吉中学校に来ているわけですよ。そういう類いですよ。

それから、俗に言えばオーストラリア、オーストラリアは時差も2時間ばかり

ですよ。台湾は1時間ばかりです。反対に、シアトルは十何時間ですかね。だから、朝8時にすれば、向こうは午後の4時、5時になると。時差が合えば、案外とムード作りはできるんじゃないかと思うんですよ。

シアトルは別にしても、そういうことは努力するべきだと思いますが、課長、私はこの話を課長にちらっと耳打ちしたんですよ。「どうか」と、「どうか状況は」と。今、答弁されたとおりでしたんですがね。そこら辺りで、ひとつ相手があるのであれば、やってみようと、5年度は手を挙げようという感覚になりませんか。教育長に答弁求めないといけないけど、一応やる気があれば、また、次、質問を続けたいと思います。

○教育長（中村涼一）

やる気を持ってやりたいと思います。本当に、まず学校が主体になりますので、学校のほうには十分話をして希望を出すと。あとは、県のほうが選定していきますので、必ずというわけではありませんが、教育長としては、非常にいい事業ですので、こういう活動をですね、もし、これがかなわなくても、オンライン授業というのはさほど予算を伴う必要もないですので、何とかこういう、台湾とかいろいろ、そういうところとつてを頼って交流ができたかなと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長が、やる気は今、答弁されたですよ。そうしたら、条件的なもので、どこがあるかよと。端的に今申したように、台湾の屏東県の里港郷があるわけですよ。これに、もう、どうせ、近々乗り込んで行かれるわけですので、こういうのを持っていけば、もう、それこそ待ってと、すぐ段取りしてみるという気になるような気がするんですけどですね。なかなかよなという思惑があれば別として、もう、私はこの立場から質問がてら言っていますが、駐福岡台湾総領事館の陳銘俊氏に連絡すれば、手はずを取ってくれるんじゃないかと思うんですよ。

そういうところから、一歩切り出せば、県下、大隅地区でも、曾於市が一番に手を挙げると。ほかのところは手を挙げているかもしれないですよ、鹿屋方面とかですね。

けど、やっぱりそこら辺りを、やっぱり競争があるんであれば、いい段取りを持っていけばできると思うんですが、市長、どうですか。教育長の思いをかなえてあげたいと思います。

○市長（五位塚剛）

年明けに、私を含めて議員の方々も何人か台湾のほうにお伺いしたいと思っております。目的は、やはり人的交流を目指したいなと思っておりますので、今、教育

長が答弁いたしましたように、子供たちの交流というのも基本ですので、そういう方向ができるように私のほうも努力したいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

一生懸命努力して、やるだけやって答えが出せないと、また、そこから始まりなんですよ。やるだけやってみらんことには。やっぱり腕組んで思案しとるばかりじゃ、こんだけ目まぐるしい国際社会ですので、ちょっとどうかなと。昔からよく口に出すのが、「座して腕を組んでいる紳士よりも動く農夫のほうが偉い」と、そういう考えを、ぜひ我々は持っていきたいと思います。

ぜひ、もうせっかくの方向付けとして、台湾に、屏東県里港郷に行かれるのであれば、端的に、その前の下準備を、今言ったようなふうに、答えを出してもらいたいと思います。

次に、②で生涯学習課と社会教育課の言葉遣いについてということで、先般質問をしているんですよ。どう見ても、今、市民と接触すれば、教育委員会がここに、3階にあるんだということのニュアンスさえ分からない市民は3万1,000人、多いわけですよ。

また、おまけに、立派な南棟・本館・北棟があることに對してまだ足を運んでいない市民があるし、その中で、やっぱり今日までずっと続いてきた社会教育の体制、これを、今、答弁されました生涯学習課というように変えるのは少しエネルギーが要るのではないかって思って通告しているんですよ。

なかなか市民が里謡に明るくなるためには、やっぱり市民がそれだけ理解していかなければ郷土愛はできないわけですので、ぜひ生涯学習、社会教育課、このあたりを皆さんが、教育委員会関係者が市民に伝えるべきだと。教育委員会には教育委員がおるわけですので、そのあたりから、若しくは、学校教育課と言えども、やっぱり、そこら辺りも使って、曾於市の教育について、今までは社会教育で地域は施策ができたわけです。けど、この事務分掌を見れば、名前を変えれば今までどおりですよ、社会教育の何々事業が名前を変えるだけ。そうであつたら、なかなか、あの事務分掌を見て、市民が理解するわけじゃないですので、私は手元に持っているから質問をしているわけで、そこら辺りをもうちょっと念を入れてもらいたいんですが、もうこの件は答弁されますか、答弁を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

御指摘のとおり、社会教育課から生涯学習課に課名が変わったんですが、その辺が十分市民に認知されていない、周知されていないというところは真摯に受け止めて、今後取り組んでいきたいと思っております。

本来ならば、組織再編で生涯学習課の社会教育係の中の公民館関係が、コミュニ

ティの関連ではかの部署に、課に行く予定だったんですが、当面、コミュニティの状況を見てということで、また教育委員会、生涯学習課で見るということになりましたので、その辺も、もし公民館が生涯学習課から離れていれば、ちょっと市民にいろんな混乱があったかなと思っておりましたが、今回このまま残ったということで、要は名前だけが変わってしまったという中身になっている部分もございますので、本来の生涯学習、教育基本法の第3条でもうたわれていますので、今後、市民のために、生涯学習の観点でも十分取り組んでいけたらなと思っております。

課名が変わったということは、また何らかの方法でいろいろ周知してまいりたいと思います。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今、教育長が答弁されている状況だというふうに捉えますが、10月1日から、そんなに一気に浸透するのかなということ等も考えます。この件について、いろいろ考えてみますと、ここ直近、ここ二、三年コロナ禍で、地域でのいろんな社会教育の時代のイベント等がササッと実施されていないわけですよ。それにちなんで、地域性で社会教育と生涯学習の差があるんだということは心に持ってもらいたいと思う。地域でのいろんな公民館単位とか、行事が薄れてきているのが一つは原因でないかなということも念頭に置いてもらいたいと思います。

次に、③ですが、中学校の運動部活動若しくは文化部活動、これについて答弁がありますが、現状について、スポーツ離れという言葉は毎回聞くんだけど、少子高齢化でスポーツ離れが今後ずっと左右するんじゃないかなと思います。

ですから通告したわけですが、中学校の部活をこういろいろ見聞きしますと、一昔はみんな中学生がワンワンやっていたという景色を私は見えています。けど、聞くところによると、まず女子のバレー部でしょ、バレー部何人おるのかといえど7人と言われて、中学校、末吉中学校ですよ。小規模中学校じゃないわけですよ。剣道とか柔道とか、それは何人おるのって聞くと二、三人じゃないですかね。恐らく、剣道二、三人、柔道二、三人、これが、以前はたくさんおったんです。

でも、やっぱりスポーツ離れ、部活離れですね。サッカーにすれば休部と。もう、これは曾於市ばかりじゃないみたいですね、全国的・国際的なサッカーの移動的なものがあって、都城方面を聞いても、学校の部活にサッカーはありませんと、こういうふうに答えます。それも致し方ないし、あと弓道部等には子供たちがおるんですよ。そういう状況を、ただ、こう上から目線で見とっても教育につながらない。やっぱり心身を整えないといけないのに、頭だけ整えたって、これは本来の教育じゃないと思います。

だから、それに引き換えて、答弁されていますが、令和8年でなくて、もう来年、再来年からそれに移行していくでしょう。学校側によっては、土日の活動を停止、先生たちが出てこないということですね。これについて、教育長、今まではどうだったんですか。土日の部活動に対して、学校の先生方はやっぱりタッチして監督ですよね、されていたんでしょう。それを、教育長は、今、返事をされるようですが、ちょっとそれについて答弁を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

土日の部活動については、県のほうの方針として、土日どちらか1日だけは部活動をやるということで、これについては、それぞれの中学校の部の顧問が実際指導しております。

ただ、これについては、あくまでも、やはりボランティアということで、一切教員にはそういうお金のほうは発生しておりません。

いろいろ教員の働き方改革の中で、中学校の部活動、特にこの土日、平日もそうですが、取りあえず国の方針としては、この土日の部活動を地域のほうに委ねていくと。最終的には、平日の部活動も地域に委ねていくと。学校の職員が関わらないということではないんですが、基本的に、簡単に言い方を変えれば、学校の部活動は社会体育のほうに持っていくような、そういう、今後、状況になっていくんだろうなと思います。

ただ、一方で、先ほどありましたように、我々が中学生だったときは、もう8割、9割の中学生は部活動に参加していたわけですが、今、この部活動の加入率もどんどん減っております。

その原因が何なのかというのは、いろいろ調査したのもあり、曾於市ではないんですが、ほかの自治体でしたのは、やっぱり結構多いのが経済的な理由とかですね。それから、クラブチームに入っているとか、いろいろ理由がございます。こういうのも含めて、我々としては、中学生が一人でも部活動に親しんで取り組んでもらえるような、そういう環境作りを教育委員会としてはやっていきたいと。取りあえず土日の部活動については、地域のほうに何とか御協力いただいてできないかと、今、これから準備をしているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長は答弁されるのは、今、答弁があるのが実情だし、今後の問題の方向ですね。

一点だけ考えられることは、もう子供たちが土日の練習試合ですね、もう一昔は剣道やらが月一、二、三回、土日を含めて練習、対外試合に出掛けていたんですよ

ね。それが、今度は先生方がもう土日はタッチしないとすると、誰が引率して、誰が見るのか。当然、これは保護者が見るのよと言え、そこに問題が出てくるんじゃないかなと。保護者が責任を持つことも難しいこと、してはならんことで、そこら辺りのいろんな問題が出てくると思うので、今、教育長の答弁を聞いたところですが。

それに向かって、土日の子供たちのスポーツ活動、運動活動が停滞しないように対する対応を、今、答弁されましたが、そういうようなふうで、ぜひ方向付けを作っていってもらいたいと思います。

現状が、恐らくもう部活は、今、答弁されたように、8割、9割はもう部活に強制的に入れたぐらいでやっていたのが、もう逆なわけですね。そこまではいいんですよ。けど、土日、対外試合等に出掛けていくのに誰が責任を持つのかなというところが一つ、そこ、私、理解できないところで、そうすると、やはり子供たちにはスポーツ活動をさせるのが一つの教育だと考えれば、ぜひ、どうにかしていかなきゃいけないという考えです。そういうことで、ぜひ、せめて市内の3中学校を見渡してもらいたいと思います。

あと、最後に④ですが、今さっき答弁されたように、かごしま国体の本市における公開競技の武術太極拳までカウントダウンすれば、もう295日ばかりですね。そして、答弁の中に出たように、もう年明け早々、やっぱり雰囲気を作ることだと思います。

教育長は答弁されましたよね、のぼり旗を立てるとか。そこばかりは最低、乗っていないといけないと思います。ぜひ進めてもらいたいと思いますが、市長、市長に答弁を求めます。

今、教育長が答弁されましたが、今後せめて、できれば正式種目が曾於市に欲しかったというのは心にあります。けど、せめて公開種目の武術太極拳でもやって、そして、先ほどから言いますように、曾於市の認知度アップにでもつなげるという考えでいいなと思っておりますので、これには、やっぱり市を挙げて対応していかなきゃいけないと思いますが、教育長が今、答弁されただけでいいですか。市長は市長の考えで答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

いよいよかごしま国体が始まります。当初は、三州ゴルフ場があるときは、青年のゴルフを誘致できるということで期待しておりましたが、それがありませんでした。最終的には、太極拳の武道太極拳ができますので、私を含めて、全力で全国からの方々を迎え入れたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

あと一、二点、答弁の中で出ておりますが、以前、鹿児島国体が中止の前に準備会をしていたんですよね、委員会でしたかね。そのときも、会議の中で出てきたのが太極拳だけど、宿泊をどうするのかと。そこは、曾於市に宿泊施設が何箇所あるかと、ここら辺りが話になった記憶がありますが、これ、そのときの、県としては、都城は県外だという言葉が聞こえたと思いますよ。都城に宿泊を求めるというのはいかなものかなというふうに、私はそのとき聞こえて受け取っておりますが、もう何年かたった今日に、宿泊を求めるとであれば、都城を案内せざるを得ないと思います。

志布志は志布志で正式種目を取っているわけですので、そこら辺りの検討だけは早めにしてもらいたいし、県外はという、前聞いたような言葉は聞きたくないですね。市長でも教育長でも、その件に関して、県とのやり取りはどうしますか。

○市長（五位塚剛）

私たちの近隣の市町村もそれなりの準備をしておりますので、私たちの曾於市にはもう宿泊施設というのはもう本当に限られておりますので、当然ながら、都城のホテルがいっぱいありますので、そこを利用するのが一番いいと思っております。それに対して、県が文句を言えるようなもんじゃないと思います。

私たちも、それは同じ都城を含めて経済圏でありますし、いろんな形で友好を図っておりますので、それはもう責任を持って対応したいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

そしたら、1回目の答弁でいろいろ答弁されましたので、せめて、それに乗って、狙いはせっきくのイベントということで、県がほかの大きな市ですね、鹿屋を中心に霧島市とか、あそこ辺りはそれなりのものを投入してやるわけです。我々は公開種目、公開競技だということで、少し小まめに考えがちだけど、それも、やっぱり小を大に見せるほどの発信をしていけばどうかと思います。

一般質問でしたので、そういうことで、ぜひ答弁されたことに対しては一步前に踏み出して、必ずや方向付けを見せてもらいたいと思います。終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前11時18分

再開 午前11時28分

—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、鈴木栄一議員の発言を許可いたします。

○7番（鈴木栄一議員）

7番、無所属自由クラブ、鈴木栄一です。通告に従い、2項目の質問をいたします。

毎日の生活を支えている電気、ガス、水道、買物などは日常生活に欠かせないライフラインです。これまでも一般質問等で多くの同僚議員が議論してきました。この問題は大事なことと考え質問します。

1項目め、買物支援について。

生活圏で整えられるべき高齢者の生活条件として、近所で買物ができることが上げられます。各種調査でも、この問題が地域生活上不便を感じることの筆頭に上がっています。そのことから、次の質問をします。

- ①商店のない校区は何箇所あるか伺いたい。
- ②本市が現在取り組んでいる買物支援について伺いたい。
- ③過去3年間の運転免許証返納者の人数を旧町ごとに伺いたい。

2項目め、小規模水道について。

人口は減少し給水人口も減少、施設も老朽化、施設更新もできないことから、次の質問をします。

- ①小規模水道組合の数を旧町ごとに伺いたい。
- ②小規模水道組合の戸数を伺いたい。
- ③過去3年間の補助金件数及び補助金額を伺いたい。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、鈴木議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

1、買物支援についての①商店のない校区が何箇所あるかについてお答えいたします。

市内に24校区ありますが、商店のない校区が10校区あると思われます。

1の②現在取り組んでいる買物支援についてお答えいたします。

現在、市としては取り組んでいないところであります。

1の③過去3年の運転免許証の返納者数についてお答えいたします。

曾於警察署に確認したところ、令和元年度、末吉町101人、大隅町80人、財部町70人の合計251人です。

令和2年度は、末吉町79人、大隅町73人、財部町60人の合計212人です。

令和3年度は、末吉町66人、大隅町60人、財部町45人、合計171人となっております。

2、小規模水道についての①旧町ごとの小規模水道組合の数についてお答えいたします。

令和4年4月1日現在で、旧大隅町が46組合、旧財部町が31組合、旧末吉町が9組合の合計で86組合であります。

2の②小規模水道組合の戸数についてお答えいたします。

令和2年1月1日現在で、旧大隅町が1,319戸、旧財部町が853戸、旧末吉町が190戸の合計で2,362戸であります。

2の③過去3年間の補助金件数及び補助金額についてお答えいたします。

飲料水水質検査補助金につきましては、令和元年度が29件で23万8,000円、令和2年度が23件で22万4,000円、令和3年度が31件で22万6,000円であります。

小規模水道施設整備費補助金につきましては、令和元年度が5件で248万9,000円、令和2年度が10件で342万5,000円、令和3年度が8件で500万円となっております。

以上です。

○7番（鈴木栄一議員）

①の商店のない校区は何箇所あるかについて、市内24校区のうち、10校区はないということなんですけども、農林水産省の買物弱者の定義で言えば、自宅から生鮮食品の販売店舗まで直線距離500m以上、自動車を持っていない人が買物弱者に該当するということなんですけども、これ、10校区はないと思われるんですけど、この中に、あと14校区はお店があるということなんですけど、やっぱりこれは、生鮮食品とか置いてないところは多くて、普通の日用雑貨だと思うんですけども、やっぱり市街地は別にして、農村部の商店が少なくなった要因はいろいろとあると思うんですが、一つは、人口減少によって地域の商店が経営を維持できなくなったと思います。毎日の食事や生活用品のため、お店で買物をしない日は少ないと思いますが、近所にあった商店が閉店すれば、徒歩や自転車でお店に行けなくなってしまい、買物弱者が多くなるとされるんですけども、今の10校区の、これからも、やっぱりこういう悪いスパイラルが続けば、商店のない校区はまだ一段と増えてくると思うんですけども、市としてはそのような対策は何かないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

現在、私が帰ってきた約三七、八年前は、まだ農村部に小さな集落の商店がたくさんありましたが、この30年の間に、本当になくなってしまいました。そういうためにも、私たちもいろいろと努力はしてまいりましたが、各道の駅からも宅配を始めましたけど、同じような宅配をする、JAさんが宅配をする、シルバーがする、また、民間の方が地域内を回って販売をする、そういう形で、今は、現状的にはなっておりますが、行政としてどうできるかというのは、やっぱり買物に行くために

乗合タクシーで街に行ってもらって買物してもらう、そういう目に見えない運行費用を市が補填をしているわけですので、今のところは、そのところの状況で、今は進めているところでございます。

○7番（鈴木栄一議員）

今、市長のほうからJ Aという話があったんですけど、ちょっとJ Aのほうにも行ってお話をお伺いしたら、J Aに生鮮食品や日用品を積んだ移動購買車で日常的な買物を支援しているということなんですね。

市内を毎週1回、移動購買金融店舗車、食料品・日用品専用購買車で運行しているということなんですけども、やっぱり、これはもう決まったところで販売、後は金融をしているということで、近くの人には来るけども、やっぱり足の不便な人とか、車がない人たちはやっぱり来ないということなんです。だから、これをもう少し広げて、また、いろんな方法でまたやっていただければなと思っています。

それとまた、先ほど個人の方という話も出ましたが、これも個人商店の方が週4回、これは訪問販売ということで各家を一軒一軒訪ねられて販売されているということです。

この質問、一応話を聞いたらもう、定年で大隅に帰って来られて、年齢的には75歳ということらしいんですよね。週に4日、ほとんど大隅を訪問販売されているという話なんですけども。もうけはほとんどないって、時給計算すりゃ330円ということでしたね。

やっぱり、皆さん、年寄りには困っているから、もうボランティア精神で一応やっていますと。私もあと何年続くかわかりませんが、できたら、市が車を購入して、ボランティアで働きたいとか、地域のために役に立ちたいという方は結構いらっしゃるんですよ。その人に車を貸し出しして、あとはAコープと提携して、その商品を積んで、そんなふうにやってもらえれば、私なんかも安心して任せられるんですけどねという話だったんですけども。そういうことはどうなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

そのようなことを3つの道の駅から、豆腐が欲しいとか、トイレトペーパーが欲しいとか、そういうのを希望があれば、それを購入して届けておりましたが、あまり申込みが伸びなかったということで、もう中止をいたしました。

ですから、今言われるような、本当にボランティア的な方がいらっしゃって、市がそういう形に、また、今から車を購入するというわけにはいきませんが、本当に、全国的に同じようなケースがいっぱいあると思うんですけど、私たちも非常に、そういう農村部の車も運転できない方々、また、そういう人たちの支援というのは非常に難しいというように思っております。

今後、再度何らか検討ができないかということをお話し合わせてみたいというふうに思います。

○7番（鈴木栄一議員）

今現在取り組んでいる買物支援は、市として、今、取り組んでいないということなんですけども、これに対しては、市民から要望とかいろいろすることはないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私のところにも担当課を通じて、また、市民の声の投稿欄があるんですけど、そういう具体的な要望はないところでございます。

○7番（鈴木栄一議員）

では、私なんかが思っているほど買物には不自由していないということなんですしょうか。

やっぱり、私なんかは、地域へ行けば、買物が大変だという話は聞くんですけども、それは誰か近くの人に頼んだり、子供たちに頼んだりしていらっしゃると思うんですけど。やっぱり買物に行って、自分の目で見て、自分の手に取って買いたいという話も聞くんですけども、ちょっと、それで、そのためにはいろんな交通手段がない。

先ほど、後でまたちょっと触れますけど、思いやりバス、思いやりタクシー等もあるんですけども、それもなかなか利用しづらいという話なんですよね。

続きまして、買物支援についての③過去3年間の運転免許証返納者の人数を伺いたい、これに対して、普通だったら年々免許返納者が増えてくるはずなんですけども、免許返納者がだんだん減ってきていますよね。やっぱり免許返納すれば、生活の足がなくなるわけですので、不便な生活をしたくないということで、免許返納も少なくなっているんでしょうかね、お聞きします。

○市長（五位塚剛）

今まで免許を持っていた方が、もう高齢で、これ以上はもう危ない、また、家族の子供たちがもう免許返納していただいて、その家族の子供たちが代わりに買物と一緒に連れて行くという、こういう例も非常に増えております。

ただ、近くにそういう家族がいない方々については、今までは3年間の乗合タクシーの乗車券を無料にしておりましたが、これを5年間に延長いたしました。少なくとも5年間は無料で街まで買物やら病院やら行けるわけですけど、ここで人数が少なくなっていることについて、大きな理由が何なのかというのは、まだ詳細には分かっておりませんが、いろんな要因はあるだろうというふうに思います。

○7番（鈴木栄一議員）

無料バス、無料タクシーという話が出たんですけども、この無料バス、無料タクシーは事業を始めて16年か17年ですよね。その間に、多少運行の見直しとかそういうのはされていないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

運行の見直しについては、企画政策課のほうで交通対策協議会というのがあります。ルートの変更は、その度その度、要望があれば、それを見直しながら陸運局に申請をして、可能であれば、ずっと今までも見直しはしているところでございます。

○7番（鈴木栄一議員）

原則的として、バス停で乗り降りするわけですよね。途中で乗車することはできないわけですよね。

○市長（五位塚剛）

今は、陸運局が同じコースで回る中で、フリー乗降制度というのを認めていただきまして、手を挙げて乗ることもできるし、途中でバス停のところでなくても降りことはできますので、そういう意味では、それを利用して、バス停までわざわざ行かなくても、コース内ではできるように今なっております。

○7番（鈴木栄一議員）

足の不自由な方は、そのバス停まで、道路まで出れない。できたら、家の近くまで来てもらったらうれしいんだけどなという話も聞くんですけども、それはちょっと無理なことなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、コースの中でしか、今、していないんですけど、それに代わる方式でデマンド方式と言いまして、制度を見直しをして、もう運行の利用者が少ない時間帯について、そのように電話すれば自宅まで行って、また送り迎えできるような、そういう方法もあるんです。それについても、担当課のほうでいろいろ協議をしておりますけど、今後、その方式も具体的に取り入れる時期に来ているのかなというふうに思っております。

○7番（鈴木栄一議員）

地域の実情に応じた様々な形態で運行していただければ、市民の方もだいぶ助かると思うんですよね。自分の思ってる店舗に行って、いろんなものを買いたい。

ただ、一応宅配でいろいろ頼んでも、自分が思ったものは来ないとか、やっぱり、いろいろ悩みもあるみたいですので、食事は一番、栄養・健康面を考えて、いろんな面で医療なんかにも関わってくると思うんです。

免許返納者はいるんですけど、免許返納者が無料タクシーとか思いやりタクシー、

思いやりバスに乗る方は結構いらっしゃるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

免許を持っていた方がもう免許返納して、無料パスを申請をされて乗っている方はたくさんおられます。

○7番（鈴木栄一議員）

分かりました。

買物弱者を少しでも減らして、誰もが暮らしやすい生活環境を要望して、2項目めの質問をいたします。

小規模水道の旧町ごとの小規模水道組合の数ということでお尋ねしたところ、前回、たしか合計88の組合があったと思うんですけども、2つ組合が減っていますけど、これは統合というか廃止されたのでしょうか。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

令和4年4月1日現在では86組合となっておりますが、その前は87組合ございまして、その1減につきましては、組合が一緒になったということで確認しております。

以上です。

○7番（鈴木栄一議員）

この小規模水道組合というのは、最低何戸数からというのは決まっているのでしょうか。

○水道課長（吉元健治）

この施設整備の補助条例によりまして、共同でということになっておりますので、最低2戸以上というようなことで考えております。

○7番（鈴木栄一議員）

2戸以上ということですので、この86組合の中にも小規模水道の2戸というのが入っているのでしょうか。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

2戸の水道組合が2組合ございます。

以上です。

○7番（鈴木栄一議員）

小規模水道組合の運営は給水料金で運営しているわけなんですけども、小規模水道組合で一番安いところが50円です、1トン当たり。平均しても80円、90円、あとは基本料金、これは600円から700円で運営しているわけなんですけど、ほかに財源があ

りません。市の給水単価は幾らなのでしょう。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

市の水道事業におきましては、1トン当たり110円、一月の基本料金、こちらが500円となっております。掛けるの、あと消費税がございます。

以上です。

○7番（鈴木栄一議員）

各小規模組合も少ない財源で運営しているわけなんですけども、やっぱり、これはいろんな事故、修理、いろんなところでお金が必要になってきます。

前回、9月の台風14号のときでも停電になり、一番多いところは1週間ほどの停電になりました。そこも発電機を利用しなければ、水道を送ることはできないということですね。リース会社に連絡したけれども、発電機は手に入らない。何社か連絡したけど手に入らないということで、地元の建設業者の協力を得て、何とか対応できたということなんですけども。補助対象もいろいろあると思うんですけど、やっぱり発電機なんかも補助対象でしたよね。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

小規模水道施設事業補助条例によりまして、補助対象事業費となっておりますが、こちらは水源地施設、配水池施設、本管布設等の本工事に要する経費となっておりますので、その発電機のリース料、そういったものは、これには補助できないものと理解します。

以上です。

○7番（鈴木栄一議員）

組合によっては、水中ポンプと井戸、水源地と、また、貯水槽があるところと何百メートルも離れているところがあるんですよ。発電機を借りてきても1台じゃ対応できない、それで2台借りてこなさや対応できないというところも結構あるんですよ。組合の人たちは、それとその停電とか、そのときは苦勞されて水を送っているわけなんですけども。そこをするんだったら、できたら補助金で発電機2台購入するということも可能なのでしょう。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

発電機の購入が補助対象経費になるかということでございませうかね。そちらにつきましては、水源地、配水池の施設の整備ということでございましたら、当然対象になると考えております。

以上です。

○7 番（鈴木栄一議員）

断水が続いたとき、何かの不具合で水が1日か2日断水する。水を使えないというとき、給水タンク車を利用して応急処置をしようと思うんですけども、市のほうは給水タンク車はあるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今まで、自治会のほうでそういう水源地の故障で対応ができないというときには、消防のタンク車を利用して運搬をして続けております。市の給水車という、こういう飲料のための専門的なものは、今はないところでございます。

○7 番（鈴木栄一議員）

水が出ないという、つまり、やっぱり水が出ないときは、飲料水とか食事関係にも使うわけですので、消防車のタンク車なんかではとてもじゃないけど衛生上使用できないと思うんですけども、今後も、その取水の場合でもいろんな災害とかのとき、どうしても給水タンク車が必要になると思うんですけども、今後、その給水タンク車をそろえるとか、そのことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

以前、市のそういう給水タンク車を検討いたしましたが、市の消防団の給水車、タンク車も、ちゃんと飲料に使うときは消毒をして届けておりますので、今のところは独自で買うということを今まだ検討してはいないところでございます。

○7 番（鈴木栄一議員）

圧力ポンプの取替えというのは耐用年数でやるのか、あとは、もう壊れたときに取り替えるのか、その判断は、補助金も絡んできて難しいですけども、耐用年数でやるのか、それとも、もう定期ごと、何年後とかに取り替えてやっても補助金のほうは大丈夫なのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

小規模組合の方々が落雷によってポンプが壊れたときは、それについても補助金が出ます。もう古くて、もう取り替える時期が来ているということで申請をしてちゃんと取り替えてもらえば、それも補助金の対象になるというふうに思います。

○7 番（鈴木栄一議員）

小規模水道補助金に対して、年間予算は幾ら計上されているのでしょうか。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

令和4年度、本年度の予算といたしましては、450万円を予算措置しております。あと、先ほど御質問がございました発電機の件ですけれども、発電機にも可搬型

と据付型とございますので、据置型の発電機になりますと補助対象となる可能性が高いと思いますが、可搬型、持ち運びができるものについてはちょっと検討させていただきたいと、今までちょっと出てきていない事例ですので検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○7番（鈴木栄一議員）

発電機はほとんど200ボルトですので、持ち運びは多分できないと思うんですよね。車か何かで移動しなければ。それと今、予算計上450万円されているんですけど、前なんか、私なんか、今は水道課が所管なんですか、小規模水道は。前は、たしか市民課だと思ったんですけども。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

今年の10月3日の組織再編に伴いまして、市民課のほうから水道課のほうに事務が移管されたところでございます。

以上です。

○7番（鈴木栄一議員）

前は、市民課に一応いろんな相談に行けば、予算がないということで、なかなか工事に掛かれないときもあったんですけども、450万円で3町の小規模水道組合の補助金が賄えるでしょうか。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

12月2日現在で申し上げますが、450万円の予算に対しまして、支出負担行為額が386万8,000円となっておりますので、今のところ450万円でできているというふうに考えております。

大きな更新計画とかそういうものがございましたら、不足するという可能性はございますけれども、今のところ、そういったものは聞いていないところでございます。

以上です。

○7番（鈴木栄一議員）

申請したとき、予算がないからちょっと工事を延ばしてくださいということもあり得るわけですね。その場合は専決処分とかいろんな問題で対応していただけると思うんですけども。水はやっぱり大切なものですので、いろんな面でうまく利用していただければなと思っております。

一番言いたいのは補助金なんですけども、前は3分の1だったんですけども、今

現在は2分の1でもらっているんですけども、いろんな半導体関係、もう水中ポンプとかいろんな部品関係も値上がりして、もう2割、3割値上がりしていますので、できたら、その2分の1の補助金を3分の2に検討してもらえないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

現在、本当にいろんな資材が上がっております。そういうことで、そういう具体的な要望等がまだ出てくれば、予算上の問題がありますので、検討だけはさせていただきたいというふうに思います。

○7番（鈴木栄一議員）

大切な命の水ですので、各組合も少ない財源でやっているわけですので、できたら3分の2の補助をお願いしたいと思います。

そして、最後に、生活している地域間格差を出さない施策を要望して、一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は、おおむね1時10分再開いたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時10分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、出水優樹議員の発言を許可いたします。

○2番（出水優樹議員）

れいわ会、2番、出水優樹です。議長の許可を得ましたので、先に通告していました3つの項目について質問いたします。

1、道路管理について。

①国道、県道、市道は、曾於市内に何路線あるか伺います。

②市内の道路はどのように維持管理されているのか。作業内容を伺います。

2、学校統合及び子育て環境の充実について。

①統合することによってのメリット・デメリットは何が考えられるか伺います。

②令和4、5年度末に統合が計画されている財部北小学校と高岡小学校の学年別の児童数を伺います。

③合併後に閉校した小中学校は、現在どのように活用されているか伺います。

3、末吉地区の加工施設の整備について。

①末吉地区内加工施設の岩崎、諏訪、原口、末吉総合センター内の構造改善室の

建設年度、加工設備の内容、現在の利用状況を伺います。

②大隅町に整備された一体的な加工施設である大隅農産加工センターの建設年度、建物面積、加工設備の内容、現在の利用状況を伺います。

これで壇上での1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、出水議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と3については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2については、教育長に後から答弁させます。

1、道路管理についての①国道、県道、市道は、曾於市内に何路線あるかについてお答えいたします。

国が直接管理する国道は、国道10線のみで約14kmであります。県が管理する道路は195kmであります。うち県が管理する国道が2路線で約18km、県道が20路線で約177kmとなっております。

市道につきましては、1,039路線で延長が約958kmとなっております。

1の②市内の道路を維持管理するための作業内容についてお答えいたします。

市道につきましては、市民からの通報や道路維持班によるパトロールなどの情報を主に職員が現地を確認するなどして、側溝清掃や簡易な補修を道路維持班により行っておりますが、道路維持班で対応が困難な場所については、土木業者への委託や工事発注により道路の維持管理を努めております。

道路脇の法面や路肩については、毎年、土木業者とシルバー人材センターへの委託、そして地域の自治会の協力により伐採などを行っていただいております。また、ごみ拾い等を中心に、道の美化ボランティアの方々にも活動していただいているところです。

3、末吉地区の加工施設の整備についての①末吉地区内加工施設の現状等についてお答えいたします。

岩崎地区農業研修センター生活改善室は昭和57年建築で、諏訪地区農業研修センター加工調理室は昭和56年建築で、原口地区特産加工センターは旧深川給食調理場へ移転しましたが昭和62年建築、総合センター生活改善室は昭和60年建築となっております。

加工設備は、岩崎、諏訪、原口、3施設ともに、みそ加工設備、蒸し機、煮窯、真空設備、スライサー等が主な設備です。総合センターにつきましては、蒸し機、煮窯、真空設備、ガス設備、瓶洗浄機、餅つき機が主な設備です。

利用者数は、令和3年度の延べ人数で岩崎が1,601人、諏訪が1,378人、原口が1,245人、総合センターが724人となっております。

3の②大隅農産加工センターの概要と利用状況等についてお答えいたします。

施設につきましては平成23年度に建設され、木造平屋建て、建築面積919.47㎡、延べ床面積831.06㎡で、農産加工室の延べ床面積は300.51㎡となっております。

加工設備の内容は、みそ加工設備、回転式圧力釜、蒸し器、ミキサー、冷蔵庫、乾燥機、真空包装機、瓶洗浄機、餅つき機等が主な設備です。

現在の利用状況につきましては、令和3年度166件で、延べ人数556人となっております。

後は、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、2、学校統合及び子育て環境の充実についての①統合することによってのメリット・デメリットは何が考えられるかについてお答えいたします。

まず統合した場合のメリットですが、児童生徒が増えることにより、多様な考え方に触れ、協力し合い、切磋琢磨しながら学習したり、多様な人間関係を構築したりして社会性や協調性を身に付けることができます。

また、学校運営面においても職員数が増え、組織的な指導体制を組むことができたり、PTA活動における保護者一人一人の負担を減らしたりすることができます。

デメリットとしては、個々に応じた指導や子供一人一人の活躍の機会確保、小規模校ならではの特色ある教育といった活動が難しくなることがあります。

2の②令和4、5年度末に統合が計画されている財部北小学校と高岡小学校の学年別の児童数についてお答えいたします。

今年度の財部北小学校は、3年生2人、4年生3人、6年生4人の計9人です。高岡小学校は1年生2人、3年生2人、5年生1人、6年生1人の計6人となっております。

2の③閉校後の小学校及び中学校は、現在どのように活用されているのかについてお答えいたします。

平成17年の3町合併後に閉校した学校について申し上げます。

平成24年3月末に閉校した南之郷中学校は、社会福祉法人南之郷が地域密着型特別養護老人ホームとして、財部北中学校は有限会社サイバーウェーブがたからべ森の学校として、財部南中学校は南榮工業株式会社がドローンの研修地として、それぞれ利用されております。

また、令和4年3月に閉校した大隅南小学校については、随時、地域の方々に利用されております。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

道路管理についてですが、市道という観点からいきますと、昨日の一般質問で質問されました渡辺議員と上村議員と重なる部分があるかもしれませんが、質問いたします。

私自身、市議会議員になり、道路問題に関してもの凄く陳情があり勉強させていただきました。今年のかぜ、台風の被害がとてもひどく、日常環境に戻すのに職員も住民も大変苦労したと思います。

そこで伺います。国道、県道、市道がある中で、どこまでが曾於市の作業範囲になっているか伺います。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

国道10号は、国が直接管理しております。そのほかの国道269号、222号及び県道は鹿児島県の管理となっております。そのうち県が管理する国道と県道の12路線61.7kmは、鹿児島県から権限移譲により草刈りなどの作業を曾於市が行っております。

市道については市の管理でありますので、市が管理しております。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

国道と県道のことで市民からお願いされることが多々あると思いますが、曾於市はどのように国と県に対して連携を取り、対処しているのか伺います。

○市長（五位塚剛）

国道10号線については、市民からのいろいろな要望があった場合は、以前の建設課、今、土木課のほうを通じて国に申入れをいたして、補修等を含めて行っております。あとほかの269号についても、市民からの要望については、ちゃんと県につないでいろいろと点検やら伐採をしてもらっております。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

私自身も県道の案件で動いてみましたが、県に話をしてもなかなか相手にしてもらえませんかというか、そんな状態でした。その後、市と県の役割を知りましたが、市と違ってやはり県になると対応が遅く感じます。何か少し距離感があるような気がします。もう少し県と連携を取りやすい形が必要だと思いますが、市長はどのように思われますか。

○市長（五位塚剛）

県の場合は、特に私たちの曾於市の場合は、鹿屋の大隅地域振興局とその支所とか営業所があるわけですね。そういう中で、定期的に県道のことについてもいろいろ

ろとお願いをしております。

県のほうも対応を急いでやる場合、どうしても予算が余らないという部分もあって、できていない部分も実際あります。そういうことを含めて、河川の寄州の除去なんかも予算を増やしてもらっておりますけど、引き続きまたそれについては担当課から県のほうにも、また私たち市の三役も含めてお願いをしてまいりたいと思います。

○2番（出水優樹議員）

次に、市道についてですが、道路清掃など自治会に一部を委託して管理されていると思いますが、高齢化も進み自治会で管理維持することも難しくなってきました。

そこで、お聞きします。市が委託している道路清掃を辞退した自治会などは、どれぐらいあるのかお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

合併後、高齢化率も非常に高くなって、今までずっと協力してもらった市道の清掃ができなくなったということで、距離を短くしてほしいというのもありまして、それはその地域に応じてそのような措置もいたしました。合併後、完全に作業を撤退した数を掴んでいれば答弁をさせたいと思います。

○土木課長（上集基志）

お答えいたします。

全面的に取り下げたというか、できないというところは自分が覚えているところではなかったと思います。先ほど、市長が言われたように、短くするようなどころは何箇所かあったと思います。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

本当に、今から私たち世代は、多分この道路問題に関しては大変になってくるのではないかと考えております。人口も減り、自治会も減っていく中で、道路管理はとても難しい問題になります。

これから出てくる問題の一つとして、私が思うに、私有地、空き家から伸びてくる木の枝や草などをどのように管理していくのが課題だと思います。このことについて、何か対策があればお聞かせください。あと、土地の持ち主などの連絡先などを把握できているかを伺いたいです。

○市長（五位塚剛）

多分、個人の私有地から市道、農道につながる方のことを言っているのだろうと思いますけど、基本的には個人の財産については、個人である程度は伐採を含めてしていただきたいというふうに考えております。

ただ市道については、当然ながら市が管理をしまいいります。また、いろいろと道路沿いについて、個人の方々の樹木やいろいろある場合は、その連絡先をよく調べて基本的には伐採もお願いするけど、どうしてもやむを得ない場合は市のほうで通行に支障のないように伐採をしているところでございます。

所有者についてはある程度分かりますけど、相続ができていない、そういう方も、実際、中にはいらっしゃいますので、100%確認ができるというわけではありません。

○2番（出水優樹議員）

本当、難しくなっていく問題で、これからまだ増えてくると思います。

今、市長がおっしゃられたとおり、私有地に関しては個人の持ち物ですので、なかなか行政としても手が出せないというのは肌で感じている部分があります。

しかし、やっぱり皆さんが使う道路に関して、このままではいけないんじゃないかなというのは思っています。一昔前であれば、空き家の親族や近所の人たちがある程度お互いに管理してくれましたが、その人たちもう年をとり、実際、管理しきれなくなってきました。せめて大きな道路や皆さんが多く利用する道路だけでも、早めにちょっと対策をしたほうがいいのかなと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

以前、大型台風が来まして、反対のほうから風が来まして、市道沿いに植栽されている杉が相当倒れまして、同時にそのことが市道を大きく崩壊させるということがありました。ですから、市道沿いに植えてある杉については、なるべく切っていただきたい。どうしても本人が切れない場合は、市のほうでも対応をして切っていくということも、今、検討しております。

そのようにしないと、市内にはたくさんの市道があって、その管理は国からの交付税措置もされますけど、非常に財政的には厳しいものがありますので、全て市民の思うようにはいかない部分がありますけど、なるべく基本的な、市民が安心して通行できるような管理するのは、市の役目でありますので、また市民の協力ももらいたいなというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

10年後、20年後を考えたときに、通れなくなる道路が本当にたくさん出てくると予想されますが、道路を維持していくために予算がもの凄く掛かってきます。市長がおっしゃられたとおり、本当に凄く掛かるんじゃないかなと。その中で、提案をしたいと思います。

1つ目は、曾於市は農業の町ですので、大型のトラクターを持っている農家さん

はたくさんいると思います。各公民館に1台ずつハンマーナイフモアを設置してみ
てはどうでしょうか。

(何ごとか言う者あり)

○2番(出水優樹議員)

トラクターの後ろにつける草刈り機です。

○市長(五位塚剛)

今、市内の市道沿いも、地元の方がボランティアで自分の持っているトラクター
に取り付けているアタッチメントで作業をしてもらっているところもあります。

また、今後、特に大隅町の南校区の方々は、大きなトラクターを含めて持って
おまして、その方々がある程度、農作業等で時間があるときに、また掃除の手伝
いをしてもらって、それなりの市から支援を出して、してもらおうという方法もと
っております。

今、言われるように全てのところにそれをするわけにはいきませんので、いろ
んな形で新しいまたアイデアを出しながら取り組んでみたいと思います。

○2番(出水優樹議員)

そういう昔ながら、地元の人たちが道路が気になれば、市が管理できない時期
に勝手にビーバーを持って刈ってくれる人たちがいましたが、その人たちも減っ
てきており、今は機械化している中で、やっぱり南校区みたいに機械を持っている
ところはそういう整備がされているかもしれませんが、実際のところやっぱりこの農
業が苦しい中で、自分たちの自前で機械の消耗をさせていくのが当たり前かとい
うとそうではないと思いますので、やっぱりどこかでそういう設備なんかを準備し
てあげるのも一つの手段じゃないかなと私は思います。

我々も市民の方々と関わる機会がたくさんありますので、道路を維持するために
再度協力を仰ぎたいと思っております。行政のほうもそういった形で、予算に関
して確保できるように、国と県に訴えていただきたいです。

最後に、市長にお考えをお聞かせください。

○市長(五位塚剛)

現在、トラクターにアタッチメント付けた草刈り機を持っている個人の方々もた
くさんいらっしゃいますので、そういう方々の協力をもらいながら、それなりの単
価の支払いをしながら、今後進めたいという思いもあります。

ただ、各地区ごとに、市がその機械を買って与えるというのは相当の費用が掛
かりますので、一つの考え方として受け止めたいというふうに思います。また、
国に対しては、引き続き管理上の問題で要望は続けてまいりたいと思います。

○2番(出水優樹議員)

次に、学校統合及び子育て環境の充実について質問いたします。

統合するに当たって、児童も保護者も新しい環境がとても不安であると思われるが、受け入れる学校側の体制は整っているのか伺います。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

議員が御指摘のとおり、小さい学校から財部小学校へ統合するとなりますと、不安があると我々も認識しております。

学校といたしましては、11月から財部小学校と財部北小学校が4回交流学习を行って、子供たちが慣れるような対策をとっております。

11月と12月は3、4校時を一緒に授業をして帰る。1月、2月はそこから給食、昼休みまで一緒に活動して帰るというふうなことを通して、慣れるようにしているところでございます。子供たちも保護者も幼稚園が一緒であったり、もう既に顔見知りだということもありまして、不安はさほど取り除かれている保護者も子供たちもそういう感想を聞いております。

一方、教育課程、学校で何を教えるかということにつきましては、小規模校は複式の学習でございまして、財部小学校は単式ということで、若干教える進度が違っておりましたので、本年度は4月から財部北小学校も財部小学校と同じカリキュラムで学習をしているところでございます。

P T Aにおきましても、P T Aの総務部に財部北小学校枠を設けているということですので、ソフト的な体制は、今のところこのような形で整っているのかなと認識しております。

○2番（出水優樹議員）

そのような体制が行われていれば、子供たちも親も不安は解消されるのかなと思いました。

このまま子供たちも少なくなってきた統合が進みますと、鹿児島県の教員があふれることはないのでしょうか。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

統合が進んでいけば、当然教員が余ってくるんじゃないかということの御指摘だと思うんですが、現状として、今、鹿児島県教員が足りません。この原因が、一つが特別支援学級が、今、ものすごい勢いで増えております。そのために教員の増、それから、今、小学校のほう年次的に40人学級から35人学級に変わっているということで、こちらでも教員増をしなければならない状況がございまして、

むしろ本当に教員が足りなくて、この間も県議会でもありましたけど、まだ教員

が配置できていない学校が県内にたくさんございます。幸い曾於市の場合は今のところないんですが、これからいろんな病休、育休があると、また曾於市でも足りない。県全体でみると教員があふれるということはないと思います。むしろ教員不足のほうが、今、大きな課題となっております。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

子供たちにとっては良かったです。

一つの問題として、ちょっと観点変わりますけど、子供を通じて保護者と先生との問題など、全国的に多いと思われそうですが、そういった問題が起きた場合、やはり直接教育委員会のほうに保護者が来られたりとか、そういう場面もあると思うんですけど、市民の方々は多分対処方法が分からない。父兄の方々は。だから、その対処方法として一つの形があれば、ちょっと教えていただきたいです。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

保護者と教員とのいろいろトラブルとかございます。曾於市でもないとは言えません。本当に、今、これが大きな問題になっているところもあるんですが、1つの解決方法としては我々としてはまず学校で解決できることは学校でというふうに考えております。担任と話をしてもなかなかちがいが明かない場合は、今度は校長先生に相談していただきたいと。校長、学校と相談したけどなかなかちがいが明かない場合は、我々教育委員会にということで、できればこういう手順でいろいろ解決の方法を探っていただきたいんですが、最近の多いのは、もう直接教育委員会に来られる場合があります。保護者もどう解決していいのか分からない状況もあるということで、本来ならば学校のほうできちっといろいろ心配なことがあったら、まず管理職へ相談してほしいと、そういうのをきちっと周知すべきじゃないかなと思っております。

ただ教育委員会としては、いじめとかいろいろな不登校の問題もありますので、そういった保護者に対してはいろんな相談機関とかそういうものの紹介とか、曾於市でもそういう相談機関を設けておりますので、そういうところに相談していただくようにそういう周知活動も行っております。

なかなか難しい問題があって、保護者が悩んでいるということは、もう本当に分かっておりますので、我々としては1つの手段ではなくて、いろいろな他方面からそういう困っている保護者がいらっしゃったら、支えていきたいと思っております。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

次に、廃校後の学校の活用に関してなんですが、この資料というか答弁によると、岩川小学校は入っていないんですか。岩川小学校の跡地は、どのように活用されていますか。

○市長（五位塚剛）

前の岩川小学校の建物は、耐震化のあるものはそのまま残して、古いものについては解体をいたしました。今の考えでいえば、市内の3町にある郷土館の中にあるものを、もうある程度集約をしたいなというふうに思っております。

また、弥五郎どん祭りの方々の準備室みたいなものも利用したいと思っております。解体した後については、まだ具体的に何かするという事は決まっていないところでございます。

○2番（出水優樹議員）

私もちょっと分からない部分があるんですが、1つの学校を解体する場合、どれぐらい予算が掛かるのかなと思ひまして、ちょっと分かればお答えいただきたいです。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

今、岩川小学校の例が出ましたけれども、今、岩川小学校の解体作業を進めております。学校の規模によって違うんですけども、岩川小学校は校舎1棟を残しまして解体いたしました。総計が約1億3,000万円程度、校舎を3棟解体、屋内体育館を1棟解体しております。校舎が約3,000万円から4,000万円、体育館のほうが1億6,000万円程度で解体ができているようでございます。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

もの凄くかかりますね。今から閉校になる、統合される高岡小学校、財部北小学校は、耐震工事はしてありますか。

○市長（五位塚剛）

今のある学校については、基本的には問題はありません。この間、国の補助事業をいただいて、落下防止事業といいまして、壁やいろいろな部分に補強を入れましたので、問題はないというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

であれば、解体するよりやっぱりそこを生かしていったほうがいいと思います。

その閉校した後の学校をどのように活用するか、どういう考えがあるかお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

大隅南小学校については、地域の方々が、地域のいろいろな活動の場所として使いたいということでありましたので、そのようにいたしました。

財部北小学校については、まだ具体的には決まっておりませんが、地域の方々を含めて森の学校さんやいろいろと何か検討されているみたいですが、まだ具体的に要請はないところでございます。

また、高岡小学校についても、具体的にはまだ要請はないところでございます。

○教育総務課長（鶴田洋一）

先ほどの質問の中で、体育館の解体費を、私、1億と申しましたが1,600万円の間違いです。すみません。失礼いたしました。

あと、その学校跡地についてなんですけれども、学校を統合する際に、各地域から要望書をいただいております。その中で跡地についての要望も、大隅南小学校跡地については、地域活性化かつ地域の憩いの場として管理運営いただくことということで、それぞれの地域から要望書のほうに、その学校跡地についての要望が掲載されております。それに基づきまして、地域の皆さんと一緒に、今後、考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（出水優樹議員）

もしなければ提案したかったんですけど、一応、隅っこにでも頭の中に入れてほしいんですが、大きな道路に面した閉校跡地の場合、グラウンドを切って全面に芝を張り、多目的広場として使い、体育館は人工芝を張り、屋内の多目的広場として使ってはどうかと思うのですが、やっぱり、今、曾於市内で屋内でスポーツできる外の競技ができる場所というのがなくて、今、末吉町にふれあい広場はあるんですけど、やっぱりグラウンドゴルフの人口も多いですし、サッカー、野球は、外で梅雨時期は一切練習できませんので、やっぱりそういった人たちでもグラウンドゴルフも少しのコートは造れると思うんですけど、そういった形でまた利用できればちょっと面白いのかなというふうに、私はちょっと考えております。

その提案ですが、市長どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

初めて聞いた話でありまして、発想としては非常にユニークかなというように思います。市内にも余りそういう施設はありません。末吉のふれあい広場は、本当にたくさんの方々が利用されておりまして、正直なところ順番待ちで交代で使っているという状況もありますので、本当に体育館の中に人工芝を張って、遊べる場所ができれば面白いなと思っております。

その費用がどれぐらい掛かるのかというのは、全く白紙の状態でありますので、

いろんなまた御意見等を聞きながら、ちょっと参考にさせていただきたいなと思います。

○2番（出水優樹議員）

もう一つ。ちょっと入り組んだ田舎のほうであれば、大隅南とか農業は盛んですので、そういった校舎なんかは、外国人実習生の寮として活用してはどうかと思います。最近、曾於市にもたくさんの実習生が来ており、曾於市の農業を支えています。農業経営が厳しい中で、農家を助ける一つの政策としてこのような形も必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、曾於市内にも外国の方が曾於市に来られまして、農業やらナンチクさん、また太陽漬物さん、300人を超える人たちが、今、来ておられます。そういう方々については、そこの雇用者の方が住まいを確保して送り迎えをしているのが現状です。そういう学校に総合的なものを作った場合にその送り迎えの体制とかいろんなものがまだ出てきますので、それは現実的にできるかどうかというのはまだ非常に難しい部分がありますけど、一つの提案として受け止めたいと思います。

○2番（出水優樹議員）

もう一ついいでしょうか。昨日、片田議員も言われていましたが、古民家を改良して、そういった校舎を改造して、作曲家や作家などが利用しやすい、そういう人たちが新しい発想が生まれる場所になるんじゃないかなと、やっぱり田舎の学校は心落ち着く場所であり、昔を思い出したりとか、そういった環境の面ではいいのかなと思います。その土地と地域の色を生かした活用も一つに、ちょっとまた市長お願いします。

○市長（五位塚剛）

財部の北校区に財部北中学校がありまして、閉校になって、今、森の学校さんが無償で、今、そこを利用しております。体育館についても、コンサートを開いたりいろんなことをされております。森の学校の中の教室も、宿泊ができるようにしてあるし、いろんな方法を活用しております。

まず森の学校の、あれは全国でも非常に珍しいケースでありまして、研修もたくさん来られます。そこをまたベースにしながら、また今回、財部北小が同じような形になれば、もっと違った意味での使い方ができるんじゃないかなと思っております。

古民家については、今、引き続き古民家の再生事業を取り入れながら、多くの方々に曾於市のPRを含めて来てもらいたいというように思っておりますので、いろんな芸術家、アーティストが来られるような曾於市作りを進めていきたいなと思

います。

○2番（出水優樹議員）

次に行きます。

末吉地区加工施設の整備について、利用される方は、末吉地区以外の方も利用されていますでしょうか。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

以前は、自治会の単位でとか、地元の方々が中心であったと思いますが、今、車社会でございますので、地区内、地区外という方々も利用されている状況でございます。

○2番（出水優樹議員）

離れた地域から来られることは凄くいいことだと思います。その中で、各場所に建設された当時と現在の利用状況をお聞かせください。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

いわゆる生活改善運動というのは、戦後の農村の再建、それから生活水準の向上を図った農水省の事業が発端ということでありまして、各地区にそういった研修施設、加工施設等ができておりました。したがって、当初はやはり地元の方々、公民館を中心とした自治会の方々であったり、婦人部の方々、そういった方々が生活改善、いわゆる食生活の改善という考え方で普及所辺りが中心となって、そういった指導を行ってきた施設であったというふうに考えております。

現在では、やはり、今、中心となっておりますのは、皆さんが使われる通常のおみそ、それからたれ、つゆ、こういったものを共同で作るといような利用のされ方が中心になってきているところでございます。

○2番（出水優樹議員）

加工施設を造ってから30年以上たちますが、もともとの目的と規約などあれば教えていただきたいです。

○農政課長（竹田正博）

これにつきましては、研修センターのいわゆる利用に関するものは規定しておりますので、利用料を含めてですね、そういった形で規定してございます。

もちろん、以前はここで作られて、販売目的という方々もいらっしゃったところでございます。しかしながら、販売目的でありますと保健所の登録、いわゆる加工場の登録を取らなければなりませんので、公の施設で個人の方々の登録を取るのはそぐわないというようなこともありまして、そういった方々には自分で加工

場を造っていただいて、そちらでしていただくと。あくまでも研修センターの加工調理につきましては、皆さん方が自分で消費される分を作ってくださいということで規定しているところです。

○2番（出水優樹議員）

私たち世代はもちろん、50代から下の世代は、まず何をする場所なのか分かっていない人が多いと思います。

現在、どのような加工をしているのかお聞かせください。

○農政課長（竹田正博）

施設的にみその加工施設、あるいは煮窯とか、そういったものがありますので、一番多いのは、やはりたれとつゆを作られる、もちろん皆さんグループで作られますが、それが令和3年度がこの3施設でトータルで2,550人となっております。

それから、みそですね、みそが3施設で合計で1,674人ということになっておりますので、ほとんどこういった加工でございます。

○2番（出水優樹議員）

大隅には、大隅農産加工センターが平成23年に整備されましたが、どのような理由でどのような目的で整備されたのか伺います。

○大隅支所産業振興課長（福満 誠）

それでは、お答えします。

大隅町内には、平成2年度建設の大隅町南地区構造改善センターと平成6年建設の岩川地区農業構造改善センターの2か所に加工施設がありましたが、両施設とも建設年度が古く老朽化しており、毎年整備の補修、修繕等を行っていることから、新しく加工施設を建設し、地域住民に利用しやすい施設の整備を行うため、平成23年度かごしま木づかい推進事業を活用して、研修室等を一体的に備えた大隅農産加工センターを整備いたしました。

目的としましては、農業生産物を生かした加工品の開発や製造、農業経営技術の研修、生産組織の育成、農村生活環境の改善を行い、後継者の育成を図ることを目的としております。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

一体化したとてもいい加工センターだと思います。

それで、また戻りますが、末吉地区にある加工施設に関しましては、もう30年以上たっており、老朽化が大分進んでいると思いますが、今後の建て直しなど考えているのか伺います。

○市長（五位塚剛）

今、末吉にある加工センター、財部にある加工センター、非常に古くなってきましたので、最終的な方法としては、各町ごとに集約した加工センターのほうが経費的にも、また利用の仕方もいいのかなというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

今ある各地に建て直すとなると、相当予算がやっぱり掛かりますので、市長が言われたとおり、各町に1つずつその加工センターが、一体的な加工センターを造っていただければありがたいです。

なぜ、私的に加工センターが必要だと思うのかということ、今新しい家はどこもオール電化になっていまして、災害のときに電気がなければトイレも使えない、お風呂も沸かせない、御飯も作れない状況になります。そういったときに、やっぱりそういう市が、住民が集まって、そこでそういう形で調理など、配布など、できるような形が取れば一番いいのかなと思います。

近い話でいくと、福島、熊本地震があって、今では南海トラフの地震も予測されており、早めの準備は必要だなあと私自身感じておるところです。こういった今の現状ですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回の台風14号は、短いところで1日の停電、2日の停電のところも相当ありました。また、今回はもう3日というのがありました。4日目にやっと電気がついたところもありまして、今回は非常に心配をいたしました。

そういう中で、いろんな災害が起きたときの対応として、少なくとも行政の施設については、自家発電を含めて何らかの対応をして、市民のための緊急的な措置としては重要でありますので、それは今後もそういう形で進めていきますが。災害が起きないことを願いながら、また、各自でできることについては各自でも努力していただきたいなというふうに思います。

○2番（出水優樹議員）

30分で終わらせるつもりでしたが、1時間を超えてしまいました。これで私の質問は終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時14分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○11番（今鶴治信議員）

議長の許可を得ましたので、11番、創志会、今鶴治信でございます。

私は大きく3つの項目について市長に質問いたします。

まず、外国人技能実習生について。

①曾於市の状況について伺います。

次に、ごみの最終処分場について。

①最終処分場の許容量について伺います。

②一般廃棄物以外の廃棄物の取扱いについて伺います。

最後に、偶然であります、今朝の南日本新聞の記事にも出ておりましたヤングケアラーについて質問いたします。

①曾於市の状況について伺います。

壇上より1回目の質問を終わります。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

1、外国人技能実習生についての①曾於市の状況についてお答えいたします。

令和4年11月末現在の在留資格者で外国人技能実習生は、技能実習1号口は男性31人、女性106人の合計137人。

技能実習2号口は男性23人、女性70人の合計93人。

技術・人文知識・国際業務は男性11人。

技能実習3号口は男性4人、女性22人の合計26人。

特定技能1号は男性41人、女性76人の合計117人。

合計で男性110人、女性274人で、総計384人となっております。

2、ごみの最終処分場についての①最終処分場の許容量についてお答えいたします。

財部一般廃棄物最終処分場につきましては、平成10年から運用を開始し、平成18年10月より休止しております。

大隅一般廃棄物最終処分場につきましては、平成元年から運用を開始し、埋立可能容量は13万1,000m³で、令和3年度末で9万9,646m³が搬入され、残余量は3万1,354m³となっております。

2の②一般廃棄物以外の廃棄物の取扱いについてお答えいたします。

廃棄物は大きく分けて産業廃棄物と一般廃棄物があり、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、金属くず、ゴムくずなど、廃棄物処理法で定められ

た20種類のものをいいます。これらは排出事業者が産業廃棄物処理許可業者の下で、処分を行うこととなります。

また、一般廃棄物は、家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のごみである紙くずや生ごみなどいい、曾於市クリーンセンターで処分を行っております。

3、ヤングケアラーについての①曾於市の状況についてお答えいたします。

曾於市の実態として、3件の該当者を把握しているところです。

把握の方法は、学校や児童委員からの報告や市窓口、電話相談等の情報を基に調査、確認しております。

支援策や解決方法については、大隅児童相談所、県地域振興局、警察署、児童福祉施設、民生・児童委員等で構成される市要保護児童対策地域協議会の実務者会議、ケース会議等で各案ごとに協議を行い、状況改善に向けて取り組んでいる状況です。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま、市長より1回目の答弁を頂きました。

通告に従って2回目の質問をしてみたいです。

まず第一に、外国人技能実習生についてでございますが、先ほど市長より答弁がありました合計で384人ということで、相当数の外国人の方が曾於市に従事されているということで、驚いているところでございます。

そこで、いろいろ分類いただいておりますので、技能実習生1号、技能実習生2号、また技術・人文知識・国際業務、また技能実習生3号と特定技能1号に分類されておりますが、それぞれの違いについて説明を求めます。

○農政課長（竹田正博）

それでは、お答えいたします。

まず、技能実習1号口でございますが、これにつきましては、技能実習法上の認定を受けた技能実習計画、これに基づいて業務に従事する活動ということで、期間としては2年を超えない範囲となっているようでございます。

それから、技能実習2号口でございますが、同じく技能実習法の認定を受けたものの、これについては1年を超えない範囲となっております。

したがって、技能実習1号の後に2号を取得して2号になるというような、そういった方々のようでございます。

それから、技能実習3号口ですが、これもまた同じく、そういった技能実習生が同じところで延長する場合ということになるかと思いますが、これは2年を超えない範囲でできると。と申しますのが、それぞれ試験があるということでござい

した。そういった試験をクリアしていったって、最大1年と2年ですので3年間という形になるという理解をしているところでございます。

それから、技術・人文知識というところでございますが、これにつきましては、機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、企業の語学教師、マーケティングの業務従事者ということで、最大5年ということになっているようでございます。

それから、特定技能でございます。特定技能1号という方につきましては、特定産業分野に属する相当程度の知識経験を要する、いわゆる技術を要する業務ということで、基本的には1年間という形になっているようでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま詳しく農政課長に説明いただきました。

そこで、区分がちょっと分からなかったものですから、技能実習生は最大3年だというのは聞いておりましたが、最初1号で2年以内、試験を受けて合格した人があと1年ということで、最大で3年ということであると思います。

その中で、この人数を把握していただいたのもありがたいところではありますが、それぞれの業務内容については把握されていないかどうか伺います。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

私もそこをちょっと調査をするために、ハローワークのほうに業種別の開示をいただきたいということでお願いを申し上げましたところ、業種別にはちょっと、市町村別に開示はできませんというようなことでございまして。県のほうが出されております、地域内の令和3年10月時点のものは統計上出ておりますので、それを参照してくださいという回答でございました。

そこで、大隅公共職業安定所管内での技能実習者数というのが785名いらっしゃいました。その中で、主なものとしては、やはり農業が340人、それから建設業34人、そして一番多いのが製造業でございました。459人という数字が出ております。

そういった内訳のようございまして、市町村別にはちょっと把握できなかったところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

県の統計で大体いただいて内容は分かりました。

製造業が一番、製造業が多岐にわたっておりますので459人ということで、しながら農業に従事される方が340人ということで、曾於市の384人もこれですと、大体一番農業が多いんじゃないかと思っております。

その中で、私の知人等の法人等も相当数の技能実習生を受けられて、農作業の基

幹となっております。

その中で、コロナ禍の折、ここ２年半ぐらい外国からの渡航許可が厳しいということで、かなりそういう外国人技能実習生の人材確保に苦労したと聞いておりますが、その辺の実態について把握されていないかどうか伺います。

○農政課長（竹田正博）

お答えいたします。

その点もハローワークさんのほうに、ちょっと口頭でお聞きしたところでございました。

確かに、現時点で、コロナ禍でなかなか渡航ができない状況ということもあって、若干、今減少はしているというような状況だということでございました。

又、今、円安が進みまして、どうしても賃金が、日本でもらう賃金がやはり価値が下がっている状況というようなことで、希望者も少なくなっているのではないかという推測をされているところでございます。

○１１番（今鶴治信議員）

その中で、当初、この制度ができた当時は中国人の方が相当数来られていたんですが、やはり今課長の答弁にもありましたけど、中国のほうも賃金等が上昇して、日本に来て働く魅力等もかなり薄れてきたということで、当初若い技能実習生が来られていたみたいですが、最近では結構年配の方が来られているということで、また、その方々もなかなかもう重労働の寒い時期の農業には耐えられないということで、国に帰られたりするというところで、本当、労働不足が生じているところであると思います。

その中で、先ほど同僚の出水議員の質問の中で市長が答えられましたけど、ナンチクさんとか太陽漬物さん、多分、くみあいチキンフーズさんもだと思っておりますけど、そういうところにかかなりの外国人の技能実習生が来られていると思っております。

年々、この円安がどこまで続くか分からないんですけど、そういう大変な労働の中には、なかなか日本の農業従事者も高齢になられて、なかなかシルバーのほうも農業のほうには回す余力がないと聞いております。

その中で、その技能実習を利用されている法人の方から情報を頂いたんですが、近隣の大崎町が、商工会のほうでそういう窓口を設けて取り組んでおられるということを聞きました。市長はこの点について、お話を何か聞かれたことがありますか、伺います。

○市長（五位塚剛）

直接私はその大崎町の商工会で取り組んでいるのは聞いてないんですけど、担当

課が聞いていたらお答えさせたいと思います。

○商工観光課長（佐澤英明）

今おっしゃいました商工会での取組ということでございますが、鹿児島県内では大崎町さんと、それから肝付町商工会さんのほうが取り組んでいらっしゃるというのは伺ったことがあります。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

その中で、商工会が、商工観光課長が答弁されたように、鹿児島県内、今登録されているのか、ネットに登録されている事業者か分かりませんが、55件ほどそういう機関があるということでもあります。

その中で、大崎町と肝付町が商工会で取り組んでおられる。また、大崎町は民間のもう一つのヒューマンサポートというところもございます。そして鹿屋市が2事業者、そして肝付町ももう一つ民間の事業者がございます。そして志布志のほうも民間事業者があるということで、やはりそれぞれの市町村も、人材不足の中でこういう取組をされているところでございます。

そこで提案でございますけど、やはり国によってとか紹介状によるんですけど、当初の頃は、日本にきた途端行方不明になられて、ほかのところに転職されるということで、非常にそういう場合は、農家の方もまた新しく手続をし直して、来るまで半年以上掛かるということで、苦勞されたということで、やはり信頼あるそういう事業所でないと安心できないというのも聞いております。

そういう中でやはり大崎町、肝付町も大きな法人がたくさんございます。もちろん曾於市もそういうところでございますが。やはり何らかの形で、これからは将来的に人材不足がますます増えてくると思いますので、市で直接できる事業ではないんですけど、商工会等に相談をしていただいて、そういう一部助成をするということで、ぜひ将来的に取り組んでいただくように、市からも取り組んでいただきたいという願いを聞いておりますので、その点について市長のお考えを伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市内に380名を超える方が、農業やいろんな形で来ておられます。

以前からすると、中国の方よりベトナムの方が非常に増えてきているようでございますが、何といたっても語学について非常に心配されておられますので、そういう語学の研修も兼ねて何かできないかということを含めて、また、今いろんな人たちが研修生を迎え入れておりますので、その組織の方々とも連携をしないと市が勝手にはできませんので、商工会を含めてそういうことを含めて、市が何ができるかというのを検討させていただきたいと思います。

○11番（今鶴治信議員）

非常に前向きな答弁で、今後に期待したいところでございます。

あと、できれば先ほどからあるように、いろんな業種で要望があるので、商工会の窓口が一番いいんじゃないかとは思っているところでございますが。

以前私が質問したとき、曾於市の農業公社ができた当時、農業公社でも取り組めないか検討したいという答弁がございました。

農業公社でございますので、限られた職種だけに限られるかもしれませんが、市で取り組めるとしたら、そういう農業関係の従事者であれば農業公社等でも窓口となるんじゃないかと思いますが。幅広い受皿ということで、商工会が受けていただければ一番ありがたいんですけど、その辺についても今後内部で検討する余地はないか、市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

農業公社の役目も非常に大きなものがあります。今後はその農業公社を生かした取組も強化したいと思いますが、まだ商工会とそういう話はしておりませんので、農業公社も交えて、総合的に協議をさせていただきたいと思います。

○11番（今鶴治信議員）

現在、利用されているそれぞれの会社、農業法人等ございますが、そういう方々を一度、代表でいいと思うんですけど、集まっていただいて、いろんな意見を聞いて、今やっているところでそこがよければそれでもいいと思うんですけど、そういう場を、今市長の答弁にあったようにぜひ設けていただきたいと思います。

続きまして、2番目のごみの最終処分場について質問いたします。

以前、私も総務常任委員会に属しているとき、いろいろこの説明も受けたところでございますが。財部のほうはもう休止しているということで、大隅の最終処分場でございますが、13万1,000m³の許容可能容量であったが、残余量が3万1,354m³となっているという答弁でございました。

一年間にどのぐらい最終処分場に行く量が分からないものですから、今のペースで行けば、この3万1,000m³の許容量はどのぐらいまだ搬入が可能かどうか伺います。

○市民環境課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

大隅一般廃棄物最終処分場につきましては、令和2年度に簡易残余量調査を行っております。年間平均搬入量からその後の搬入量を考慮いたしますと、令和3年度末で約15年搬入可能と予測しているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

まだあと15年は可能であるということで、少しは安心しているところでございますが、でもやはり親が高齢化に伴い、また、空き家でそういう家庭ごみ等で量が増えているという以前説明がございました。

その中で、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等のここ3年間の状況はどうなっているか伺います。

○市民環境課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

ごみの種類別でございますが、まず可燃ごみにつきましては、令和元年度が約5,585トン、令和2年度が約5,435トン、令和3年度が約5,466トンでございました。

続きまして、不燃ごみにつきましては、令和元年度が約807トン、令和2年度が約685トン、令和3年度が約561トンでございました。

次に、粗大ごみにつきましては、令和元年度が890トン、令和2年度が約1,179トン、令和3年度が約1,159トンでございました。

次に、資源ごみにつきましては、令和元年度が約1,087トン、令和2年度が約1,213トン、令和3年度が約1,217トンでございました。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

可燃ごみは少し減ったかなと思ったんですが、やはりほかの、不燃ごみが少し減っていますけど、横ばい状態ということで、今後もなかなか減る見込みはないということですね。家庭で燃やすのは今禁じられているということで、当然のことだとは思っているところでございますが。

その中で、家屋の取壊しは、解体業者が行った廃棄物は産業廃棄物であります。今年もでしたけど、台風等の折、住宅の一部が、そういう尾垂とかいうのが壊れて、クリーンセンターに持ち込まれることもあるかと思いますが、そういう場合の対応はどうなっているか伺います。

○市長（五位塚剛）

住民の方が自分のところのものをクリーンセンターに持ち込む場合は、一般廃棄物でありますので、可能であります。その代わりに、材木関係は、基本的には1mぐらいに切って入れてほしいというお願いをしているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

私が市民の方に聞いたとき、台風等で持ち込んだとき断られたという案件がございまして。そういうものは、市民としては、そういう1mぐらいに切ったらいいのもあるんでしょうけど、はっきりそこが分からないところがあって、受入れの方々

とトラブルになることもあると聞いております。

どうしても業者さんが持ってくるのはもう産業廃棄物でありますので、分かっていると思いますけど、そういうものはどういう例があるか、課長に伺います。

○市民環境課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

クリーンセンターのほうで受入れができない一般廃棄物、こちらにつきましては、有毒性、危険性のある廃棄物や建築廃材など、処理が困難なもの。例えばガスボンベ、消火器、れんが、ブロック等、そのようなものがこちらのほうでは受入れができないということになっております。

それ以外に、法律によりましてリサイクルが義務付けされているもの、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコンなどが受入れができないことになっております。以上です。

○11番（今鶴治信議員）

年々、特に週末は車が並ぶという、前、報告もございましたが。

いろいろ市民の中では、先ほどいただいたゴムとか、受け入れられない金属くず、廃棄物処理法で定められた20種類のものがあるということでございましたが。

市民レベルにすると、以前、分別ごみ、燃やせるごみのあれが自治会で回ってきて、うちにも貼ってありますが、あれを全戸に、また作り直すというのは相当金額も掛かると思いますが、現在、新規に曾於市に入られた方、また、ああいうのをまだ集合住宅に新しく来られて、なかった人たちに対する対応はどうなっているか伺います。

○市民環境課長（上村 亮）

お答えをいたします。

たしか令和2年度だったと思うんですけども、皆様のほうにごみの分別の手引きというものを配布させていただいたところでございます。

その後でございますが、もしなくされた方、そういう方々につきましては、市役所のほうに準備をしておりますので、取りに来ていただければお渡しをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

クリーンセンターでの受入れのところで、市民としては、市民だからほとんど受け入れられると思って持って来られる方もたまにいます。そういうところで、年末等になるとまた相当増えてくると思いますので、そういうのをFM等で、周知・啓発と、3月の異動時期とか、市役所、ほかのところ、市役所ばかりじゃな

くても、どこか行けば頂けるような体制をぜひ作って、市民の分別の周知に努めるべきだと思いますが、今後その対応についてはどうお考えか伺います。

○市民環境課長（上村 亮）

今、議員のほうから御提案を頂きました。協議のほうをさせていただきたいと思っています。

また、現在、今ホームページのほうにもごみの手引きということで、少し見やすいように掲示もしておりますので、そちらのほうも御覧いただければと思います。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

焼却場も新しくなって処理能力もかなり高くなったと聞いておりますが、やはり使えば劣化していきますので、できるだけごみのリサイクルに努めて量を減らすべく、また、そういう周知の徹底を希望して、この件については終わります。

最後に、ちょうど私が質問で偶然に今朝の南日本新聞にも出ていました。大人の代わりに日常的に家族の世話や家事を担うヤングケアラーに関する鹿児島県の実態調査があったということでございました。

その中で相当数の方がいるなと感じたところでございます。小学校6年生から高校3年生までの1万5,000人を対象にして、全体の15%と書いてありますが、9,414人が回答されて、世話をしている家族がいると答えた小学生が、6年生が9.1%、中学生が5.8%、高校生が3.8%ということで、全国でも問題になっておりますが、相当数鹿児島県内にもこういう方がいるんだなということで、改めて驚いているところでございます。

その中で、当人を特定するとまたプライバシーに関するところでございますので、答えられる範囲でよろしいんですが、3件の該当者があるということですね。把握の方法が学校、児童委員からの報告と電話相談等ということで、3件の該当者ということでございますが。

県の調査は15%でありますので、曾於市に対してはそういう調査の要請はなかったかどうか伺います。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

この調査につきまして、県のほうから曾於市のほうにも来ております。

その調査について、また教育委員会のほうから学校のほうにお願いがされたところでございます。

以上であります。

○11番（今鶴治信議員）

ただ、県のほうであって、今回この3件が該当という見解でよろしいのか伺います。

○こども未来課長（福重 弥）

では、お答えいたします。

今回のこの曾於市の3件につきましては、学校から上がってきたものではございません。うちのほうで要対協という組織があります。その中で支援を必要なところがありますので、そういった中で、ヤングケアラーに属するようなことということで、確認をしているものが3件ということでございます。

○11番（今鶴治信議員）

今、課長よりございましたが、市要保護児童対策地域協議会実務者会議という説明でございましたが、この協議会の上を書いてある人たちなのか知らないけど、実務者というのはどういう方々に当たるのか伺います。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

曾於市要保護児童対策地域協議会というのがございます。これにつきまして、要保護児童の適切な保護や要支援児童若しくは特定妊婦への支援を図るために、関係機関、関係団体との関係者で構成された協議会となっております。

構成員につきましては、先ほどの市長の答弁にありましたように、児童相談所、県の地域振興局、警察署、そういった関係機関が含まれているところの実際担当をする方たちが、まず個別ごとにケース会議に行っておりますので、そういったところで把握している案件でございます。

以上であります。

○11番（今鶴治信議員）

県の新聞記事の報告によりますと、相談した経緯について、家族、友人、学校の先生の順に多いということでしたが。

やはり本当、デリケートな問題であって、このヤングケアラーの一つの特徴として、幼い頃から介護が日常にあり、自分自身でその現状が、ほかの人たちと比べると大変苦労しているというのが気付かないところにあるというのがあります。

また、障がいや病気、要介護などを抱えているケアを要する家族がいらっしゃって、介護を担わざるを得ない状況で、家事や家族の世話などを強いられる18歳未満のことを指すということで。

その中で今いろいろ対策を、3件の個別のことは聞きませんが、いろんなパターンがあると思いますが。先ほどのそれぞれの方々が、そういう実務者会議で取り組むということで、行政の支援ということで、現状法でできるのは限界があると思う

んですが、そういういろいろできる範囲のこととされていると思いますが。

この3件の中で、行政がどうしてもそこまで行けない、実務者会議の中で相談には乗れるんでしょうけど、やはり、その家庭の事情と経済的状況もございまして、行政の支援として具体的には、今取り組んでいらっしゃるようなところなんでしょうけど、どういう状況であるか伺います。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

現在、今回のこの案件につきましては、実は個別のケースでありまして、そこにつきましては、うちの保健師のほうで、保健師、また関係者と訪問をしたりして、そのときの家庭の状況とかそういったものに依拠して、仮に病的なものがあれば病院受診とか、また、そういったのを助言指導をしているような状況でございまして。

以上であります。

○学校教育課長（平 千力）

申し訳ございません。学校の取組についてお答えいたします。

学校でも、5月と6月にヤングケアラーの調査が来ております。しかしながら、学校からはゼロということで上がってきているところでございまして。

ですが、学校の中では、個人情報にも当たりますが、この案件につきましては、虐待のおそれがある児童、それから基本的な生活習慣が整っていない児童ということで、学校からは上がってきているところでございまして。

今回、要対協と連携をいたしまして、学校のほうでもこれを認識しておりまして、学校でケース会議を行ったり、それから家庭訪問を行ったり、学校側としてはそのような取組もしているところでございまして。

○11番（今鶴治信議員）

本当にデリケートな問題でございまして、あまり深くは質問をできないところでございまして。

しかしながら、やはり学年は分かりませんが、まだ小学校、中学校、高校といったら、そういう部活をしたり、勉学にいそしんだり、友人と楽しい時間を過ごす年代だと思います。そういう中で、家族の事情で、そういう介護等に携わらなくてはいけないということで、学校等ではなかなか本人の報告はしづらいところであるということではございます。それを密接に、こういう市要保護児童対策地域協議会というのを作られてされていること、本当に今後ますますこういう方々が増えてくる可能性があると思いますので、ぜひ、これからのことでございまして、期待しているところでございます。

やはり、今も言いましたけど、そういう介護等で学業に時間を割くことができず

に学力の影響が懸念される。また、部活や友達と遊ぶ時間が奪われ、交遊関係が希薄になり孤独感を感じる子供が出てくる。また、介護が必要な家族のケアなどは、昼夜逆転してしまい体調を崩してしまう可能性もあります。

さらに、介護の負担が進路に影響するケースもあります。そもそも勉強する時間が取れない、また金銭的負担から進学等も希望するところを諦めざるを得ない事例もあると思いますので。

今回は18歳未満がヤングケアラーというくくりでございますが、20代30代は若者ケアラーという部門に入ると聞いております。

その中で、今実際いろいろ取り組んでいらっしゃるわけでございますが、経済的なもので、そういう家族が仕事ができなくて、この3件になくてもいいんですけど、将来的ですけど、そういう方に対しては、生活保護等のそういう児童委員がいらっしゃるの、民生委員とかそういうアドバイスもされていく方向にあるのか、連携も取れているのかどうか、もう一回伺います。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

いろんなケースがありまして、個別会議というのを随時行っております。

その中でいろんな案件につきまして、もちろんうちの保健師、またそれに関する関係機関の人たちと協議をしながら、その方に必要な支援という形でつなげていくようにしておりますので。もちろん生活困窮者につきましても、民生委員さんとかいろんな方とつながりがありますので、そういった形で支援ができていくのではないかと考えているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

とにかく一人でも、重いケースと軽微なこともあるかもしれませんが、それは周りが見て感じることでですね。本人は本当、意識しなくてかもしれませんが、小さい頃からずっとそういう環境におったら、それが当たり前だと思ってしまう可能性があると思いますので。

学校のほうも5月、6月に調査されて、実態的な家庭への介入も難しいところでございますが、家庭訪問等でも僅かな時間でございますけど、気付くのは難しいとは思いますが、不登校とまた難しい問題もございますけど、学校を休みがちな子供たちに対する、学校現場でどこまで入っていくのか分かりませんが、そういうところの訪問をして、どういう実態であるかも取り組んでいかれると、早くにそういう状況が、学校現場ばかりでは難しいときは児童委員の人たちと一緒にいくとか、本当、もう学業のほうだけでも大変だと思うんですけど、そういうデリケートな問題ではありますが、そういうこともぜひ取り組んでいただきたいと思います、学

校のほうではどうでしょうか。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

今のこの実際の案件の子供たちは、学校では欠席もなく、学校の態度は非常に良好で、というふうなお子さんたちでございます。ですから学校の中では非常に分かりにくい状況にあります。

ですので、我々としてしましては、そのヤングケアラーというのがどのようなものであるかということをもう一度、学校にしっかりお伝えして、学校の教師もそれを理解して、いろんな形で、そういったお子さんを発見するというふうなことをまず第一に考えているところでございます。

そのためには、ほかいろんな機関と連携して発見に努めていくということが一点と、それから、家庭訪問でありますとか、いろいろな機関連携して発見して、様々な策を、例えば児童相談所であったり、スクールソーシャルワーカーであったり、心の教育相談員であったり、今年からは支援チームということで、鹿児島大学の教授と連携した生徒指導策も取っておりますので、いろいろな形で支援の方法はないかということを探っていきたいと考えております。

○11番（今鶴治信議員）

本当、今、課長の答弁もございましたけど、やはり今回は3件でございますが、周りがすぐに解決はできない問題だと思います。

しかしながら、そういう学生さんの苦勞、また本人は苦勞と思っていないのかもしれないけど、頑張っているねとか、何かあったら相談しなさいねという大人がケアをしたら、本当、また頑張る気持ちが湧いてくると思いますので、ぜひ今、取り組んでいることをまだまだ充実させて、この件についても積極的に取り組んでいただきたいと思う意見で、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、明日15日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時02分

令和4年第4回曾於市議會定例会

令和4年12月15日

(第4日目)

令和4年第4回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和4年12月15日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第9 矢上 弘幸 議員
通告第10 瀬戸口恵理 議員
通告第11 山中 雅人 議員
通告第12 岩水 豊 議員
通告第13 渕合 昌昭 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 山中 雅人	2番 出水 優樹	3番 瀬戸口 恵理
4番 矢上 弘幸	5番 片田 洋志	6番 重久 昌樹
7番 鈴木 栄一	8番 上村 龍生	9番 岩水 豊
10番 渕合 昌昭	11番 今鶴 治信	12番 九日 克典
13番 土屋 健一	14番 原田 賢一郎	15番 山田 義盛
16番 大川内 富男	17番 渡辺 利治	18番 迫 杉雄
19番 徳峰 一成	20番 久長 登良男	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光一 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 梅木 康
主任 富永 大介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中村 涼一
副 市 長	八木 達範	教 育 総 務 課 長	鶴田 洋一
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	平 千力
総 務 課 長	今村 浩次	生涯 学 習 課 長	竹下 伸一
大隅支所長兼地域振興課長	安藤 誠	農 政 課 長	竹田 正博

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 林 務 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会計管理者・会計課長	新澤津 友 子
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	農業委員会事務局長	中 山 純 一
福祉事務所長兼福祉介護課長	笠 野 満		
土 木 課 長	上 集 基 志		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第9、矢上弘幸議員の発言を許可いたします。

○4番（矢上弘幸議員）

おはようございます。4番、れいわ会、矢上弘幸です。議長の許可をいただきましたので、大きく4つの項目について質問させていただきます。

1、財部支所、大隅支所の図書館について。

財部支所、大隅支所が建替えになり、図書館も併設されますが、どのような図書館をイメージしていますか。また、参考にしている図書館があるか伺います。

2、イベントの開催について。

①県下3大祭りの弥五郎どん祭りが開催されましたが、観客は何名ぐらいだったのでしょうか。また、祭りの後の新型コロナの感染の増減について伺います。

②そお市民祭は早々と中止が決まりましたが、その理由を伺います。

③今後の市主催のイベントについて、市長の所見を伺います。

3、曾於高校の全国和牛能力共進会での首席獲得について。

①全国和牛能力共進会の特別区で曾於高校が首席を獲得しました。テレビや新聞、ラジオでも取り上げられ、市の認知度もかなり上がったと思いますが、今後のPRについて伺います。

4、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業について。

①県の事業ですが、本市と鹿屋市、志布志市、大崎町との昨年度の利用団体数、利用者数の比較を伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、矢上議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2と3と4については私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1に

については教育長に後から答弁させます。

2、イベントの開催についての①弥五郎どん祭りの観客数と、祭りの後の新型コロナウイルス感染の増減についてお答えいたします。

弥五郎どん祭りが3年ぶりに開催されまして、観客数につきましては把握ができていないところではありますが、先日開催されました実行委員会におきまして、3年前に開催されましたときよりも多くの観客が来場されたとの報告がありました。

祭りの後の新型コロナウイルス感染者につきましては、変動はありませんでした。

2の②中止の理由についてお答えいたします。

市民祭の中止時期については、開催準備に3か月程度掛かるため、遅くとも8月上旬には判断する必要がありました。

この時期、曾於市で連日50人を超すコロナ感染者がおり、先の見通しが立たず、実行委員会の判断で中止となったところです。

2の③今後の市主催イベントについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、この2年間はほとんどの行事等は中止となりました。

現在、ワクチン接種率の向上などにより重症化率も減少しており、今後、感染対策を徹底しながら、できる限り市主催のイベントは開催していきたいと考えております。

3、曾於高校の首席獲得についての①今後のPRについてお答えいたします。

今回の活躍を広く広報するため、10月25日にフェイスブック、ツイッター、インスタグラムで発信し、11月号の広報紙では特集として掲載したところです。

また、曾於市畜産振興協議会が10月17日に高原病院下に懸垂幕を、19日に道の駅すえよしの和牛モニュメントそおぎゅっこに油単を、市役所本庁、大隅・財部各支所や、道の駅にもそれぞれ横断幕を設置しております。

今後も、様々な機会に広報を行いたいと考えております。

4、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業についての①本市と鹿屋市、志布志市、大崎町との昨年度の利用団体数、利用者数の比較についてお答えいたします。

昨年度の曾於市の利用団体は69団体で、1,364人の利用者がありました。

鹿屋市は267団体5,013人の利用者数で、曾於市と比較して198団体、3,649人多くなっております。

志布志市は33団体555人の利用者数で、曾於市と比較して36団体、809人少なくなっております。

大崎町は31団体364人の利用者数で、曾於市と比較して38団体、1,000人少なくなっております。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

1、財部支所、大隅支所の図書館についての①財部支所、大隅支所が建替えになり、図書館も併設されるがどのような図書館をイメージしているか。また、参考になっている図書館があるかについてお答えいたします。

支所庁舎建替えに伴う図書館については、図書館協議会や担当国会議を開催し、検討しているところであり、8月には図書館アンケートを実施、10月及び11月には市民を交えたワークショップを実施しており、幅広く御意見をいただいているところです。

その中で、くつろぎながら閲覧できる空間の充実、子供連れでの利用のしやすさ、パソコン作業やインターネット接続環境の充実を求める意見が多く挙げられております。

公共図書館としての役割を果たしながら、市民が気軽に立ち寄れる文化的交流の場になればと考えております。

参考になっている図書館については、霧島市牧園支所、佐賀市久保田支所、出水市高尾野支所の図書館を視察したところであります。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

財部支所、大隅支所の図書館についてなんですけど、ワークショップの人数とそれぞれの選考の経緯についてお伺いします。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

それでは、大隅支所の庁舎建設に関係する分のワークショップについて、今、御質問があったのをお答えいたします。

まず、大隅支所につきましては、人数は20人であります。こちらで御指名したのが18名、それと公募が2名であります。図書館の関係者といたしましては、図書館の利用者という形でお一人お願いしているところであります。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

財部におきましても、ワークショップの人数は20名でございました。曾於高校の学生3名を入れたと、大隅支所も高校生を入れております。図書館の関係者といたしましては、学校の図書司書補の先生をワークショップのメンバーに入れております。

○4番（矢上弘幸議員）

その選考のメンバーの中に、図書館を管理しているスタッフとかいらっしゃるん

ですか。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

まず、選考する際に図書館の関係者という形で、今の指定管理の方々若しくはそこで実際に働いている方々も検討いたしましたけれども、ワークショップという市民の声をお聞きするのにはやっぱり利用者の方が大事じゃないかということでした。

今後の話をまたしていく中では、教育委員会のほうになると思いますが、管理者の方々の御意見も聞く機会を設けるべきではないかと思っております。

一応、大隅支所には利用者の方を1人指名して、お願いしているところであります。

○4番（矢上弘幸議員）

例えば、新庁舎ができましたけど、新庁舎のワークショップのときは利用者だけの、市民だけのワークショップというわけでもないと思います。

実際に仕事をされる職員の方の意見も聞いてされると思うんですけど、このワークショップの中に図書館のスタッフがいないというのはちょっとどうなのかなと思いますけど、今後そのワークショップの中に図書館のスタッフを入れるという考えはないでしょうか。

○大隅支所長兼地域振興課長（安藤 誠）

今回のワークショップにつきましては3回を予定しておりました。第1回目が9月28日、第2回目が11月9日、第3回目が12月7日ということで、3回のワークショップの日程をもう終了いたしておりますので、申し訳ありませんけれども、ワークショップは今後開く予定はありませんので、御理解ください。お願いします。

○生涯学習課長（竹下伸一）

図書館のスタッフ関係でございますが、生涯学習課のほうで、図書館につきましては曾於市図書館協議会というのを持っているところでございます。その協議会のメンバーが10名ほどいるところでございますが、地区公民館の代表、社会教育の代表、小中学校長、あと学校の司書の代表、あと読書グループの代表4名、あと子ども園・保育園関係の代表、幼児学園の代表ということで、10名の協議会の委員を持っているところでございますが、その協議会の中でも今回の図書館、財部、大隅の図書館の説明もいたしております。意見等も聞いているところでございます。

また、スタッフにつきましては、現在、指定管理をシダックスさんのほうにお願いをしているところですが、先般もシダックスさんのほうと新しくできる図書館のことで内容については話をして、いろんな意見を聞いているところでございます。

以上です。

○4 番（矢上弘幸議員）

ワークショップについては、一般市民の意見だけでもいいんですけど、その中で管理するスタッフの意見もあったほうがより充実したワークショップになるのではないかと思いますけど、今回、時間がないからそのワークショップは図書館の関係者の意見はなしで決まるということなんですけど、それはちょっとどうなのかなと思います。

今後、図書館を管理運営していくのは図書館の関係者でありますので、市長はこの件に関してはどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

言われるように、何でもそうですけど、後で利用する方の立場に立って何事も設計を含めてやっていくのが私はいいだろうと思っております。

今までワークショップを進めてきましたが、今後、具体的なものが設計に入っ
てまいりますので、その段階でもその指定管理者にも参考意見を聞きたいという
ふうに思います。

○4 番（矢上弘幸議員）

ありがとうございます。図書館でアンケートを取られたとお聞きしました。何件
ぐらいアンケートがありましたでしょうか。また、その内容についてお願いします。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それではお答えしたいと思います。

8月に、ちょうど夏休みに入る期間で1か月ほどアンケートを取ったところでござ
います。それぞれの図書館で取っております。末吉が65のアンケートが集まって
おります。あと、財部が50、大隅が46。161名の方々のアンケートを取ったところ
でございます。

その中で、様々な意見が出てきているところでございますが、新しい図書館に望
むことということで意見をいただいているところでございます。中身については、
ゆっくりと読むことができる。子供連れで気軽に利用でき、読み聞かせができる。
目的がなくても気軽に立ち寄ることができるというような意見等は特に多かったと
ころでございます。

これにつきましては、年齢と、あと来られた方々の意見を集約したところでござ
います。

以上です。

○4 番（矢上弘幸議員）

文教厚生委員会で、熊本県宇城市の不知火美術館・図書館を視察に行ってしまし
た。そこでは、市の公式LINEでアンケートを取ったりして、あとは市の指定管

理者の人が直接、市民の方に話を伺いに行ったりとしています。

今現在、都城の図書館「まるまる」とかはカフェが併設されていますし、鹿児島市のセンテラスではショッピングセンターを併設しています。今、時代の流れは、図書館単体としてよりも、何かとコラボすることで利用者数を増やすという流れになってきていますが、市長はその考えについてどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

私も都城の図書館を何度も見学いたしました。非常にいい雰囲気になっております。残念ながら、私たちの曾於市と財政規模がちょっと違いまして、いろいろな取組をされているようでございますので、非常にいいなと思っております。

また、鹿児島市の図書館もショッピングセンターと併せてやっていらっしゃるんですけど、これもテレビで放映されておりました、非常に市民から見たらいいなと思っておりますけど、私たちの曾於市の中でもそういうのを取り入れたいんですけど、現実的にはちょっとできない部分があるのかなと思っておりますけど、自動販売機なんかで、何らかの形でちゃんと飲み物もできるようなスペースといったものではできらうというふうに思っております。

○４番（矢上弘幸議員）

市も、霧島市、佐賀市、出水市の図書館を視察に行っていますし、議員も今回、不知火の美術館・図書館を視察に行っています。お互いの意見を持ち寄れば、もっといいのができると思いますし、また、今回のその図書館の関係者の方々の話もいろんなところを知っていますので、話を取り入れることで、もっといいのができるのではないかと思います。なので、市だけで主導というよりも、議員の意見も取り入れるのはどうかなと思いますけど、市長、どう思いますか。

○市長（五位塚剛）

議員の方々もいろんな知識を持ってらっしゃるし、いろんな見聞されたものを、やっぱりアイデアとして出してもらえるものについては、できるものについては取り入れはちゃんと可能だというふうに思います。

○４番（矢上弘幸議員）

ありがとうございます。財部支所、大隅支所はもうスタートしていますので、今後の設計についても、うまく利用者が増えるような形で流れが行けばいいと思います。

では、次に行きます。県下３大祭りについてですが、今回、弥五郎どん祭りの特集番組がテレビでありましたけど、その方たちの終わった後の感想を見ると、すごい良かったというイメージが伝わってきました。

今回、３年ぶりということでしたが、パレードのときに神牟礼太鼓踊りが活動中

止ということで非常に残念です。やはり、こういうのはイベントが中止になったことで、活動できなくなったことで活動中止になったりとかするのですが、今後、そのイベントに対しての市長の考えをもう1回、お聞かせいただけますか。

○市長（五位塚剛）

曾於市では、市民的なイベントというのは市民祭であります。今回も、市民祭を開きたいという強い思いも持っておりました。ただ、最終的にはコロナがまだ収束が見える状況ではありませんでしたので、いろいろ検討した結果、中止をいたしました。

その次は、何といっても岩川の弥五郎どん祭りですが、2年間中止をする中で、実行委員会の中でかなり議論をしていただきまして、あの時期には少し収まりもありましたので、コロナに対する感染防止も努めながらやっぱりやってみようという実行委員の方々の強い思いがありまして実現ができました。

また、この弥五郎どん祭りが国指定に向けて準備がされておりますし、今回、特にダイドーさんの提供で全国的な放送もしていただけるということも聞いておりましたので、非常にこのイベントは大成功だったというふうに思っております。

今後も、基本的には、各団体が積極的にやりたいという意味があれば、市としても基本的には応援をしてできるようにしたいという考えは変わりません。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

野球やサッカーとか、スポーツイベントとかも普通に開催されていますので、感染症対策をしっかり取れば、普通にイベントもできるのではないかと思います。またそれぞれの団体も発表できる場を増やしていかないと、また活動中止という形になっていくと思いますので、前向きに御検討をお願いします。

では、次の質問に移ります。曾於高校の和牛能力共進会の首席獲得についてなんですけど、市民の意見でちょっとPRが少ないんじゃないかと、横断幕の数をもっと多くしたらいいんじゃないかという声もありましたし、私はのぼりをもっと多くしたらいいんじゃないかと思います。

日本一なんですよ。日本一というのぼりを作るだけで、のぼりというのは、はためいて目に留まりやすいんです。横断幕と違って動きがあるので、そういうのぼりをたくさん作ることで、また道の駅や温泉とか、そういう日本一というのぼりを目にするだけで、何だろうと思って、よく見たら和牛能力共進会で1位を、首席を取った。じゃあ牛肉を買おうかというふうな流れにもなると思います。

のぼりについてはどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

のぼりについては、今言われましたように、非常に効果があるというふうに思っております。私たちは、横断幕と各道の駅、また市役所でやりましたけど、今言われたことは非常にインパクトがあるというふうに思っております。

財政的な裏付けがちょっとまだありませんですけど、またそのことについてはちょっと検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

和牛能力共進会が終わった後に、弥五郎どん祭りがありました。ドンドン祭りもありました。サマーフェスタもありました。その3つの行事の中で、曾於高校の首席獲得の報告会というのを市民の前でしたらよかったのになと思ったんですけど、それがなかったんですけど、それはどうしてなかったのか、お答えいただけますか。

○市長（五位塚剛）

曾於高校の今回の特別区で1席、内閣総理大臣賞というのは、すばらしい功績であります。

それで、校長先生とも相談して、何らかの形で高校生に参加してもらって、何かイベント的なものはできないですかというお話もしたんですけど、非常にスケジュール的にもいろいろありまして、そのことはできませんでしたが、まだまだ条件はあるというふうに思っておりますので、また検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

メディア関係では紹介はしてもらったんですけど、一般市民がたくさん集まる場所で報告会をすることで、生徒たちもすごいことをしたんだなというふうに思いますし、市民の方のたくさんの祝福があることで、また曾於市も盛り上がっていくと思います。

宮崎県は、県民栄誉賞として、県の推進協議会に贈っています。

例えば、曾於市の市民栄誉賞の基準とかはありますか。

○市長（五位塚剛）

一応、基準はありますが、また特に今年、曾於市のためにいろいろと貢献されたことについては、また市民栄誉賞という形でのことも可能だというふうには思っております。

○4番（矢上弘幸議員）

今、市民栄誉賞は、北別府学さんの1人だけなんです。今回の和牛能力共進会は、5年に一度のオリンピックみたいなものです。日本一なので、ぜひ市民栄誉賞を検討されてはいかがでしょうか。

また、先ほどののぼりの件もあったんですけど、漫画「キングダム」を参考にし

ますと、曾於高校が火を起こしてくれました。その火を起こしたのに対して、市もバックアップをして、もっと大きな火を起こさないといけないと思うんですけど、それを、例えばのぼりを設置する。あと、懸垂幕、ただメディアで取り扱っていただくだけで終わりにするのは本当にもったいないですので、来年は国体もありますので、ぜひ、のぼりをたくさん作って、市で、メディアからの外側からの炎はもうありますので、今度は内から炎を上げて、大きな炎になるようにしてあげたいと思うんですけど、市長はどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

今、指摘がありましたように、これは本当に今、曾於市がいろんな意味でのチャンスが来ているというふうに思っております。財部高校跡地の拠点事業等のほうにつながっていくということもありますので、今、言われるような取組を基本的にはやるべきだというふうに思っております。

○4番（矢上弘幸議員）

曾於高校に火を起こしてもらったので、その火を絶やさないためにも市の支援をよろしくお願いします。

では、次に行きます。高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業についてですが、鹿屋市に比べて曾於市は少ないです。先ほどお伺いしました鹿屋市、志布志市、大崎町の3つなんですけど、鹿屋市は外部ホームページを作っています。曾於市での外部ホームページを作る考えはないでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉介護課長（笠野 満）

お答えいたします。ホームページなんですけれども、県のほうには各市町村をリンクしているところがございますので、今後は、県のホームページにリンクするようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

これは、100%県の事業なので、なるべくたくさんの市民に参加してもらいたいと思います。

その県の事業なんですけど、高齢者を支援する活動、子育て支援ポイントというものもありまして、子育て食堂支援等ポイントというものもあります。子ども食堂がこの事業に登録するということではできないのでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉介護課長（笠野 満）

お答えいたします。曾於市での子ども食堂支援ポイントというのは、まだこの要綱にはうたっておりません。

というのが、要綱が制定されたのが平成26年度ということで、県のほうをちょっ

と今、調べてみましたが、令和２年度から子ども食堂支援ポイントというのができております。しかしながら、曾於市の要綱で申し上げますと、もし子ども食堂で活動するのであれば、互助活動ポイントと子供を対象とした食事の提供になるかと思いますが、それでありますと、子育て支援活動としてもう１ポイントを加算することができますので、当面はこちらで運用していくという考えでおります。

以上です。

○４番（矢上弘幸議員）

まだまだ周知が足りないので、市の公式LINEだったりホームページ、また市の広報紙であったりとか、そういうのでどんどん告知をしていただいて、利用者をたくさん増やしていただけたらと思います。

コロナ禍で、高齢者の方々も家から出るのをためらったりまだしていますので、これをきっかけに外に出ることで、またたくさんの方と話をすることで、また健康的な生活ができるのではないかと思います。

また、子ども食堂に関しては、１回限りではなくて、その当日だけではなくて、食材を受取りに行く。そして、前の日とかに下ごしらえをする。また当日であったり、たくさん準備が要ります。なので、なかなかたくさんの方に協力していただかないと成り立っていかないので、65歳以上の高齢者がポイントをもらいながら楽しんで参加できるような、そういう仕組みを作っていただきたいんですけど、市長はどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

私の考え方は、元気な曾於市をつくるということと、元気な市民をつくるというのが大きな目的であります。そういう意味では、今、この寒い中でも朝からグラウンドゴルフをされている方がたくさんおられます。話を聞くと、やはりグラウンドゴルフに出てきて体を動かして、またいろんな人としゃべることが元気の秘訣だと言われております。そういう意味でのいろんな方々がおられます。

また、曾於市には、木場克己さん等、市のPR大使もおられて、今、そお生きいき健康センターで健康づくりのためのゼミみたいなものを開いて、体を動かしてやっております。

そういうのを本当はもっともっと積極的に取り組んで、市民の方々が外に出るような、元気になるようにすることが、保険料の軽減にもつながるし、また健康寿命が延びるというふうに思っておりますので、引き続き、各担当課を含めて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○４番（矢上弘幸議員）

先日、鈴木議員が買物支援について質問されました。この県の事業に対しても高

齢者を支援する活動に当てはまると思いますので、なるべくたくさんの高齢者、65歳以上の方に参加してもらえるように提案して、一般質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

皆さん、こんにちは。3番、瀬戸口恵理です。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

今回は、大きく2項目について質問をいたします。

1、子育ての孤立化対策について。市長の目指す「子育てしやすいまち」の充実に向けて、当事者の立場から質問いたします。

①本市の少子化問題をどのように捉えているか。また、原因や対策の見解を伺います。

②インクルーシブな子育て環境の整備について、市長の見解を伺います。

③インクルーシブな支援の1つであり、イギリス発祥である家庭訪問型子育て支援ボランティア活動「ホームスタート」について、内容を伺います。

④本市のホームスタート事業について、始まった目的や経緯について伺います。

⑤家庭を訪問するボランティアを要請する「ホームビジター要請講座」が今年度も実施されましたが、その内容について伺います。

⑥過去の要請講座について、実施回数、受講人数、修了者数について伺います。

⑦ホームビジターとして登録や活動をされている方の年代や職業、地域活動などの構成等について伺います。

⑧実際にホームスタートを利用された方の感想について伺います。

⑨市との連携体制について伺います。

大項目2、公共施設の市民サービスについて。

①末吉本庁に南棟が増築されましたが、そこで働く職員や訪れる市民の方からの評判について伺います。

②本庁・支所機能再編に伴う異動により、利用内容や申込み方法が変わった施設があるかについて伺います。

③再編後、混乱やクレーム等がなかったか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、瀬戸口議員の質問にお答えしたいと思います。

1、子育ての孤立化対策についての①本市の少子化問題、原因や対策についてお答えいたします。

本市においては、少子化問題と併せて、高齢化や人口減の課題があります。少子化が進むことによって、これらの課題につながっていると考えられますが、地域の活力減少による限界集落の発生といった市全体の問題と捉えております。

原因については、Ｕターン、Ｉターン等がなかなか進まず、市外からの定住者より就職等のため曾於市を離れる方が多いことも要因だと考えられます。

対策として生活していく上で不可欠な雇用の場の確保や、通勤・通学の環境整備、子育て環境の充実、市外からの定住促進、安全・安心な老後の生活等の多岐にわたる分野で効果のある施策を推進し、魅力あるまちづくりを行う必要があると考えております。

1の②インクルーシブな子育て環境の整備についてお答えいたします。

インクルーシブな子育てですが、子供一人一人の立場に立った多種多様な環境が必要だと思っております。

子供の特徴や身体状況を考慮することが大切であり、子供だけでなく子育てをされる保護者の方への支援も必要です。

1の③イギリス発祥の家庭訪問型子育て支援ボランティア活動、ホームスタートについてお答えいたします。

未就学児のいる家庭に研修を受けたボランティアが週に1度程度、定期的に訪問し、相談事の傾聴を行い、通院や買物等の外出時に同行することで、育児で孤立になりそうな保護者に、社会のつながりや心の安心を取り戻す活動です。

1の④ホームスタート事業について、始まった目的や経緯についてお答えいたします。

当初は、育児不安などの子育て相談が多数寄せられる中、市でカバーし切れない部分があり、傾聴、協働を主とした訪問事業を都城市で行っていたNPO法人りんごの木に補助金を交付して対応していました。

平成30年度からは、子ども・子育て支援交付金の養育支援訪問事業として業務委託を行っております。

1の⑤ボランティア養成講座の内容についてお答えいたします。

養成講座は、NPO法人主催で行っております。年間1回開催されており、今年度の受講者は5人でした。

研修内容として、傾聴の意義や方法、子供の理解、地域の子育て支援の状況と連携など、訪問支援者として必要な知識を習得するための講座となっております。

1の⑥ボランティア養成講座の実績についてお答えいたします。

補助事業及び業務委託の実績報告からになりますが、実施回数は平成29年度から令和4年度まで各年度1回となっております。

受講人数は、平成29年度が2人、平成30年度が3人、令和元年度が2人、令和2年度が3人、令和3年度が5人、令和4年度が5人、6か年で20人、修了者数が20人です。

1の⑦ホームビジターとして登録や活動されている方の年代や職業、地域活動などの構成等についてお答えいたします。

登録者の年代は20歳代から70歳代で、職業については看護師、幼稚園教諭、保育士、ヘルパー、介護福祉士等の保健・福祉関係の資格を有している方が9人となっております。

これまでの曾於市養育支援訪問事業で、訪問支援者として活動された方は4人です。

1の⑧ホームスタートを利用された方の感想についてお答えいたします。

ホームスタートの訪問により、傾聴や買物の付添いで「気持ちが落ち着いた」、「助かった」との声が聞かれております。

事業開始当初は、3か月以内に訪問を終了し、自立に向かうケースがほとんどでしたが、令和2年度からは対象者の背景に精神疾患があったり、対象者を取り巻く環境が複雑なケースもあり、より専門的な助言を必要とするケースが増えております。

1の⑨市との連携体制についてお答えいたします。

事業開始時は、虐待事例や育児不安の保護者への支援体制が整っておりませんが、令和2年度に子育て世代包括支援センター、令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、対応は充実してきております。

また、現在委託しております養育支援訪問事業は国の補助事業であり、今後、助産師や保健師による専門的支援が必要となることから、子ども家庭総合支援拠点等との連携を強化し、子育て支援をする必要があります。

このような事情により、令和5年度からは市が事業を実施していくため、本事業の委託は今年度で終了いたしますが、養成講座に参加された方々の活躍の場として、

幾つか子育て支援事業もございますので、協力いただければと考えております。

2、公共施設の市民サービスについての①本庁南棟で働く職員や市民の方々からの評判についてお答えいたします。

初めに、本庁舎南棟職員の意見であります。働く場所が新しくきれいになったこと、また照明が明るくなったことにより、職場環境が良くなったとの意見がある一方、市民窓口対応について、窓口に近い職員に窓口対応が集中しており、改善が必要であるといった御意見もあるところです。

次に、市民の皆様からの御意見であります。開放的で明るい施設で良いという意見や、市民協働広場など、市民が自由に利用できる場所があつてとても良いという意見がある一方、課の配置が分かりにくいといった御意見や、北棟入り口から入られた市民の方が、南棟までとても遠いといった御意見もいただいております。

2の②本庁・支所機能再編に伴う異動により、利用内容や申込方法が変わった施設があるかについてお答えいたします。

施設利用の際の鍵の受渡し、許可に関しては、時間外における大隅文化会館の鍵の受渡しを教育委員会から大隅中央公民館へ変更し、社会体育施設の鍵の受渡し、許可については、分室から本庁教育委員会に変更しております。

申込方法の変更に関しては、本庁舎南棟の市民環境課において、転入や転出などのライフイベントについて、総合窓口方式を採用してワンストップによる手続を開始し、社会体育施設においては、これまで市内・市外問わず、3か月前から利用申込みを受け付けておりましたが、10月利用分からは、月初めの1週間は市内居住者及び市内団体に限り利用申込みができるように変更しております。

また、本庁舎南棟においては、証明書発行の窓口を一元化し、住民票や市税関係の証明書も一つの窓口で発行しております。

さらに、文書届出先の変更に関して、学校関係の文書については、末吉管内は末吉中央公民館から本庁教育委員会へ、大隅管内は大隅支所内で3階の旧教育委員会から1階の地域振興課へ、財部管内は財部中央公民館から財部支所地域振興課へ届けるように変更したところです。

2の③再編後、混乱やクレーム等がなかったかについてお答えいたします。

本庁・支所機能再編による課・局の移転により、課・局の場所が分かりにくいといった市民の皆様からの御意見がありました。

このことについては、新たな案内板の表示の設置や、北棟入り口においてフロア案内を行う職員を配置するなどの対応を行いました。

また、10月3日の開庁日の午前中には、LANケーブルの接続ミスなどにより通信が不安定となるシステム障害が発生し、一部証明書等の発行ができず、市民の皆様

様に御迷惑をお掛けする混乱があったところです。

このことにつきましては、今後、このようなことがないように十分な対策を講じてまいります。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

まず、大項目1の子育ての孤立化対策について伺ってまいります。

前回の一般質問の中で、私のほうからファミリーサポートの事業の進捗について伺いましたが、市のほうでファミリーサポートとホームスタート事業が市民の中でもごっちゃになっているような印象があるんですけれども、その点、違いを認識していらっしゃいますでしょうか。内容について、違いを御説明ください。

○こども未来課長（福重 弥）

それではお答えいたします。ホームスタートにつきましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、未就学児のいる家庭に研修を受けた方が傾聴に行って、子育ての不安を解消するというようなものでございます。

また、ファミリーサポート事業につきましては、育児の家事支援、また子供の園への迎えとか、そういったものを事業として取り組むような事業となっているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、今年度6回目のホームスタートのビジター養成講座が実施されたと思いますが、そちらの内容について、市の当局のほうではどれぐらい把握していらっしゃいますでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

今年度の開催につきましては、5名の方が参加をされております。

研修につきましては、8回の講習会がありまして、それで修了されていらっしゃるみたいでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

その講習会の概要ではなくて、中身についてどれぐらい把握していらっしゃいますでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

その養成講座の中身ということでございますか。

中身につきましては、8回の日程があったところですが、その講習の中に家庭についてとか、また親についてはどういったものとか、子供の理解、またの傾聴の意義と方法とか、ホームビジターの実務とか、そういった内容等について講義がなされたところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ホームスタートというのは、心構えというかスピリットというのがあるんですけども、そちらのほうをちょっと御紹介したいんですが、ホームスタートのスピリットは、フレンドリーで、協力的で、思いやりがあり、人を信じ、人を敬い、批判的ではなく、優しく寄り添い合うことです。これを必ず、ホームビジターの毎回、講座の開始の前に全員で、これを口にしてから講座が始まります。

この協力的で、思いやりがあり、人を信じ、人を敬い、批判的ではなく、優しく寄り添うこと。これは、例えばこれからこども家庭庁ができる中でも、子育てに関してとても大切なことだと思うんです。

今年度で事業がなくなるということでしたが、今までこのホームスタート事業が賄っていたことを、専門的になったということで他の事業で賄いますという説明でしたが、本当にそれが今の人員で賄えるとお考えでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

それではお答えいたします。今回、この事業につきましては今年度で終了いたしますが、この事業につきましては、平成29年度に困っている方の傾聴とか、そういうことができずに現在、NPO法人のほうにお願いしたという経緯があるところでございます。

今、市のほうでは子育て世代包括支援センターというものもできまして、また妊娠期から子育て期までの支援をするセンターとなっております。

また、今年度からは子供の家庭支援全般にわたる困難な事例、こういったものにも対応できるように拠点ができたところでございます。

現在、保健師のほうも充実しておりますので、来年度以降につきましては、この事業につきましては、さらにそういった助産師等の助言をいただきながら指導等に行けるのではないかと考えているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ホームスタート事業のいいところは、地域の住民が、その地域でボランティアとして子育て世代に関わっていくことだと言われています。行政の手の届かないところ、民間の手の届かないところ、そこの隙間にリーチをして支援ができることがホームスタートの良さだというふうに講座の中でも説明がありました。

これは、講座の中でも専門的な方で言いますと、例えばホームスタートのビジター養成講座の中で、九州大学大学院の人間環境学研究室の准教授でいらっしゃる山下先生も講師として来られますが、その方の説明でも、家庭のこれからの困難、そして複雑化していく問題に関して、様々な視点、様々な支援で底支えをしていくことが大切というふうにおっしゃっています。

ですので、市でやっている事業が新たにできるからと言って、すぐにそれが切り替えることができるとは私はちょっと思えないんですけれども、それについて見解を伺います。

○こども未来課長（福重 弥）

それではお答えいたします。先ほど申しましたようにこの事業につきましては、養育支援訪問のほうでNPO法人さんに委託をしております。その中で、ホームスタートの部分を担当いただいているところではございますが、どうしても今後、この養育支援訪問事業を行っていく上では専門的な保育士さん、また助産師さんというものが、どうしても今後の指導・助言に必要となっていくというふうに国も示しておりますので、この事業につきましては、そういった方向で進めさせていただきたいと思っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

問題が難しくなっていくたり、お母さん方が専門的な指導や助言を必要としている場合は、もちろん今、おっしゃったようなことに頼らざるを得ないと思うんですけれども、なかなか、例えば赤ちゃん訪問も曾於市にはありますし、健診がその都度ありますけれども、その中で保健師さんであるとか助産師さんにはなかなか専門的過ぎて相談ができないという声を伺います。

それはなぜかという、立場が対等でないんです。どうしても指導される。自分のほうが、ちょっと気持ち的に下になってしまう。だから、叱られるんじゃないかと思ってしまって、本当のことを言えないまま健診が終わってしまう。若しくは、健診で相談するというよりかは、健診で自分が困っていることをばれないように何とかやり過ごすという方も多くいらっしゃると思います。

その中で、やはりこのホームスタート事業というのは対等な、子育てを終えた方、先輩のママが、「分かる。その悩み、私も持っていたよ」ということで優しく寄り添って、共感・同感していただいて、その中で悩みを傾聴の中で軽くする。なので、問題が軽い状態のうちに解消につながるというのが大切だと思うんですけれども、本当にこの事業がなくなっても大丈夫でしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えいたします。今、議員もおっしゃられましたように、市のほうでも健診の折にいろんな相談も一緒に受けております。

その中で、確かに本音を言えないという部分もあるのかもしれませんが、そこについては、やはり保健師もプロでありますので、そういったところを酌みながらいろんな指導・助言はしていっているところでございます。

また、今後もそういった形になるかと思いますが、また令和6年度以降には国の

ほうでも子育て世帯訪問支援事業というのをしております。家事・育児等に不安を抱えた妊産婦とかそういった形の家庭を訪問して、不安や悩みを傾聴したり、また家事・育児の支援を行うというような事業も、今後、市のほうでも6年度以降には計画をしておりますので、そういったもので補完ができればと思っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

6年度から、今、答弁があったように新しく事業が始まるということなんですが、では令和5年度はどういうふうに対応されるおつもりでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

令和5年度につきましても、この事業といたしましては、養育訪問事業で助産師さんをお願いをする部分でございます。

このホームスタートにつきましては、うちのほうでは、この部分のフォローというのはできないところでございます。

以上であります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

その対応をしてくださる、例えば保健師さんであるとか助産師さんはどれくらい人数がいらっしゃるのでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

今のこども未来課のほうで、母子チームということで特に健診関係を担っておりますが、保健師が4名、歯科衛生士が1名、栄養士が1名という体制で行っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ホームスタートのビジター養成講座を修了された方が20名。今、聞いた人数と比較して、とても少なく感じます。また、もちろんこのホームスタートのビジターをされていらっしゃる方も仕事を持っていられはいますが、保健師さんや歯科衛生士さんや栄養士さんも、別にほかに仕事はもちろんあると思うんですけれども、本当にお母さんの悩みであるとかSOSに気付いて、対応ができるのでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えいたします。必ずとおっしゃられると、100%のところはないところですが、保健師につきましてそういった健診、また実際、子育て世代包括支援センターもありますので、そういったところに相談も電話、また来庁、また訪問をしたり、そういった形で受けておりますので、かなりの形でカバーはできるのではないかと考えているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

曾於市の現状をお話ししますと、例えば養育者自身が障がいを持っている、若しくは子供に障がいがある、子育てや家事の仕方がそもそも分からない。また、ステップファミリー、いわゆる再婚や血縁がない家庭も増えているということなのですが、だからこそ複数の支援が必要だと私は考えております。

例えば、実家に近くて地元出身だと、周りに知り合いや家族がいるから子育ての支援をしてもらえと思われがちなのですが、実際には実家とちょっと疎遠であったりとか、いろんな理由があって、例えば障がいとかいろいろな理由があってなかなか頼れないという御家庭もございます。

そういう御家庭が、一部、これは感想というか声が上がっているんですけども、ビジターさんは週に1回の訪問、約1回につき大体2時間ほど訪問をされます。それを4クール、4回、約1か月、週に1回通うことになります。その後、また継続をするか、そこで終了するかはまた打合せの中で決めていくんですけども、ビジターさんに何回目かの訪問の後、ビジターさんが年配の女性だったんですが、本当の母というか、子供からしてみたら本当のおばあちゃんのように感じたので、ぜひ自分の子供を本当の孫だと思ってくださいと言ってくださる方もいらっしゃいます。この訪問が終わったからといって関係が終了するというわけではないんですけども、今まで外に吐き出せなかった悩みであるとか、心のもやもやを吐き出せることによって、気持ちが明るくなった、子育てにも頑張れそうという感想もあります。

ただ、市のほうで感想を、私が質問の中で伺ったんですが、気持ちが落ちついた、助かったなどの声が聞かれているとあります。

傾聴や買物の付き添い、そのほかにもホームスタートの事業で対応していることがあるかと思うんですけども、そちらのほうは把握をしていらっしゃいますでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えいたします。それ以外の事業実績につきまして、報告のものに載っておりませんでしたので、確認は取れていないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

必ずホームスタートのビジターさんが終わった後に、感想を記入して提出をしていると思います。

それを、取りまとめであるオーガナイザーさんが市のほうにも報告しているはずなのですが、その内容については把握していらっしゃいませんか。

○こども未来課長（福重 弥）

現段階では、私のほうでは、ちょっとまだ把握はしていないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

その中身、お母様方がどういうふうに助かって、どういうふうに困り事があって
というのを把握した上で、この事業はもう終了しても大丈夫というふうに移行する
のがいいかと思うんですけども、それについてどうお考えでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えいたします。その部分については、直接担当のほうから聞いていなかった
ところでございますが、この事業につきましては、先ほど申しますように養育訪問
事業の中で行っていただいておりますので、傾聴、協働、その後の助言指導がどう
しても今後、必要な方たちも増えてきますので、今回、こういった形で今回のこの
事業については終了させていただくというところでございます。

以上であります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

例えば、困り事がある家庭があったとして、そのお母さんが市のほうに困り事を
相談したいと思った場合に、どういう方法でリーチをされるとお考えで、今、され
ていらっしゃるのでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

そういった方の確認につきましては、まだ現在、先ほど申しました子ども家庭総
合支援拠点というのが、うちのこども未来課の中ではできております。

そういった中で声が上がってくれば、そのケースに応じて、すぐ保健師のほうか
家庭児童相談員等と出向いて、話を聞きながら支援へつなげていくというところで
ございます。

また、もちろん学校からとか、いろいろなところからの情報もありますので、そ
れに応じて対応しているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

この20名、現在いらっしゃるホームビジターの方が、職業など記載が、答弁があ
りましたが、その中で例えば地域活動としてどんなことをされているかというふう
に質問をしたんですが、ちょっと答弁の中にはなかったように見受けられますが、
恐らく民生委員であるとか子育てサロンのスタッフであるとか、環境ボランティア
団体とか、いろいろ私を知る中では曾於市の地域に貢献されて活動されていられ
る方が複数いらっしゃると思うんですけども、そちらのほうは把握していただ
きたいと思います。

○こども未来課長（福重 弥）

現在、こちらのほうで確認ができている部分では、こういった資格を持ってい
らっしゃる方という部分で把握をしているところでございます。

先ほど1回目の答弁でありましたように、看護師さん、また幼稚園教諭、保育士、

ヘルパー、こういった資格を持った方が、このホームビジターとして活動をされているところでございます。

以上であります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今回、こども家庭庁が創設されることに伴って、孤立化を対策していきましようという方針になっているかと思いますが、その点において、ホームスタート事業は素晴らしいものであると思うので、今後、どのように拡大していくかということについて本当は聞きたかったんですけども、なかなかちょっと、事業がなくなってしまうということではびっくりしているところなんですけど、例えば地域活動で民生委員さんとか男女共同参画推進委員の方とかいらっしゃいますけれども、そういうので虐待であるとか、DVの予防などにもつながると思うんですけど、今までそういった事例はありますか。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えいたします。まず、虐待等、そういった件数につきましては、先ほどありました、うちのほうで拠点ができております。その中で、昨日もありました要保護協議会というのがございますので、そういった中で先ほどありましたように学校、また地域からそういった虐待のおそれがあるものについては連絡を受けたりしております。

実際、昨年虐待としてつかんでいた数が24件ほどはあったところでございます。それにつきましては、身体的なもの、また心理的なもの、ネグレクトというような虐待で把握をしているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

そういった問題に対して、保健師さん4名で基本的には対応されるということでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

申し訳ありません、もう一度お願いできますか。

○3番（瀬戸口恵理議員）

そういった難しい事例も、今後、増えてくると思うんですけども、曾於市に子供の数、少なくなったとはいえ、相当数まだいます。それを、この保健師さんだけで賄えるかどうか、大変疑問に思うんですけど、本当に対応できるとお考えでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えいたします。確かに、保健師だけで扱っているわけではございません。この要保護協議会につきましては、今鶴議員のほうで申しましたが、児童相談所また

警察署、いろんな関係機関とつながりを持っております。その中で、その案件につきまして必要なケースに応じまして、また各市役所のほうでも担当がおりますのでそういった方たちとケース会議を行いながらその支援をしていっているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

児童相談というのは、民生委員さんの児童相談員さんのことになりますか。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えします。すみません、県の児童相談所のことでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

現在、曾於市の現状の中で、先ほど申し上げたとおり、第1子の子育てにおける不安であるとか、なかなか初めての子育てでできることが、自分が思ったよりも、子育てをする中で、想像していたよりうまくできないこととかもあったりとかすると思います。

また、ヤングケアラー疑いなども、下に小さい兄弟がいるとあったりするようなんですが、その孤独感にならない、いわゆる孤独の子育てを孤独の孤と書いて「孤育て」というんですが、いろんな機関と連携しながら、目の前の支援を必要としている家庭に寄り添うことが今後大切になると思います。

今、おっしゃるように、いろんな機関と連携しながらしてくださると思うんですが、このホームスタート事業のように、週1回2時間の4日が1つのセットになっていますが、そういったきめ細やかな対応というのはほかの事業で対応できる見込みがあるでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

特に、それに特化した事業というのはございませんが、先ほどから申しているように、いろんな健診等がございます。そこで、声を聞きながら支援をしていくというところが現在のところでございますし、特に来年度以降について、先ほど申しましたように、助産師等も取り入れながらそういったところを対応していきたいと考えているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

まだ、このホームスタート事業が次年度からなくなるということは周知されていないので、市民の方がどう考えるか。また、今後になってくると思うんですけれども、例えば市民の方からこれはなくさないでほしいであるとか、出産したら利用しようと思っていたという声が届いた場合はどう対応されますか。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えいたします。そういった声が届いた場合には、うちの保健師のほうでそこ

は対応していきたいと考えております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ちょっと、そもそも論になるんですけれども、今、日本でどれぐらいホームスタート事業が実施されているか、把握していらっしゃるのでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

そのところは、把握していないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、日本全国で約110か所、ホームスタート事業をされている自治体があると言われています。

特に、九州では大分県がとても盛んで、たくさんホームスタート事業があると思うんですけれども、ちょっとネットで検索していただければすぐ分かると思うんですけれども、今年度から開始しましたという自治体も数多く出てくるかと思います。

これから広めていこう、増やしていこうというホームスタート事業の中で、子育てしやすい町、曾於市を目指す中で、なくなってしまうというのは、どうしても私としては理解ができないところなんですけれども、それについて市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今、やり取りを聞いていまして、ホームスタート事業が子育てをするお母さんの不安解消やら、また悩み事の解消につながるのであれば、当然、これは進めるべきだというふうに思っております。

ただ、補助事業でやっているのか、まだ私も詳しくは理解しておりませんが、今、全国で110か所と言われましたけど、いい事業であれば広げていくというのは当たり前だというふうに思っております。

同時に、子育て支援事業として、子育てがしやすいまちづくりを目指しておりますので、もう1回、このことについて担当課でも議論をさせていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

こちらの令和2年度から6年度までの第2期曾於市子ども子育て支援事業計画の中にも、基本方針の中で、2番目に地域における子育ての支援という項目があります。

地域における子育て支援サービスの充実、家庭と子供を応援する地域づくり、また親同士が交流できる機会の充実というふうにあります。

これが、子育て支援センターになっていると思うんですけれども、例えば自分の住む地域にそういうビジターさんがいらっしゃる、そういう方に見守っていただい

ている。何かあったときは夜でも連絡がついて、どうしよう、こういうときってどうしたらいいんですかという相談にも乗ってもらえる。そういう地域の高齢者と若い世代のつながりにもなるかと思いますので、ぜひこれは見直しをお願いしたいところなんです。

また、ホームスタートの効果というのは、なかなか目に見えづらくて分かりにくいと思うんですけども、アンケートの中でニーズ充足度集計というのがあります。

どれだけホームスタート事業を利用されたか、満足度の調査なんですけど、こちらのほうは90%と、高い数値が出ております。これは曾於市だけではなくて、このホームスタート事業全般にわたるかと思うんですが、なので、例えば引っ越しをしてきて近くに頼れる人がいない、初めての子育てでどうしていいか分からない、そういうのをなかなか一回一回保健師さんに電話をしたり、連絡をして相談するというのはなかなか難しいことなんですね。なので、例えば子育て支援センターに行ける元気がある人は、まだいいんです。

ただ、なかなかそこまで行くにも、準備も大変だし、タイミングもなかなか合わない。子供のお昼寝の時間にあったりとかすると、なかなか自分からは出掛けていけないというお母さん方も多くいらっしゃいます。

例えば、子育て支援センターに行くとして、お母さんがどの程度の準備をしてから行かないといけないというのを把握していらっしゃいますでしょうか。

○こども未来課長（福重 弥）

お答えいたします。

どのくらい時間が掛かるのかというのは、実際私も子育てをしておりましたが、そういった時代ではございませんでしたので、今現在のお母さん方がどのくらい掛かるかというのは分からないところでございますが、1時間か2時間程度は準備に掛かるのではないかと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

まず、出掛けようとしておむつを替えて、きれいな状態で行かないといけない、おなかがすいて泣いたとしたら、ミルクなりあげてから出かけないといけない、マザーズバッグってありますよね。すごく大きいバッグを持っていいらっしゃるお母様方、見かけたことがあると思いますが、あの中に相当量のおむつと、ミルクをされていらっしゃる方は哺乳瓶であるとか、お湯が入っている水筒であるとか、相当量の荷物を抱えていくことになります。それに赤ちゃんを連れていきますよね。

さらに、上の子がいたらどうですか、その上の子の手も引かないといけないですよ。その子が1人でちゃんと歩ける子だったらいいですけども、年子だった場合、

とても大変なんです。

子育て支援センターって本当にありがたいところで、育児に行き詰まったときに行って、ほかのお母様方と交流したり、先生方に相談したりとかしてすごくありがたいところなんですけども、このホームスタート事業というのはアウトリーチ、つまり家庭に訪問していくというのが重要な点なんです。

それが保健師さんでもなく、専門的な方でもなく、普通、言うなれば、ちゃんと勉強をしたおばちゃんが行くわけですよ。それが親近感であるとか、本音が話せるであるとか、傾聴と協働ですね。静かに耳を傾けて話を聞いてもらえる、自分の胸のうちの聞いてもらえる。それも、さすがに最初、初対面で会ったときには言えないって、お母様方も言ってらっしゃいます。

1回目、2回目、3回目と、訪問していくうちに気持ちがほぐれて、この人だったら話しても大丈夫だという信頼につながって、そこから自分の本音を話せる。そこで、ビジターさんは専門的ではないですので、そういう悩みが大きかった場合にどうしても自分では対応できない。

だから、オーガナイザーさんがいるんです。取りまとめるオーガナイザーさんが市と連携をして、この悩み事にどうやって対処しようかってしていくんです。

この大切なお母様方のSOSを拾い上げる事業は本当に大切だと思うので、事業の見直しを心からお願いしたいと思います。もう一度市長のほうから、この子育て支援に関しての全体的な見解を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

子育てのことで悩んでいるお母さんが世の中に本当に数え切れないぐらいいらっしゃるようでございます。旦那さんが一緒にうまく子育てをして手伝ってもらえばいいんですけど、仕事の関係とか、遅くなったりとか、そうすると、お母さんが1人で子育てに悩みながら、子供がまた1人、2人と増えるならば、先ほども言ったように、大変な思いで悩みを抱えてされているようでございます。そういうことに対して行政がやるべきことは、安心して子育てができるまちづくり、環境作りするのは我々の仕事だと思っております。

そういう意味で、今始まりました本市のホームスタート事業について、これは基本的に必要であるならば、これはやっぱり続けるべきであるし、中身ももっと精査して使いやすい、何といたしますか、利用しやすい、そういう雰囲気と事業の内容をしていくというのが、私は、子育て支援の基本だと思いますので、それは各担当課とよく今後も議論をして検討してまいりたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今おっしゃったように、予算の関係もあるかと思います。国からの事業が養育支

援訪問事業で予算を取っていらっしゃるということで、この事業からの補助金の関係で支援ができなくなるという点もあるかと思うんですけども、基本的にこの事業はボランティアですので、訪問されるビジターさんは、基本的に費用は掛からないというふうになっております。

市の予算としてもそんなに大きくない事業だと思いますので、市民にとっても、この講座自体はちょっと内容が充実しているので、それに対して講師代とかはお金が掛かってくるかと思うんですけども、これを勉強することによって年配の方でも今の子育てに対して理解が深まるということで、市民にとっても、事業のボランティアを受ける側としても、良い事業だと思いますので、今後、前向きな検討をお願いしたいと思います。

私のほうに昨日、それこそSNSのほうでメッセージが届きました。そのお母さんは、曾於市で子育てをされていていらっしゃるシングルマザーの方だったんですが、曾於市で子育てしやすいまちというふうに市長もいろいろと施策をしてくださっていると思うんですが、その中でも曾於市で、例えばファミリーサポートがなかったり、ほかのところでやっている事業がなかったりということで、なかなか曾於市に希望が持てずに子育てをしていたんですが、こうやって私が一般質問であるとか、この当事者の立場で発言する中で、希望が持てましたというふうにメッセージをいただきました。

なので、執行部の方々も一生懸命子育て支援に関して理解をし、推進をしてくださろうと努力をしてくださっていることは重々承知しているんですが、今子育てをされているお母様方の意見を最優先に聴いていただいて、それを曾於市の子育て支援に生かしていただき、ママ友のネットワークってすごいんですね。SNSのフォロワー数、めちゃくちゃ多い人もいらっしゃいます。

その方が曾於市って住みやすいよね、子育てしやすいよね、だから曾於市にみんな移住しておいでよって発信することで、縁が縁を呼ぶのが移住だというふうに私も総務委員会の所管事務調査で四国のほうに行きましたけれども、人とのつながりで移住が増えるというふうに学びました。

なので、ぜひここはもう一度見直して、真剣に子育てについて考えていただきたいと思います。

続いて、2番目に移りたいと思います。それでは、公共施設の市民サービスについて伺ってまいります。

南棟が増設されましたが、私のほうも前職で何店舗か、新店舗の立ち上げに関わってきたんですけども、その中で必ず店舗クリニックをします。店舗クリニックというのは、お客様の立場、市役所でいえば市民ですね。市民が何かをしようとし

たと仮定して庁舎に入り、こういった不都合があるか、見にくさとか、利用しにくさはないかというのを、店舗クリニックをするんですけれども、そのシミュレーションをどなたかされた実績がありますでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

実際そのようなシミュレーションというところをしたところはございませんけれども、いろんな建設段階、あるいはいろんな協議の中で、職員なり、そういう方々の、女性職員も含めて意見を聞いて進めてきたところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

設計の段階で、いろいろ意見は出ると思います。

ただ、実際に立ってみると、あっ、思っていたよりここ狭いよねとか、思っていたよりここ広いよねとか、想像以上に暗い、明るいとかあると思うんですね。

前職の話をちょっとしますけれども、社長が附箋を持って歩くんですよ、店内を。まだオープンする前、電気をつけた状態で、オープンしていると仮定をして歩くんです。ずっと、めちゃくちゃたくさんの附箋貼られるんです、店の中に。そこは、改善しなさいということなんですね。

例えば、商品が2か所、私、食品スーパーマーケットで働いていたんですけれども、2か所陳列があるとして、例えば「塩こしょう」です。「塩こしょう」は、塩のところと香辛料のところに置くんですけれども、それは「塩こしょう」だから、塩のところにあるだろうと思って買いに行くんですよ。そしたらなかったり、逆にコショウとついているから、香辛料のところにあるだろうと思って買いに行ったら、そこになかったりとかすると、お客様が「すみません、「塩こしょう」どこにありますか」って従業員を呼び止めて、それを案内する手間も増えるし、お客様も時間がない中、見つからなかったら、もういいわと言って機会損失になるので、2か所陳列とかしたりするんですけれども、そういうふうにお客様の立場になって、買物をするときにこれはちょっと不都合があるねとか、見づらいとか、物が取りづらいとか、そういうのをシミュレーションするんですね。

なので、そういうことを南棟でもやったらいいんじゃないかなと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

実際建物の建設が始まったときに、私自身も中をずっとチェックしてまいりました。最終的に、この建物と南東の通路が少し余裕がありましたので、その部分にお客さんが来られたときの控室、相談室みたいにしようじゃないかということでした。

り、いろいろと提案して改善したところもありました。

今、完成した中で、大きな工事費が伴いましたが、市民が利用しやすい、職員が利用しやすいような中身について、点検、シミュレーションというのは大事だと思っておりますので、現段階において、そのようなことについては少し取り組んでみたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ちょっと画像を出していただきたいんですが。

（瀬戸口議員、議場モニターに本庁南棟の写真を表示）

○3番（瀬戸口恵理議員）

私が、まず最初にびっくりしたのは、「子育てしやすいまち 曾於市」の新しい庁舎にキッズスペースがない。どうしよう、子供を連れてきたときに、どこに子供を座らせよう。椅子に座らせたときに、立ち上がって落ちたら危ないなど、いろいろシミュレーションして考えました。なかったんですが、つい先日、新しく設置していただいて、ベビーベッドとちょっとしたキッズスペースとあります。

もう一箇所、ちょっと離れたところにベビーベッドはあるんですけども、これちょっとよかったな、安心だなと思ったんですが、よく見てください。あのキッズスペース、後ろ、ロールスクリーンがありますよね。あれ子供が引っ張って壊したらどうしようって思いますよね。その柱の角、転んであそこの角で頭ぶつけたらどうしようって思いませんか。

そして、その横、冊子がいっぱい入っているラックがありますが、あれつかまり立ちして、倒れて子供がけがしたらどうしようとか思いませんか。これを見て、そこまで視点がいきますでしょうか、お答えください。

○市長（五位塚剛）

今、映像で映していただきまして、指摘がありました。瀬戸口議員が言われるように、子供というのは何でもかんでも触ったりします。

だから、そういう危険性がありますので、すぐに対応したいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

もう一つの画像を見せてください。

（瀬戸口議員、議場モニターに都城市役所庁舎内の写真を表示）

○3番（瀬戸口恵理議員）

都城市のあそこはこども課になるかと思うんですが、そこにあるキッズスペース、コロナの関係で、絵本とかは置いていないんですけども、1か所、これが窓口の横にあります。なので、手続をしている親の視界に入る状態でこれがあります。

もう一枚お願いします。

(瀬戸口議員、議場モニターに都城市役所庁舎内の写真を表示)

○3番(瀬戸口恵理議員)

こちらは、こちらで言ったら多分市民環境課の付近になると思うんですけど、さっきのスペースはちょっと背中側、逆側になるんですが、そこにもあります。同じようにおもちゃとか絵本は、コロナの関係で置いていないんですが、こういったスペースがあります。これ下が結構弾力性のある生地なんですね。

なので、多分転んで、頭を打ったとしても大丈夫だと思うんです。これくらい大規模なキッズルームを準備してくださいというわけではないんですが、せめて危険性がないように配慮していただきたいというのと、あと私、昔行っていた保育園で、保護者会でこういったものを購入したことがあるんですが、価格もそんなに高くないんです。ちょっと検討していただきたいなと思います。

ちょっとキッズルームは早急に改善していただかないと、使う使わないの以前として、「子育てしやすいまち 曾於市」の新しい庁舎のキッズルームがちょっと寂しい感じだと、私も悲しいので、ちょっとここは見直していただきたいなと思ったところです。

そして、もう一枚お願いします。

(瀬戸口議員、議場モニターに本庁南棟の写真を表示)

○3番(瀬戸口恵理議員)

こちら大分余裕のあるスペースがありますが、ここはどのように活用しようという予定がありますでしょうか。

○市長(五位塚剛)

この自動販売機の前、前の階段の下で非常に広くスペース取ってありましたので、10月3日のオープンの日、曾於高校の生徒に来てもらって、「豚味噌」等をここで販売をしていただきました。今もこの近辺で昼の弁当なんかを売っておりますので、ここはもっといろんな形で市民に提供できる場所だというふうに思っております。

○3番(瀬戸口恵理議員)

自動販売機の前に机とか椅子があったほうがいいんじゃないかなと私は思ったんですけども、何か表側の明るいところに机と椅子がありますよね。あそこへ座って何か食べたり飲んだりすると、みんなに見られている感じがして、すごい何か恥ずかしいなという気がするのでそういう、私だけかもしれないので、ここは皆さんの意見をいろいろ吸い上げていただきたいと思うんですけども、ちょっとお金を掛けずにレイアウトをもう一度いろいろ考え直すとかしていただいたほうがいいかなと思います。例えば、ここで販売されていても視認率が低いので、なかなか販売難しい。

だから、逆にしたほうがかえっていいんじゃないかなと思うところもあるので、ぜひレイアウト等を、動線を考えながら再度検討していただきたいと思うんですが、それは可能でしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、ナンチクさんをお願いをして、すえよしの道の駅の外にナンチクの商品の販売をしております。自動販売機でハムやら、いろんなものを販売しておりますので、ここの場所にナンチクの自動販売機を設置する予定であります。

今言われましたように、自動販売機の近くで飲食ができるような机とテーブルを、椅子を含めて、それは十分可能でありますので、検討は必ずしたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

画像ありがとうございました。

例えば、目の見えづらい方であるとか、足の不自由な方、病気で体に痛みがある方、耳が聞こえない方、様々な方がもちろん曾於市にはいらっしゃいますので、そういう方が庁舎は利用されると思いますが、そちらも入り口から入ってどういうふうに目的の場所にたどり着くかというのを、ぜひそういうのも全て含めて、子育て世帯を対象にするわけではなくて、全体を見てシミュレーションしていただきたいと思いますが、そちらのほうをぜひ御検討いただけますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちのこの庁舎が新しくなりまして、いろんな声が寄せられました。お年寄りの方が来られて、自分のこの歩行用の椅子をわざわざ持ってくるのも大変だということでありまして、市の職員に提供していただきまして、お年寄りの方が歩行器みたいなものを利用しながら、目的地まで行くような形にしました。

全体として、出入口が数箇所ありますので、その数箇所から入ってこられる市民の方々が分かりやすい、また利用しやすい庁舎作りについては再検討させていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

教育委員会も大隅のほうから本庁のほうに移動してきましたが、それについて、市民の声から利用内容とか、申込方法が変わって、ちょっと戸惑っているであるとか、今まで大丈夫だったのにできませんと言われたりとか、いろいろな声が届いていますが、そういった詳細の声は、ここに答弁で記載されている以外に把握はされていきますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たち行政は、毎月1日か、それに近い平日の日に、月初めに庁議を開いております。その庁議の中で1か月間の市民の御意見というのを、出ていたら全部確認を

するようにしております。この中で、今のようなことはほとんど出ておりません。それで、反対に、この本庁に集約してよかったということは私も直接いっぱい聞いております。

ただ、やはり最初は市民の中にも戸惑いがあるでしょうから、それは丁寧に説明をして、大隅、財部から引き揚げてきた、本庁にまとめた後の業務については支障がないように、各支所のほうでも対応しておりますので、引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

公民館の利用についてお伺いしたいんですが、10月からまちづくり曾於さんに委託になったかと思うんですが、そちらについて、例えば窓口対応であるとか、混乱とか、クレーム等はなかったでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

実際生涯学習課のほうで、教育委員会が本庁に来たわけなんです、大隅にそもそも最初教育委員会があったわけですが、末吉と財部については分室がございました。分室が今回組織再編によりまして廃止になったということで、職員のほうも今いないところでございます。先ほど議員からありましたように、まちづくり曾於さんのほうに委託をしております。

その中で、各施設の利用の仕方等についても打合せをしております。受付については、夜間についてはシルバーさん等もお願いをしておりますので、夜間・休日の受付等につきましても30人いらっしゃいますが、全員呼んで、そういう中で、今後の受付のやり方、変わった点等については説明をして、その中で、先ほどありました、いろんな意見があった場合には丁寧に対応するようにということでお願いをしているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

例えば、公民館であると、何か事前に設置してくださいとか、例えば総合センターのほうもまちづくり曾於さんがしていращやるかと思うんですが、例えば音楽系のことをするに当たってピアノを動かしたりとか、反響板を動かしたりとかいうことがあるかと思うんですが、そちらも今までどおり、基本的には対応をいただけているということでよろしいでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

総合センターについても、まちづくり曾於さんのほうにお願いをしております。そういうのにつきましても、今までどおりやっているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市民の方から、今までは大丈夫だったんだけど、ちょっとできなくなりました、ちょっと料金が別に発生しますとかいう声が届いています。

なので、ちょっとまちづくり曾於さんへの委託になっているかと思うんですけども、市のほうとしてもそういうクレームとかがなかったかどうか、若しくは直接まちづくり曾於さんにクレームを言うというか、えっ、そうなんですか、そうなってしまったんですかという感じで、引き下がられてしまう方も多くいらっしゃると思います。

それがサイレントクレーマーという声にならないクレームで、もうちょっと利用をほかにしようか、ここちょっと使いづらくなったよねということにつながりかねないので、ぜひそういう声を拾い上げていただきたいと思いますと思うんですが、今後の対応の見解を伺います。

○生涯学習課長（竹下伸一）

各社会教育施設、社会体育施設の利用につきましては、やはり市民の方々が気持ち良く利用していただくというのが前提かと思っております。それぞれ指定管理委託等をしているところでございますが、そこはもう一度、各お願いしているところと話をしていきたいと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

いつ変わったんだろうというふうに市民の方からの声もありますので、ぜひ市民の方がどこを見たら規約とか、利用のルールが分かるのかも分からない。窓口で対応される方によって対応が違ったりすることもあるようですので、ぜひそこはもう一度見直していただきたいと思います。

そして、今、末吉と財部の公民館のほう、まちづくり曾於さんの委託になっているかと思うんですが、ここで支払われた施設利用料は公民館の窓口で支払いますよね。その後の流れとしては、今までとちょっと変わったというふうにお伺いしたんですが、その後の利用料のお金の流れはどのようになっていますでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

以前は分室がありましたので、職員の方々がそれぞれ預かって農協のほうに納付をするというような形を取っておりました。今は本庁のほうにまちづくりの方が持ってきていただいて、本庁の職員がお金を納めるというような形になっているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それは、末吉の公民館、財部の公民館、それぞれのまちづくり曾於のスタッフの方が本庁まで現金を持ってきているということでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

はい、今そのような形でやっているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

そのスタッフの方が、金額はまちまちでしょうけども、現金を本庁に持っていくというのは、とても何か心理的な負担が大きいかと思うんですが、それは毎週何曜日にしているとか、決まりがあっているのでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

ある程度大きなお金が入ってきた場合には、早急な入金が必要だということで対応させていただいておりますが、週に2回ほど来ていただくような形で今お願いをしております。金額によっては、週に1回というような形でやっているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

その金額の目安は幾らだと、早く持ってきてくださいという目安はありますでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

金額については、ある程度というといけないですけど、皆さんから預かったお金ですので、できれば土曜、日曜については、どうしても職員がいませんので、月曜日には必ず入金をしてもらうような形でやっているところでございます。金額の大きさというのは、そこは決めていないところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それぞれ末吉の公民館の窓口、財部の公民館の窓口のスタッフの人数というのはどれくらいいらっしゃいますでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それぞれの大隅、末吉、財部、まちづくりのほうに今委託をお願いしております。2人いるところで、それぞれの施設に2名ずつ今お願いしているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それぞれ2名ずつスタッフがいるということで、その中から現金を本庁に持って

いくために抜けられる時間があるということですよね。この2人の中で、シフトを回すのも結構大変だと思うんですよね。急に具合が悪くなったりとかもあると思うんですけど、自分が行かなかっただら、もう一人が休みだったらどうしようとか、2人というのは結構心理的な負担もあるかと思うんですが、それについてシフトとかはどういうふうになっていますでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

そのシフトにつきましては、まちづくり曾於さんのほうに委託をしておりますので、そちらの中で話合いをされているかと思っております。それについてはうちのほうは、今のところは考え方については任せているというところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

利用される方の利用しやすさも大事だと思うんですけども、働かされている方の働きやすさも大事かと思っております。そのまちづくり曾於さんがどのような従業員に関して対応されていらっしゃるかは分からないんですけども、それに関して市からも状況を把握するようなことは今後していってくださいますでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

まちづくり曾於のほうと話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

そして、この現金の運搬に関しては、職員ではない方が運ばれるということで、なくしてしまったときとか、負担がとても大きいと思うんですが、まだ末吉公民館は近いからいいですよね、すぐそこなので。財部ってすごく何か遠いし、往復どれくらい掛かるんだろうと思いますし、何か心理的負担も大きいかと思うんですが、こちらに関して、例えば財部支所で対応するとか、そういう対応はできないでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

今後ちょっとその辺りは、また打合せをしたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市民にとっても近いところで、公民館の窓口は立場としてあると思うんですが、市民からの希望とか、こうしてほしい、ああしてほしいという声も恐らく、先ほど矢上議員が図書館の利用でスタッフの声を反映しないといけないとおっしゃっていましたが、直接わざわざ本庁とかに電話を掛けて、これああしてください、こうしてくださいという人は本当にまれだと思います。いつも顔を会わせる人に、ね

え、これってこうしたらもっと良くなるのにねとか、こうしたらちょっと大変だったよとかいう声は、わざわざ言うというよりは世間話の中でぼろっと出てくるのが一番の本音だと思います。

なので、この支所再編に伴っていろいろあちこちで、慣れるまでは大変なことがあるかと思うんですけども、そこで働くスタッフ、図書館もそうですけれども、公民館の窓口、そのほかもそこで働く方の意見も集約していきながら、今後改善などをしていただきたいと思います。それについてどうお考えでしょうか。

○教育長（中村涼一）

お答えします。

公民館も含めて、教育委員会、幾つか指定管理をしております。その中で、いろんな市民からの声が教育委員会まで残念ながら届いていなかったという事例もございました。これについては、我々は今真摯に受け止めて反省して、指定管理の団体とはできるだけ日常的に話をして、改善できるものは改善していくという方向で今取り組んでおります。

分室を廃止して、新たに指定管理をしたわけです。まだ実際2か月ちょっとしかたっていない状況で、いろいろ不都合も、我々も想定していない状況もございますので、これについては早急にまた検討して、指定管理者のほうと話をしていきたいと思います。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ちょっと話が戻りますけれども、私も前職で、新店がオープンした後に大きくレイアウトが変わったりであるとか、来られるお客様の声を反映してサービスであるとか、表示の方法とかを、そうですね、オープンして落ち着くのが半年ぐらいでしょうか。相当数、手直しをさせられます。させられるというのはちょっとあれですけども、至らなかった点をより良い方向に改善していくことをやっていきます。

なので、市のほうも再編という、大きく変わりますので、市民の方も、もちろん働かれている方も戸惑いが大きいと思いますが、そこはぜひ積極的に市民の声を拾い上げていただいて、その場所その場所で、目安箱があってもいいと思うんですよね。

私のいた職場のところは、目安箱の意見は全て社長がチェックされていらっしやいました。そういうふうになんか求められていて、何が必要とされていないかというのは、やはり現場だと思うんですよね。

なので、曾於市としても、現場第一主義で今後対応していただきたいと思います。

市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私の考え方も、現場第一主義であります。やっぱり現場で解決しないと、解決ができないというふうに思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

職員の方もたくさん仕事を抱えていらっしゃると思いますので、全てのことに対応していく、細かく対応していくということは難しいと思いますが、せめて心だけでもちゃんと現場のほうに向いていただいて、できることは細やかに対応していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は、おおむね1時10分再開いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時10分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11、山中雅人議員の発言を許可いたします。

○1番（山中雅人議員）

れいわ会所属、1番、山中雅人、議長の許可をいただきましたので、4項目にわたりまして質問させていただきます。

1、曾於市財政計画の見直しについて。

①曾於市財政計画において、令和元年度から12年度にかけて基金残高の半減が指摘されており、聖域なき既存事業の見直しを提言されております。具体的な見直しの内容について伺います。

②令和12年度までの経常収支比率の目標を本市は87.5%としているが、平成29年度では88.9%、平成30年度では90.3%、令和元年度では90.2%と、高止まりをしております。現在の数値の原因と目標達成のためには、どの程度の歳入の拡大又は歳出の削減が必要なのか伺います。

2、曾於市定員適正化計画について。

①本市は、令和12年度までの職員数目標として、10年間で現在の357人から320人に減らすことを掲げております。この数値の妥当性の根拠を伺います。

②執行部の言う職員の質を上げることで職員数の減少をカバーするとは、具体的にどういったことか伺います。

3、マイナンバーカードの普及促進策について。

①曾於市のマイナンバーカードの普及率は37.2%と、全国平均の44%と比較し、低い水準であります。

政府は、マイナンバーカードの健康保険証との一体化、地方交付税算出の根拠にマイナンバーカード普及率との連動なども検討しております。普及促進は、自治体にとって重要な問題であります。曾於市は高齢化も進んでおり、特に高齢者向けの交付の拡大が課題であります、その対策について伺います。

4、フラワーパーク予定地跡地の利用について。

①フラワーパーク予定地跡地は若者の雇用の場として企業誘致に努めるとしておりましたが、現在の進捗はどうなっているのか伺います。

以上、4項目の質問です。

○市長（五位塚剛）

それでは、山中議員の質問にお答えしたいと思います。

1、曾於市財政計画の見直しについての①曾於市財政計画において、基金残高の半減が指摘されており、聖域なき既存事業の具体的な見直しの内容についてお答えいたします。

現在、令和5年度当初予算編成を行っておりますが、その基本方針において、健全財政を基本に、徹底したコスト削減や事務事業の見直し等を行うとともに、昨年度に引き続き一般財源額を97%以内とする通知を行っております。

また、普通建設事業については、各種計画との整合性を図りながら、事業費の平準化や組織再編、機構改革による人件費削減にも取り組んでおります。

1の②経常収支比率の数値の原因と、目標達成に必要な歳入又は歳出についてお答えいたします。

現在の直近の数値につきましては、令和2年度が87.4%、令和3年度が84.7%となっており、目標の数値を達成しております。

令和元年度までの目標値87.5%を上回っている主な原因といたしましては、歳入における普通交付税の合併算定替の段階的な減額による経常歳入の減が主な要因となっております。

また、令和元年度において87.5%以内を達成するためには、歳入で補うとした場合で約4億円、歳出を削減した場合で約3億5,000万円となります。

2、曾於市定員適正化計画についての①10年間で357人から320人に減らすことの妥当性の根拠についてお答えいたします。

市職員数の考え方については、市定員適正化計画を策定するに当たり、総務省の定員管理調査における類似団体別職員数等の比較及び地方公共団体定員管理研究会公表の定員モデルにより分析を行いました。各団体に特有の産業構造等があるため、参考指標の数値比較をもって職員数を決定することが難しかったところであります。

よって、本市の今後の人口減少予測を参考としながら、これまでに定めた第1次定員適正化計画、第2次行政改革大綱及び本庁・支所機能再編計画に基づき、320人の職員数を目標として定めたものであります。

2の②職員の質を上げることで職員数の減少をカバーするとは具体的にどういうことかについてお答えいたします。

定員適正化計画において、職員数320人を目標として職員数削減に取り組むとともに、住民サービス向上のため、職員の不断の意識改革と高い事務処理能力、政策形成能力を備えた人材育成に取り組むこととしております。

これは、得意とする専門業務に精通する職員を育成するだけでなく、総合的な業務に幅広く対処できて、多くの職員を介することなく、様々な手法により、その対応を可能な限り一人で完結できる職員、いわゆるスーパーマン型職員を多数育成することによって、それぞれの窓口業務やその他の業務においても係の統合などが可能になり、職員数の縮減につながっていくと考えているものであります。

3、マイナンバーカード普及促進策についての①高齢者向けの交付拡大の対策についてお答えいたします。

本市のマイナンバーカードの普及率は11月末時点で51.3%であり、全国平均53.9%に対して低い現状にあります。本市は高齢化率が42.5%と高く、普及率を向上させるためには、カードの取得を希望される高齢者への対策が重要なことから、昨年の10月から市役所本庁及び支所において、タブレット端末にて職員が顔写真を撮影して電子申請をお手伝いするサポート申請を実施し、高齢者へのカード普及促進に努めているところです。

4、フラワーパーク予定地跡地の利用についての①フラワーパーク予定地跡地の現在の進捗についてお答えいたします。

今までに何件か問合せ等がありましたが、現在のところ進んでいないところです。
以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、財政計画の見通しについてから質問をいたします。

答弁の中で、事業費の平準化や組織再編、機構改革による人件費の削減に取り組んでいるというお話であったんですけども、私は、これはちょっと一般論過ぎるか

なと思ったところであります。

この財政計画の「はじめに」を読みますと、職員数の削減も既に限界となっていると、そしてインフラ等の普通建設事業費の削減も限界であるといったところが指摘されておりまして、そういう限界の中で、今まで触れなかった事業、恐らくそれが聖域だと思うんですけども、そういった今まで触れなかった事業も見直しの対象として取り組んでいきますという、そういった趣旨のことだと思うんですけども、これだとちょっと一般論過ぎて、既存事業の聖域なき見直しとまでは言えないのかなと思うんですけども、もう少し私が思う聖域なき構造改革というのを、小泉政権のような、そういったのを思い浮かべますので、執行部として、この聖域なき見直しというのがどういったものであるのか、今までの取組と一体どこが違うのか、どこが差別化されるのか、その点について、市長若しくは財政課長にお伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました議員の質問にお答えいたします。

聖域なき見直しというのは、これまでも財政計画の中では使っている文言でございます。

そして、先ほどありました事業の平準化、これにつきましても、これまでは総合振興計画、過疎計画に載ったある程度の事業を計画どおりに進める、そういった事業もしてまいりました。

ただ、今現在、大型事業、そういったものもございますので、各年度の普通建設事業等を勘案しながら、延ばしていけるものは延ばすと、我慢できるものはちょっと我慢してもらうと、そういった形で普通建設事業等は考えております。

また、令和5年度の当初予算編成において示した主な内容としましては、コスト削減という形でこれまでもやっておりましたが、原則、令和4年度の当初予算額を上回らないという形の中で、一般財源枠というのを設けまして、この枠の中で事業を進めてもらうという形でお願いしているということでございます。

それと、民間にできることは民間にお願いするという形で、これもこれまでもずっと述べていることでございますが、こういったことをより重点的にしていけたらなと思って、この財政計画では述べているところです。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

この一般財源枠というものを設けられたというふうに答弁の中でありました。この一般財源枠というのは、これは確認なんですけども、最近始められたシステムなのか、それともこれまでもやっていたのか、その確認からよろしくお願いします。

○財政課長（上鶴明人）

これまで当初予算編成というのは、一括査定という形で、全ての事業等に目を通すという形でしておりました。

そこで、平成30年度より予算編成の中で始めた方針でございます。令和、今年で6年目となりますけれども、これには各課の経常経費の中で、それを3%削減していってもらおうと、その3%を削減するということで、各課は工夫をして、自分たちがしたい事業、そういったものにより積極的に予算配分ができると、そういった形でこの枠を設けたところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

今後の見通しの話にもなってしまうんですけども、現状給食センターの建設が待ち構えておりまして、これが12億円から13億円程度、今、総合振興計画のほうに上がっている末吉小学校の改築事業、これが21億2,100万円ということで、岩川小学校の改築などもありましたけども、今後も大規模な公共事業が続くだろうと。現在、私の所轄の文教厚生委員会の中でもあるんですけども、公民館なども一斉に30年、40年、更新の時期を迎えておりまして、非常に財政的に厳しいということで、そういったもろもろが押す中で、財政計画、今後の見通しどうなっていくのか。ちょっと全体的な計画像のお話になりますけども、今後の見通しについて、財政課長にお伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました給食センター、それから末吉小学校の改築、こういった大型事業が続いてまいります。

先ほど議員からありました公民館の建替え、そういったものも、今現在、検討されております。

大隅支所につきましては、中央公民館を庁舎と一緒に併設する形で、今回建替えをするところでございますが、こういった事業を行う中で有利な財源、特に国庫補助事業、県の補助費事業、こういったものにまず目を向けていただきまして、それからどうしてもカバーできない部分については交付税措置のある有利な起債を使っていきたいと考えておりますが、起債につきましては枠というのがございます。

この枠に該当するようになるべく事業を平準化しまして、1年遅らせるものがあるって、それをちょっと1年遅らせるのであればそういった形で、事業を円滑に進められるようにという形で今考えているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、やや具体的な項目、2項目めに移ります。

本当に私がちょっと参考にしたのが令和3年度の財政計画で、令和4年度を拝見しますと、経常収支比率がやや持ち直しているといったところでありました。この理由について、もう一度改めて説明をよろしくお願いします。

○財政課長（上鶴明人）

経常収支比率につきましては、この数字につきましては、これまで一般財源、普通交付税や市税等、これが経常の一般経費に充てられる事業、そういったものを算定したときに、指数になるべく低いほうがいいという形でございます。理想としては70%から80%が理想とされておりますが、今現在、曾於市の場合では、この経常収支比率の関係が大分下がってきております。

といいますのは、先般、令和3年度につきましては、普通交付税が国の施策等によりまして大分大きく伸びました。こういったものが大きな要因として、経常収支比率も84.7%というところまで落ちたところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、関連して質問いたします。

この曾於市の目標、これが財政計画を見ますと、平成22年度に作成した財政計画にのっとって曾於市の目標を決めていると、そこで曾於市の経常収支比率の目標が87.5%ということなんですけども、これは当時どのような試算で目標を設定したのか、その経緯について、お伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

申し訳ございません。具体的なそれについての回答は持ち合わせておりませんが、恐らく当時目標とする経常収支比率の数値がこれぐらいでなければいけないという当時の担当の考え、若しくはその後、市長等と協議して決定した数字だと思っておりますが、申し訳ございません、明確な回答ではないところでございます。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

ちょっと解せないところがありまして、曾於市の経常収支比率の目標という財政で一番、実質公債費比率などのほうが大事かもしれませんが、非常に重要な数値の目標の根拠が財政課長として把握していないというのは正直解せないところでありまして、何で決めたかを言っていたかかないと、それが妥当かどうかの検証もできませんので、何か当時のこれを決めた経過などを知っている方がいらっしゃれば、副市長でも、市長でもいいんですけど、御回答をお願いします。

○副市長（八木達範）

誠に申し訳ないんですけど、今、財政課長が答弁しましたとおり、当時の担当で決めたことだろうというふうに思っております。申し訳ないです。

○1番（山中雅人議員）

いや、そんなこと言われてもというのが正直な気持ちでありまして、となると、この曾於市の目標数値の根拠が私は議論できませんので、過去の経緯は分かりましたので、これは平成22年度に策定した財政計画なので、できる限り速やかに現在の財政状況で目標数値を策定することが必要だと思うのですが、市長若しくは財政課長の見解をお伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

経常収支比率につきましては、先ほども申しましたとおり、議員も調べていらっしゃるのとおり、令和2年度までは、その数値が目標数値を上回っているという形でもございました。

私のほうでも調べてみましたが、令和2年度、3年度につきましては、交付税が大きく伸びたことによって経常収支比率が下がっているところでございます。

参考までに申しますと、鹿児島県内の19市、この中で曾於市が指数の低いほうから6位と、この84.7%はなっております。一番指数的に低かったのは80.3%、指数的に一番高かったのが90.2%でございますが、その以前につきましては軒並み上がっておりまして、この数字というのは恐らく当時の平均、そういったものをしていっているところでございますが、ただ、先ほども申しましたとおり、経常経費としまして普通交付税の数字が大変大きく寄与してくる数字でございます。

そうしますと、これは政局まではいきませんけども、国の考え方、そして特に曾於市の場合は人口減少等もありますけども、そういったところで大きく左右してくる部分でございますので、これから見ますと、令和4年度の交付税額を見て、それから算定していきますと、少しずつですが、人口減少の影響を受けて目減りしていくもの、減少していくものと考えております。

そう考えますと、この87.5%を目標とするのは、今現在では妥当な数字ではないかなと考えているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

財政課長の答弁は分かるところはあるんですけども、現状84.7%として達成できているので、一般論で言うところの70から80が一般的には妥当な数値と言われますので、妥当というか、一般論に合わせる形で目標を設定してもいいと思いますし、平成22年度に作成した財政計画の数値の根拠は分からないけども、取りあえず妥当そうだからこれでいきますという答弁では、ちょっと私も納得できないんですけど

も、そういう国のもろもろの指針も含めまして、どのような目標数値が必要というか、本当に妥当なのか、その練り直しが私は必要だと思うんですけども、市長にその点についてお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市の財政については、やはり歳入歳出の関係で変わってきます。そして、国からの交付税措置の在り方によって変わってきます。

また、事業をその年度に取り込んだほうがいいのか悪いのか、いろいろ計算しながら、いろいろこれまでやってきましたが、私たちもなるべく歳出を抑えながら歳入を増やすという努力はしているんですけど、やはり今の物価の上昇とか、人件費の高騰とか、いろんな諸問題が入ってきますので、単純には計画どおりにいかない部分もあるということを理解してもらえばありがたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

国は、社会情勢で変動するということは、それは私も把握していることでございまして、財政課の基本的な考え方の中にも社会経済情勢や国、県の地方財政に対する動向等に応じて毎年度見直しのローリング方式とするということで、それも含めて計画を目標設定していると私は認識しているわけですね。

トートロジーといいますか、そういう社会情勢や国の地方財政に影響されるので、目標自体を設定するのが難しいみたいな、そういったふうにも聞こえてしまうんですね。

例えば、志布志市や都城市などでは、これは志布志の例で言いますと、志布志には中期財政計画といったものがありまして、これは6年間で更新するものであります。南九州市には中期、同じく財政計画がありまして、これは5年間でやるものであります。

曾於市の財政計画というのは、何か実行期間、今年であれば令和5年から令和14年度というふうに設定されているんですけども、これ10年計画で、でも、10年計画だけど、毎年更新するというような、その目標が本当に捉えどころないものでありまして、言ってしまうと、ゴールポストで動いてしまうというか、そういったことで事後からの検証ができないんですね。

確かに国の補助金の動静や交付税によってもいろいろ動きますので、財政の目標数値というのは簡単に作れるものではないことは分かるんですけども、少なくとも中期目標なども設定して議論しないと、事後からの検証が本当に不可能になりますので、そういったお考えはないのか、財政課長若しくは市長にお伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

今言われましたとおり、中期計画等はないところでございます。

ただ、毎年見直しをしまして、それがローリング方式ではございますが、絶えずその都度に10年間の各指数、そういったものを追っていつている状況でございます。

その指数等を追いながら、今ありました経常収支比率もですが、もちろん今よく言われるのが財政の判断基準であります赤字比率とか、そういったもの、それから実質起債制限比率ですか、実質公債費比率、こういったものを算出して、なるべくこの数字が国の示す数字を超えないように、そういった形で、その年度年度で事業を見ていつているところでございます。

ですので、あくまでも10年間という計画ではございますが、毎年毎年更新をすることで、その次の年、またその次の年、そして10年後までを見越して、この計画というのは作られているものだと考えております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

実質公債費比率のお話が出ましたので、その点についてお伺いいたします。

この曾於市の目標、これも13.5%という数値がありますけども、まずこれの試算基準をお伺いしたいのと、令和3年度の実績を見ますと7.7%となっております、私の市議会のほうに公表されている資料、平成26年度からの分を見ますと、一番高い数値となっているように思いますが、この実質公債費比率というのは借金比率と言い換えてもいいかもしれませんが、非常に財政の健全性を示す数値の部分だと思いますが、この2点、曾於市の13.5%という数値の算出根拠と令和3年度、過去になく高止まりしている状況、これについての解説を求めます。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました実質公債費比率は、一般会計が負担いたします元利償還金、それから準元利償還金、俗に言います繰出し補助等で、それが起債に係る部分、そういったもの、それからそれを分子としまして、それから臨時財政対策発行可能額と標準財政規模に対する比率で示されているものでございます。

国としましては、25%を超えたとき、財政健全化計画、35%を超えますと、財政再生計画というのを作成するようになっておりますが、当時、私の知っているところで言いましたら、持っている資料でいきますと、平成19年度は16.5%でございました。それが毎年少しずつ下がり出しまして、合併後10年ですから、平成27年、このときに6.2%となっております。

それから、横ばい状態が続きまして、最近、令和2年度が7.2%、令和3年度が7.7%という形で上がってきているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

曾於市の13.5%という算出の経緯が分からなかったもので、もう一度そこをお願いしたいのと、確かに合併前も含めて高いのは分かるんですけども、合併以降、ここ2年程度非常に上がっているの、その上がった理由、なぜこの比率が上がっているのか、その点について、より詳しい説明をお願いします。

○財政課長（上鶴明人）

恐らくです。ここでは、申し訳ございません、しっかりとした数字を持ってきているわけではございませんので。合併当時の指数としては、私のほうではちょっと持ち合わせておりませんが、先ほどありました13.5%という目標につきましては、平成21年度が13.7%という数字がございます。これを目標として、これを上回らないということで、13.5%を目標にしたものではないかと考えますし、それから合併以降、数値が高かったといえますのは、普通交付税等、そういったものがそれほど大きくなかったのではないかなと思っておりませんが、しばらくお待ちください。そうですね。今調べますと、平成19年度当時で普通交付税が79億8,365万7,000円ということですので、令和3年度が84億4,800万円ということですから、当時よりも少ない交付税額でございます。それに対しまして、職員数というのも相当大きかったと思います。

そういったところでは、経常経費というのは相当な額になったと思いますので、分母のほうより分子のほうが大きかったということで、そういった指数が出てきて、すみません。経常収支比率ではなかったです。すみません。起債の残高が、恐らくその当時は相当多かったのかなと思っておりませんが、ちょっとお待ちください。

市債残高につきましては、当時、先ほど申しました19年当時で237億円ですので、現在よりも少ない金額ですが、恐らく交付税算入に見込まれる、基準財政需要額に含まれる金額等が少なく、要するに経常経費で払う公債費、そういったものが多かったのかなと、思っているところでございます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○1番（山中雅人議員）

財政課長のお答えをまとめますと、平成27年度に実質公債費比率が高くて、それに目標を達成できる数値で、13.5という数値を算出したのだらうという回答だと思うんですけども、現在、合併後、特に実質公債比率は下がっておりまして、令和3年度に7.7、令和元年度に6.5、これ低いほうがいい数字でありますので、それで当時の曾於市の目標数値の13.5というのを使い続けるのは、ちょっと妥当性が欠けるように思います。

これは、先ほどまでの経常収支比率の目標数値の議論ともかぶるところはあるんですけども、この目標数値がちゃんとしていないと、努力がどう実ったかという、そういった議論もできないわけであります。

財務省などは、PDCAサイクルを回せというふうな指示も出したりしているところでもありますけども、PDCAというところのチェックというものは、この目標数値あつてのチェックなので、それがないと議論できませんので、改めて市長にお伺いしたいんですけども、現在の非常に財政課長も優秀な方でいらっしゃるし、副市長、非常に財政に詳しい方でありますので、平成22年度、これは本当に市長の当選前の話でありまして、五位塚市政として、新たに曾於市の財政目標として、この数値を目標として決めますと、この数値を達成するためにこれだけの財政削減をお願いします、こういった取組をされるほうが財政規律の点から言っても、よりリアリティのあるものが出来上がると思うんですけども、そういった取組はされる予定はないでしょうか、市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

財政が安定していないと、いろんな事業ができません。有利な起債を取り入れる、有利な補助金をもらえる、そういう意味では市の職員の頑張りで、この財政の状況というのは相当変わってきます。

また、国の動向によっては、今回も交付税措置が12月にされますけど、思ったよりも交付税が入ってきます。

だから、予定したものよりも交付税が来ることがありますので、状況としては変わってきますけど、ただ、言われるように、市の財政計画は長期的に安定したものをちゃんと目標にしないと、事業計画が導入ができないと思うんですね。

だから、それに沿って、こういう事業をするためにはどういう起債とどういう財源を持ってくるという意味でも非常に大事なことだというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

本当に市長からも前向きな答えいただけましたので、2項目め、曾於市定員適正化計画についてお伺いいたします。

この答弁を見ますと、人口減少予測を参考としながら、これまでに定めた第1次定員計画などを参考にして作ったといった答弁でありました。

そこでなんですけども、私のしおりのところ、一応参考資料としてあると思うんですけども、参考資料の5ページのところで、この定員適正化計画の総括といったものがあります。

重要な部分を引用いたします。しかし、平成25年度以降は目標値と乖離し、定員適正化計画（第1次）最終年度の平成27年度以降は、新たな定員適正化を策定でき

ず、現在に至っていると。その理由として、一部分庁方式から本庁方式へ移行することを目標としていたが、現在までその目標を達成することはできなかったとあるんですけども、本庁の機能移転の話と定員適正化計画というのは、また別の話だと思えます。

むしろ定員適正化計画を作って本庁の機能移転をお願いするとか、そういったものであるべきだと思うんですけども、この第2次定員適正化計画が平成27年度以降作られなかった理由について、改めて総務課長にお伺いをいたします。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

第1次の定員適正化計画につきましては、平成18年度に作りまして、10年間の計画をしたところでございますが、その途中までは順調に110名程度職員を合併後減らしてまいりましたが、その途中、平成24年度ごろからでございますが、これ以上職員を減らしたら市民サービスに影響が出るという判断がありまして、五位塚市長になれたときだったというふうに思っておりますが、相談をいたしまして、これはこのまま凍結をいつときしようと、そのほうが市民のためになるという判断がありまして、作らなかったというものでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

このままでは住民サービスに影響が出るということで、総務課長が市長と相談をして、それを止めたという説明でありました。確かにこの5ページのところを見ますと、前年度比で、平成22年度はマイナス21人減らしているのですが、こっだけ減らしてよく仕事が回っていたなとちょっと思うところではあるんですけども、平成25年度、市長が就任されてから職員数は353名、令和3年度に357名と、やや増えているといったところでありまして、また令和3年度になりまして、市長も定員の削減を今言っている段階であります。

この令和3年度の減っていない状況と令和3年度からまた段階的に人を減らし出すといったやり取りの中で、どういった変化があったのか、これは市長に、その理由についてお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

合併後、各町ごとに技術者も配置をしておりますが、当然ながら大隅も財部も本庁のほうも、いろんな水道も含めて、建築の技術者を置いて、その町である程度対応していましたが、やり方によっては本町に集約をして、集団的な指導である程度のものをカバーしていくこと、そういう意味によって能力を高めてもらうということも検討いたしまして、今このように本庁のほうにある程度技術職を集約して、

そして全体でカバーするという方式を取りました。

当然ながら、今後、本庁に機能を移すことによって、ある程度のこの人員も減らすことができるというふうに今考えておりまして、そういう流れでここまで来たということでございます。

○1番（山中雅人議員）

これはちょっと率直なことをお聞きしたいんですけども、池田前市長は、非常に人員カットによる財政再建について積極的な方でいらっしゃいました。これは本当に是非があると思います。総務課長も、先ほどこのままだと住民サービスに支障を来すといったことをおっしゃられたので、そこにちょっと懸念を持たれたのかなと私は推測するんですけども、正直な話として、池田市政における毎年20人近い減少というものの総括としてどのような評価をされるのか、これは総務課長若しくは市長に見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

前池田市長の評価というのは、特に私は持っていません。その全体の評価は、市民が評価するものであるというふうに思っております。

ただ、前池田市長の下で働いていた人もたくさんいらっしゃるわけですから、当然ながらそのときの体制の中でいろいろと仕事をしてきたと思うんですけど、基本的には住民サービスの低下につながらないという前提の下、いろいろ削減を計画してきたと思うんですけど、それにもある程度限界が来ましたので、その中で庁舎再編事業を取り入れる中で、320名に持っていくということをこの間検討して、それに向かっているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

それを踏まえまして、とはいえ財政再編のためにこれから37名を10年間で減らしていくという数値を決められたということでもあります。

私がちょっと疑問なのは、この計画がちょっと作るのが遅れたのかなと思うところはあります。例えば、都城市の定員の管理のペースを見ますと、5年間で5人の減少とか、本当にお金のある自治体は違うなとちょっと思ったんですけども、本当に作ったので、それはいいんですけど、過去のことでありますので。

ただ、平成27年度に厳しいとなったとしても、例えば人口減少の定員圧縮のペースを、例えば年間2人か3人に減らすとか、そういった形で作ることで、人口の減少のペースは変わっていないので、ある種期間を空くことなく段階的に減らすといった試みもできたと思うんですけども、その期間が空いて、計画自体が作らなかったのか作れなかったのか分かりませんが、その点の空白の期間、平成27年度から令和3年度までの空白の期間について総務課長に、その原因について改めてお伺

いたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

先ほど今、議員がおっしゃられました空白期間についてでございます。これにつきましては、いろんな市の合併後の計画の中で組織再編というのが幾度ともなく出てまいりまして、いずれかは近いうちに、10年までの間にというのがずっとうたわれてきました。今回それを実行に移すことができたところでございますけれども、それが実行に移されるまでは、この計画は作られないだろうという考えの下で空白期間が生まれたというものでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

この第1項目の質問ともちょっとかぶるところはあるんですけども、都城市の行財政改革などを見ますと、その行財政改革の財政の話の中に定員カットの話も盛り込んだりしているんですね。この定員適正化計画についても、何か別個のもので作成するのでなくて、他の財政計画、本当に人件費というものが一番財政においてウェイトが大きいので、ほかの行財政改革とドッキングさせたりとか、そういう形でこの適正化計画自体が別なものとしてあるからこそ、支所の再編が終わらないと、それを策定できないといったところになったので、今後の本当考え方の話かもしれないんですけども、こういった定員の適正化というものをちゃんと財政の話とドッキングさせて、より大きな形での行財政改革といった素案にまとめるとか、そういった取組などはできないんでしょうか、これ総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

ほかの市町村がどのようなやり方をしているかというのは承知しておりませんが、総務省のほうから、定員適正化計画を作成しなさいという指導も受けているところでございますので、それが財政計画と一体化することによって本当にいいのかどうか、定員適正化はまた別として、当然財政計画の中には定員適正化における、例えば人数削減であれば、その状況が反映されますので、その点につきましては、今後ちょっとまた検討、調査をさせていただければと思います。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

これまで質問をしてきて何なんですけども、どの程度職場の人たちが働いていて、どの程度人数のカットができるのかといったのは、実際働いている執行部の方々し

か分からないことでありますので、私から言えることは、ほかの自治体の例などを提案してどうなんだという、そういう外部の立場からのことしか言えませんので、そこまで踏み込んだ話はできないのかなとちょっと思うところでもございます。

ただ、その中で、2項目めの話に入るんですけども、段階的に37名を削減する、削減する分をよく、特に市長は質を上げるといったことで解消していくというふうにおっしゃられております。

その中で、スーパーマン型職員を多数育成することというふうにあるんですけども、これは、いわゆる何でも屋というか、この何でも屋のようなスーパーマン型職員の育成ってどのようになされるんでしょうか。その点について、市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

職員も今年の4月に採用された職員というのは、今ある与えられた仕事の内容を覚えるのが精いっぱいだと思うんですね。

だけど、5年、10年たった職員は、3年か5年ごとで職種の中を替わっていきますので、また違うノウハウを勉強することができます。

そういう意味で、10年掛かる職員を5年である程度マスターできるような資質を上げていく、そのためには市の全体の事業は何なのか、市の職員のすべき仕事は何なのかということを意識的に、目的的に本人が勉強していない限り、これはいつまでたっても変わらない部分があると思います。

職員によっては、非常によく理解して、どんなことでも対応できる、市の予算書を読める、市の事業を理解できる。これは市民から見た場合は、30年の職員であろうと2年の職員であろうと一般的には同じ職員と見るわけですから、どんな質問が出てもある程度答えられるような職員になっていただきたいというふうに思います。そういう意味でのスーパーマン的な市民の立場に立って、すぐ対応できる、能力のある職員を育てたいという思いでの表現でございます。

○1番（山中雅人議員）

お話を伺っていると、ある種職員に対して経営者目線を持てというような、そういったようにも思えます。

ただ、あらゆる事業者がそうやろうとしてできなかったのは、結局それができなかったからなんですね。どれだけ経営者目線、曾於市で言えば、財政状況や予算書などを見て、それこそ課長のような職員の育成ということが難しいから、それはできていないということで、それを本当に実現するのであれば何かしら研修も含めて、目に見える形の人材育成のルートなども必要だと思うんですけども、それを本当にスーパーマン型職員をどの程度実現化した形で数をそろえて配置できるのか、その

点について、本当に研修でも何でもいいんですけども、育成の仕方、それについて、総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

一つ考え方といたしましては、係員である若い職員のうちにいろんな部門の業務に就いていただくという、ジョブローテーションという方式を今基本的にとっております。若いうちに、例えば2年、3年で福祉分野、教育分野、農業分野、総務分野、そういうところを早いうちに回っていただきまして、そういう雰囲気なり、そういう業務を全部覚えることはできませんけれども、そういうところがまず第1点、今考慮しながら、人事異動等の作業を行っているというのも一つあるところでございます。

そのほかには、今言われました研修等は当然重要になってきますけれども、ここ数年職員が自分たちでやりたい、勉強したいことを自由に研修に行っていたく、そういう予算を確保していただきまして、年何十人グループを組んで、個人でそれぞれ研修に行ったりしております。

そういうところ、それから最終的にこのスーパーマン型の職員を育てるには、やはりマニュアルの作成というのも重要なこと。業務マニュアル、そういうところで異動があったとしても、それを中心に据えながら、自分で勉強を加えながら勉強していただく、そして対応をしていただくという育て方もあるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

この市の人材育成というのは重要なテーマでありまして。ただ、私が、いわゆる先進自治体の例などを見ますと、どちらかというとスーパーマン型職員よりも逆のスタンスを取っているところもございまして、例えば東京都の自治体などは、本当に今、国のほうでデジタル庁ができていますけども、自治体レベルでもIT人材を別個に採用して、本当に技能として採用して、本当にジョブ型として採用して、自治体全体のデジタル化業務などそこに圧縮して業務改善をやってもらうとか、そういった形で、どちらかというと、この点々と部門を異動していくというのは、これはどちらかというと伝統的なやり方だと思うんですね。

特に、中堅の人に何でも屋として全く違う部署に行って、経験を積ませて、トップに据えるという、どちらかというと伝統的なやり方のように思っていて、何か最近の国や自治体のトレンドとはまた違うようにも思えるんですけども、逆のそういったジョブ型の採用や育成など、そういった取組などは、曾於市のほうでは検

討していないんでしょうか、その点について総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

ジョブローテーション、伝統的やり方というところでございますが、そのとおりであるとは思いますが。

ただし、職員自身も、人事異動希望調査を取りますけど、若いうちにいろんな部署を経験したいという意気込みがたくさんの方から出てまいります。そういうこともかなえるという意味でも、そういうようなことはしておりますが、ただ今回、2年後に支所庁舎ができますと、そこに窓口サービス課というような課を作る、創設する計画であります。

例えば、そういう窓口を主とする課におきましては、いろんな事業、いろんな業務を知っておかないと対応ができない。2つ、3つの案件をそれぞれ1つずつ職員が対応するのではなくて、1人の職員で対応するのが理想であるというふうに思います。

ですので、今言われましたIT人材等を特別に雇用する、任用するというのも、当然その考え方が必要であるというふうに思います。これからどのような業務が入ってくるか分かりませんし、例えば弁護士的な方を雇わなければならない時代に入ってくるかもしれません。そういう部門につきましては、当然そのような対応はしていくべきというふうに考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで山中議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時13分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、山中議員の一般質問を続行いたします。

○1番（山中雅人議員）

それでは、曾於市定員適正化計画の2項目めについて、関連して質問をさせていただきます。

この答弁要旨の中に、この系の統合などが可能になりとあります。これもたまたま総務課長の口から出る言葉なんですけども、この系の統合というのは具体的に、例えば有力な案としてどこどこを考えていらっしゃるのか、その点について伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

係の統合につきましては、今回の10月3日のところで、実際すべきというところで計画をしておりましたが、係長の人数等によりまして、一部1人係長を残したりしているところがございます。その面では来年の4月に、その部分については係の統合ができます。

ただ、今後、先ほど申し上げました支所におきまして3つの課を2つにしまして、窓口サービス課を設置するという計画もあります。

そういうところと、それから本庁におきまして、今2人係長と1人の係員というのも結構あつたりしますので、将来的に職員数を減らしていくにはここを統合して、例えば2人2人の係が2つありますと、ここを一つにまとめて3人の係にするとか、そういうところを考えていかないと、この職員数の削減というのはできないという意味でありますので、今の時点でどこの係とどこの係というのはまだ示していない、検討していないところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

4月に向けての検討課題といった答弁でありました。これも本当に全体の話になるんですけども、一般的に会社であれば社員数を減らしたりとか、そういうときには業務の棚卸しといった作業をします。

何かといいますと、この社員は8時間の仕事をしていて、例えばB社員では6時間分の仕事しかしていないと。その時間量と作業量をちゃんと数値化して、人事などが把握して、できる限り慣らしていく。慣らせた分というものが余力になりますので、そこで合理的なカットの人数が分かると。そういった取組などが民間ではやられていますけども、そういった取組など、曾於市のほうではやっているんでしょうか。その点について総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

今回10月3日の再編をするに当たりまして、それぞれの課、係の業務、係の中でも項目がたくさんあれば、その一つの業務が、例えば100を1人としたときに、例えば年間20の仕事をする、10の仕事をする、そういうものを全部積み上げた結果をもって、今回の10月3日の組織再編に臨んだものでございます。

ですので、事務量の平準化というのは非常に重要なところでございますので、そういうものを実施しながら進めていくところでございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

曾於市の定員適正化計画の中には、ほかの自治体などに比べて、議会事務局や総務課などは人数が少なく、建設や畜産だったか、そういった課、部門だと、曾於市が重要視していることもあって、ある種配置人数が多いといったところのことが書いてありました。現在、その業務の平準化をしている上で、過重といたしますか、市が求める水準以上のものが集中している、そういった部門や、若しくはあまり仕事量が来ていないなという部門など、実際そういった部門があるならば答弁をよろしくをお願いします。

○総務課長（今村浩次）

現時点におきましては、先ほど申し上げましたそれぞれの係のそれぞれの業務を数値化いたしまして配置をしているところでございますが、当然これは1人の職員であっても0.8の業務を1人とする職員、1.2の業務を1人とする職員、当然そのようなところが出てきているわけでございます。

ですけれども、今のこの時点で、どの部門が今、職員が多過ぎるのか少な過ぎるのかというのを今ここで述べることはできませんけれども、当然組織再編をしていくときには、そのようなところを検討で重要課題として進めていくというものでございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

これまでの答弁をまとめまして、答弁の中では、研修などを通して、人数を減らしていく中でスーパーマン型職員、ちょっとこれ言いづらいんですけども、を作っていくって、減った人数をカバーできるような人数を作り上げていく。その手法として研修や異動などを通して質を高めていくと、そういった答弁だと思うんですけども、研修と配置替え、言ってしまうと、伝統的な役所の中の人材育成の方法と、私は本当に代わり映えがしないなというふうにちょっと思ったんですね。

これまでの人材育成の手法と、これからの本当に適正計画を作って段階的に減らすことは決定しているので、より今まで以上に人の質というのは確かに上げなければならないところなんですけども、これまでとこれからがどの程度差別化されるのか、その点について改めて総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

答弁書のほうにもありましたけれども、市長も言われたかと思いますが、職員の意識改革というのは非常に重要でございます。これまで事務処理を行ってきたその方式は本当にいいのかどうか、それをチャレンジ精神を持って変える勇氣があるか

どうか、そういうところが今後問われてくるというふうに思います。

その中で、デジタル化というのが今非常に叫ばれております。今、本市におきましても、A I 技術を取り入れた業務のスリム化というところも取り組んでいるところでございますので、そういうところを今の職員の皆さんたちに積極的に取り組んでいただいて、省力化しながら事務量を減らし、市民サービスを落とさないように、そういうことを進めていければというふうに思っております。

ですので、これからのキーワードはデジタル化なのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

そのデジタル化について、関連して質問いたします。

私は、特にデジタル庁の設置というのは、これは日本にとって大きな変革の一大出発になったなというふうに思っております。というのは、今まで霞が関のほうなんですけども、総務省の役人や財務省の役人というものをローテーションで回して人を育てていくといった方針を取っていました。

しかしながら、デジタル庁というのは民間人材や専門職でありますので、結局そのローテーションではなくて、ジョブ型の専門的な知識を持たないと、結局このA I 化、I T 化というのは乗り切れないよというふうに国のほうも思っているわけです。

先進自治体もそういったジョブ型でI T 人材を採用したりするところもありますので、本当に曾於市がこれからA I 化や業務のI T による平準化をやっていくのであれば、既存の職員の教育によるデジタル化というのも当然大事なんですけども、本当のプログラミングできたりとか、本当にI T 知識を持つ人材を別個として採用していく、そういったやり方が本当の人材における業務量を減らすことにつながるようにも思えるんですけども、市長として今後の採用方針として、急には変えられないですけど、今後の方針として、別個のジョブ型人材としてデジタル人材を独自の枠として採用する、そういった試みなどされることの検討はされないでしょうか、その点について市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今の市の職員の仕事はほとんど電算化といいますか、デジタル化した仕事になっているんですね。

ですから、これを今頑張っている職員は、特に市の職員の採用の中で、そういう分野に携わった人を何人も採用しております。そういう人たちに頑張ってもらって、デジタル推進課のほうに配置して、全ての職員のところに行っていろいろと対応し

ておりますけど、今後もさらにまだ進むでしょうから、そういう職員は、また引き続き採用は考えたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

デジタル的な知識というのは、本当に専門知識でありまして、例えばIT部署などを作って、そこに異動したからといって身に付くものではないんですね。民間人材でも中途採用のような、伝統的な大学を卒業して22歳のような人材ではなくて、本当にデジタルの専門教育を受けた就職、博士号を取った人材とか、そういったハイグレードな人材がこういったデジタル人材の中核でありますので、そういったデジタル人材の、ほかの自治体の結構話を聞きに行っても、本当に取り合いになっていると言えそうですね。

日本というのは、デジタル人材というのが世界的に見てあまり進んでいない、人材の量が少ないところでありまして、特に昨今のデジタル化の潮流に乗り遅れるまいと、様々な自治体がデジタル人材をめぐる引っ張り合いをしていると、そういう状況でありますので、本当に優秀なデジタル知識を持つ人材を採用したいと思うのであれば、専門的な特別枠として招聘すると、そういったものを通してでしか、そういった人材の獲得というのは、ほかの自治体に負けてしまうと思っているのですが、その点について、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、将来的には320名に減らしていきますけど、当然今後は国がデジタル化推進を進めていきますので、それに対応できる職員は育成しないと対応ができませんので、今後はそういう職員は、引き続き採用しながら、またほかの分野の仕事もしてもらうような形での努力を進めてまいりたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

ほかの分野の仕事をしてもらうといったところでございまして、特に今、デジタル庁で問題になっているのが、デジタル庁の職員として採用されたにもかかわらず、デジタル以外の仕事を振られて、話が違うじゃないかといって辞めていくような人がたくさんいるんですね。

特に、この専門職というのは、そういったある種の融通の利かなさがあるからこそ専門職というところもありまして、なかなかデジタルもやってください、そして別な仕事もやってくださいのようなことをすると、なかなか人が定着しないということで、国のほうもなかなか混乱しているといったところもありまして、曾於市として本当にデジタル化を進めていく、参考までにちょっと私もマイナンバーがあるんですけども、都城などはマイナンバーを使って、いわゆるタイムカードを切った

りするようにしていると、職員の管理を含めてもデジタルが当たり前のようになっていくと。そうすると、そういったシステムを作るのにも結局専門的な知識を持つ人がある程度数を抱えないといけないということで、そういった意味で、近隣の自治体との取り合いになっているところでもありますので、そのデジタル人材の採用方針については、より積極的な、採用の仕方についてもそうですし、本当に給与の面でもある程度多めに見積もってでも採用するといった、そういったチャレンジングなことをしていかないと、なかなか優秀な人材というのは集まらないだろうと思います。

それでは、3点目、マイナンバーカード普及促進策についての質問に移ります。

現状、私が見た中で非常に大きなものといえば、今月ですか、申請率53.9%以上で、国のほうがデジタル田園都市構想の補助金を許可するようにするというので、逆に言えば、この申請率が53.9%に満たない自治体はデジタル田園都市構想の補助金を受け取れないよといったことが上げられております。

曾於市の現在のところの実際の受け取っている普及率とは別に、申請率はどうなっているのか、その点について、市民環境課長にお伺いいたします。

○市民環境課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

議員がおっしゃった申請率でございますが、曾於市につきましては58.04%というところになっております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それは国の方針を超えているので、大変望ましいことであると思います。

ただ、総務省の方針として、マイナンバー普及率に応じて地方交付税を算出すると。都城市などは85%を超えておりまして非常に高いんですけども、そういったマイナンバーの普及率が高いところに補助金を多く交付するということは、低い自治体はそれだけ削るといった可能性もありますので、今後のマイナンバーカードの普及というのは喫緊の課題だと思います。そのやり方があめとむちのようなやり方がありますので、個人的には不満なところもありますけども、方針としてそうある以上は、それにある程度従うしかないもので、今後、曾於市としてマイナンバーカード普及、どうやっていくのか、同僚議員からも質問がありましたけども、改めて市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

マイナンバーカードの普及について、この間担当課も苦慮しながら推進しております。いろんな地域に出向いてマイナンバーカードのこの内容を説明しないと理解

してもらえません。

また、特に高齢者の方々は、現状としてマイナンバーカードを取って使えるのか使えないのかという疑問点もあるようでございます。最終的には、国が保険と国保などを含めて一本化したいという考えがあるみたいですけど、高齢者の方々はマイナンバーカードでいろんなことができるということについても、実際はできない人もいっぱいいらっしゃると思います。特に、私たちの地域は高齢化率が高い状況の中で、これを70%、80%にすることは非常に難しいだろうと思っておりますが、精いっぱい努力をしたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

今後、曾於市が普及率を向上させていくためには、大きく2つの方法があると思います。1つは、本当に利便性を高めるところでございまして、本当にこれで何でも、住民票でも使えますよ、市の申請を何でもできますよ、そういった利便性を高めていくこと。2つが、そもそも申請や取得について手厚いサポートをしていく、こういった2つの努力が必要だと思われま。

その前者の部分でいきますと、本当に都城が今85%ということは、市としては全国トップのところを走っておりまして、羅列するだけでも、母子手帳の利用、図書カードとしての利用、コンビニでの住民票の取得、死亡に関する届出、先ほど言いました市役所職員のタイムカードとしての使用、ふるさと納税のワンストップ特例申請の利用といった形で、本当に単にこれを作ってください、マイナンバーカードをお願いしますと住民に説明するだけではなくて、役所の側も管理をこれでしょうということで、自己改革をしてやっていると。そういった取組があるからこそ、市民の側にもそれが伝わっているというところもあります。

曾於市としてもそういった、同僚議員からも本当に質問があったところではございますが、曾於市におけるマイナンバーカードの利便性の向上、これはこういったものが考えられるのか、担当課にお伺いいたします。

○市民環境課長（上村 亮）

お答えをいたします。

議員がおっしゃっているのは、マイナンバーカードの空き領域を使って利便性を上げるということだと思うんですけども、今、曾於市のほうは、その手続はしておりません。

ですので、先進地等を見ながら、そちらのほうも考えていかないといけないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

本当に都城市というものは、ふるさと納税でもトップ、マイナーバーカードの取得率でもトップということで、本当に先進地として、本当にランナーとしてトップを走っておりまして、曾於市としても学べるところはどんどん学んでいくような、そういった取組が必要だと思います。

曾於市の場合、私が取組として面白いなと思うのがコネクテッドカーを購入いたしまして、これで住民票や税申告などをやっている、こういった取組、このコネクテッドカーを使いまして、住民票だけではなく、マイナーバーカードの取得なども手伝えるようにすれば、非常に利便性が高まると思うんですけども、このコネクテッドカーの利用、マイナーバーカードの申請作業というのは、これはできないものなのでしょうか。その点について、企画政策課でしょうか、答弁をお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

今年度の予算でコネクテッドカーの整備を行っております。まだ納車までは至っておりませんが、構想の中では、この車の中で申請事務等ができるようなことを想定しておるところでございます。

○1番（山中雅人議員）

申請業務などできるというのは、これはマイナーバーカードも可能だという理解でいいのでしょうか。そうですね。そうありますと、都城市の取組などでは、特に高齢者が集まる温泉施設とか、そういったところに出張所などを置いて、高齢者の方々に手ほどきをすると、そういったことがあります。コネクテッドカーを使えば、そういった温泉地、末吉、財部、大隅の温泉などでも置いて作業ができますし、それこそ電話である程度、本当にそれはできるか分からないですけども、それだけ非常にある程度機器を乗せて専門的な業者が現場まで行けるので、特にそういった高齢者の疑問などを本当に近くで、そばまで行って手伝うことができるので、これはぜひ当初示された住民票や税申告だけではなく、マイナーバーカードの申請などもできるよう取り計らっていただきたいと思います。

もう一点ありまして、特に高齢者、自分も祖父や祖母など話しているのは、何ができるか分からないし、正直面倒くさいからやりたくないといった方が非常に多いんですね。どれだけ利便性を説明しても、なかなか生活感が保守的というか、保険証代わりに使えますよと言われても、じゃ保険証でいいじゃないかとか、運転免許証代わりに使えるかもしれないよと言っても、じゃ運転免許証でいいじゃないかとなって、なかなか足を運んでももらえないとなると、私は本当に商品券などをマイナーバーカードを提示したらもらえとか、都城市は今やっていないですけども、そういった自治体のマイナポイントみたいなものを作って、それでお得感を出すといった取組をやっておりましてけども、曾於市が高齢者の申請率を本当に上げてい

こうとするならば、直接的なお得感を出さないと、なかなか厳しいかなと思うんですけども、特に今後、コロナ交付金が来年度あるか分からないですけども、そこを一部補助金などを使ってマイナンバーカードの申請率の向上のために、取得の際に上げると、申請している人がちょっと損をしてしまうので、1人3,000円などとしても、カードを提示したら商品券を3,000円分差し上げますとか、そういった取組などで上げていくことはできないんでしょうか、これ予算に関することでありますので、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

マイナンバーカードの問題は、もともとのスタートが強制力がないんですよね。

だから、私の考えは、このマイナンバーカードを進めるというのであれば、もともとはっきりと当たり前のことをお願いすべきだったと思うんですね。マイナンバーカードが進まないからということで、マイナポイントを国が補助金みたいな形でつけて推進すると、それが果たしていいのかという疑問点も感じております。

ですから、マイナンバーカードによって市民の生活を守っていった、これが利便性が高くなって、またそのマイナンバーカードによって不正が起きないという保障をどれだけ作り上げるかというのが私は大事だと思います。市民の中には、個人番号で国に管理してほしくないという方も相当おられます。これは、全国的にもいるだろうと思います。

そういう意味での国からの説明がかなり私にとっては不足をしていて、最初の説明と違うところで進んでいるんじゃないかなという気持ちも持っております。まして、このマイナンバーカードが到達しないと補助金を削減するというような話が国からも言われておりますけど、果たしてそういうことが日本の国の政治の中で起きているのかというふうに疑問を感じております。

だから、曾於市において、マイナンバーを推進するために市の補助金を使って推進するということは考えておりません。

○1番（山中雅人議員）

市長のお考えは私も納得するところでございまして、私も100%納得するところでございます。最初に、任意でやってもいいよといった、本当に保険証でも使えるし、マイナンバーカードでも使えますよという、そういった話であったにもかかわらず、急にそれが進まないからといってあめとむちのような、補助金で自治体を殴るようなことをしてくるので、個人的には非常に不満に思っているところではございます。

しかしながら、実際に国の方針がかなり変わってきていることは確かでありまして、確かにそこは本当に納得するところではあるんですけども、それはそれとして

私どももそこに適応していかなければ、補助金やその他のデジタル田園都市の補助金などでもらえるべきだったお金を失ってしまうかもしれません。

だとするならば、それをもらえるようにするために、ある程度我々も身銭を切ったとしても、トータルとしてペイすれば問題ないと思いますので、そこは本当お気持ち分かりますけども、柔軟な対応を求めたいなというふうに思っております。

最後の質問に移ります。

このフラワーパーク予定地跡地の利用について、お伺いいたします。

答弁が非常にシンプルでございまして、今までに何件か問合せがあったが進んでいないというところであるんですけども、もともとこれは8年前の話ではありますが、当時財政課の記者会見か何かで、若者の雇用の場としての誘致等の場所として使うといったところであったんですけども、もともとのフラワーパーク予定地跡地をなぜ若者の雇用の場として、その有力候補として設定されたのか。まず過去の経緯について、市長にお考えをお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

利活用の点のお尋ねだと思いますけれども、保有した後に活用方法がなかなか決まらない中で、企業誘致や公園整備、あるいは若者などが利用できるスポーツ施設などの構想の段階の話をしたというふうに記憶しております。

○1番（山中雅人議員）

私もそのお話は伺っております、例えば若者の雇用の場としての企業の誘致、公園としての利用、スポーツ施設を造る、また太陽光パネルを造るとか、何かそういった案だけは幾つか聞いているんですけども、結局それが実現していないわけがあります。それは案として上がったにもかかわらず、それが実現できていない、その過去の経緯と原因について、改めて企画政策課長にお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

当該土地が138筆の28万8,578㎡、約28町なんですけれども、こちらが地目で申し上げますと、山林、畑、田んぼがございます。よって、開発する際には農地法、あるいは森林法などの適用を受けます。

また、この土地が埋蔵文化財が発掘されておまして、開発するには様々な許認可が必要だということが分かっております。以前、一団の土地を企業誘致をするためのシミュレーションをしたことがございますが、3ha程度で約4億円程度開発費用が掛かるというふうな試算をしておまして、そういったことから進捗しないという状況でございます。

○1番（山中雅人議員）

その経緯は分かるんですけども、かといって腐らすわけにもいけないので、この

将来的な利活用、刈合議員も同様の質問をされて、市の中では正直重い負担であるといったような答弁があったと思うんですけども、将来的にこの土地をどう利活用していくのか、その案として、過去の経緯は置いといて、将来的に有力視されているものは何なのか、企画政策課長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

ただいま質問がありましたように、今、市の財産になっております。市民の方々から提供してもらった土地でありますので、当然これは有効な活用をしなきゃなりません。条件が非常に悪い部分がありまして、畑の部分と山林の部分が1 mほどの落差があって、その木の処理と抜根、そして排水をどういうふうに持っていくかと、非常に難しい問題もありますので、今後、企業誘致にしても、下流の白毛川のほうに問題がないようにしなきゃなりませんので、そういうことも含めて、今後またさらに検討させて、企業が誘致できるように努力したいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

こういった土地の利活用では、行政など一般的に〇〇検討委員会などを立ち上げて、そして委員会内部で何度か審議を重ねて、答申を執行部のほうに出して議論を、A案、B案、C案などを決めてから決めると、そういったことが多いのかなと思うんですけども、これまでのそういった活用委員会などといったものを立ち上げて議論したことは恐らくあるんだと思うんですけども、そこでの話の経過や経緯について、もうちょっと改めてお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

最初話があったのが、都城市の外山木材さんが曾於市に、ここに参入したいという相談がありまして、具体的にいろいろと準備をいたしました。

ただ、国の補助事業として土地が確定しないと認めてもらえませんでしたので、それが現実的にいきませんでした。

その後、いろんな方々から相談がありました。太陽光をしたいから分けてもらえないですかという話もありました。

また、西日本養鰻さんも現場を見られまじたり、いろんな方々が現場を見られたんですけど、先ほど言いました排水の問題とか、いろんな問題、一町歩超えると、いろんな国、県への申請が出てきて、埋蔵文化財の問題も含めて、簡単にいかない部分がありましたけど、さらに今後、あの部分を有効活用するというのは大事なことです。ので、引き続きいろんなところに声を掛けてみたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

ちょっと関連質問なんですけども、この土地が確定しないと補助金が下りない、これは具体的にどういうことなのかというのを伺いたいのが1つと、あと全面無理

ならば一部だけでも分けて使用をお願いするとか、そういった取組などはできないんでしょうか。その点について、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

外山木材さんがあそこで企業誘致等をするためには、その土地を外山さんのものとして売買ができないと、申請ができないわけですね。

だけど、その売買をするとなったら、もともと市がフラワーパーク事業ですという前提で取得をしておりましたので、この変更やら、いろんな手続があつて間に合わなかったものもあります。

そういう意味で、いろいろとそのときは厳しい状況になってしまいましたので、そういう表現であります。

○1番（山中雅人議員）

曾於市がそういう用途で買ったのをなかなか変更が難しいというのは承知しているところなんですけども、そもそも厳しかったというのは変更が不可能だったからなのか、それとも向こうがしびれを切らして話が頓挫してしまったのか、これどちらなんでしょうか。市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

その当時、企業誘致という形でした場合は、当然やり方が変わってきます。市が取得したわけで、市が何か事業をする分にはいいわけですけど、市が取得したものを売買となると、また今までの状況と変わってきましたので、そういうことなどもいろいろと相談した結果、名義も最終的には、その時点では直すことができなかったというのが現状でありまして、国のほうの補助申請等は間に合わなくなったというのが現状です。

○1番（山中雅人議員）

そうすると、曾於市としての利用をするのが一番手っ取り早いというところであると思うんですけども、同僚議員からも岩川小の跡地について、サッカーコートなどの利用など、そういう話もありましたけども、この土地をそれこそ若者向けのスポーツ施設やサッカー場やアーバンスポーツの用地として使うといった取組はできないんでしょうか。市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市民の中にもいろんな形で、サッカー場をあそこに造ってほしいとか、また中にはあの山の部分を生かして、子供たちが小さなオートバイ、練習用のオートバイを、モトクロスといいますか、ああいうものをしてらどうかといういろいろな御意見等が出されました。

現実的に私たちもよく考えてしないと、後で市民に迷惑を掛けるわけにいきませ

るので、現実に至っておりませんが、一番いいのは、一つの企業誘致として、市がある程度整備して来てもらうという方法も一つの方法で、それが雇用の場にもつながりますし、そういうことがいいのかなと思っております。

全体的な後ろの山というのは、分かるように平たんではなくて、現実としてはほとんど利用ができないという状況でありますので、一部分しか活用ができないだろうと思っております。

○1番（山中雅人議員）

本当に何か話がぐるぐる回転しているような気がしておりまして、とにかく市の公園の用地として買ったがゆえに、市としての利用しかなかなか難しい。けれども、それだと財政的に厳しいので、企業誘致が望ましい。だけど、企業誘致をしようとすると、市としてそれを買ったので、それができないといった形で、何か話がぐるぐる回転しているようにも思うのですが、これだと何年たっても話が進みませんので、どこかのタイミングで何が望ましいか決めないと、なかなか話を決めるのが難しいように思うのですが、率直に市長は、この土地の利用として企業誘致が、これ例えば本当に市長の任期中、3年以内とかに実現する可能性はあると思っていますでしょうか。その点について、市長にお考えをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

3年以内に企業誘致ができるかといいますと、断定はできませんけど、あの場所を有効活用したいという気持ちは変わりませんので、最大限の努力をしたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

しかしながら、非常に難しかったのが過去なので、私は、利活用検討委員会などを改めて立ち上げて、何が望ましいのか、客観的な立場から審議し直さないと、いつまでもこの膠着状況は変わらないような気もするんですけども、そういった新しい、それこそ外部の方を入れてもいいんですけども、そういった検討委員会など立ち上げるのはいかがかなと思うんですけど、市長のお考えを伺います。

○市長（五位塚剛）

検討委員会を作るのは簡単なことですので、それは農政課、耕地林務課、企画政策課、財政課を入れて内部でもできますし、民間の方も入れてできないことはありませんけど、あの場所を企業誘致としてこういう利用はできるんですよということがはっきりと明確になれば、また動き方も違うと思います。そういうことを含めて、私たちもうちょっと努力をしてみたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

しかしながら、この案件というのは、同僚議員からも含めまして、何度も議論が

されていることだけでも、その状況を突破できない問題でございまして、正直その状況としては、ある種けちがついてしまっているのです、これで受け身で企業誘致を待っていても、正直厳しいのかなというのはあると思います。

様々な利用法を含めて、企業誘致にある種こだわるのではなく、本当に様々な活用策をするために、もう一度改めて本当に委員会など、市長が本当に簡単だというふうにおっしゃるのであれば、簡単だったら私やればいいと思いますので、8年前と比べて当時の課長の方々も大分変わってはいるので、今、新しい委員会を立ち上げて議論すれば別な結論が出るかも知れませんので、ぜひそこについて改めて案に、本当に一つに絞らなくても、A案、B案、C案でもいいので、何かしらほかの案を考えて、実現可能な方策というものを探るのが一番いいと思うんですけども、市長のお考え、改めて本当にこの土地をどう使っていくのか、本当に使えるのか、時間的に最後の質問になりますけども、市長のお考えを改めてお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この土地を市が購入したときに、フラワーパーク跡地をどのように検討したらいいかという検討委員会を作りました。様々な御意見が出ました。それを前提として、これまでも模索はしてきましたけど、現段階に至っておりますから、再度この土地を利用するという意味でも、市の責任がありますので、十分また検討させて、早く企業誘致なり、また別な形にできるなら、そういうことも含めて検討をさせていただきたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

以上、4項目にわたって質問いたしました。今回は主に本市の財政状況について質問いたしましたが、行政の目的は、この財政再建ではないと考えております。あくまで政策的経費を捻出して、人口減を止めることがこの目的でございます。今、本年度予算、最後の詰めのタイミングでございますので、改めてこの財政の健全化と人口減少対策の両立ができることを求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第12、岩水豊議員の発言を許可します。

○9 番（岩水 豊議員）

9 番、新生会の岩水豊です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

南九州畜産獣医学拠点事業について伺います。

当初計画から大幅に増える予算にどこまで増えるのか。また、運営収支が大きくなるのではと危惧しております。

そこで、まず、現在の工事の進捗状況について伺います。

2 番目に、9 月時点で数字的には若干違うところがあるようですが、馬関連の事業費を含め26億2,590万円を見込んでいるとのことでありましたが、この予算内で完了するのか伺います。

3 番目に、総事業費の財源内訳はどのようなになるか伺います。

4 番目に、今後の運営費について年間どれだけになるか伺います。その財源の内訳についても伺います。

以上、壇上からの質問といたします。誠意ある答弁を望みます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

1、南九州畜産獣医学事業についての①進捗状況についてお答えいたします。

現在、8 工区に分けて施工しておりますが、関連するものを総括して、11月末出来高と12月予定出来高についてお答えいたします。まず、旧校舎の改修工事ですが、11月末40%、12月予定59%です。次に、旧校舎の電気設備・機械設備工事が、11月末31%、12月予定48%です。次に、牛舎等新築工事が、11月末31%、12月予定出来高47%です。最後に、通信設備工事ですが、11月末5%、12月予定20%となっております。いずれの工区も年度内の完成予定です。

1 の②事業費についてお答えいたします。

これまでの事業費は、牛舎等新築工事と旧校舎改修工事等で20億8,865万6,000円、今回提案する馬事業分などを合わせると合計25億8,465万8,000円となる予定です。また、来年度分の周辺整備の概算工事費 1 億3,000万円を加えると27億1,465万8,000円となる予定です。

1 の③財源内訳についてお答えいたします。

まず、令和4年度までの25億8,465万8,000円の財源内訳は、国の交付金が9億9,504万9,000円、地方債が12億350万円、中央競馬会の助成金が2億円、企業版ふるさと納税が2か年分の1億520万円、一般財源が8,090万9,000円となります。また、来年度に計画している周辺事業分1億3,000万円については、県の地域振興推進事業と過疎対策事業債を予定しております。

1 の④運営費と財源内訳についてお答えいたします。

現時点での一般財団法人の運営経費の試算についてお答えいたします。事務職員3人分の人件費が813万円、光熱水費等の需用費が167万円、通信運搬費等の役務費が48万円、施設内の清掃・警備委託料が1,217万円、備品購入費93万円を見込み、年間合計で2,338万円と想定しております。

財源といたしましては、鹿児島大学や牛・馬・地域交流スペースを運営する事業者からの利用収入を1,558万円、牛舎と馬舎の利用料について、経営が安定するまでの期間に利用料を軽減する理由から、市の負担金780万円程度と想定しております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、2回目の質問に入ります。

まず、建設事業費が、当初、議会に示された数字が22億8,000万円程度だったと思います。今回出されている数字を見ますと、27億円を超えるという数字になります。ここの数字が非常に膨れ上がってきております。事業計画を出されたときからして、まだ工事が1期工事等の中でここまで増えてきていると。この要因、そして、これについての議会並びに市民への誠意ある説明がなされていないように感じます。これについてちょっと説明を求めます。

○企画政策課長（外山直英）

事業費の増加につきまして、主な理由になりますけれども、もちろん、現在の資材高騰も加味しておりますが、電気・機械設備、トイレ改修などの改修工事が必要になったものが大きな要因でございます。

○9番（岩水 豊議員）

改修工事等については、当初計画の中でも入っていたわけではないでしょうか。あまりにも5億円近い金額が増えてくるということに関して、非常に説明がされていなかったということに関して驚いているところであります。これについて説明を再度求めます。

○企画政策課長（外山直英）

議員が御指摘のとおり、冒頭、22億円というような概算事業費を提示しておりますが、現在、工事費自体で25億円なんですけれども、大きな要因は、先ほど追加した工事等もございしますが、馬関連につきまして、当初計画よりも1億5,000万円程度増加しております、事業費で。馬事業が一番大きな要因ということでございます。

○9番（岩水 豊議員）

市長、これだけ当初計画で市民の方にも説明会、地元にも開いたりされている事

業がこれだけ膨れ上がっていくということについて、市長、どうお考えになりますか。一市民として、事業はいい事業であります。ただし、かといって幾らでも事業費をつぎ込んでいいという話はまた別問題だと思うんです。ですから、事業費のこれだけ膨らんでいくということに関して、当初計画の甘さもあったのではないかと、何となく計画的じゃなかったのかなとか疑いたくなるようなことも含めて、こういう手法についていかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この事業を計画したときからしますと、金額が増えております。それについては責任を感じております。

ウクライナ、ロシアとの戦争も始まり、いろんな問題が高騰してきました。鋼材を含めていろんなものが高くなっているのも大きな要因であります。

それと、無償譲渡していただきました建物が、いざ、無償譲渡していただいた中で調べてみると、壁の落下防止的なものが全部しなきゃならないというのが調査する中で分かりました。そういうことや、馬についても、当初の計画より、どうしてもＪＲＡと相談した結果、そのような金額になってきました。このことについても、私たちもなるべく抑えるために努力はいたしますが、この事業成功されるためには、国のほうの事業やら、また、県のほうにもお願いして確実に進めていきたいというふうに思いますので、御協力、また、御理解をいただきたいと思います。

○９番（岩水 豊議員）

令和３年の１０月に示されたとき、ましてや今年の６月に示されたときも、まだ２２億円だったんです。馬エリアの１億数千万円増えている部分、それもですが、今発注されている事業等を含めて、精査できて発注前の段階のときにまだ２２億円として議会には説明されているわけなんです。ですから、随時、これだけ変わっていくのであれば、議会並びに市民には説明していただきたいと。これについては今後もあり得ることだと心配しておりますが、そういう説明責任ということについてはいかがですか。それと、今後、このようなこれ以上の額の増額ということは見込まれないのか。それについてお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

議会についても、基本的には全協などを含めて説明もいたしました。また、この間の予算についても提案をいたしまして、議会のほうも承認していただきました。この状況においては、来年度の予算のこともありましたので、周辺整備事業が出てきましたので、この事業も入れて、もう基本的には増額はないというふうに思っております。

○９番（岩水 豊議員）

また、今回、本体事業といいますか、拠点事業の本体事業といいますか、周辺整備事業と本体事業分等に分けた形での予算計上がされているようですが、一体となった事業でありますので、こういう分け方というのについて、どのような考えで分けてあるのか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

今回、競馬振興特別事業分と周辺整備事業分ということで2つに分けさせていただきました。競馬振興特別事業分につきましては、日本中央競馬会、いわゆるJRAの事業を採択していただくために今回繰越明許をお願いいたしまして、来年度まで事業を推進するためにこのような形となったところでございます。

また、もう一方の周辺整備事業分につきましては、現時点で県の地域振興事業を想定しておりまして、これを採択していただくために、事業そのものを分けたほうが分かりやすいものですから、事業を分けたというところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

ということは、大項目では一緒だと。ただ、小項目で詳細の部分で予算計上上、それと補助金等の兼ね合い等で分けたという考えでよろしいでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

そのとおりでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、今の予算の中で、事業費の中で、予算の内訳の中で地方債が12億350万円ということに現在なっておりますが、これについて過疎債等を活用ということになっておりますが、交付税措置される分はこの50%という考えでよろしいでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

今、議員からありましたのは、周辺整備事業分の3,500万円の分でよろしいですか。

（「全部」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

全体。そうなりますと、申し訳ございませんでした。昨年度、繰越明許費を設定させていただきまして、今現在、改修工事等を行っております拠点事業の部分でございますが、こちらにつきましては9億9,500万円頂きまして、これは補正予算債、交付税率は先ほど議員が言われたように50%でございます。

そのほかの、今回、南九州の競馬振興事業分、こちらのほうに1億5,680万円、それと周辺整備事業分に3,500万円、こちらのほうにつきましては過疎対策事業債ということになっております。交付税措置率は70%でございます。

○9番（岩水 豊議員）

確認です。9億9,500万円については、これは50%、1億5,680万円でしたっけ、これについては70%、あと3,500万円についても同じということよろしいですか。分かりました。

また、今回の企業版ふるさと納税のほうからの歳入も、予算も見込んでいるようですが、運営に当たり、南九州拠点事業の基金を設立されております。目標として2億円ということで、現在のところ、8,600万円程度ではなかろうかと思うんですが、これについては、目標2億円はいつまでの予定であるということですか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

企業版ふるさと納税については、今、1億円を超えている段階であります。5年度、6年度までが企業版ふるさと納税を使えますので、いつまでということではなくて、少なくとも開業ができるまでには確実に2億円は集めたいというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

この基金のほうから、後でまた詳細についての質疑をさせていただきたいんですが、運営資金のほうに拠出するという考えでよろしいのでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

そのとおりでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、今回、事業費の中に、建設工事費の中にも企業版ふるさと納税を入れて予算を立てているということですが、それとは別に、基金としての2億円というのは達成できるという考えでよろしいですか。

○企画政策課長（外山直英）

前回の議会の定例会でもお話ししたところなんですけれども、実は企業版ふるさと納税で集まった寄附をそのまま基金に積み立てるのではなくて、企業版のふるさと納税分で浮いた一般財源分を基金に積み立てるということでございまして、9月議会で1億円の拠出を頂いて、可決していただいております。ですので、既に基金では1億円は確保してございます。

残りの1億円につきましては、来年度の当初予算で計上させていただきたいというような考えでございまして、先ほど市長が申しました2億円目標というのは、今後集めた段階で一般財源が浮くというふうに想定した基金の積立額という考え方でございます。

○9番（岩水 豊議員）

分かりました。それでは、今回、周辺整備事業という形で上がっている馬のトレッキングコースですか、そこについての計画というのは、今回、J R Aとの交渉の中で発生したことなのか、それとも早い段階でそういう話があったのか、それについて伺いたいします。

○企画政策課長（外山直英）

今回、トレッキングというような言葉を使わせていただいておりますが、実は皆様に冒頭といいますか、当初説明しておりました中では、全てJ R Aの引退馬、預託馬を20頭、根拠としておりました。ところが、様々な先進地、あるいは牧場等を回る中で、サラブレッドというのが大変競走に特化した馬でございまして、気性が激しいということがある一方、調教が難しいということがございまして、運営されている馬術教室などでは、様々な馬を使いながら乗馬をされております。そういったことから、当初の計画から10頭は引退馬を、それから、残りの10頭は様々な種類の馬を使って乗馬やトレッキング、外周を回るなどの観光的な要素を組み入れたほうが収入が得られるのではないかなという考え方で、今回、この事業の計画をしたところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

J R Aの意向ということは、J R Aから2億円ほど助成、予算を頂きますが、その中でということではなく、こちら側の考えとしてこういうのを追加で盛り込んだということでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

事業概要そのものはJ R Aとも協議してございます。その辺につきましては、自治体の考え方というような見解も頂いておりまして、賛同いただいているものというふうに考えております。

○9番（岩水 豊議員）

それがなぜ今頃、周辺整備事業でトレッキングコースが追加で入ってきたのか。本当であれば当初で入ってくるべき話だと思うんです。当初、我々に説明された中でも、馬と触れ合うこと、乗馬クラブ企画とか、愛好者向けとか、観光用の乗馬体験企画というのは、昨年10月でしたか、我々に示された中身の中にもうたってあるわけです。ですから、その時点でなぜこれが入っていなかったのか。そこがどうも後出しみたいな感じがして、総事業費というのを何となく膨らまさない形で市民に説明したり、議会に提案すると。後戻りできない段階になってからこうやって追加を出してくるというふうにどうも見えてしまうような部分もありまして、それがなぜ当初で、実施事業計画の案の中に乗馬クラブ、観光用の乗馬体験企画というのも見込まれておりましたよね。ですから、そこでなぜ示されなかったのか。どうもそ

の辺が疑念を持つところなのですが、再度説明を求めます。

○企画政策課長（外山直英）

今回、様々な研修先を研修する中で、こういった考え方が生まれたものもござい
ます。もう一方で、開校を令和6年4月というふうに考えておりますが、例えば、
周辺整備につきまして、現在、有利な財源ということで県の地域振興事業を想定し
ておりますが、この採択を受けるためにはどうしても設計が先に必要だということ
が考えられました。

実は、来年度の当初に設計をお願いして、その後に工事という考え方もあったん
ですけれども、それではどうしても開校に間に合わないということがございまして、
今回の提案に至ったということでございます。

○9番（岩水 豊議員）

勘違いしないでください。私は、当初の22億円の事業計画があったときに、これ
を入れて23億円になってもよかったと思うんです。ですから、当初で説明がある
ときにそこまで説明を我々に示されなかった、地元にも示されていないというところ
に驚いているところなんです。それについての説明を求めているところです。

○市長（五位塚剛）

当初、馬との触れ合いは、高校跡地の敷地内に検討しておりましたが、いろいろ
検証する中で、馬に乗ってある程度地域をここで回るというのも非常にいい観光に
なるだろうということもいろいろ検討いたしまして、それで、地域のこの近辺を見
て回った結果、下のほうにほとんど利用されていない農地・水田がありまして、こ
こを活用できないかということでいろいろ内部で検討いたしました。そういうこと
で、後でこういう形での追加になり、また、地権者の方々にも相談してみたら、非
常にいいことであるからということで、今回、このような形での提案という形にな
るところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

いや、もうちょっと計画段階でのしっかりした計画を立てて、当初で入っていれ
ば、何ら私などもそれはそれでという判断になってくるんですけど、こういう形で
出てくれば、また何か出てくるんじゃないだろうか、また何か出てくるんじゃない
だろうかというのがずっと心配されるわけです。ですから、私が言っているのは、これ
だけのお金を掛けて造るということであれば、それは当初計画にあってもいいんじ
ゃないかなと思うんです。前も何かほかの事業で言ったこともあります、家を建
てるときは、何坪の家を建てるから、何㎡の何坪の土地が必要だとかいうことで家
を建てます。それと一緒に、後から、家を建てて、庭が狭いからもうちょっと広げ
ようかなんていうことは普通できないです。ですから、そういうやり方をされると

ということが議会としても心配するところなんです。それをただしているところなんです。これは当初でしっかり説明するべきであつたり、そして、もし数字的なものが出ないとしても、あくまでも、私も乗馬クラブ関係がうたつてあつたけど、ただ馬を、何ていうかな、ゆっくり引退馬を室内と屋外で余生を過ごしてもらうような広場だけがうたつてあつた計画でありました。青写真でありました。それを見ていたら、乗馬クラブの体験としたら、ここで引退馬と、特に課長も言われたとおり、サラブレッドというのは乗馬には向かないというのは、もうこれは常識でありますから、これはもう競走馬ですから、鶏でけんか鳥と言われる、ああいう鳥と普通のブロイラーとの差ぐらいなものですから、それはもう分かっているものだと私も思っていましたから、サラブレッドは乗馬用には向かないのに、向くやつもいるのかなとか思ったり、そして、同じ空間でそうやって使用することができるのが調査された結果だろうと思っていたところなんです。現実、それは無理だと思うんです。ですから、それを踏まえて考えれば、その辺のはしっかり当初にうたうなり、説明するなり、本当にしてほしかった。これは地元の方々に対しても、本当いい施設だからいいんじゃないかとか、土地は提供してくださるからいいんじゃないかじゃなくて、市を預かる長としては、計画はしっかり練って、しっかり市民に示すというのが一番じゃないかと思うんですけど、そこについて、いかがですか。政治の考え方というか。

○市長（五位塚剛）

この事業が、鹿児島大学さんからいろいろ相談を受けて、私たちも相当時間を掛けて議論いたしました。そして、どういう事業があるかということで、森山先生のほうにも相談いたしまして今日まで来ました。

当初は、財部高校跡地の敷地内で引退馬、また、いろんなことを含めて対応するつमりの計画でありました。だから、その後のトレッキングコースを含めた周辺事業は、当初は全く私たちも想定をしておりませんでした。これについてはお詫びを申し上げたいというふうに思います。

ただ、こうなると、私たちはこの事業を曾於市だけじゃなくて、また、いろんな方々に見てもらって楽しんでもらう部分も、観光になる部分もありましたので、今回、競走馬ではなくて、乗馬ができる馬も導入して、また、子供たちにも楽しんでもらえるような施設にしたいということでの提案でありました。そういう意味では、当初計画から追加したというのは、各議員の方々、また、地域の方々にも十分説明の足りない部分がありましたので、これについては引き続きまた皆さんたちに御説明を申し上げたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

ですから、当初の事業計画にはちゃんと乗馬クラブ企画・営業、市内観光ツアーに乗馬体験企画とうたってあるんです。ですから、今の答弁はどうも、計画で事業内容まではうたってあるんです。それが当初予算に私たちは反映されていると。それが当初予算に反映されなくて、こうして乗馬、観光用の乗馬体験と馬術乗馬というんですか、そういうのが出てきます。ですから、当初で事業内容をうたってあるんです。ですから、それはやっぱり当初で入れるべきなんです。これでは、市民の側、我々議会側としても、どうも納得いかない部分が出ます。ですから、うたってあることはちゃんとそれなりに上げて出してください、今回も、これからも。ですから、うたってあるから追加でしたんですよは駄目です。うたってあるから以上は、当初にはっきりしない部分があってもいいんです。それなりにしっかり我々、市民にも説明して、事前に説明していただきたいと。陳謝いただきましたので、それ以上の追及はいたしません。

予算組み、建設事業についてお伺いしましたが、今後、運営収支計画等のことについても危惧している面がありますので、ちょっとお伺いしたいんですが、サラブレッド等の預託料というのが収入の部分に上がっております。その辺の財源的な内訳、シミュレーションというのがどうも当初出されてからと、今回、また乗馬等に関するシミュレーション等頂いておりますが、どうも整合性が取れているのかどうかというのが疑問に思うところがあるんですが、まず1つ目は、預託料がどれぐらいになるのか、1頭当たり、年に。そして、次に、臨床用の産業動物の確保ということで馬も使うということになっています。臨床用に使うということであれば、その飼育というか、飼養というんですか、飼養についての経費というのは、臨床に使う分ということは鹿大のほうで幾らか見るようになっているのか。まずはそれについてちょっとお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

現在のシミュレーションで申し上げますが、令和6年度にまず馬の預託を想定している頭数が5頭、令和7年度に全体で7頭、最終的には令和8年度に預託馬と言われるものを10頭にしたいというふうに考えております。1頭当たりの預託料を現在のシミュレーションでは月額10万円、年額120万円としておるところでございます。

それから、臨床につきましては、現時点では、臨床費用につきましては大学等とのまだ協議が終わっておりませんので、その辺の収入については計上していないところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

収入については、収入というか、臨床用の馬を飼育するということでの経費負担というのは鹿大のほうには求めているのか、求めるのか、それについて伺います。

それと、1頭当たり10万円、年間120万円、10頭したら1,200万円、これはJ R Aとか預託先というのは確保できるものなのか、それを伺います。

○企画政策課長（外山直英）

まず、臨床につきましては、現在も鹿児島大学と協議中でありまして、最終的には今後の協議結果次第というふうに考えております。

それから、預託につきましては、現在、大学、それからJ R Aを通じまして、特定法人がございまして、引退馬協会ですとかサラブレッドコミュニティクラブというような団体がございまして、そちらから預託の仲介をしていただくような手はずを今は整えているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、市の考えとしては、臨床用に使う特に馬については、臨床用の馬については、鹿大のほうにも馬の管理費というか、それについては一部は求める予定なのか、求めたいと思っているのか、そこについてお伺いします。

○企画政策課長（外山直英）

現在、その点につきましては協議中でありまして、はっきりした方向性はまだお示しできないんですが、収入につきましては、この預託料のほかに、観光乗馬費や乗馬会員費というようなものを想定しているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それは、参考資料を頂いていますからそれは分かっているんです。ですから、ただ臨床用に使うということであれば、大学の教育の一環として使う部分というのがあるわけです。それを市の方針として鹿大側に、鹿児島大学側に求めるつもりなのか、それとも求めないつもりなのか、その方向性を教えてください。

○企画政策課長（外山直英）

参考資料にも記載してございますが、預託料が7万円から数十万円となっております。今回、この拠点に臨床できる獣医が常駐することから、この預託料を安くするために、臨床については安くするために臨床研究に使ってもらうというような条件で、求めない方向で今協議をしているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

方向性を聞いたところですので、求めないという考えであれば、求めないで別に市の考えということでいいわけですが、今度は馬の管理の受託というんですか、馬の管理を業者に頼むわけですか。馬というのは、市内にそういう実績のある方というのはちょっと私も知らないんですが、受託される業者、業者か個人か分かりません

が、団体と一応申し上げておきますが、そういうところの見通しというのはあるわけなんでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

現在、大学を通じまして、団体の、1団体の方と少し協議をしているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、あるということで考えてよろしいわけですね。

それでは、馬術と乗馬についてのいろいろな多くのシミュレーションを非常に分かりづらくまとめてあって、うまいなと思いながら見ているところであるんですが、今、人口当たりの馬の乗馬の体験をしたことがあるという、調査として0.3%でしたか。資料がうまくばらばらに整理されてあるから見つけづらく、照らし合わせて見づらくされているからうまいなと思うんですが、乗馬に関して0.3%だったかな、それと、乗馬をしたいという方が——どこへ行ったかな。ありました。乗馬をしたことがあるという方が0.3%、乗馬に興味が、今後機会があったら始めてみたいという方が3.3%という調査がスポーツ庁で令和3年度にあったという資料を頂いておりますが、その中で、それに伴う乗馬事業、観光乗馬、それと馬術乗馬クラブ事業の2つに分けて整理されているようですが、それに対するこの中に乗馬体験、乗馬をする人、年間5,000人程度とか、馬術乗馬、競技としての経験者のシミュレーションとか、年間117人とか見てあります。これの数値について、どうも理解しづらい部分があります。これがまた先ほど出た運営の収入にどのような形で財源としての数字と照らし合わせてみたいんですが、どうも合わないような気がするんですが、それについて再度説明をしていただけないでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

観光乗馬事業と、それから馬術乗馬事業、こちらのほう、先ほど議員がおっしゃいました観光乗馬のほうでは年間5,000人、これを基にした客単価5,000円などを掛けた数字が2,328万円となります。

それから、馬術乗馬クラブ事業のほうに年間会員人数を117人で見込んだ収入の予測が1,440万円。こちらが……

（「1,404万円」と言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

そうですね。すいません。1,404万円。今、参考資料の1の16ページを御覧いただいていると思いますが、令和8年度に馬が完全に、先ほども申し上げましたが、馬の数がそろいますので、観光乗馬費の2,328万円と合致しているところでございます。乗馬会員費につきましては、令和10年度の1,404万円、ここに合致している

ところでございます。

以上でございます。

○9番（岩水 豊議員）

それと、先ほど1回目の市長の答弁でありました財源の利用料収入とか、こういうのにはここは収入としては上がってこないわけなんではないでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

1回目の答弁で市長が申されましたのは、校舎の中に改修しております企業スペースや喫茶スペースなどの収入でございます。今、参考資料に出ておりますのは、完全に馬だけの運営シミュレーションでございますので。

以上でございます。

○9番（岩水 豊議員）

これは馬事業のシミュレーションであって、施設全体の運営費とは別であるという考えになるわけですか。どうも分かりづらいところがありますが、3年の8月の資料でしたか、シミュレーションとかをされた資料があったと思うんですが、それには馬の施設事業に関しての事業益というか、事業は別として考えているわけですか。この辺の関連がちょっと分かりづらいんですが、説明、再度お願いしたい。

○企画政策課長（外山直英）

直営で管理しない畜舎等の管理と馬につきましては、独自のシミュレーションを作っております。財団全体のシミュレーションもしてございますが、数字で申し上げたほうがよろしいでしょうか。多分この表の、前回の議会でお示ししたのはこの参考資料で、財団全体とそれぞれの教育研究棟、鳥エリア、牛エリア、馬エリアというものをお示ししてございます。この表でいきますと、財団そのものは令和6年度以降、収入・支出それぞれ2,338万9,000円で、合計プラマイゼロというシミュレーションをしているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、どうも分かりづらいんですが、収支のを私もらっているんで、令和8年度で見てみます。1,440万円の馬の収入というのがありますが、これはいつのだったのかな、これとはまた違うわけですか。そして、馬の民間事業者へが2,251万2,000円とか出てきておりますが、この数字とはまた違うわけでしょうか。財団として1,981万9,000円の収入があって、財団管理費として、財団が管理団体として施設の管理をするので1,981万9,000円という、これには馬事業の運営という部分についての安定経営ができるという中での補填とか、そういう負担とかいうのは全く考えていないところでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

令和6年度が開設ですけれども、まず、馬事業につきましても、馬自体がそろるのが令和8年度になったりしますので、当然、収入が当初から潤沢にあるわけではございませんので、その分の管理費などにつきましては、畜舎についてもそうなんですけれども、牛をそろえるまでに数年掛かるということも想定しておりますので、若干その管理費については市が補填すべきだろうというような考えは今時点で持っているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、将来的にといいいますか、開業して開設して運用されて3年か5年かたった頃には、施設全体の管理費というのはもちろん必要であると思いますが、それ以外については、そういう財政的な補填をする考えはないということでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

当分の間というような考えでいるところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それを基金のほうから出すという考えですか。

○企画政策課長（外山直英）

当初、数年間の管理料の補填分につきましては、市が管理料の補填分として直接、市が管理団体に補填したいというふうに考えております。その後、一定程度の体制が整えば、管理料等についての直接の支援は必要ないというふうに考えておりますが、それ以降は基金を財源にしたいというふうに考えているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○9番（岩水 豊議員）

大きな施設で大きな金を使って、それこそ世界的にも重要な施設という考えは持っております。しかし、市の建設するときには約五、六億円ですか、市の負担が、実質的な負担が発生します。それはどうにかなるんでしょう。ただし、運営するに当たって一般財源から、先ほどの山中議員の中でも苦しい財政、97%やったかな、3%カットの方向でという中で、こういう施設を造って、いい施設だからといって市の負担が限りなく続くようであれば、市としては観光のメリット、経済波及効果等はもちろんあるとは思いますが、それをみんな、市民も理解しているんでしょうか。市長、いかがでしょうか。この負担についての将来負担ということについて危惧するところがありますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ここまでいろいろと計画を進めてきました。市の職員も初めてのケースでありまして、運営管理費が最終的にどれぐらいになるかというのは、これは予測で今して

ありますので、進めてみなきゃ分からない部分もあります。しかし、後の運営は利益が出るように計画をしたいというふうに思います。それまでの間は、ふるさと納税の企業版を積み上げて、一定の運営費に補填を進めていきたいというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

私は、管理団体として一般財団法人を作って運営するということでしたね。その財源、おおむね10年というような形で年間約2,000万円ほど出すから、2億円あれば10年間ぐらいはその基金から出して運営をします。それ以降については、私は独立採算ができる形になるという見通しでそうされていると理解しておったつもりであります。ですから、馬については、いろんな観光事業との兼ね合い、馬術クラブ、そういうところでの委託料を今は、今回、当分は払わないといけないけど、受託料かな、払わないといけないけど、今度は逆に指定管理料として、今度はこっち側が、市側が施設分としてもらえるのではなかろうかとか、例えば、牛についても無償で施設を貸すという考えなのか。この施設を有償で使わせる考えなのか。そういう中で、私は有償だろうと思っております。そして、大学のほうは教育機関の施設として活用するわけですから、それなりの経費が必要です。そういう中で、市としては、将来的には一般財源から金を出す必要はないというふうに思って、この事業についても考えているところなんです、その辺についての市長、見解を再度伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的な考え方は、財源内訳もお示ししました。市の一般会計の持ち出しをなるべく抑えるために、いろんな補助金、交付税措置を含めて取り組んできました。後の運営につきましても、収入を増やす必要があるというふうに思っております。一定期間は、この施設がうまくいくように市からの支援という形である必要があると思いますけど、最終的にはこの組織が自主独立で、採算ベースに乗って利益が出るように、自分たちの自前で運営ができるように、これは進めていきたいと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、具体的に牛舎についても有償の形での委託というか、施設のほうは提供するという形で考えてよろしいのでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

有償でございます。

○9番（岩水 豊議員）

私も、今、ここで市の負担として780万円と出ていますが、以前示されたのでは1,980万円、約2,000万円と示されたのがありますので、若干この辺の精査は

再度していただきたいと思っています。私たちとしても、これだけの大型事業ですし、やっていく上でどこかでかシミュレーションとかをしながら、後から追加で出されるようなことがあったら非常に心配する部分というのが確かにあるということは理解していただきたいと思います。

そして、馬事業のほうで、県の地域振興局の補助金等を活用するということですが、これは内示なり何か頂いているのでしょうか。お伺いします。

○企画政策課長（外山直英）

現在、大隅地域振興局と協議中でございまして、まだ内示等は頂いておりません。

○9番（岩水 豊議員）

見通しとしてはあるということで進んでいるという考えでよろしいでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

そのとおりでございます。

○9番（岩水 豊議員）

了解しました。全体的に馬エリアについての運営、乗馬関係の事業のシミュレーション等については、どうも短時間の一般質問の中ではしづらい部分がありますが、どうもこのシミュレーションについては理解し難い部分、人口比との兼ね合いとか、どこかでかいつの間にか20%の方が、例えば、財部に来る人たちの20%がこの施設に来ますよと、そのうちの20%が何らかの乗馬とかをするような数字とかいうのが、どこかで見え隠れしたりしていますが、統計資料等で見れば、馬に興味のある方とかいうのを含めて3%前後、それは興味がある。興味があるというのは、我々だって興味はあるけど、興味がある方が乗馬したり馬術したりする人数にはならないと思うんです。興味がある中の何割か、よくて半分、下手すりゃあ10分の1かもしれない。だけど、その数値等についてのシミュレーションについては、どうも正確性に欠けると思います。これは、今後、ここの施設の完成に向けて、企画政策課のほうとしてももう少し詰めた計画を出していただきたい。そして、先ほど、ほかの議員の方々も出ましたが、整合性が取れる説明をしていただきたい。また、私たちもそれについては注視して見ていきたいと思っています。

市の負担として今出された費用としては、運営負担金としては780万円を見込んでいるということですが、これは増えても、私は増えたということで理解せざるを得ないとなってくると思うんです。仕方ないですもん、造った以上。それでいいのかというところです。だんだん増えていって、いや、シミュレーションが違っていました。だから、市としては、永遠にとまでは言いませんよ、何十年も負担をしないといけないということになっていいのか。いや、もう乗馬はやめたほうがいいんじゃないか、ただ臨床用の馬の管理だけに委託料でたほうがいいんじゃないか

いかとかいうようなことになるんじゃないだろうかという心配もあります。再度、この辺の市長のこの施設に対する熱い思いを説明していただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この施設は、本当に鹿児島県をはじめ、全国の方々が期待をしている事業であります。馬についても、都城市の山田に私の先輩の方が乗馬施設を持っておりまして、一定の固定客がいらっしゃって運営が成り立っているようでございます。また、熊本にも私も行きましたが、非常に子供たちを含めてたくさんの人たちが乗馬をしていらっしゃるというのを聞きいたしました。やり方によっては、本当に曾於市の地域活性化につながる事業だと思っておりますので、今言われるように、市からの負担が出ないように運営を含めて自立できるものを造っていききたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

企画政策課長にも要望しておきますが、乗馬等についてのシミュレーション、再度見直していただき、議員、市民が理解できるようなシミュレーションにしていきたいと思います。それなりに、今、市長の答弁がありましたが、それになかなか近付けない部分があるかもしれない。あったとしても、それは議会に示すべきであると思います。その辺が見えないままでこの事業が進んでスタートするという事——スタートしております——これが運営されるということを大変心配しておりますので、機会あるごとに議会にもそういう説明はしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩	午後	4時10分
再開	午後	4時20分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第13、湊合昌昭議員の発言を許可いたします。

○10番（湊合昌昭議員）

10番、創志会、湊合昌昭です。議長の許可を得ましたので、3項目について質問いたします。

大きな1番です。第12回全国和牛能力共進会について。

①全国和牛能力共進会で鹿児島県は和牛日本一になったが、本市の和牛振興にお

ける効果・影響について伺います。

②岸田首相が10月中に総合経済対策に畜産農家などの支援策を盛り込むことを表明したが、内容を伺います。

③県の畜産に対する助成策はないか伺います。

④全国共進会で曾於高等学校がすばらしい成績を上げてくれました。これを機に曾於高校に対する新たな支援策はないか伺います。

2、ふるさと納税について。

①ふるさと納税の現状について、過去3年間の実績について伺います。

②全国和牛能力共進会后、鹿児島県産の和牛が日本一になったことで本市のふるさと納税に効果が出ているか伺います。

③ふるさと納税のウナギの返礼品における過去3年間の寄附金額を伺います。

④ウナギを加工する企業誘致の話があったが、経緯を伺います。

3、清流の森大川原峡の指定管理について。

①清流の森大川原峡の指定管理について、当初は森林組合であったが、特に問題もなかったのに、財部北公民館に指定管理した理由を詳細に伺います。

②財部北公民館が指定管理を契約の途中で終了された理由を伺います。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、議会議員の質問にお答えしたいと思います。

1、第12回全国和牛能力共進会についての①全国和牛能力共進会で鹿児島県が和牛日本一になったが、本市の和牛振興における効果・影響についてお答えいたします。

11月の曾於中央家畜市場で開催された子牛競り市では、県外の新規購買者が増え、価格が前回と大幅に上回る高値でありました。また、本市から全共へ出品された肥育牛を購入された株式会社ナンチクは、営業所売店で販売したところ、口コミ等で広がり、多くの方が来店し、購入されたとのこと。本市へ直接的な効果や影響はまだまだありませんが、日本一となりました鹿児島黒牛は全国の方々へ周知されているものと思われます。

1の②岸田首相が10月中に総合経済対策に畜産農家などの支援策を盛り込むことを表明いたしました。その内容についてお答えいたします。

今回の第2次補正予算では、多くの輸入に依存する穀物や生産資材の自給強化のための支援と高騰している配合飼料価格への補填の拡充、また、畜産クラスター事業等の取組支援や酪農経営支援が主なものであります。

1の③県の畜産に対する助成策はないかについてお答えいたします。

県単独の補助としては、全国和牛能力共進会出品対策事業で、繁殖雌牛導入と肥育技術実証に対しての補助事業があります。また、国の価格安定対策や配合飼料価格高騰対策事業等への上乗せ助成及び各種の資金融通事業への利子補給等も行っております。

1の④全国共進会で曾於高等学校がすばらしい成果を上げてくれました。これを機に曾於高校に対する新たな支援策はないかについてお答えいたします。

現在、市といたしまして、農業高校等育成協議会へ負担金として21万4,000円を支援しております。また、今回の全共の出品を応援するため、曾於高校の農場で加工・製造されている豚みその商品販売に市役所職員及び曾於市観光協会の協力によりまして800個を販売いたしました。

今後は、生徒数が減少している畜産食農科の生徒を確保できるように支援してまいります。

2、ふるさと納税についての①過去3年間の実績についてお答えいたします。

令和元年度が19億1,911万975円、令和2年度が20億4,984万7,542円であります。令和3年度が16億2,353万4,800円であります。

2の②全国和牛能力共進会后、鹿児島県産の和牛が日本一になったことで、本市のふるさと納税の効果についてお答えいたします。

本年10月6日から10日まで全国和牛能力共進会が本県で開催されましたが、鹿児島県が和牛日本一を獲得できたことによりまして、牛肉を返礼品とします寄附金が11月から伸びている状況でありまして、効果が出ていると思われれます。

2の③ウナギの返礼品における過去3年間の寄附金額についてお答えいたします。

令和元年度が9,045万4,000円、令和2年度が4,713万7,000円、令和3年度が4,561万6,000円であります。

2の④ウナギを加工する企業誘致についてお答えいたします。

ウナギを加工する企業につきましては、現時点では、来年度の立地協定締結に向けまして準備を進めているところであります。

3、清流の森大川原峡の指定管理についての①財部北公民館に指定管理した理由についてお答えいたします。

清流の森大川原峡の指定管理につきましては、財部北校区の地域の方々が中心となり、市民及び曾於市外から多くの観光客を呼んでいただいて、地元のために地域活性化を図りたいと、財部北校区公民館の前向きな姿勢がありましたので、平成29年12月議会で指定管理者の指定につきまして提案をさせていただき、原案の可決を頂いたところであります。また、令和2年12月議会で、2期目となります令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、指定管理者の指定につきまして提案

させていただき、原案の可決を頂いたところであります。

3の②財部北公民館が指定管理を契約の途中で終了される理由についてお答えいたします。

指定管理期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でありましたが、令和4年5月25日付けで雇用者の人員確保が難しい状況となり、指定管理施設の管理継続が難しいとのことで、指定管理期間の変更願が提出されたことによりまして、財部北校区公民館と協議を行い、残念ではありますが、令和5年4月からの指定管理施設の管理の継続が困難と判断いたしまして、令和5年3月31日限りで指定管理者の指定を取り消すことにいたしました。

以上です。

○10番（湊合昌昭議員）

それでは、1項目めの質問をしたいと思います。

実は、全国和牛共進会ですが、私、所管ではなかったんですけども、顔を出してみました。本当、あの雰囲気というのは何とも言えなくて帰ってきたところだったんですが、本当に鹿児島県の牛が9部門中6部門で1位ということで、素晴らしい成績というのを見て本当に感動を覚えました。前回は宮城県にも行ったんですが、あそこまではなかったというのがあったりして、そして、今年は特に曾於高校が頑張ってくれました。本当に曾於高校の在り方というのは本当に大事ななという気がしたんですが、その上で、本当に曾於市の名を売ってくれたということは本当に、市長、一番幸せなことだと思いますよね。市長、どう思いますか。感想をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

曾於高校が特別区で日本一になったということは、私たちの曾於市民だけでなく、鹿児島県全体に夢と希望を与えているというふうに思っております。大変うれしいことであります。

○10番（湊合昌昭議員）

その中でいきますと、今度のオリンピックについても、和牛オリンピックについても、いろんなことの中で和牛日本一ということは、逆に言い換えると世界一と一緒にじゃないかという気がしてなりません。

そんな中で、今、特に飼料が高騰しておる中で、大変、和牛の生産も大変な時期に来ていると。そして、特に9月、10月というのは、また後で出てきますけれども、大変値段が下がって少し弱気になったところに、鹿児島県の和牛が日本一を取ったということは本当に名誉だということを私も思っております。

その影響の効果、本市の和牛の効果についての質問をしたんですが、その中で、

11月の中央競り市で高値がついたということですが、これ、幾らぐらいの高値だったんでしょうか。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

11月の子牛競り市におきまして、曾於中央家畜市場でございますけれども、曾於地区全体で申し上げますと、雌の平均が59万3,000円、これが前回比にいたしますと8万7,000円の高値でございました。去勢のほうは70万5,000円ということで、5万6,000円の高値ということで、前年同期にいたしますとまだ安いんですけども、それでも急激な大幅な値上げであったということでございます。

以上です。

○10番（刈合昌昭議員）

大変、曾於市の場合は子牛等の生産が主ですから、この高値というのは本当に農家の方を安堵させたなという気もするんですが、一方、前の今課長から答弁があったとおり、前回、昨年からすると、まだ大分この値段的なものはあるんですけども、ただ、一つ言えたことは、新規の購買者が増えたということは本当に素晴らしいことかなと思うんですが、課長、ちなみに何件ぐらいの購買者が増えたか教えてください。

○畜産課長（野村伸一）

今回の購買者につきましては、今年の4月までは全国各地から来ていただいておりますけれども、5月以降、特に東北方面からの来場がなかったということでございますけれども、今回の11月競りにおきましては、県外ではもうほとんどの地区から購買に来ていらっしゃいました。増えた新規の購買者数につきましては、市場の関係者のほうに聞いてみますと、10件ほどの新しい新規購買者が来られていたというような状況でございます。

以上です。

○10番（刈合昌昭議員）

今の報告のとおり、10件の新規ということですが、なかなか新規というのは難しいところがあって、これも本当に生産者の方が和牛共進会でいろんな心配をしながらやった成果だと思っております。

あと、ナンチクに販売したところで、ロコミ等で広がったということですが、課長、ナンチクの販売所は結構人気があっていいんですけども、どうですか、今はやっぱり増えていますか、ナンチクの営業、お客さんは。

○畜産課長（野村伸一）

ナンチクの営業所のほうに聞いてみますと、全共の効果ということで、これはナ

ンチクだけではなくて、鹿児島黒牛ということで県内全体、需要が非常に多くなっているということは聞いております。

また、ナンチクの営業所におきましても、市長答弁でありましたとおり、全共の本市から出品された肥育牛がナンチクさんが購買されました。その関連で、市内の方々、また、市外の方々も含めて、全共の出品された牛をロコミで聞いたということで買いに来られた方が多数いらっしゃったというふうに聞いております。

以上でございます。

○10番（渚合昌昭議員）

市長、私、一つ提案があるんですが、実は今、道の駅のことなんですが、物すごくすばらしいモニュメントが立っています。中で私も市民の方から言われたんですけども、あれだけのモニュメントがあるんだったら、要するにステーキとかそういうのを期待した人がいたらしいです。そして、メニューがなかったということもあったんですが、ぜひこの辺のことを十分考えていただいて。というのはどういうことかといったら、レストランのほうにステーキ部門が設けられるのかどうかということを知りたいんですが。市長、食べる場所ですよ。

○市長（五位塚剛）

今までも特別に注文があればステーキも別メニューでできるようにはなっているんですけども、レストランの中で別メニューで言えば注文はできると思います。

○10番（渚合昌昭議員）

市長、それ、いつからですか。ちょっと教えてください。

○市長（五位塚剛）

道の駅がバイキングをしていましたけど、それ以外に、今回の共進会に出たということじゃなくて、ステーキ肉は別売りで一応前からしていると思います。

○10番（渚合昌昭議員）

市長、若干違うと思う。レストランのことです。レストラン、食べる場所ですよ、私が言っているのは。やっていました。

（「レストランで」と言う者あり）

○10番（渚合昌昭議員）

分かりました。それでは、またそのことは伝えたいと思うんですが、質問があったもんですから。せっかくあれだけの大きなモニュメントの中で、ステーキもあっていいんじゃないかって。逆に聞かれると、知らない人はあれを見たときにあると思って入る人がいるらしいんです。そういうことであつたもんですから聞いたところです。

それでは、2項目めに入っていきますけれども、実は、全共が終わった後の10月

10日の新聞の中に書いてあったんですが、岸田首相が総合経済対策の中で発言されていましたが、ちょっと待ってください。総合経済対策の中に、畜産農家など、新たな支援制度創設を盛り込むことを表明した。国産飼料の供給や堆肥肥料の利用の拡大を後押しして、和牛輸出促進に向けた高度な衛生管理施設整備への支援を拡充するという内容のものがありませんでした。今から先は、牛については、和牛については、特に中国を中心にすごい消費があるということもあって、輸出に力を入れるということだと思んですが、そこら辺のことで、市長、何かありますか。

○市長（五位塚剛）

ナンチクさんは、外国へ輸出をしております。今後は、中国が和牛の輸入を本格的にしたときは、かなりの肉が足らなくなってくるだろうというふうに思っております。

全体的な今後の方向性については、専門の畜産課長が分かっておりますので、答弁をさせたいと思います。

○畜産課長（野村伸一）

輸出のことをございますけれども、現在、牛肉の輸出につきましては着実に伸びておりまして、ナンチクのほうでも香港・アメリカ向けを中心として、また、最近ではEU・ヨーロッパ向けもしているところでございます。

そういう中で、今後、ナンチクのほうでもヨーロッパ・EU向け対策といたしまして、と畜場の整備、こういうものにも取り組まないといけないというようなことで、そういうものに取り組んだ中で今後増やしていくというようなことをございます。これは、国を挙げて輸出対策関連の事業があるということで、それに取り組むというようなことをございます。

以上でございます。

○10番（淵合昌昭議員）

今、出たように、和牛の輸出が盛んになっていくという中で、曾於市に関しても本当に生産牛をしていく、やっていく上で本当にありがたい話だと思うんですが、課長、若干出ているんですけども、現在は、生産農家は曾於市、どれぐらいの戸数で、何頭ぐらいの生産頭数か教えてください。

○畜産課長（野村伸一）

畜産の統計につきましては、毎年1月1日現在の調査を行っているところでございます。令和4年1月1日現在の畜産農家の肉用牛の繁殖の戸数が曾於市内で716戸、頭数が1万2,101頭でございます。また、肥育農家につきましては、曾於市内38戸で、1万2,575頭ということになっております。

以上です。

○10番（渚合昌昭議員）

だんだんと生産農家が減ってくるというのは、高齢者のこともあるんですが、頭数的なことは若い方が頑張っているんですけども、どうでしょうか、今度、曾於高校がそんなことで1位ということに、特別区ですけれども、1位ということになりました。その中でいくと、期待そのものが曾於高校に対する期待もあるわけですが、言い換えれば。というのはどういうことかといったら、生徒数が増えるんじゃないかという期待を持っているんですけども、教育長、そこら辺は何も考えていませんか。何かそういうのを聞かれたかどうか教えてください。

○教育長（中村涼一）

今回1位を取ったということで、非常に曾於高校の知名度も上がっております。ここ数年、畜産学科の定数、入学者が減っている傾向がございましたので、これでも何とかたくさんの子供たちが曾於高校のほうに入学してくれないかなと思っているところです。

高校のほうもこういうチャンス何とか生かしたいということで、また来年度、募集に向けて、今年度ももう始まっておりますが、何とか少しでもたくさんの子供たちが入学できるように対応していきたいと、教育委員会もそのための支援をしていきたいと思っています。

○10番（渚合昌昭議員）

今、教育長に答弁してもらったんですが、今の中でいくと、本当に少ない中で、特に曾於高校の子供たちが減っている中でいくと、何か違う形で生徒数が増えてくれるといいなという、個人的には思っているところがありまして、大変期待するところがあります。特に、新聞に書いてあったんですが、要するにそういった曾於高校が頑張ってくれることによって意識、若い人たちの刺激になってくるというのは間違いないわけです。そこを市としてもちゃんと保護してあげるということは大切だと思います。市長、どう思いますか。

○市長（五位塚剛）

今、私たちの曾於市には、高校はもう曾於高校だけです。いつも曾於高校の皆さんたちに鹿児島県立曾於市立曾於高校ですよということを言っております。私たちもそういう意味で、市が全面的に支援することを今やっております。市独自で今、年間1,300万円を超えるものも支援しておりますので、また、今度の機会にまた新たなものがないかということも含めて支援を進めていきたいと思っています。

○10番（渚合昌昭議員）

以前は、優秀な生徒だけと申しますと、30万円の寄附のこともあったんですが、

これも少しいろんなことがあって中止になったんですが、こういうことが曾於市の高校の中で、日本一ということになると、知名度的なこともあって大分生徒が増えることを期待したいなというふうに思っております。

それじゃあ、次のふるさと納税のほうに入っていきたいと思います。

今、納税の現状が出たんですが、私、ちょっと聞いたんですが、今年は大分納税が増えているという話を聞いたんですが、どんなふうですか。課長、傾向的なことを教えてください。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。本年度の状況について御説明のほうをいたします。

最新で、今、手元のほうに資料にあるのが12月の13日現在であります、10億414万円が今の現状となっているところでございます。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

10億円ですか。10億円ということは、もう大体12月で終わりですよ、この制度は。10億円。この原因は、全体的に増えているという話を聞いたんですが、何かあります。あまりにも極端な減り方なんですけれども。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、曾於市のほうでもいろいろとふるさと納税に関しまして取組のほうは行っている状況ではございますが、その中で、全国的な嗜好の中で、類似返礼品というのが非常に多くなっております。曾於市の一番の返礼品の有力なものは肉でございます。ただ、肉につきまして、かなりの落ち込みというのが出てきております。それはもうどうしても全国的に肉というものを打ち出している自治体はかなり多くあります。返礼品の競合というところがかなりありまして、ふるさと納税をされる方につきましても、いろんな形での見方が変わってきております。高額のそういうような返礼品ではなくて、安くて量の多いような、そういうものというのを求められているという傾向がございまして、なかなかそこに新しい新商品の開発というのが追い付いていないというところが現実でございます。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

私は15億円ぐらいかなと思っていたんですが、今、聞く前に。だったんですが、10億円ということはどうなのでしょう。今、課長、納税のふるさと納税に関しては観光センターのほうでやっているんですか。今、注文の仕方というのかな、委託されているのではなかったですか。お答えください。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今現在も商工観光課のほうで納税業務のほうは行っているところでございます。
以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

すいません、私、勘違いしていました。そうですか。どうなのでしょう、課長、これから、今、十何日ですけれども、どれぐらいの予想を立てていますか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

ふるさと納税に関しましては、この12月というのが毎年たくさん寄附を頂いている月でもございます。また、この納税につきましては来年の3月までということが今年度分のふるさと納税額になってまいります、令和3年度の16億円に近づけるような形で持ってこれるのかなという今の直感的な私的な主観的な考えでございます。16億円に近いものに来るんじゃないかという想定はしているところでございます。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

今、課長がおっしゃったとおりなんです、二、三点質問したいんですけれども、今の中でいくと、納税の要するに大体ネットというか、ホームページで開いてくると思うんですが、どこのメーカーさんが一番、メーカーというか、取扱いの例えば楽天とかありますでしょう、そういうところをちょっと教えてください。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

曾於市の場合には、5つのポータルサイトというのを一応契約をしておりますが、今おっしゃいましたとおり、楽天が一番多い状況でございます。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

私もホームページを見たところ、楽天のほうのホームページがインパクトが強いというのがあって、すごく出ているなと思ったんですが、以前はふるなびか何かを使っていたと思うんですが、これはどうなんです、課長、楽天のほうからの分が全体でいくとどれぐらいの割合で受けていますか、納税を。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

一応、本年度のほうがちっとまだ集計が取れていないところで、昨年度の状況

で申し上げますと、楽天のほうが全体の42%ということで一応集計を取っているところでございます。

以上です。

○10番（渚合昌昭議員）

今出たように、市長、今、お肉のほうの多分リピーターも変わったんじゃないかなという気もするんです。曾於市の場合、要するにお客さんが変えたということでしょうけれども。私は前からずっと、ちょっと飛ぶんですけども、ウナギのことをさんざん言っていたんですけども、なかなか見えてこないところがあったんですが、この間、私、ちょうどユーチューブを見ていたら、市長と向こうの工場長だと思うんですが、ユーチューブに出てきました。私もそれを見ていたんですが、よく市長は行かれるんですか。西日本養鰻さんに行かれるんですか。お聞きします。

○市長（五位塚剛）

西日本養鰻さんはヨンキュウさんとの系列会社でありまして、四国のほうにも私はよくということではないけど、初めて四国のほうに行ってきました。非常にヨンキュウさんは日本全国の中でもトップクラスの漁業関係のいろんな養殖をされている会社でありまして、うちの西日本養鰻さんが子会社、系列会社になりますけど、ウナギを最終的には、今、鹿屋のほうでも養殖を始められまして、最終的にはこの地域での非常に大きな養殖の会社になるんじゃないかなというふうに思っております。

○10番（渚合昌昭議員）

ふるさと納税は、本当に曾於市にとっては大切な財源です。そんなことを考えたときには、ぜひとも商品化の細分化というか、もうちょっと先ほど言ったように和牛だけじゃなくて、ウナギのほうも力を入れていくべきじゃないかと思います。特にウナギの額が減っているところも気になるんですが、志布志、大崎町の市町村が頑張っている中で、少し曾於市の後れが気になります。そこら辺は、市長、どう思われますか。お答えください。

○市長（五位塚剛）

西日本養鰻さんのウナギを養殖しているのは志布志、大崎みたいに普通の水で養殖するのではなくて、温水ボイラーの中で養殖をしますので、非常に製品としては柔らかくておいしい状況があります。その間、油を使えば燃料費が掛かりますけど、成長が物すごく早いということで、それだけ今生産量が増えております。

ただ、曾於市にウナギの加工場がありませんので、西日本養鰻さんのウナギも大崎町の大崎の鰻加工組合で加工してもらっておりますので、そういう意味ではどうしても大崎、志布志の名前が先に出てくるという状況があります。

今後は、曾於市で加工場を造ってもらいますので、純粋に曾於市産で、曾於市で加工されたウナギというのが現実的になってくるというふうに思っております。

○10番（淵合昌昭議員）

私もずっとこの間、ウナギの加工場ということをやっと希望しています。なかなか本当に相手がいることです。から難しいところはあるんでしょうけれども、ぜひこの辺は市長は頑張ってください、加工場を誘致していただくということを強く申し上げておきますけれども、よろしいでしょうか。大丈夫ですか、市長。

○市長（五位塚剛）

本社の社長さんを交えて話し合いをして、本当ならば養殖場をもう一つ、曾於市に造っていただきたかったんですけど、既に鹿屋のほうに、輝北町に土地を求められておりましたので、それはやむを得ないかなと思いました。しかし、加工場については、内村工業団地の中に造ってもらうということで現地も見てください、問題ないということを書いてもらいましたので、新年度で立地協定を結びたいと思っております。

○10番（淵合昌昭議員）

期待していますので、よろしくお願いします。

それから、3番目に入ります。

○議長（久長登良男）

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○10番（淵合昌昭議員）

よろしいですか。最後は、清流の森の件ですけれども、大変、このことを私も本当に何と申しますか、ちょうど建設経済にいた頃だったものですから、よく覚えています。そして、森林組合が一生懸命やっている中で指定管理を変えられたというのがすごく印象に残っているんですけども、これは、一つは市長の判断であって、要するに議会でも1回は否決されて、2回目で賛成だということもあります。そして、結果的にこの形で2年か3年ですね、財部北公民館の方々が指定管理を辞めたいと申し出たということです。市長、どうでしょうか、このことに関しての市長、何かあったら出してください。

○市長（五位塚剛）

このいきさつについてはもう答弁いたしましたし、また、議会の皆さんたちも十分理解していると思っております。森林組合さんのほうも、地元の方々が地域活性化のために指定管理を引き受けていただけたら、喜んでバトンタッチしますよというのが前組合長の御意見でもありました。それを受けて、新しい北校区の体制の中でこの間やってきまして、非常にうまくいっておりました。現在も赤字は

出しておりません。経営的にはうまくいっております。

ただ、この3年間、コロナの関係で観光客数、ここに来られるいろいろな人たちが非常に減ったというのも事実であります。そういう中で、厳しい状況の中でも頑張ってもらいました。

ただ、引き受けていただいたときの館長さんが亡くなられて、全体的に館長さんを中心としていろんな取組をされてきました。本当にうまくいっていましたが、その後、最終的にはよく話し合いをした結果、どうしても新しい人員の確保をすることができないという判断をされて、申出がありましたので、私たちも無理にそういうことを引き延ばすことはできませんので、それを了承したところでございます。

○10番（淵合昌昭議員）

指定管理の問題ですけれども、今、条例的なことで指定管理を受けるほう、受けるほうとしては個人でも法人でも構わないのかどうかというのをちょっと聞きたいんですが、財政課長かな、いいですか。

○財政課長（上鶴明人）

指定管理につきましては、申請は団体若しくは会社となっているところでございます。法人その他の団体ということで公募をしております。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

課長、団体って公民館も入るんですか。

○財政課長（上鶴明人）

公民館等は公共的な団体となりますので、一応団体になるものと思っております。

○10番（淵合昌昭議員）

市長、これ、何と申しますか、指定管理の在り方については本当に慎重にしなければいけないと思うんですが、というのは、特に公民館というところなんかは、先ほど言ったように亡くなったということなんですが、そんなんしてくると、なかなかの後の後継者がいないということも、特に高齢者の多いところがあります。そうすると、法人とかだとちゃんとその辺のことを継いでいくということは可能なんですけれども、これはある程度、条例の改定ということも考えなければいけないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

指定管理につきましては、特に条例を改正するような状況ではないと思います。

○10番（淵合昌昭議員）

実際、今も申し上げたとおり、公民館の方々の人手不足というのがはっきり出て

いるわけです。その中でいくと、法人とかそういった形の方にそのまま指定管理をしてもらったほうが市としてもそんなに影響はないんじゃないかという気がするんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

指定管理につきましては、企業であっても団体であっても受けられるわけですので、公民館が悪いというところではないというふうに思っております。

○10番（淵合昌昭議員）

私もちょっと聞いたんですけども、大川原峡の問題についてちょっと聞いたんですが、前の森林組合ですが、前回の。本当に例えばキャンプ場の修理があれば、自分のところの木材を持って行って修理したりとか、あるいは、本当に一生懸命やっていたところがあるみたいです。これは私が聞いたんですが、そういうこともあったみたいです。

それで、ここら辺のことは、課長、これは商工観光課長ですね、商工観光課長、森林組合へもう一回行って話をして、してくれませんかということとは言えないですか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今回、指定管理の公募をかけましたときに、指定管理の手を挙げる方がいらっしやらない状態でした。そこで、商工観光課のほうでも、私と担当者を含めて森林組合さんにもお願いに行った事実がございます。そこで組合長さんとも一応お話はさせていただきました。お話をさせていただいた結果なんですけれども、今のところは管理はできないということで返事を頂いたところでございます。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

1回そういうことがあると、なかなか「うん」とは言えないところはありますよね、課長。課長が森林組合のほうへ行ったということなんですけれども、市長、どうでしょうか、こういうこと、直営として今度はやっていくということなんですけれども、どのように見通して直営としてやっていくか考えているか教えてください。

○市長（五位塚剛）

とりあえず、来年の4月からは1年間は運営しなきゃなりませんので、当面の間、1年間は直営としていきますけど、市の職員が直接するということではありません。

○10番（淵合昌昭議員）

市の職員がしないということは、誰がするんですか。

○市長（五位塚剛）

直営と言いましても、市が責任を担ってやりますけど、市の職員はあくまでも全体をまとめながらやっていきますけど、シルバーさんなんかをお願いしてやっていくという方向でとりあえずはしたいというふうに思っております。

○10番（渚合昌昭議員）

すごく心配というか、不安もあります。市長、キャンプ場ですから、キャンプ場。特に今はシーズンオフですけども、夏場になったら相当のお客さんが来ます。その中で、もしいろんな事故とか、あるいは、そういういろんなことが考えられるわけです。そういうことは考えていませんか。あと、シルバーセンターは大丈夫ですか。

○市長（五位塚剛）

森林組合の方であろうと、北校区の方であろうと、シルバー人材センターの方であろうと、事故があってははいけません。だから、事故のないように対応はしてまいります。シルバーだからできないということはないというふうに思っております。

○10番（渚合昌昭議員）

管理的なことですから何とも言えないんですが、今、市長が言ったとおりなんですけれども、いざというときにすぐ受けるということが大条件になると思うんです。そういうことは考えていませんか。

○市長（五位塚剛）

私たちも市の施設を管理してもらうためには、当然、運営の仕方について詳しい話し合いをして事故等が起きないように、もし何かの問題が起きたときはちゃんと連絡は、体制ができるように協定を結んでまいりたいと思いますので、この施設が市民のために、また、利用されるために途中で止めるわけにはいきませんので、当面の間、1年間はこのような直営方式でやっていきたいというふうに思います。

○10番（渚合昌昭議員）

最終的にはどうなるか分かりませんが、課長のほうでも森林組合のほうに行ったということも聞きました。何かの形で何回か足を運んでいただいて、ぜひ森林組合の下に帰っていただくように、厳しいでしょうけれども、ぜひとも情報を取っていただいて、できれば指定管理としてやっていただきたいというのが私の希望です。そういうことで、今日の一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、12月23日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 5時10分

令和4年第4回曾於市議會定例会

令和4年12月23日

(第5日目)

令和４年第４回曾於市議会定例会会議録（第５号）

令和４年12月23日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

１．議事日程

（第５号）

（以下２件一括議題）

第１ 議案第78号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について

第２ 議案第79号 曾於市職員の定年等に関する条例の一部改正について
（総務常任委員長報告）

第３ 議案第83号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
（文教厚生常任委員長報告）

第４ 議案第84号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について
（産業建設常任委員長報告）

第５ 議案第87号 指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）
（文教厚生常任委員長報告）

第６ 議案第88号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）
（産業建設常任委員長報告）

第７ 議案第96号 令和４年度曾於市一般会計補正予算（第９号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

（以下３件一括議題）

第８ 議案第97号 令和４年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につ
いて

第９ 議案第98号 令和４年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）に
ついて

第10 議案第99号 令和４年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第４号）について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下２件一括議題）

第11 議案第100号 令和４年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）
について

第12 議案第101号 令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について
（総務常任委員長・産業建設常任委員長報告）

第13 陳情第8号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書
（総務常任委員長報告）

第14 議会改革調査特別委員会の調査中間報告
（議会改革調査特別委員長報告）

第15 閉会中の継続調査申出について

第16 議員派遣の件

追加
（第5号の1）

第1 発議第7号 岩水豊議員のタブレット使用に関する情報開示の同意を求める決
議案

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	渕合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 吉田竜大 総務係長 梅木康
主任 富永大介

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	中村涼一				
副	市	長	八木達範	教	育	総務課長	鶴田洋一			
副	市	長	大休寺拓夫	学	校	教	育	課長	平千力	
総	務	課	長	今村浩次	生	涯	学	習	課長	竹下伸一

大隅支所長兼地域振興課長	安 藤 誠	農 政 課 長	竹 田 正 博
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
財 政 課 長	上 鶴 明 人	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 務 課 長	山 中 竜 也	耕 地 林 務 課 長	朝 倉 幸 一 郎
市 民 環 境 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
福祉事務所長兼福祉介護課長	笠 野 満		
土 木 課 長	上 集 基 志		
大隅支所産業振興課長	福 満 誠		
財部支所保健福祉課長	上 迫 直 一		

開議 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第78号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第2 議案第79号 曾於市職員の定年等に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

まず、日程第1、議案第78号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び日程第2、議案第79号、曾於市職員の定年等に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

おはようございます。

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案4件、陳情1件を12月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第78号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、2、議案第79号、曾於市職員の定年等に関する条例の一部改正について、以上2議案を一括して報告いたします。

議案第78号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、定年を引き上げるとともに管理監督職勤務上限年齢制限導入等に伴い、関係する条例9件の改正と1件を廃止するための条例を制定するものです。

主な改正点は、令和13年度から定年年齢を65歳にするため、令和5年度より2年に1歳ずつ引き上げるものであるとの説明でありました。

また、60歳に達した日以降、定年前退職者を短時間勤務ポストに再任用させることが可能になるとの説明でありました。

再任用職員の採用期間についての質疑に対し、65歳までとなっているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第78号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

委員長に議案第78、79号を1点質問いたします。

先日の総括質疑で、65歳までの順次引上げの定年延長が制度化されることによって、一つは新規採用者が今後少なくなるのではないかと、影響を受けるんじゃないかという質問に対して、影響を受けるということで、もう既に市の適正化計画では来年度以降、毎年3人から4人通常採用する、少なくなる影響での計画があります。

委員長に質問ですが、一方、今職員が355名から356名であります、これを10年後には320人に減らす市は計画を持っており、特に令和7年度にはもう一気に346名とする計画であります、この職員の定数を減らすことについては、今回の条例改正に伴って一定若干の影響、支障が出るんじゃないかと心配されますが、その点でもし質疑がされていたら御報告をお願いいたします。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

今回については、定年延長に関する件の条例改正でありますので、定数についての質疑はありませんでした。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案2件について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第78号及び議案第79号を一括して採決いたします。

お諮りします。議案2件に対する常任委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第78号及び議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第83号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議案第83号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案6件を12月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第83号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について。

本案は、鹿児島県国保運営方針により保険料（税）水準の統一に向けて算定方式の統一が示されていることから、令和5年度より国保課税方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を廃止して残りの3方式に改正するものです。

所得割、均等割、平等割の税率（額）は無限に組合せが考えられるが、どのような考えの下に決定したのかとの質疑に対し、できるだけ低所得者層の負担増にならないように、具体的には、所得割及び資産割がない高齢者の負担が月額100円以下になるよう何度もシミュレーションを行った。さらに、国保税の総額が現行以下になるように全体的なバランスを考慮して何度も算定したとの答弁がありました。

一般会計からの法定外繰入金は今後どのようなのかとの質疑に対し、今後は段階的に解消されていくとの答弁がありました。

また、資産割のなかった世帯はこれまでより負担増となるのかとの質疑に対し、負担増になるとの答弁がありました。

委員より、市当局及び議会は、国保税の改定に暫定期間を設けるなど、国や県に

意見を伝えるべきであるとの意見がありました。

討論では、徳峰一成議員より、今回の改正は曾於市にとっては資産割のなかった世帯全てが増税となりデメリットが大きい。将来的にマイナスになるとの反対討論がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○11番（今鶴治信議員）

文厚常任委員長に質問いたします。

今回、資産割が廃止になって、所得割、均等割、平等割となるということでございますが、低所得者層には配慮されたという答弁でありましたが、実際上はほとんどの国保世帯は均等割、平等割がかなり上がるんじゃないかと想定するんですが、具体的にどのくらい上がるという説明はなかったのか。

それと、この条例が改定されたら令和5年度からの健康保険税の税率に適用されるのかどうか、質問いたします。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

一番心配されますのが、高齢者層のこれまで、所得の低い世帯それから資産割のなかった世帯ということで、どの程度の影響があるかということが一番の点でありました。

委員長報告でもありましたけれども、ここの方々が100円以下の増額になるということで試算をしているということでございます。

それから、令和5年度からこの方式で移行するという説明であります。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

あと一点、一般会計からのこれまで法定外繰入金が市のほうで対応していただいて、相当、保険税の税率が少し緩和されたと思うところでありますが、今回、法定外繰入金が段階的に解消されていくという答弁であります。どのくらいでめどにされていくのか、今後の検討だと思うんですけど。それと、必ず県連合になったので法定外繰入金はもう絶対個々の自治体で検討することはできないのか、そういう意見はなかったか、伺います。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議論になりました点があります。

一般会計からの法定外繰入金は段階的になくなるという説明でした。ただし、いつまでにそのようになるかというのはまだ決まっていないと、今後の経緯を見守っていきますという答弁でありました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、議案第83号の国民健康保険税条例の一部改正には反対をいたします。

率直に申し上げて、この12月議会に提案されている約40項目の議案の中でこれが最大の、市民にとっては大きな影響を及ぼす最大の議案じゃないかと受け止めており、その立場からの反対討論であります。

本改正案は、これまで国民健康保険は全国的に各市町村が特別会計で運営していましたが、これを国保会計が悪化していることを理由に、政府は各都道府県ごとに県連合に統一する、このため課税方式も統一する。例えば曾於市の場合は、今質疑にあったように4方式の採用でありましたが、これを資産割を来年度から廃止して3方式とするための条例改正でございます。

資産割が、例えば本年度、令和4年度どれだけ課税していたかという約7,000万円であります。ですから、ただいま委員長答弁にもありましたけれども、資産がなかった世帯あるいは所得割がなかった世帯は大きな増税となります。7,000万円をいわば残りの3方式に分割せざるを得ないからでございます。これはおのおの計算をしたら100円で済むのかどうかお分かりだと思います。7,000万円でございます。来年度、再来年度、ずっと約その金額となります。

この点で、現在の市町村の国民健康保険の財政が悪くなっている要因は幾つかありますけれども、一つは、国が、この間、各市町村への交付金を約8%分医療費のカットをしている。そして、いまだに元に戻す、そうした姿勢が見えない。こうした政府のやり方にも、口は出すけれども、しかしお金は出さないといった政府のやり方にも大きな問題と要因があることを私たちは知っていく必要があるかと思っています。

そうした意味で、日本共産党はこのやり方には反対であります。

今後、もし近い将来、曾於市を含む国民健康保険の連合ができますと、曾於市民

にとってはメリットとなるのではなくデメリットとなるのではないのでしょうか。これは、質問でも担当課長もメリットとなるということは言えませんでした。言えないそうした理由があるからでございます。

ただいまの例えば同僚議員の今鶴議員の質問にもありましたけども、本年度、曾於市は国民健康保険会計に2億5,000万円、結果的には1億5,000万円で済みますけれども、繰り入れております。昨年度もそうでありました。2億5,000万円繰り入れることによって、約、平均で1世帯年間4万円、国民健康保険が軽減される、安くなるんです。これが今の政府等の考え方で、将来的には県連合に統一されますと一般会計からの繰入れが理論的にもできなくなる。ですから、4万円、単純化していいですよと増税となる心配、おそれもあります。

また、もう一つは、幾つかありますけども、納入率でございます。曾於市の場合は旧3か町時代から大体96%から97%の国保税の納入率でございます。ところが、最も被保険者が多い、10万人を超えますけども、鹿児島市の場合は93%なんです。ですから、この点だけ考えますと、鹿児島市の被保険者は得をする、曾於市は県平均よりも高いですから、委員会審議でも明らかになりましたが、損をするんです。この問題はどうかと、これはどうすることもできないです。基本的には手直しはできましても、こうしたほかにもありますけれども、大きな曾於市にとっては問題点を抱えた中での今回のいわば政府の方針、レールに乗っかっての条例改正であります。

ですから、プラス・マイナスを考えて、我が曾於市にとって、あるいは議会にとって市民にとっても、これはデメリットのほうが大きいという点が十分心配される状況の中、今回の条例改正には反対であります。

○議長（久長登良男）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久長登良男）

起立多数です。よって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第84号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、議案第84号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

産業建設常任委員会付託事件審査報告。

産業建設常任委員会に付託された議案4件を12月16日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第84号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について。

本案は、曾於市地域振興住宅譲渡条例に基づき、深川団地1戸及び柳迫団地1戸を譲渡することに伴い、関連する規定を改正するため、条例の一部を改正するものです。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第84号を採決します。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は、可決であります。委員長の報

告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第87号 指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、議案第87号、指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）を議題とします。

本案について文教厚生常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第87号、指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）。

本案は、財部温泉健康センターの指定管理者を株式会社メセナ末吉に令和5年4月1日から令和10年3月31日まで指定するものです。

今回の公募による応募者数は2者であり、指定管理選定委員13人中11人による選定基準・評価による点数制による採点を行い、株式会社メセナ末吉を選定したとの説明がありました。

委員より、選考過程について、①応募施設の役員が選考委員として同席している。採点には加わっていないが、最初から除外すべきである。②指定管理料の配点が低い、もっと上げるべきである。③審査時の指定管理料で契約すべきであるとの3点の意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第87号を採決します。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第88号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）

○議長（久長登良男）

次に、日程第6、議案第88号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）を議題とします。

ここで議長席を副議長に交代いたします。

（議長交代）

○副議長（今鶴治信）

地方自治法第117条の規定により久長登良男議員及び渡辺利治議員の退席を求めます。

（久長登良男議員、渡辺利治議員 退場）

○副議長（今鶴治信）

本案については、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

議案第88号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）。

本案は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、曾於市ゆず搾汁センターの指定管理者として株式会社メセナ食彩センターを指定するものです。

令和6年度から同センターの搾汁レーンが増設されるが人員の見通しが立っているのかとの質疑に対し、現在、食彩センターの職員3名を含む10名ほどで対応しており、搾汁機械は現状の4レーンから8レーンになることで作業能率が1.3倍ほど

向上する見込みであるが、季節労働的なものなので、レーンが増えても対応可能であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○副議長（今鶴治信）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

指定管理料の指定の経過について、二、三質問いたします。

これは、いわゆるメセナ食彩センターに対する随意契約であると思うんですけども、確認をさせてください。これが第1点であります。

第2点目、随意契約でありましても5年間に1回の大事なやはりこの指定管理に関する議案でありますので、やっぱり客観的にあるいは厳格にこの間の経過を含めて、取組の経過を含めて客観的に検証をするそうした過程の中での選定が大事じゃないかと言えます。

その点で、今回のこの提案についても、選考委員を設けて、そして点数制でもって点数を行ったのか、そして全体としてその評価点は何点であったのか。当然、その中でいろいろ選考委員からも意見が出されたと思うんです。それを今後にはやはり生かしていくという点も随意契約であっても大事じゃないかということで、どういった意見が出されたのか。まず、1回目でありますけどその辺りについての質疑の経過を報告してください。

○産業建設常任委員長（九日克典）

お答えします。

このメセナ食彩センターにつきましては、本市も出資しており、公的な機関であるということで非公募ということである関係で、点数制とかそういった比較はしなかったところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

非公募であるから点数によるそうした選定はしなかったということであります。それも一つの方法論ではあるでしょうけども。

2回目の質問であります。であったとしても、今後5年間は指定管理者として指定するわけありますので、この間のこの取組を含めて検証するというか、検証することもやはり選考では非常に今後に生かす上で大事じゃないかと言えます。そうした中で、どういった内容のこの選考の過程での意見が出されたのか。今後に生かすという意味で。特に、この搾汁センターについてはいろいろ今回金を掛けて増

設もいたしました。先日の総括質疑でも、今後の考え方については担当課長に私もお聞きいたしました。そうしたいろんな意見があろうと思いますけども、この検証はどういった内容で出されたのか、意見があったら報告してください。

○産業建設常任委員長（九日克典）

メセナ食彩センターに対して非常に期待するところがありまして、新商品開発とか、今までの実績を踏まえて29アイテム、今、商品を持っているということで、今ドレッシングとかそばつゆとか瓶詰めのユズこしょうか、山形屋さんに売り込んでいるというような説明がありました。

以上、期待するところがあるということで、そういった条件がありましたので、審議されましたので報告します。終わりです。

○19番（徳峰一成議員）

随意契約でありましては、当然この選考委員会が開かれておりますけども、選考委員会自体は開かれたんですね。選考委員は何名だったんでしょうか。もう内容はともかくとして、その辺りはやはりしっかりとやるべき点はやるというか、した上でこの随意契約であっても今後5年間指定することが大事じゃないかと言えますけれども、そうした基本的な選考委員会を開いて、そして何名が出席というのを、これを含めてしっかりとされたのでしょうか。したと思うんですけども、質疑がされていたら報告してください。質疑がなかったらもうよろしいです。

○産業建設常任委員長（九日克典）

審議委員会の人数とかそういった内容については、審議がされませんでした。

○副議長（今鶴治信）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今鶴治信）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今鶴治信）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今鶴治信）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第88号を採決します。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は、可決であります。委員長の報

告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、議案第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。

久長登良男議員及び渡辺利治議員の入場を許可します。

（久長登良男議員、渡辺利治議員 入場）

○副議長（今鶴治信）

ここで、議長席を議長と交代します。

（議長交代）

日程第7 議案第96号 令和4年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第7、議案第96号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第96号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財政課関係では、歳入の思いやりふるさと基金繰入金1,200万円の減額についての質疑に対し、にぎわい「そお生」事業の市民祭及び青少年育成費の青少年海外研修派遣事業等の中止に伴うものであるとの答弁がありました。

今回の補正予算の歳入に計上されている4億6,610万円の市債の交付税算入率についての質疑に対し、過疎債、合併特例債は70%、防災対策事業債は30%、災害復旧事業債の現年発生農業用施設・公共土木施設災害復旧事業が95%、一般単独災害復旧事業については47.5%以上になるとの答弁がありました。

大隅支所庁舎整備事業の基本・実施設計業務委託料1,198万円の増額についての質疑に対し、当初計画では支所と公民館の複合施設の計画であったが、図書館を含めた施設に変更、車庫、倉庫等総合的な施設として設計業務委託するとの答弁がありました。

変更後の全体事業費についての質疑に対し、現時点では図書館を含めて算定できていないとの答弁がありました。

委員より、早急に全体事業費を議会に示すよう意見がありました。

また、委託業者の選定方法についての質疑に対し、プロポーザル方式により選定するとの答弁がありました。

委員より、プロポーザル方式については、選定委員に外部の学識経験者等を含めるべきとの意見がありました。

公募やPFI方式による選考はできないかとの質疑に対し、相当の期間を要するので今回は採用しないとの答弁がありました。

総務課関係は、既設支所庁舎ネットワーク設定業務委託料、高岡分団の発電機の盗難被害による備品購入費、消防詰所センサーライト設置業務委託料が主なものです。

企画政策課関係は、南九州畜産獣医学拠点事業の競走馬振興特別事業分の4億1,329万円、周辺整備事業分3,512万9,000円の追加が主なものであります。

誘客を図る乗馬事業の計画運営については、シミュレーションで日本の乗馬人口の推移などの数値を基にしているが、開設後の施設全体の管理費を含め、再度精査するよう意見がありました。

また、クラブハウスと堆肥置場、鶏舎の距離が約70mとのことであり、委員より、臭気の問題や利用者の駐車場の確保、利便性についても明確な説明を求める意見がありました。

市民環境課関係は、クリーンセンター等の電気料の補正が主なものであります。

議会事務局関係は、台湾屏東県里港郷との姉妹盟約締結事前協議の旅費が主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第96号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

福祉介護課関係では、障害者自立支援給付費の返還金が毎年多額となっている理由についての質疑に対し、補助率は国が2分の1、県が4分の1であり、交付決定は12月で、精算方式であるために事業総額が確定してから交付額の差額を返還しているとの答弁がありました。

委員より、過去の実績も参考にしながら概算要求額の検討をしてほしいとの意見

がありました。

保健課関係では、新型コロナウイルス感染症対策事業費の傷病見舞金について、これまで支給していた1人3万円の見舞金は、今年12月31日までの感染者で支給終了するとの説明がありました。

委員より、市民への制度終了の広報を徹底してほしいとの意見がありました。

こども未来課関係では、児童福祉費の子育て世帯生活支援特別給付金の支給世帯数についての質疑に対し、ひとり親世帯分が331世帯526人に支給し、ひとり親世帯以外分が174世帯382人に支給したとの答弁がありました。

また、それぞれの対象世帯数についての質疑に対し、ひとり親世帯が424世帯800人分を見込み、ひとり親世帯以外が500世帯926人分を見込んだとの答弁がありました。

委員より、対象見込人数に対し受給者が少ない。周知方法等に問題があったのではないかとの意見がありました。

教育総務課関係では、末吉小学校改築計画の今後のスケジュールについての質疑に対し、基本構想、基本設計に基づくプロポーザル審査を令和6年2月までに実施予定であるとの答弁がありました。

また、基本構想、基本設計とプロポーザル審査の違いについての質疑に対し、基本構想は教育委員会としての方針を示す仕様書のようなものであり、プロポーザル審査は実際に建設する校舎等の提案をしていただくものであるとの答弁がありました。

委員より、基本構想、基本設計とプロポーザル審査のすみ分けについて今後考慮をすべきではないかとの意見がありました。

岩川小学校跡地の管理についての質疑に対し、今後、郷土資料館として活用される予定であることから、生涯学習課の所管になると思われるとの答弁がありました。

生涯学習課では、末吉総合センター管理費を含む各施設の電気料についての質疑に対し、財政課で一括して来年1月からの新電力について入札を行ったが、応札者がいなかったため不調となった。来年1月から電力契約が成立せず九州電力へお願いすることとなったが、通常の電気料より4割ほど上昇することになったとの答弁がありました。

青少年育成事業の各種事業が中止となり減額されているが、事業を中止した理由についての質疑に対し、コロナの感染状況により事前の準備期間を考慮して中止を決定した。集客をする事業や団体で行動する事業であることから、慎重に判断せざるを得なかったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案についての採決の結果、全会一致で

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

議案第96号、令和4年度曾於市一般会計補正予算（第9号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

畜産課関係では、肥育牛経営緊急支援対策事業及び肉用子牛生産推進緊急支援対策事業について、補正予算（第5号）で追加した事業であるが、対象牛の増により予算が不足したため、追加でお願いするものであるとの説明がありました。

肥育牛及び肉用子牛の事業は5月から10月までの分を対象としていたが、今後この事業をどのように考えているのかとの質疑に対し、11月は前回比6万8,000円の増となったが、前年比ではまだ10万円ほど安い状況である。ただし、国の事業で60万円を下回った場合に交付される事業があり、9月競り市分が事業の対象となった。このような国の事業が出てきたことから、市としては今回の10月分までと考えているとの答弁がありました。

商工観光課関係では、商工総務費のマイナポイント申込支援事務時間外勤務手当についての事務の内容及び手当支給に関する質疑に対し、現在、市民環境課で毎月第2、第4日曜日に行っているマイナンバーカードの休日申請・交付事務において、カードの交付を受けた方がそのままマイナポイントの申請ができるよう商工観光課の職員が支援業務を行っているが、その休日出勤分に対する時間外勤務手当であるとの答弁がありました。

溝ノ口洞穴駐車場用地の取得について、面積が相当広いが何台ぐらいの駐車スペースを想定しているのかとの質疑に対し、駐車場整備は来年度を予定しているが、盛土の関係や令和6年度に予定しているトイレの整備の関係もあり、現時点では25台程度の駐車スペースを想定しているとの答弁がありました。

土木課関係では、現年発生公共土木施設災害復旧費について、市単独災害復旧工事25件1,640万円、公共土木災害復旧工事32件3億5,570万円の工事請負費のほか、それに関連する用地取得費、立木補償及び電柱移転補償が主なものであるとの説明がありました。

耕地林務課関係では、森林環境譲与税事業の林業就業支援講習業務委託料についての質疑に対し、この講習は定員10名で20日間コースとなっており、他県の林業大学校では1年から2年掛けて取る資格を20日間で3種類取ることができ、鹿児島県内でも本市だけとなっている。現在3年目を迎えるが、これによって林業就業者数

が増加しており、その効果が今回の森林環境譲与税の増額に寄与しているとの答弁がありました。

まちづくり推進課関係では、住宅総務費の地域振興住宅譲渡に伴う国庫補助金返還についての質疑に対し、今回譲渡した住宅は平成20年建築で14年経過していた。平成20年度と平成21年度に国の交付金を活用して地域振興住宅を整備しており、今回の譲渡分はその分であった。その交付金についての処分制限期間は24年となっているため、25年を経過すれば返還しなくてもよくなるとの答弁がありました。

農政課関係では、活動火山周辺地域防災営農対策事業の摘採機能付き除灰機の事業導入に当たり、茶畑の面積要件はどのくらいかとの質疑に対し、機械1台当たり5.5haから6.5haぐらい必要であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に3点、産業建設委員長に2点質問いたします。

まず、第1点は、先日の総括質疑また岩水議員も一般質問でも質問がありましたけども、南九州のこの獣医学についての増額分についてでございます。

総額、今回の補正増を含めて27億円からの建設費となっておりますが、一応、総括質疑での市長答弁は、これを上限とするといった答弁でありました。

あわせて、今後、非常に大事なのが運営費でございます。これは、岩水議員が質問されましたけども。私もいろいろこれ調べて、やはり運営については率直に言ってもう見直しが現在の段階で必要じゃないかと、見直しすること自体はもう大変大事なことであり、必要なことであると思っております。

その点で、委員会審議の中でこの運営についての見直しの議論がされたのか、それに対して当局はどういった考え方であったのか、これが質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目は、この大隅支所、補正予算書の53ページであります

が、今回の予算計上でまた先日の総括質疑でも現在分かっているのが総額で11億7,000万円でございます。これも当初の基本計画では7億7,000万円でありましたので既に4億円増えておりますが。あと、今後、図書室あるいは中央公民館と支所を含めた解体費用が含まれておりませんので、当初の事業に比べて約2倍ほどに増えるんじゃないかと考えられます。

この点では、委員長報告でも全体事業費を議会に示すよう意見がありましたとあります。当然の御意見じゃなかったかと思っておりますが。これに対して、当局は何月までにこの全体事業費を、これは財部支所も同様であるんですが、議会に出すような考え方であったのか、報告をお願いいたします。

もう事業計画自体が令和5年度、6年度で基本的な建設は終わるとなっておりますので、当然来年の3月の当初予算の段階で全体事業費を、これは財部支所を含めて議会に示す、これはもう責任と義務があるんじゃないかという立場での質問であります。

それから、第3点目は、委員長報告の中でプロポーザル方式については選定委員に外部の学識経験者等を含めるべきだとの意見がありました。これも大変重要で一つの考え方という立場で、ちょっともう少し詳しくこの点についても報告ができましたら報告をお願いいたします。

次に、産業建設委員長には2点質問をいたします。

一つは、この子牛価格の下落に対して9月競り市分が60万円を下回ったために補助の交付の対象となったということでございます。昨日、12月の今年最後の曾於市の競り市が終わりましたが、例えば昨年の12月と比べても平均13万4,000円1頭当たり安くなっております。13万4,000円。先ほども個人的にも委員長にも申し上げたんですけども、5年前、10年前の子牛の暴落とはやはり意味内容が違うというか、現在の子牛の暴落は一方で異常なほどの飼料の高騰と、飼料高等を伴う下落であるということで深刻であります。

その点で、委員会審議の中でこの60万円を下回ったというのも、一つの目安は目安として、しかしこれだけでは十分曾於市内の畜産農家を救済できない、救えないという問題点が現在ありますので、この点でもし議論が深められていたら、そして特に国に対して意見書として上げるというか、そうした議論はなされなかったのか、曾於市が率先して、議会が国に意見をどんどん上げるというか、そういうのが現時点で非常時大事じゃないかと思っておりますので、委員長の報告をお願いいたします。

それから、もう一つは、林業関係でございます。委員長報告でありますように、森林環境譲与税の中で林業就業支援講習業務委託料としての質疑に対して云々とい

うことで、独自のやり方を曾於市は行っているために森林環境譲与税の増額に寄与しているという答弁がありました。この森林環境譲与税が今後の曾於市の森林関係の重要な財源の一つになりますけれども、その基本的な国の配分の在り方が3方式ありまして、3方式の中で人口割が2分の1、残りの2つが合わせて50%でありますけれども、今回、曾於市が恩恵を受けたといいますか、増額分となったのは国の配分の在り方の中でどの部分が算定基礎として影響して、結果として増額になったのかを報告をしていただきたいと思います。今後に生かす上で報告をお願いいたします。

以上、2点です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

南九州獣医学拠点事業の運営についてであります。当分の間は基金のほうから軽減措置ということで負担を一定額、当初の計画では780万円だったかな、していくという考えであります。

また、経営シミュレーションの中でも、特に馬事業等については、平成22年度の数値を利用して乗馬人口の推移とかを算出しておりますが、平成22年度の全国の乗馬人口として7万988人と、そしてそれを今回の令和3年度の国調人口で割って0.05%と出している数値等についても整合性が取れないんじゃないかなということでの意見が出ております。

なお、将来的には最終的に導入の馬が、競馬の引退馬の預託馬が10頭、その他馬術並びに馬を使った乗馬体験に使う馬を10頭ほどというような計画でしているということでもあります。

また、大隅支所については、委員会でも、事業費が今の段階では出せないということでありましたが、来年プロポーザルを掛ける前に来年の2月ぐらいには総事業費を出したいということでありました。

プロポーザル方式については、執行部内だけの選定ではなくやはり専門的知識を持った方等を入れて取り組むべきではないかというようなことで、具体的に専門家を入れるべきという意見はありましたが、具体的な人選とかいうことについては委員会で質疑はありませんでした。

以上です。

○産業建設常任委員長（九日克典）

国の支援事業が60万円ということですが、それと57万円、これは国の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業という事業で令和4年6月から12月までの期限の対策事業になっているようです。

この分について、農家の生産意欲を下げないために打ち出された金額で、60万円以下は1万円、57万円以下につきましては3万円ということで、これもやっぱり国の事業でございますので、飼料価格とかそういったものではなくて、コロナ対策の事業じゃないかなというふうに、私的なことですが、そういうふうに解釈しております。

森林環境譲与税、これは人口割、面積割、横浜市の、総括質疑でもありましたが、なかなか、これも国の税制調査会で検討されるんじゃないかなということでの答弁がありました。

それから、林業従事者が今130名いますけども、32名林業従事者が増えたということで環境譲与税の増加につながったと、本市は、162名という説明がございました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

1回目分の繰り返しになりますけど、まず総務委員長に、財部の獣医学関連の事業についての今後の運営について見直しがやはり必要じゃないかという点では、委員会でも全体の意見と考えられますけども、それに対して市当局としての考え方は今後見直しを必要なら行いたいといったそういった答弁があったのかの1点であります。

それから、2点目は、大隅支所については、ただいまの委員長の報告では来年の2月頃に一応全体事業費を議会に出したいという、これは当然のことですけれども、ことでの報告がありました。同じく財部支所は今回補正予算出ていないですけども大隅支所と同じ年度に同時期に建設でありますので、当然来年の3月の当初予算までには全体事業費を議会に示すべきだといえますが、その点での質疑がもしあったらお答え願いたいと考えております。

それから、産業建設委員長に2点繰り返し質問いたします。

現在の子牛価格の暴落、今朝ほども畜産課長ともお話ししたんですけども、やはり来年年が明けてからもこれが大きく改善される見通しありません。特に、曾於市の場合は高齢者が繁殖農家についても大きく下支えしておりますが、私の知っている人も結構まあまあ頭数が多いんですけども、もう今後飼育をやめるという人も出ております。

それは、一方で、繰り返しますが飼料高がやっぱり大きく影響しております。子牛の暴落と。ですから、現在の国のずっと長年ついております、いわゆる価格保障制度についても内容の改善が必要じゃないかと。改善が必要だったら、曾於市議会が率先して国に議会で上げるというか、そうしたやはり点が大事じゃないかという

ことを、本日は間に合いませんけれども、今後そうしたより前向きな、やはりいい点はいいい、しかし改善点は改善してもらおうというか、国に対して意見を積極的に上げるというか、そうしたことが大事じゃないかという立場での質問であります。議論がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

それから、森林環境譲与税についても、2回目の繰り返しの質問になりますけれども、一定額増額になったと、これはいいことであります。その国の配分の中でどういった部分がどれだけ増額となったのか、審議をされていればお聞かせ願いたいと考えております。

それを参考にして、どんどん前向きな今後施策を取り入れていくという、そして増額を増やしていくという目的、姿勢のある取組も必要ではないかという立場からの質問であります。もし議論がされていたら報告してください。

以上です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

南九州獣医学拠点事業については、当初の事業計画では2年度にわたって整備をしていくということでありましたが、国の補助事業との兼ね合いで1年で進めるということになった兼ね合いもあるのかとは思いますが、鹿大との運営については協議がまだ協議中で最終的な運営のやり方が決まっていない状況にあるようです。

また、施設整備についても市長のほうからも今後これ以上の増額を見込まないということでありましたが、委員会の中で、追加説明を本日企画政策課のほうに求めた内容によりますと、研究棟内で使う机、椅子等備品関係その他について、今現在、今回の補正予算に含めて出ている予算にプラス県からの地域振興補助金の1億3,000万円と、あとプラスそういう研究施設等で使う費用については、別途開設準備費用として令和5年度に計上したいということで、総額として28億6,000万円ほどになるということで、増えてきておるとの説明でありました。

なお、また委員より出た質問の中に、鳥インフルエンザまた牛の口蹄疫等に関する場内での埋設処分が必要になるということの質疑に対して、埋設場所についてはまだ明確な場所を設定していないということで、これについてもまた費用が加算するのではないかという委員からの意見があったところです。

また、大隅支所については、概算が来年の2月に出るというようなことでありました。

以上です。

○産業建設常任委員長（九日克典）

国の交付金の事業ですけれども、以前は70万円だったというのが60万円に下げら

れて、幅広くその平均価格が全国の平均価格ということで、新聞紙上では野村大臣が地区別の平均を基準にしたほうがいいんじゃないかというようなことで、まだはっきりは決まっていないというようなことでございます。

そういったことで、先ほども言いましたが、国が生産農家の生産意欲を低下させないための国の事業であるということで説明があったところであります。

林業の問題、森林譲与税の問題ですが、令和6年から1人当たり1,000円の徴収が始まるということになると、非常に人口割ということで横浜の場合は面積が少ないですが、非常にこの辺の問題が、やはり先ほども言いましたが税制調査会でもんでいかれて検討されるんじゃないかということであります。

あとは、森の学校で、この環境譲与税については森林整備、担い手育成、こういったものを重点的にやって、最終的には基金は積まないという説明があったようであります。全部森林関係に関するものにその譲与税は使っていきたいという説明があったところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

獣医学関係については、先日、総括質疑で27億円1,000万円について、これを上限としないと市長答弁がありました。最初は26億円ということでありましたけども。

ただいまの2回目の委員長の報告、答弁では、28億6,000万円になるんじゃないかと、あるいは鳥インフルエンザ等も考えたらプラスアルファもあり得るかもしれないという含みの報告でありましたけども、結果的に、先日の総括の27億1,400万円が、もう1億数千万円が僅か2週間の間で変わっております。

ですから、今日はともかくとして今後、市当局は本会議に議事録に残りますので、これは訂正をしていくべきじゃないかということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○17番（渡辺利治議員）

今議会に提案された議案第96号、一般会計補正予算の第9号に賛成の立場で討論

いたします。

台湾里港郷との姉妹盟約締結事前協議は、迅速な対応により年明け早々に現地で交流会の運びとなりましたことは、名誉市民であります故山中貞則先生のゆかりの地であり、さらに発展していくことを願うばかりであります。ただ、今後は市当局での予算措置が望ましいと思います。

コロナ感染症のために市民祭を断念せざるを得なかったことは妥当な判断だったと思っております。

南九州畜産獣医学拠点事業においては、4億3,645万8,000円が提案されており、可決されればさらに目標に近付くこととなります。馬に対してトラック、ホイールローダー、運搬車、合計1,150万円が計上されておりましたが、これ消えております。どこに行ったか、この大金が消えたかは、委員会でも正式な説明はありませんでした。

明けて5年3月完成予定の牛舎でもホイールローダー、フォークリフト、計1,150万円、さらに鶏舎ではホイールローダー350万円、全て総計2,750万円が、議会に対して何の説明なしに消えています。

通常ならば、計画の変更や事業費の増減はしっかりと説明すべきであります。これが議会に対する執行部の本来の姿であります。あの2,750万円はどこへ行ったのか、おかしなぐらいです。皆さん、そう思いませんか。

今回提案されている補正予算委員会資料でも、僅かな金額でも増減分は内容の説明をして議決を求めているではありませんか。機械導入予算の件を問う前に、図面を見て敷料と堆肥舎はあるのに機械棟はありません。雨ざらし日ざらしを避けて長く使用するために農家はほとんど機械倉庫を設けておりますが、機械倉庫について問いただしたところ即答はできず、土木課と協議をして敷料庫の真ん中部分を使うとありましたが、機械を入れることによって仕切り板のないところでは最大400頭分の敷料を賄えないし、まして目的外使用は、補助事業であり堆肥舎同様に認められないと指摘しましたら、牛が満杯になるまでは空きスペースを使用する旨の答弁でした。

また、駐車場確保について不足分は駅周辺を利用していただくとありましたが、当然自前を持つべきであります。

全てのその場逃れ、その間しのぎでそのときだけを切り抜ける、いわゆる小手先だけで議会をかわそうとしています。皆さん小手先だけの意味を考えてください。

公募については、財団法人を立ち上げた後に公募して応札された方々にこの機械棟はついてないと説明するつもりでございましたと答えられております。これほどの事業なのに、市民、議会を愚弄するのにも程があります。

付け加えれば、先ほど委員長の報告にありましたように、病気の発生に関係なく埋設地は隣接に、これ義務付けられております。農家聞き取りでも必ずこれは確認されます。公募については、財団法人設立を3月議会に提案して、議決を得た後に公募するとの答えでしたので、それでは4月までの間、何事もなく遅いのではという疑問を持ち、問いかけましたら、1月あたりに内見会になるものを開くと言われましたが、内見会の意味を考えたときには、私はほぼ決定しているのではないかという問いには否定されました。これは当然当たり前のことであります。

今回提案された補正予算、一部に修正案を出したい気持ちであります。もうこの事業は後戻りも中断も許されない。今となつては前に進むしかないので。執行部は、今回を機に反省すべき点があれば反省し、目標に向かっていくことを願い、断腸の思いでの賛成討論といたします。委員会でももろ手を挙げての賛成でありませんでした。

以上、厳しい賛成討論であります。各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第96号を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第8 議案第97号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第9 議案第98号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

日程第10 議案第99号 令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第8、議案第97号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから日程第10、議案第99号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでの以上3件を一括議題とします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第97号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

今回の補正予算は、普通交付金返還金の追加等によるものが主なものであるとの説明がありました。

一般会計からの繰入金1億円の減額についての質疑に対し、繰越金が2億円を超えたため、一般会計からの繰入金を減額するとの答弁がありました。

その原因については、コロナで所得が減少するのではないかと想定した当初の見込みよりも国保税の収入が増加した。さらに、コロナ禍により医療費も伸びると思われたが想定以下の伸びであり、医療費も減少したため繰越金が増加することになったとの答弁がありました。

委員より、国保基金残高が682円しかない中で繰入金を減額するのではなく、できるだけ基金へ積立てをすべきではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第98号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について。

今回の補正予算は、保険料の追加によるものが主なものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第99号、令和4年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

今回の補正予算は、職員手当等の追加によるものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、議案３件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第97号から議案第99号までの以上３件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案３件に対する常任委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第97号から議案第99号までの以上３件は、委員長の報告のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第11 議案第100号 令和４年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）について

日程第12 議案第101号 令和４年度曾於市水道事業会計補正予算（第４号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第11、議案第100号、令和４年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）について及び日程第12、議案第101号、令和４年度曾於市水道事業会計補正予算（第４号）についてを一括議題とします。

議案２件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第100号、令和４年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）について。

今回の補正の内容については、前年度繰越金の確定による繰入金の減額が主なものでありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

議案第101号、令和4年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について。

本案は、老朽化及び台風14号の影響で使用不能となった橋野浄水場発電機設備を再構築するため、資本的支出の建設改良費のうち取水設備改良費の工事請負費を追加するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第100号及び議案第101号を一括して採決します。

お諮りします。議案2件に対する各常任委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第100号及び議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 陳情第8号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書

○議長（久長登良男）

次に、日程第13、陳情第8号、川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書を議

題といたします。

本件について総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

陳情第8号、川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書。

本陳情は、運転開始からあと数年で40年を迎える川内原発の運転期間延長認可申請について、住民の安心・安全な暮らしが守られるという確証なしに20年運転期間延長は認められないとの決議と国の関係機関への意見書の提出を求める内容であります。

現在、九州電力が原子力規制委員会に運転期間延長認可に係る申請書を提出し、原子力規制委員会において審査中であることや、電力については原子力に頼らざるを得ない現状から、本市議会としては、陳情内容による20年運転期間延長に反対との判断はできないとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会は、本陳情について採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第8号について討論を行います。原案に賛成の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

今朝のマスコミでも報道されていますが、岸田内閣が原発に対する政策をこれまで政府の方針を大きく転換しようとしている中での今回はこの延長反対の中心とした陳情であり、これはもう当然のこととして陳情を採択すべき立場で、この陳情の不採択には反対であります。

○議長（久長登良男）

原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第8号を採決いたします。本案に対する総務常任委員長の報告は不採択であります。本陳情を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立少数であります。よって、陳情第8号は不採択とすることに決しました。

日程第14 議会改革調査特別委員会の調査中間報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第14、議会改革調査特別委員会の調査中間報告であります。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（今鶴治信議員）

議会改革調査特別委員会中間報告書。

本特別委員会は、本市議会の最高規範として制定した曾於市議会基本条例の趣旨を遵守し、議会の在り方について、時代に応じた対応が可能となるよう議会改革を行うため、議員定数等に関する調査分科会と議員任期に関する調査分科会の2つの分科会を設置し、調査を実施しています。令和4年12月19日に委員会を開き、各分科会よりこれまでの主な調査内容について報告がありましたので、曾於市議会会議規則第45条第2項の規定に基づき中間報告をいたします。

議員定数等に関する調査分科会。

調査経過。

第1回分科会。開会日、令和4年4月15日。協議内容、主査及び副主査の選任。

第2回分科会。開会日、令和4年6月24日。協議内容、曾於市議会議員定数の推移について、議員定数の規定等について、県内の市町村及び類似団体の議員定数の状況について、今後の進め方について。

事務調査。

調査日、令和4年8月2日。調査地、京都府京都市。調査内容、地方議会セミナー、議員定数・議員報酬をどのように決定すべきかの受講。

調査内容。

第2回分科会について、本分科会では、調査を進めるに当たり、第2回分科会の協議内容として、まず下記の3項目について確認を行いました。

①本市議会の議員定数の推移について。合併前の各町の議員定数は、末吉町20人、

実数19人、大隅町20人、実数20人、財部町18人、実数17人、計58人、実数56人であったが、平成17年11月に実施された最初の市議会議員選挙においては、各町ごとに選挙区を設け、末吉町12人、大隅町8人、財部町6人の計26人となったところである。その後、平成21年11月に実施された選挙では、各町ごとの選挙区は撤廃され、議員定数は4人減の定数22人となり、平成25年11月の3回目の選挙では、さらに議員定数は2人減の定数20人となり、現在に至っている。

また、投票率については、平成17年の最初の選挙においては79.77%、平成21年は73.94%、平成25年68.51%、平成29年度63.42%、令和3年68.38%となっている。

②議員定数に関する規定等について。議員定数については、平成23年の地方自治法改正により法定上限数（人口5万人未満は26名）が撤廃され、それぞれの市町村において議員定数を条例により定めることとなった。

③県内の市町村及び類似団体の議員定数の状況について。県内19市の議員定数の状況について、人口、面積、議員報酬、決算総額等も含めて確認を行ったほか、近隣市議会においても議会改革の一環として調査特別委員会等で検討されている自治体があることを確認した。その後、本分科会の今後の進め方について協議を行い、議員定数についての基本的な考え方を学び、今後の調査に資するため、議員定数及び議員報酬についてのセミナーを受講することに決定しました。

事務調査について。

地方議会セミナー。地方議会セミナーでは、講師の廣瀬和彦氏、株式会社地方議会総合研究所代表取締役、元全国市議会議長会法制参事による適正な議員定数及び議員報酬の決定手法についての講義を受講しました。

初めに、議員定数については、全国的な地方議会議員の定数や選挙の投票率の推移、無投票選挙の状況などについて説明があり、地方議会議員数の推移については、平成10年は定数6万4,712人であったが、平成16年から平成18年の平成の大合併で急激に減少し、平成26年には定数3万4,130人と約半数にまで減少しているとの説明がありました。

また、投票率の推移については、特に市議会議員選挙の投票率の減少が著しく、昭和26年と比較して44.99%減少したとの説明があり、市議会議員選挙における無投票当選者数の割合は、平成31年で2.7%が無投票であったとの説明がありました。

議会の権能を発揮する議員定数を議論する上での視点としては、1、議事機関として十分な討議体制の確保が必要であること。2、立法機関としての権能を発揮するため少数精鋭であること。3、監視機関として十分なチェック、民意の反映がなされること。以上のことを念頭に置いて検討すべきであるとの説明があり、議員定数改正における議論では、改正をなぜ行うのか、明確な目的・効果を提示した上で

議論する必要があることに注意すべきとの説明がありました。

また、議員定数の算定方式として6つの方式が示され、講師の便宜により、本市を例に6方式で算定した場合の具体例も示されました。

次に、議員報酬については、議員報酬の意義と性質、議員報酬を考えるに当たっての留意点や論点について講義があり、議員定数や議員報酬の議論を進めていく上でも参考とすべきものでありました。

次に、議員任期に関する調査分科会。

1、調査の経過。

第1回分科会。開会日、令和4年4月15日。協議内容、主査及び副主査の選任。

第2回分科会。開会日、令和4年6月4日。協議内容、①今後の計画予定について、②開催時期について。

事務調査。

調査日、令和4年8月3日。調査地、三重県名張市議会。調査内容、議会の自主解散による市長選挙と市議会議員選挙の同日実施に至るまでの経緯について。

2、調査内容。

第2回分科会について。

合併からこれまでの経緯については、合併協議会での協議により議員の任期と定数の在任特例を適用し、平成17年11月30日まで在任特例期間を設けること。在任特例適用後の議会議員の定数を26名にすること。最初の選挙に限り旧町を区域とする選挙区を設けることとした合併協定書が締結されました。このことにより、平成17年7月1日の合併当初は、旧町議会議員の総勢56名により曾於市議会がスタートしました。その後5回の改選がありましたが、在任特例の適用によって市長選挙と市議会議員選挙に約4か月間の差が生じ、4年ごとに2つの選挙が行われてきました。

今回、議員任期に関する調査分科会では、市長選と市議選の同日実施について協議・検討するため、本年3月に議会を自主解散された三重県名張市議会への事務調査を実施することに決定しました。

事務調査について。

三重県名張市議会。名張市は、三重県の西部、伊賀盆地の西南部に位置し、東西10.6km、南北13.1km、面積129.77km²で、県土の2.2%を占め、曾於市の3分の1程度の面積で山地の多い風光明媚な自然に恵まれた地勢であります。明治から昭和にかけ数回の合併を行い、昭和29年3月31日に伊賀市から3万人を編入して市政を施行しています。昭和38年以降は大規模な宅地開発が進み、大阪方面への通勤圏として急速な発展を遂げ、人口は8万5,000人台まで増加しましたが、現在では8万人を割り、減少傾向にあります。

昭和29年の市政施行の際、在任特例で議員任期を5か月延長したため、4月の市長選挙の4か月後となる8月に市議会議員選挙が行われてきました。市民からは、特に高齢化が進む中で同じ年に身近な選挙に2回行くことが面倒であるとか、猛暑の中で投票所に行くことが厳しいとの声が大きくなってきたことから、平成30年3月議会において「名張市議会の解散に関する決議」が上程されましたが、賛成12人、反対7で特別多数決の要件を満たさず否決となりました。賛成理由、費用削減になる、真夏の選挙を改善できる、市民からの要望に応える、投票率の向上につながる、同日選挙での弊害はない。反対理由、時期尚早である、新人候補に不利である、任期を全うすべきである、不祥事を起こしたわけではない。

平成30年3月議会の解散決議否決後は、6月定例会で議員定数を20名から18名に削減する議員定数削減案が上程され、可決されました。令和3年の議会報告会では、多くの地域で同日選挙を要望する声があり、市民から同日選挙を求める要望書の提出もありました。

このような経過を経て、本年3月定例会の最終日に「名張市議会の解散に関する決議」が上程され、起立採決の結果、全員起立し、全会一致で可決し、解散に至りました。

同日選挙の一番のメリットとしては投票率が上がったこと、デメリットとしては新人議員に不利であり、選挙の焦点がぼやけてしまったことなどでした。

同日選挙となった一番の要因としては、市民からの要望が大きかったとのことでした。

議員任期に関する調査分科会分科員の所感。

分科員の所感として次のような意見がありました。

議会は市民のためにあるもの。曾於市議会の健全な在り方に大いに参考にするべきである。

全市民を対象にしたアンケート調査、議会報告会での議論等を実施していた。本市議会も真摯に受け止め、参考にして取り組まなければならない。

メリット、デメリットが考えられる。市長選と市議選には特徴があり、一度同日選挙にすると戻せなくなる。慎重に議論を進める必要がある。

県内や九州管内の同日選挙の状況や、曾於市で同日選挙にした場合の経費削減効果がどの程度になるのか調査をする必要がある。

選挙が別々に行われれば議員の中からも自分の政策を打ち出して市長選に出やすい環境にある。

市長選で落選しても市議選ではトップ当選となり、有権者の中で疑問と批判が生まれるといった両市の共通点がある。

以上で中間報告を終わりますが、本特別委員会では引き続き調査を実施してまいります。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、議会改革調査特別委員会の調査中間報告を終わります。

日程第15 閉会中の継続調査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第15、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第16 議員派遣の件

○議長（久長登良男）

次に、日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会まで、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

（「議長」と言う者あり）

○議長（久長登良男）

土屋議員の発言を許可します。

○13番（土屋健一議員）

許可を頂きましたので発言をさせていただきます。

岩水豊議員のタブレット使用に関する情報開示の同意を求める決議案を提出する

動議をいたします。

(「賛成」と言う者あり)

○議長（久長登良男）

ただいま土屋議員より動議が出されましたが、所定の賛成者がおられますので動議は成立いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は、全員協議会終了後、再開いたします。

議会運営委員会を午後１時より開会しますので、議会運営委員の皆さんは第１委員会室にお集まり願います。

また、全員協議会を議会運営委員会終了後に開会しますので、議員控室にお集まり願います。

休憩 午後 零時０２分

再開 午後 １時２１分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、本案に対して土屋健一議員ほか８名から会議規則第１４条第１項の規定により発議第７号が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議第７号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第１ 発議第７号 岩水豊議員のタブレット使用に関する情報開示の同意を求める決議案

○議長（久長登良男）

追加日程第１、発議第７号、岩水豊議員のタブレット使用に関する情報開示の同意を求める決議案を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により岩水豊議員の退席を求めます。

(岩水 豊議員 退場)

○議長（久長登良男）

提出者の提案理由の説明を求めます。

○13番（土屋健一議員）

発議第7号、岩水豊議員のタブレット使用に関する情報開示の同意を求める決議案。

上記の議案を別紙のとおり曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和4年12月23日。曾於市議会議長久長登良男殿。提出者、曾於市議會議員土屋健一。賛成者、曾於市議會議員原田賢一郎、賛成者、同じく山田義盛、賛成者、同じく鈴木栄一、賛成者、同じく重久昌樹、賛成者、同じく片田洋志、賛成者、同じく出水優樹、賛成者、同じく矢上弘幸、賛成者、同じく徳峰一成。

提案理由、令和4年4月分のタブレット使用に常識を超える量が費やされました。岩水豊議員は、「タブレット使用については、議員活動の一環。入院先に持ち込むのは当然のこと」としています。自らの意思と責任により、市民への説明責任を果たすため、速やかにタブレット使用内容についての開示に同意するよう、決議案を提出するものであります。

決議案を朗読いたします。

岩水豊議員のタブレット使用に関する情報開示の同意を求める決議。

曾於市議會議員は、高い倫理を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること、また、議員は市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚して、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。これらは、曾於市議会基本条例における議員の責務と活動原則として定められています。

しかしながら、令和4年4月分のタブレット使用に常識を超える量が費やされました。その使用量は160.82GBであり、そのうち85%の137.10GBは、岩水豊議員が入院中の11日間に使用されたものであります。岩水豊議員は、「タブレット使用については議員活動の一環。入院先に持ち込むのは当然のこと」と明言しています。

このことは、市民からの負託を受けた議員としての自覚に欠ける行為であるとともに、本市議会の名誉を傷つけ、市民の信頼を著しく失墜させるものであり、道義的、政治的にもその責任は極めて重い。

よって、曾於市議会は岩水豊議員に対して、自らの意志と責任により、市民への説明責任を果たすため速やかにタブレット使用内容についての開示に同意するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年12月23日。曾於市議会。

御採択のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（山中雅人議員）

これは、質問するのは土屋議員に対してでよろしいでしょうか。

それでは、土屋議員に対して1点質問させていただきます。

今回、このようなタブレット使用に関して情報開示の同意を求める決議案が出されたんですけども、正直、私はこれ面食らっておりまして、事前に説明していただかないと単純に困るといったのがあります。急に提案されて出されたんですけども、事前に全協などでこういった決議案に対して検討しているとかそういったことを語るのが筋だと思うんですけども、なぜそれをされなかったのか、1点お伺いいたします。

○13番（土屋健一議員）

事前に説明をしたらどうかという御質問でございました。

物事には順番がございまして、会議規則にのっとってこれを進めたところでございまして、賛成議員の皆様にも説明をし、御同意を頂いたところでありますが、スケジュール上このようになると思っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

1点、関連して質問させていただきます。

スケジュール上とのことなんですけども、定例会の日程自体はもう分かっているわけございまして、それこそ土屋議員がこの政治倫理審査会に提案されたことは事前にもうはるか前からあった話でございますので、事前の全協などに提出するのに何か差し障りなどあったんでしょうか。その点について、スケジュールについて1点お伺いいたします。

○13番（土屋健一議員）

何か差し障りがあったのかということでございますが、やっぱり本会議に発議を申し出るということはかなり重いものなんです。したがって、私なりの下積みというのは必要でございます。ある議員にとっては早々と予告をしてされる人もいらっしゃると思いますが、これは発議者の都合によってよろしいんじゃないでしょうか。

○1番（山中雅人議員）

1点、関連して質問させていただきます。

発議者の都合と言われれば確かに、一言でいえばそれだけの話ではあるのですが。議長も常々から言われていることではありますけども、議会内の話は全会一致ができる限り原則にしよう、するべきであるというふうにおっしゃっておりまして、確

かに性質上全会一致が難しいような案件は常にありますけども、議員間のお話というものはできる限り異論が出ない形で全会一致を求めて下から積んでいくといいでしょうか、そういった努力をするべきであるというふうに思っております。

しかも、今回、賛同者の方お名前ありますけども、本来であればこれは除籍される岩水議員と議長である久長議長を除いた全員がそれこそこういった案件であれば署名を出して出すといったことが、こういった議員間に関する話題の常道だと思うのですが、そういった取組、今回は、発議者の御都合があると思うんですが、されなかった理由について改めて伺いたします。

○13番（土屋健一議員）

発議をされた理由、大変答弁に苦しむわけですが、事前に説明をしてみんなの同意を得て進めたらどうかという趣旨じゃないかと思うんですが。今回、全員で一致決議していただきたいと、そのように願っております。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（上村龍生議員）

土屋議員に質問をいたします。

現在この案件につきましては、政治倫理審査会で審査中の案件であります。したがって、政治倫理審査会との関連、関係についてお尋ねしたいんですけども。

私も文教厚生委員会の常任委員長をさせてもらっています関係で、委員会に付託されて審査中の案件について、本会議上でその動議の形で出されるということに対する違和感というのをちょっと感じているんですが。

今、私たちは政治倫理審査会の中での審査内容を見守っている状況です。したがって、その政治倫理審査会の中でしっかりと審査をされて、その結果はやっぱりどうだったということの報告があるだろうと思うんですが、その途中経過においてこの本会議上で動議を出すということに非常に違和感を感じるんですけども。その辺の考え方をちょっとお尋ねさせてください。

○13番（土屋健一議員）

お答えいたします。

政治倫理審査会、9月議会から今2回開催されたようであります。なかなか前に進まない実態もあるようでございまして、3月議会までにはそろそろ答えが出るのかなというふうに期待は寄せているんです。

その政治倫理審査会の参考にもこの決議はなと思います。何となれば、岩水豊議員が問題ないんだということを明言されておりますので、私どもも問題のないことを願っております。それは証明される以外にないと思うんです。そのことが証明

をされれば政治倫理審査会でも参考にされるし、最終結論にも参考にされると思うんです。ですから、これは曾於市議会が市民に向けたアクションであるということ、そして当事者の岩水豊議員のためにもこれは全員で可決を頂いて、政治倫理審査会のためにも可決を頂きたい、そう願っている次第でございます。

○ 8 番（上村龍生議員）

議員の気持ちはよく理解できるんですけども。

現在、審査会のほうで審査中のことでありまして、まずはそちらのほうでこういう話を出していただいて、その中で一応の結論を出していただいて、本会議上はその後の段階になる、手続、段階的な、段取り的な話をすれば、そちらのほうは私は筋なのではないかなという思いがして質問をいたしました。

まずは、政治倫理審査会での審査内容、結論を待って、それから皆さんの判断を仰ぐ、そちらのほうは筋ではないのかなという意見なんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○ 1 3 番（土屋健一議員）

9月議会で一般質問をいたしました。一般質問をした者、つまり私ですが、相当な電話とか会うたびにこのことの話とか、たくさんございまして、早く曾於市議会は市民の皆様には正しいことを正しく伝えるということが大事だろうと思います。

したがって、市民に向けた今回の発議であるということも御理解頂きたいと思います。

以上です。

○ 8 番（上村龍生議員）

私は、手続的にはおかしいという意見です。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○ 1 6 番（大川内富男議員）

私も上村議員と大体似たような意見なんですけど、私はこの政治倫理審査会のメンバーでもあります。また、その中でまだ政治倫理審査会の結論も出ていない中でこういう動議が出てこういうのが出されたということには、私はちょっと遺憾に思っております。

と申しますのも、今審査中でありまして、右か左かそれとも分からない状況の中でこういう動議が出されますと、そちらに誘導される、そういう可能性があるのが1点。

それから、さきの政治倫理審査会において総務課長をお招きしていろんなことを

お聞きしました。総務課長が弁護士にお聞きになった話やいろいろありまして、その中で憲法やら個人情報保護、プライバシーの保護とかいろいろのことがありまして、これがその法律に守られているということもお聞きしました。その中では、こういうふうに情報開示すればいいんですが、なかなか本人の意思がない限り公開はできない、そういうお話も聞きましたが、この件について土屋議員はどのようにお考えでしょうか。

○13番（土屋健一議員）

実は、我々一般の議員には、今、総務課長の話とかいろいろ言われましたけども、一つも公式な場所で説明を受けたことはございません。

しかし、感じはつかんでいます。個人情報の保護法だと言われますが、そのためにも今回の決議が必要なんです。なぜかと言いますと、本人が同意をすれば全てが回っていくわけなんです。簡単なことなんです。自分では正当性を主張されるわけですから、それを裏付ける行動をされればいい、つまり同意をされれば何ら問題はない。市民の皆さんにも説明が明らかになるだろう、そういう気持ちでおるところでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（渡辺利治議員）

ちょっと話飛びますけど、下から何行目ですか、5、市民からの負託を受けた議員としての自覚に欠ける行為である、あとはいいいです。この点を考えれば、議員皆さん方は全て選挙によって市民の負託に一生懸命応えている実情でございます。それならば、さきの9月定例議会で一般会計補正12億円ぐらいですかね、修正案なしで全てを反対された方がおりました。私に言わせれば、執行部に対する、これは痛烈な批判、これがもしまかり間違っても可決されておれば、全てがストップ、国からの援助もなし、財部高校跡地の解体もなし、畜産の1頭1万円、これもなし、ハード事業であれソフト事業であれ全てが止まります。

こういうことも議会議員としては市民からの負託を受けた議員として自覚に欠ける行為であると思っておりますが、これに関連しての土屋議員の考えを示してください。

○13番（土屋健一議員）

この提案は、情報開示の同意を求める決議案ですから、予算審議とか日頃の議員活動とか、議会あるいは委員会で審議するものとは全く目的が違うと思うんです。

以上、答弁いたします。

○17番（渡辺利治議員）

当然答えがそう来ると思っております。それが本当なんです。それていますから。だけど、議員としてはしっかりと市民の負託に応えるべきである。だから、このように出されたと思いますが。

今、大川内議員が言われたように、総務課長のほうからる説明があったと言われましたけども、この内容についての我々も説明を受けておりませんので、これ以上の判断のしようがないんです。判断のしようのないのをそのまま持っていくということは、平等性に欠けることです。そこら辺りはちゃんとしてから臨むべきなんです。法的根拠がないというのがあれば、それを示さなければならない、反論しなきゃならない、それを示してください。

○13番（土屋健一議員）

決議案の上段に、曾於市議会基本条例における議員の責務と活動原則というのが定められています。それを参考にここに文章化したところでございますが。

要するに、曾於市議会議員は、市民から見たときにおかしいと思われるような行為をしてはいかんということなんです。具体的に言いますと、11日間で137GBということですから、常識を逸脱したことになるんです。だけど、本人は正当性を主張されているわけですから、情報開示に同意されて市民にしっかり説明ができるようにされるのが筋かと思っておりますし、政治倫理審査会でもそのことをぜひ参考にされて決定をされることが一番いい方法だとそういうふうに感じております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

3回目ですので。

法的根拠がまだ今示されていない中でのこの提案ですから、もしよろしければ全協なり開いて全議員に説明をしていただけるような場を持っていかなければ、土屋議員がおっしゃる賛成議員は分かっていたと言いますけど、それはそっちの言い分でありまして、我々は分からない、どう対応するのか。私がここで休憩を求めれば、もし誰か一人賛同してくれれば全協は開かれるんです。

○13番（土屋健一議員）

質問の趣旨が分かりません。私が休憩を取っていただいて全員協議会を開くわけにいかないんです。会議規則というのがありますので。

申し上げます。

令和4年4月分のタブレット使用に常識を超える量が費やされまして。これは再度読むところであります。85%が137.10GBで岩水豊議員が使われているものであるということです。しかし、岩水議員はタブレット使用は正当なものであって議員

活動の一環であると。入院先に持ち込むのは当然のことだと明言をされているわけです。そして、そのことは令和4年9月22日の南日本新聞の取材に答えられているわけです。であれば、自分のためにもこの情報開示にもうお任せしますというぐらいのつもりはあってよろしいんじゃないかと思います。

つまり、申し上げます。政治倫理審査会のためにも本人の弁明のためにも、この開示に同意することは極めて有利であると思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

（何ごとか言う者あり）

○議長（久長登良男）

もう3回質疑が終わりましたので、続行いたします。ほかに質疑はありませんか。

○11番（今鶴治信議員）

私は政治倫理審査委員長の立場でございますが、中立公平的なところで意見を述べさせていただきます、提案者に。

この前、渡辺議員は倫理審査委員に入っていないから事情を理解されていないということ、すごく理解するところでございます。今、上村議員からもありましたけど、山中議員、倫理審査会のまだ審査途中でこういう動議が出されて、先ほど議運で確認したこと、これは認められるということでございますが。

その中で、全てを説明はできませんけど、総務課長の答弁の中に、この開示をできないかという質問の中で、憲法第19条、思想及び良心の自由はこれを侵してはならない。そして、また憲法第21条、集会、結社、表現の自由、通信の秘密、検閲これをしてはならない、通信の秘密はこれを侵してはならないとあります。

先ほど、私は議運の中でもそれに対して法的問題はないかということでありましたが、議会事務局長の説明では、全国議長会に問い合わせたところ、この決議が拘束力はないということで、法的拘束力がないことで大丈夫だということで今開かれておりますが。

しかしながら、我が曾於市議会の議会制民主主義を問うとき、こういう個人的なことを多数決で決める内容なのかということで非常に疑問を提しております。先ほどからあるように、まだ政治倫理審査会で何の答えも出ていないところでございます。

先ほど、途中でありますので報告もしていませんが、土屋議員より、議会活動で当然使ったというような内容の、今度のこれについておりますが、本人は、私がこの前聞いた中では、議会活動の中で議会として持ち込んだけどニュースとかも見てそれを議会活動以外と取られたらそういう内容もあるけどそれは個人的な判断とい

う説明もございました。

まだ審議の途中でありますので、先ほど渡辺議員がおっしゃったようにこの9人の賛同者も何を責任を持ってあなたたちはこれを9人同意されたんですか。議員の身分と名誉がかかっていることであります。こういうことを本会議で多数決で決めることがふさわしいかどうかということを疑問に思っていますが、この点に関して提出者の土屋さんに意見を求めます。

○13番（土屋健一議員）

民主主義は全員賛成というのはあり得ないです。過半数を獲得すれば成立するというのが民主主義ではないかと思います。

過去、この近い、いつの議会と覚えていませんが、曾於市議会でも今までいっぱいありました。例えば倫理条例など、深夜11時50分まで議論をして賛成多数で可決した例がございます。その条例でさえ全員で一致した結論ではなかったと、そのように思っております。

申し上げます。

ここに申し上げた決議案の中で議論をすればいいだろうと思います。だって、皆さん、総務課長の報告とかあるいは岩水議員の弁明とか一切聞いていないところで。したがって、なおかつ、なおそれならここで情報開示に同意されて、政治倫理審査会のためにも本人の釈明のためにも生かされればいいんじゃないかと思います。私も同意されて、全て開示されて、何も疑いがないということを期待しているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

最終的には、個々の議員が決定されることでございましょうけど、私が先ほど議運で確認したところ、この決議案を成立した場合も強制力はないということでございます。そしたら、岩水議員にそれを、本人が同意されれば別なことでございますが。しかしながら、曾於市議会において全国でこれを放送されていますが、憲法第19条、憲法第21条に違反するおそれがあるような決議を本議会でされることに對して本当に皆さんよろしいんでしょうか。

もう一度、土屋議員にお伺いします。

途中の内容は分からないということでございますが、政治倫理審査会では今審査の途中でございます。だから、あえて私も中立対等の立場で話をしているところでございますが、これは明らかに内容の分からない中でこの9人の方々もそれぞれどういう感じで、感じは違うと思いますけど、ただタブレットを開示しないのはけしからんということだけで本会議で多数決で決める問題ではないと私は思っております。

その点について、もう一回、土屋議員に伺います。

○13番（土屋健一議員）

私は本会議で決議しなければ、本人は開示に同意されないというふうに考えております。

あと、もろもろの法的な解釈については、それなりの専門家の方々に御相談申し上げるべきだとそのように考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

（何ごとか言う者あり）

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（瀬戸口恵理議員）

すいません、ちょっとお伺いいたします。

先ほど土屋議員のほうから、曾於市議会議員の政治倫理条例を遅い時間に可決したというふうにおっしゃられていましたが、それが平成31年3月25日の条例だと思います。

こちらのほうに、第8条第7項のほうに、被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならないとありますが、こちらのほうではなぜ対応できないのか、教えてください。

○13番（土屋健一議員）

私は審査会の委員でも役員でもございませんので、分かりません。

今、ただここで申し上げたいのは、質問議員の誤りがございます。ここで申し上げているのは、曾於市議会基本条例における議員の責務と活動原則でございます。第18条でございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先ほどから先輩議員もおっしゃられているように、審査中なのでその中でこちらを出すことがちょっと私も判断に迷うところなんですけれども、それでも必要だとおっしゃってこれを出されるわけでしょうか。

○13番（土屋健一議員）

これは、当事者、岩水豊議員のためにも必要だと思います。政治倫理審査会が協議を進めていく中でも必要事項だと思うんです。本人の同意があるかないかというのは。ですから、何も抵抗することはないじゃないですか、正しいものを答えを導

き出すためには本人が同意することが一番なんです。そういうことで考えておりまして。

もう一つ申し上げます。

市民の皆様には正々堂々と説明すればいいんです。どうせ政治倫理審査会の結果等も出ますし、今日の採決も出ることでしょう。今日の決議案は政治倫理審査会でこうしなさいあしなさいということに一切触れていないんです。同意を本人がされるのが一番ベターだと、そういうことを申し上げているだけのことです。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○1番（山中雅人議員）

それでは、反対の討論をいたします。

理由は2点ございます。

1点目として、先ほど私が質問でやったとおり全員協議会などで情報共有がなされなかったことというのが1点目としてあります。もしも全協などでやっていれば、それこそ総務課長など、外部の法律の専門家など招いて、この件が法的にどういうものなのか熟議を尽くした上で決定することができました。にもかかわらずそういった手を省略したせいで法的にあやふやなまま今回の採決に臨むことになってしまいます。これは大きな問題があると思いますので、1点目の理由として反対です。

2点目として、土屋議員は使ってはいけない場所で使ったということを非常に問題視されているんですけども。私、今回の問題の本質は、使用量でありまして中身ではないと思っております。はっきり申し上げて、ここに賛同された方の中にも2GB以上使った人がおりまして、そこでもこんなに問題になっていなかったのは、結局トータルの枠の中で全体超えなかったから追加の費用が掛からなかった。だから、内々で注意ぐらいでいいですということに収まったわけです。結局、問題の本質は使用量にあるのであって、入院先で使ったとかそういった何で使ったかと、そういったことは問題の本質ではありません。問題の本質ではないことを殊さらにこの本会議場を使いまして議員の議決に載せて、そして議会だよりに載せると、そういったことには私は断固反対いたします。

以上です。

○議長（久長登良男）

賛成の討論はありませんか。

○14番（原田賢一郎議員）

私は、賛成の立場で賛成いたします。

今問題になっているのは2GBとか何とかそういう問題ではございません。要するに、常識を超える使用量、それも3日間のうちに20GBを超えるのが3日間あります。とても説明ができるような使用量ではございません。私たちの調査した中でも市民からこんなことを言われています。おまへたちは議員には甘くて我々市民にはやかましこつ言うよねと。ちゃんとしっかりせんかと。そんなことをたくさんの方々から私たちも今まで言われました。

ですから、やはりここは議員の立場として、やはり私たちは襟を正すべきだという観点から、これはやはりはっきりさせるべきだということで賛成といたします。

○議長（久長登良男）

反対の討論はありませんか。

○8番（上村龍生議員）

反対の立場からの反対討論を行います。

議員が襟を正していくのは当然のことであります。我々は、市民からの負託を受けて議員としての仕事をさせてもらっております。ただ、それは議員としての一定のルールの下でしっかりとやっていくべきことだろうと思っております。

今回の件につきましても、ちょうど政治倫理審査会にこの本件が掛けられている。今日議題になって議論されていることも、これはまずは審査会にかけられている中でこれは議論をされるべき問題だろうと思います。政治倫理審査会の方々は、メンバーは、内容的なことを御承知だろうけども、私たちはその内容は伝わっていません。我々も知らないところです。先ほども申しましたけども、通常の常任委員会でも一緒だと思うんです。委員のメンバーは分かっているけども、最終的には本会議場での報告のときに初めて分かることでありまして、その手続の過程で、私は少なくとも唐突にこの緊急動議が出されてその採決を求められる。内容的に非常に不安定材料が多い。

先ほど山中議員とダブりますけども、それと手続的にはやっぱり逆転しているんじゃないか。委員会の結論を我々は見ってから、それから最終的にはこういう場所が設けられるべきであるという意味で、反対といたします。

○議長（久長登良男）

賛成の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの同僚議員の質疑のやり取りを聞いて、率直に正直に申し上げます。

例えば、山中議員の前もって全協なりを含めて内容について議論するというか全員に知っていただくというのは、私は気持ちは分かります、長年やっていて。一つのやり方だと思っています。

また、上村議員の、まだ過程の中で結論が出ていない段階でと、一般論からいいますとこれも同意できます。一般論からいいますと。これは、第2点目。

3点目は、これまでも本会議で私申し上げたんですけども、そもそもタブレットの曾於市議会における取扱いというのはもう今年で6年目に入っております。6年目に入った今段階でも、タブレット使用についての明確な規定が作られていないんです。作られていない中で今の議論、あるいは政治倫理審査会なんです。

これは、どこに責任があるか。これは、私を含めてそうした明確な規定を作ってこなかった。私個人でいうともう自己の反省がしきりなんですけれども、そうした問題提起を私もこのタブレット関係は正直言って弱いために問題提起を議長にも申し入れてこなかったこの5年間。もうこうした痛切な私は自己反省もあるんです。そうした中での今回の決議案の提案ですけども。

ただ、質疑を聞いて、正直言って提案者の答弁あるいは同僚の原田議員の賛成討論、これは私は非常に重みがあると思っております。同意できます。大局の立場から見て。つまり、市民から見てこの問題をどう受け止めるかという意味において。ですから、政治倫理審査会でこの内容を促進すると、市民の目で促進すると、十分納得いく結論を出していただく。そうした大きな大局の立場から賛成であります。

○議長（久長登良男）

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、発議第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久長登良男）

起立多数です。よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

岩水議員の入場を許可いたします。

(岩水 豊議員 入場)

○議長（久長登良男）

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の本議会におきまして提案をいたしました条例そして補正の予算を含めて、全て可決をしていただきました。感謝申し上げます。

引き続き市民の暮らしを守りながら、また市政発展のために全力を進めてまいりますので、各議員の皆様方の御支援と御協力を心からお願いを申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上をもちまして、令和4年第4回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時08分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 8 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 9 号	曾於市職員の定年等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 6 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 1 0 0 号	令和 4 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 8 3 号	曾於市国民健康保険税条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議 案 第 8 7 号	指定管理者の指定について（財部温泉健康センター）	全会一致 可 決
議 案 第 9 6 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 7 号	令和 4 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 8 号	令和 4 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 9 号	令和 4 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	全会一致 原案可決

産業建設常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 8 4 号	曾於市地域振興住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 8 号	指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）	全会一致 可 決
議 案 第 9 6 号	令和 4 年度曾於市一般会計補正予算（第 9 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 1 0 1 号	令和 4 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 4 号）について	全会一致 原案可決

別紙

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

総務常任委員会

受 理 番 号	受 理 年月日	件 名	陳情者の住所 及 び 氏 名	審 査 報 告
第 8 号	令和4年 8月23日	川内原発の20年延長運 転期間に関する陳情書	曾於市大隅町 岩川7686 黒木 正樹	全 会 一 致 不 採 択

岩水豊議員のタブレット使用に関する情報開示の同意を求める決議案

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月23日

曾於市議会議長 久長登良男 殿

提出者	曾於市議會議員	土 屋 健 一
賛成者	同 上	原 田 賢一郎
賛成者	同 上	山 田 義 盛
賛成者	同 上	鈴 木 栄 一
賛成者	同 上	重 久 昌 樹
賛成者	同 上	片 田 洋 志
賛成者	同 上	出 水 優 樹
賛成者	同 上	矢 上 弘 幸
賛成者	同 上	徳 峰 一 成

（提案理由）

令和4年4月分のタブレット使用に常識を超える量が費やされた。岩水豊議員は、「タブレット使用については、議員活動の一環。入院先に持ち込むのは当然のこと」としている。自らの意志と責任により、市民への説明責任を果たすため、速やかにタブレット使用内容についての開示に同意するよう、決議案を提出するものであります。

岩水豊議員のタブレット使用に関する情報開示の同意を求める決議

曾於市議会議員は、高い倫理を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること、また、議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚して、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないように行動しなければならない。これらは、曾於市議会基本条例における議員の責務と活動原則として定められている。

しかしながら、令和4年4月分のタブレット使用に常識を超える量が費やされた。その使用量は160.82ギガバイトであり、そのうち約85%の137.10ギガバイトは、岩水豊議員が入院中の11日間に使用されたものである。岩水豊議員は、「タブレット使用については、議員活動の一環。入院先に持ち込むのは当然のこと」と明言している。

このことは、市民からの負託を受けた議員としての自覚に欠ける行為であるとともに、本市議会の名誉を傷つけ、市民の信頼を著しく失墜させるものであり、道義的、政治的にもその責任は極めて重い。

よって、曾於市議会は岩水豊議員に対して、自らの意志と責任により、市民への説明責任を果たすため、速やかにタブレット使用内容についての開示に同意するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年12月23日

曾 於 市 議 会